

平成21年度障害者保健福祉推進事業報告書

**知的障害者及び発達障害者のための
福祉用具の開発及び活用に関する調査研究**



平成22年3月

特定非営利活動法人
自閉症サポートセンター

知的障害者及び発達障害者のための福祉用具の開発及び活用に関する調査研究

特定非営利活動法人 自閉症サポートセンター

目 次

はじめに	2
第1章 総括	4
第2章 知的障害者及び発達障害のある人の生活支援機器の利用実態	
2.1 千葉県における生活支援機器の利用実態及びニーズ(アンケート)	11
2.2 知的障害特別支援学校児童・生徒における生活支援機器の利用実態とその背景	42
2.3 自閉症のある子のための携帯型支援用具に求められる外装材料	59
第3章 生活支援機器の利用モニター調査	
3.1 生活支援機器の利用モニター調査(千葉県)	74
3.2 生活支援機器を使い続けるためのヒント(保護者座談会)	91
3.3 療育支援者からの視点(ぐるぐるめろん島座談会)	101
第4章 知的障害及び発達障害のある人の生活支援機器を 給付対象としている市町村	111
第5章 生活支援機器メーカーの開発及び販売の動向	133
第6章 生活支援用具としての木材	
6.1 木材の利用	150
6.2 木材を活用した伝統工芸 - 飛騨の伝統的工芸-	151
6.3 楽器に使われている木材 - バイオリン -	154
第7章 資料	
7.1 研究会記録	159
7.2 知的障害者及び発達障害者のための福祉用具の開発及び活用に関する アンケート調査票	161

はじめに

我々の昨年度の調査「知的障害、精神障害及び発達障害者のための日常生活用具の利用調査」によって、1) 知的障害、精神障害、発達障害においても、有効に使用されている福祉用具があること、2) 市町村は給付判断事例及びその名称などの情報がほしいとしていること、3) 当該福祉用具の関連企業の経営基盤は極めて脆弱であること、しかし一方で4) 積極的に取り組んでいる市町村が存在することが明らかになりました。

本年度は、昨年度に引き続き、知的障害及び発達障害のある人を対象に、日常生活用具の給付対象としてなじむもの、ユニバーサルデザインの用具として整備が必要なもの、マニュアルなど指導書があれば家族が作成可能なものの利用実態を調査することにより、真に日常生活上の困難を改善し、自立を支援し社会参加を促進する用具を提案し、開発から給付までの支援の在り方を提言することを目的とした調査研究を、厚生労働省の平成21年度障害者保健福祉推進事業によって実施しました。

この報告書を読んでいただき、知的障害及び精神障害のある人の支援の一助としていただければ幸いです。

特定非営利活動法人
自閉症サポートセンター
理事長 松井 宏昭

生活環境支援研究会

	氏 名	所 属
代表	松井 宏昭	特定非営利活動法人 自閉症サポートセンター 理事長 独立行政法人 森林総合研究所 木材改質研究領域長
	細田 智子	特定非営利活動法人 自閉症サポートセンター 副理事長
	増澤 高志	生活工房 補助具・福祉機器研究所 代表 京都工芸繊維大学 総合プロセス研究センター 特任准教授
	八藤後 忠夫	文教大学 教育学部 特別支援教育研究室 教授
	永倉 充	文教大学 教育学部 特別支援教育研究室
	杉山 真樹	独立行政法人 森林総合研究所 木材改質研究領域 機能化研究室 主任研究員
	松永 正弘	独立行政法人 森林総合研究所 木材改質研究領域 機能化研究室 主任研究員
	長谷川 良一	岐阜県生活技術研究所 試験研究部長
	若松 かやの	児童デイサービス ぐるぐるめろん島 代表
事務局	富永 文子	発達障害支援室シャル（自閉症サポートセンター）

第 1 章 総括

1. 研究目的

平成18年に障害者自立支援法、バリアフリー新法が施行され、知的障害者、精神障害者及び発達障害者に対しても自立の支援と移動の円滑化について法的な保障がなされたところである。

知的障害及び発達障害においても、コミュニケーション支援や、時間の認識支援、文章の読み取り支援、さらに環境調整のためのパーテーションなど、学校や家庭、就労現場で必需品として有効に取り入れられている福祉用具（以下、「生活支援機器」と言う。）があるものの、これらを日常生活用具の給付品目として指定している自治体は限られている。

我々の昨年度の調査「知的障害、精神障害及び発達障害者のための日常生活用具の利用調査」によって、1）知的障害、精神障害、発達障害においても、有効に使用されている生活支援機器があること、2）市町村は給付判断事例及びその名称などの情報がほしいとしていること、3）当該生活支援機器の関連企業の経営基盤は極めて脆弱であること、しかし一方で4）積極的に取り組んでいる市町村が存在することが明らかになった。

そこで、今年度は、知的障害及び発達障害を中心に、①生活支援機器としての福祉用具の利用実態をさらに詳細に調査するとともに、②自治体の事例、③企業及びユーザーの実態の調査を実施することにより、開発から給付までの支援の在り方を提言する。

2. 調査研究方法

（1）生活環境支援研究会の設置

研究を推進するために、特定非営利活動法人自閉症サポートセンターを事務局とする文教大学、京都工芸繊維大学等の研究者、障害者団体の職員からなる「生活環境支援研究会」を設置した。

代表 松井 宏昭 （特定非営利活動法人 自閉症サポートセンター）

細田 智子 （特定非営利活動法人 自閉症サポートセンター）

増澤 高志 （生活工房 補助具・福祉機器研究所）

八藤後 忠夫（文教大学教育学部特別支援教育研究室）

永倉 充 （文教大学教育学部特別支援教育研究室）

杉山 真樹 （独立行政法人 森林総合研究所 木材改質研究領域）

松永 正弘 （独立行政法人 森林総合研究所 木材改質研究領域）

長谷川 良一（岐阜県生活技術研究所 試験研究部）

若松 かやの（児童デイサービス めろめろん島）

事務局 富永 文子 （特定非営利活動法人自閉症サポートセンター発達障害支援室シャル）

（2）調査研究

研究を推進するために、4つの研究課題を置いた。

①研究課題 1 知的障害者及び発達障害のある人の生活支援機器の利用実態

1）千葉県における生活支援機器の利用実態及びニーズ（アンケート）

2）知的障害特別支援学校児童・生徒における福祉用具の利用実態とその背景

- 3) 自閉症のある子のための携帯型支援用具に求められる外装材料
- ②研究課題2 生活支援機器の利用モニター調査
 - 1) 利用モニター調査（千葉県）
 - 2) 保護者座談会
 - 3) 療育支援者座談会
- ③研究課題3 生活支援機器を給付対象としている先進市町村の実態
- ④研究課題4 生活支援機器メーカーの開発及び販売の動向

3. 調査研究結果及び提案

（1）知的障害及び発達障害のある人の生活支援機器の利用実態

1) 利用者のアンケート調査から

本年度の調査は、平成20年度の調査研究において類型化したグループⅡ（マニュアルなど指導書があれば家族で作成可能）、Ⅲ及びⅣの生活支援機器の中から比較的に一般に知られている支援機器を選定して、全ての研究課題を通して共通した支援機器として取り扱うこととした。

マニュアルなどの指導書があれば家族が作成可能な生活支援機器を代表して「シンボルマーク」、ユニバーサルデザインの機器としてなじむ生活支援機器を代表して「携帯電話」や「イヤーマフ」、「タイマー」、日常生活用具の給付対象としてなじむ生活支援機器を代表して「あのね♪DS」や「パーテーション」について（表総括-1）、千葉県に暮らす知的障害及び自閉症のある人の保護者を対象に、それらの使用頻度や有効性、利用場所、使うきっかけ、支援方法などを聞きだすこととするアンケート調査を実施し、次のことがわかった。

表総括-1 調査研究の対象とした生活支援機器

生活支援機器	開発の形態	利用の主たる目的
Uシンボルシール	マニュアルなどの指導書があれば家族が作成可能な機器	活動の動機づけ
携帯電話	ユニバーサルデザインの用具としてなじむ機器	コミュニケーションを支援
タイムタイマー	ユニバーサルデザインの用具としてなじむ機器	時間管理
イヤーマフ	ユニバーサルデザインの用具としてなじむ機器	不快な刺激を遮断
パーテーション	日常生活用具の給付対象としてなじむ機器	不快な刺激を遮断
あのね♪DS	日常生活用具の給付対象としてなじむ機器	コミュニケーションを支援

昨年度報告した生活支援機器の類型化とその開発及び給付のあり方を支持する結果が得られた。

また、いずれの機器であっても、利用の目的として「活動の動機づけ」となっていることが新しい発見であった。

利用する場所は、家庭及び学校であり、使えるかどうかの判断は、保護者や本人、機器によっては学校の先生も深く関与しており、いずれの装置であっても、みなし期間として一月ほどあれば、使えるかどうかの判断ができることもわかった。

機器の情報は、メーカーからというものはほとんど見られず、学校、療育機関からと言うのがほとんどであった。アンケートの結果から支援機器の情報は利用者サイドからの情報のみで、開発サイドや営業サイドのメーカーからの情報がエンドユーザーに届いていない実態があきらかとなった。これは、メーカーの販促努力が足りないということをも示す。

以下に、アンケートの結果、よく使われている品目を紹介する。

- ・ 「絵カードなどのシンボル」として使われているものは、圧倒的多数が「手作り（手書き、パソコン、写真、広告の切り抜き等）」のシンボルである。
- ・ 「携帯電話」で使用している機能は多様であり、多い順番に、「電話機能」、「カメラ機能」、「メール機能」、「時計機能」がよく使われている。
- ・ 「時間を管理する生活支援機器」として最もよく使われているものは、「キッチンタイマー」であり7割を占めたが、「タイムタイマー」の利用者も2割いる。
- ・ 「不快な音を遮断する生活支援機器」として最もよく使われているものは、「イヤーマフ」であり、次いで、「耳栓」、「携帯用ヘッドホンステレオ（iPod 等）」、「ヘッドホン」である。
- ・ 最もよく使われている「パーテーション」は、「椅子に座ったら見えない程度 120cm 程度のもの」であり、次いで「背の高さより高い 180cm 以上のハイパーテーション」、「卓上タイプで 60cm 以下」である。
- ・ 「VOCA」として使われているものは、「あのね♪DS」、「トークアシスト」、「トーキングエイド」である。

さらに、東日本のX県及び西日本のY県の各3校・計6校の知的障害に関わる公立特別支援学校(養護学校)に通う児童・生徒の保護者 161 人を対象とする「生活支援機器の利用実態調査」によって、X県よりY県の学校の方が、より高い利用傾向がうかがえること、特に「パーテーション」や「イヤーマフ」に関しても高い傾向がうかがえることがわかった。また、この調査においても、今後の生活支援機器の利用に際して、「学校からの情報」が大きく影響を及ぼしていることが明らかになった。

これらのことから、今後、生活支援機器の利用を進めるためには、メーカーと学校との一層の連携が重要であることが示唆された。

2) モニター調査から

モニタリング調査の結果、使用した生活支援機器を家庭で使いこなせた人とそうでなかった人が生じたこと、また、機器の種類によって、保護者のファシリテートだけでは難しく、何らかのアドバイザーの存在が必要であることがわかった。

その要因の一つとして、最初の段階からの専門家の関わりと、課題の設定にあると考察している。今回のモニタリングで使用した生活支援機器を利用目的から分類すると、

- ① 不快な刺激を遮断する「イヤーマフ」と「パーテーション」

② 時間管理や活動を動機づける「シンボルシール」や「タイムタイマー」

③ コミュニケーションを支援する「あのね♪DS」

となる。モニタリングの結論として、①は取り組みやすく成果も出ており、②についても同様であるが、本人の課題やレベルにマッチングした目標と手だてを立てないとうまくいっていない一方で、③は難しく、最初のアセスメントから使用中のアドバイスまで、専門家の介入が必要であったと考えられる。

自主的に使えるようになった人の共通項として次があげられる。

- ・ 使えるまでの期間は一月
- ・ 根気よく使う。
- ・ 保護者などの身近なファシリテーターが、道具の効果、意味をうまく理解できていた。
- ・ 目標の設定や、導入の仕方、使用感などが子どもにうまくマッチングしていた。

さらに、モニターの保護者から、次の指摘があった。

- ・ 発達障害や知的障害の子どもたちには、療育過程や育っていく過程など必要な時期に日常生活用具の給付が必要だが、あまりにも高価である。
- ・ 市町村は、先例がないという理由で、日常生活用具として認めてくれない。
- ・ 使うときに「お試し期間」がないので、子どもが使えるかどうかわからない。
- ・ オーダーメイドなど一人ひとりに合った「使いこなせる」ものがほしいが、それに応える仕組みとなっていない。
- ・ 自分たちでも工夫できるように、シンボルの材料なども簡単に手に入れたり、手作りの手引きみたいなものがほしいが、なかなかいいものがない。
- ・ 大人になっても必要な場合もあるので、見た目に違和感が無いもの（携帯電話の形）で、さらには、学校に持ち込めるように理解が欲しいが、ない。
- ・ 学校はイヤーマフなどは受け入れても、DSなどの電子機器や携帯電話の持ち込みは禁止されている。

（２）市町村の日常生活用具

昨年度の調査から、千葉県をはじめ全国的に見ても、ほとんどの市町村は、知的障害者（児）及び精神障害者へ対応する日常生活用具の給付要綱を定めているにもかかわらず、給付実績が限られている。また、知的障害者（児）の給付品目は頭部保護帽が主なものであり、本人調査で必要性が高かったコミュニケーション支援や、時間の認識支援、文章の読み取り支援、さらに環境調整のためのパーテーションなどの福祉用具を対象とする市町村となるとさらに少ないのが実態である。

一方、知的障害者及び発達障害のある人の日常生活用具の給付品目を、新たに創設、若しくは既存品目の対象を広げている市（大阪府摂津市、神奈川県横浜市、岡山県倉敷市）が存在しており、これらの先進市では共通して下記の取組みがなされていることを確認した。

- ① 当該障害者、家族、関係者からの具体的な要望があったこと
- ② 必要性を客観的に判断し、公平性、整合性、を担保できるシステムが何らかの形で存在す

ること

③ 具体的な要望をくみ上げ、既存のシステムを有効に活かし、つなげる担当者があること
摂津市では、三十年来摂津市の障害を持つ子供と関わってきた心理士の方が、摂津市の障害児（結果として者も含め）のことを経年で把握をしておられ、親、行政それぞれに対して信頼があり、その方の判断に対して納得されるだけの実績がある。

横浜市は、ある特定の個人の専門職が担うのではなく、例えば、総合リハビリテーションセンターでは、関係専門職が、訓練室だけでなく、家庭を訪問するなど幅広い経験をし、対象となる障害児の生活の中での課題を見る目を養う経験が持てる工夫をすると共に、医師が中心となり、個人の蓄積されたカルテを基に判断される。その個人の課題に関係する職種がチームを組み、福祉用具や住宅改造も含めての対応をする仕組みが見られた。

倉敷市においては、総合療育相談センターにおいて、用具の必要性も含めた、専門性を持った判断をする役割を一定果たそうとしておられるのと合わせて、「かがやき手帳」において、対象児の経年の変化と現状がわかる様に工夫をしておられる。

これらは、市町村事業となった日常生活用具の給付事業を市町村がうまく取り組んだ好事例と言える。従来からの社会資源を取り込んで給付のシステム化を図っておられ、生活支援機器を使う上で問題点や課題を解決する上での重要なヒントになるととらえられる。

（３）生活支援機器の開発・販売メーカー

生活支援機器を扱う事業者を対象として開発及び販売に関する実態調査をした結果、大企業も何社かあったが、ほとんどは職員数が 30 人以下の零細企業であった。

調査票回収事業者の 41%が知的障害、発達障害のある人が使用する用具を扱っていたが、売り上げに知的障害及び発達障害のある人の生活支援機器に関する事業が占める割合は 20%未満のところは回答事業者の 5 割を超えており、当該事業だけで、従業員の給与や経費をまかなうことは難しい。知的障害や発達障害の人が使用する生活支援機器は、未だ十分に市場が形成されず、産業としても形成されているとは言い難い状況の中で、各社とも、自社製品による様々な事例や寄せられた声を大きな力にしながらも、この分野のみの収支は完全な赤字体質であること、このため血のにじむような企業努力により、開発、製造、販売を維持しているが、そもそもこの種の用具の開発は、ハイリスク・ローリターンである。さらに、いくつかの社は経営状態からいつ撤退をしてもおかしくない状況に置かれている。

一方で、この分野の市場の今後の拡大を予想する事業者が多く、そのためには、国や自治体の何らかの制度化や、フィッティングや「お試し」も含めての供給システムの構築、また、中間ユーザーも含め、関係者に当該機器に関しての広報のさらなる必要性を求められる。

（４）提案

１）知的障害及び発達障害のある人の生活支援機器

知的障害及び発達障害のある人の生活支援機器について、品目ごとの開発及び支給のあり方を次表のとおり提案する（表総括-2）。

表総括-2 生活支援機器を必要性和利用度に応じて類型化

グループ	品 目	開発及び給付
I. 利用者は多く、必要性も極めて高いグループ	エアコン、電気掃除機、電子レンジ、全自動洗濯機、片付けの小分け整理棚・ロッカー	ユニバーサルデザインとして開発
II. 利用者は多くはないが、一定の人が利用し、必要性は高いグループ	加湿器、デジタルカメラ（付き携帯電話、ソファー、電気ポット、空気清浄器、携帯電話	ユニバーサルデザインとして開発
	スケジュールボード、絵カード	マニュアルなど指導書があれば家族で作成可能
III. 利用者は少ないが、必要性は極めて高いグループ	火災報知機、位置情報（防犯ブザー）機能付き携帯電話、様々な作業マニュアル、自動消火器	日常生活用具として給付
IV. 利用者は少ないが、必要性が高いグループ	発達障害を補う理解補助、学習・就労支援、コミュニケーション支援のための福祉用具	日常生活用具として給付
V. 利用者は少なく、必要性もそれほど高くないグループ	生活支援用具（ADL、IADL）	ユニバーサルデザインして開発

２）国ならびに自治体の対応

知的障害及び発達障害のある人の日常生活用具を給付対象とする市町村が全国的に広がるためには、次のシステムの構築が求められる。

- ① 日常生活用具の項目について支給基準に関わるガイドラインの策定
- ② 用具の見極めも含めた、専門性を確保し、継続的な支援ができ、市町村の規模や条件に合わせた給付システムの確立
- ③ その具体的なイメージとして、「総合相談の窓口」、「専門性をもったアセスメント機関」、「利用者が利用する施設、社会参加の場、地域、家庭での課題を調整する場」の位置付けを確立
- ④ 市場形成のために、ユーザー、中間ユーザー（学校教員、施設職員、医療関係者等）に対しての情報提供及び教示
- ⑤ この分野の機器開発に関わる効果的な助成

３）生活支援機器の開発及び普及

生活支援機器の開発及び普及にあたって次の対応が必要である。

- ① 「時間やことばの理解を助けるもの」、「気持ちなどを伝えるコミュニケーションを助けるもの」について便利な支援機器の開発が必要
- ② 療育過程や育っていく過程の時期にこそ生活支援機器の利用は必要であり、特にこの時期の療育を対象とした機器の開発
- ③ 形状は、「携帯タイプ」で、使うときはまずは「お試し期間」を設定

- ④ スケジュールカードなどについては、お母さん方が工夫できるようにシンボルなどの共通した材料の開発や、手作りするための手引き書などの整備
- ⑤ 使用する際は、最初のアセスメントから使用中のアドバイスまで、専門家の介入が必要
- ⑥ フィッティング、試用（お試し）、用具の給付、アフターフォローに至るまでのトータルな給付システムの構築
- ⑦ ユーザー、中間ユーザー（学校教員、施設職員、医療関係者等）に対して知的障害及び発達障害のある人の生活支援機器に関する情報の提供、教示をするとともに、連携が図れるシステムの構築
- ⑧ メーカーの広報の充実
- ⑨ この分野の用具開発に関わる積極的な助成制度を構築し、そこに、ユーザー、中間ユーザーの参加が可能となるような開発環境の構築

4) 携帯タイプの生活支援機器の開発

知的障害者や発達障害者のための携帯型の生活支援用具の将来的な発展形として携帯電話を想定し、これを3種類の異なる材料（金属、プラスチック、木材）で外装した場合に、各製品に対して自閉症のある子を持つ親が抱くイメージや嗜好性について、セマンティック・ディファレンシャル（SD）法により調査した結果、各種材料を外装として用いた携帯電話に対して障害者の親が抱くイメージは、「耐久性」、「理想の素材観」、「質感」、「表面性」の4因子からなること、さらに材料の表面性状は製品の好意度と購買意図に正の影響を与えていることもわかった。木材特有の表面性状は製品の好意度のみならず、購買意図に正の影響を与えており、“人の心になごみを与える木材の特性”を生かし、生活支援機器の分野にも木材の積極的な活用が望まれる。

（自閉症サポートセンター 松井 宏昭）

第2章 知的障害及び発達障害のある人の生活支援機器の利用実態

2.1 千葉県における生活支援機器の利用実態及びニーズ（アンケート）

1. 研究目的

知的障害及び発達障害において、コミュニケーション支援や、時間の認識支援、文章の読み取り支援、さらに環境調整のためのパーテーションなど、学校や家庭、就労現場で必需品として有効に取り入れられている福祉用具があるものの、これらを障害者自立支援法の日常生活用具の給付品目として指定している自治体は限られている。これらの現状を踏まえ、知的障害者及び発達障害者の福祉用具で、1) 日常生活用具の給付対象としてなじむもの、2) ユニバーサルデザインの用具として整備が必要なもの、さらに3) マニュアルなど指導書があれば家族が作成可能なものの実態を調査することにより、真に日常生活上の困難を改善し、自立を支援し社会参加を促進する用具を提案し、開発から給付までの支援の在り方を提言することを目的としている。

本項では、千葉県A市、B市の手をつなぐ育成会及び自閉症協会、並びに近隣市に暮らす方の保護者、並びにA市及びB市に所在する特別支援学校に通う方の保護者を対象に、知的障害及び発達障害のある人の生活支援機器利用の実態を自記式・他計式質問紙調査法（郵送）により調査、分析した。

2. 昨年度調査（平成20年度）

最初に、昨年度調査した「知的障害、精神障害及び発達障害者のための日常生活用具の利用調査」を概括する。

（1）厚生労働省告示の日常生活用具

平成20年度障害者保健福祉推進事業「知的障害、精神障害及び発達障害者のための日常生活用具の利用調査」によって、国の定める給付等事業の対象となる「厚生労働省告示の用具」6種目に沿って想定される知的障害及び発達障害のある人の生活支援機器（用具）を細分類した結果を、表2-1-1に示す。

表2-1-1 厚労省告示に基づき、知的障害者及び発達障害者のための生活支援機器（用具）の分類

日常生活用具		機能による細分類
厚労省告示	主な対象品目	
1. 介護・訓練支援用具 特殊寝台、特殊マットその他の障害者等の身体介護を支援する用具並びに障害児が訓練に用いるいす等のうち、障害者等及び介助者が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの	・ 特殊寝台（電動・ギャッジアップ） ・ 特殊マット（褥瘡予防） ・ 特殊尿器（自動集尿のものなど） ・ 入浴担架 ・ 体位変換器 ・ 移動用リフト ・ 訓練いす(児のみ) ・ 訓練用ベット(児のみ)	1. 生活訓練支援用具・介護支援用具

2. 自立生活支援用具 入浴補助用具、聴覚障害者用屋内信号装置その他の障害者等の入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具のうち、障害者等が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの	・ 入浴補助用具（浴室内・手すり、バスボード、すのこ、シャワーチェア等） ・ 便器 ・ T字状・棒状のつえ ・ 移動・移乗支援用具（手すり、スロープ、式台等） ・ 頭部保護帽 ・ 特殊便器（洗浄便座一足で操作できるなどのもの） ・ 火災報知機 ・ 自動消火器 ・ 歩行時間延長信号機用小型送信機 ・ 聴覚障害者用屋内信号装置	1. 生活支援(ADL)用具 ・ 食事動作を支援する用具 ・ 歯磨き、洗顔、整髪等の整容動作を支援する用具 ・ 更衣動作支援用具 ・ 排泄動作自立支援用具 ・ 移動動作支援用具 ・ 火災発生の感知・避難を支援する用具 ・ 頭部安全保護具 2. 生活支援(IADL)用具 ・ 調理関連の動作を支援する用具 ・ 買い物及び金銭自己管理関連の動作を支援する用具 ・ 洗濯・掃除・片付け関連の動作を支援する用具 ・ 服薬管理関連の動作を支援する用具 ・ 乗り物利用関連支援用具 3. 理解補助用具 ・ 位置情報を支援する用具 ・ 時間認識を補助する用具 ・ スケジュールや手順の理解を補助する用具 ・ お金の認識補助用具 ・ 数量の認識を補助する用具 4. 学習や就労を支援する用具 5. 自立生活のための環境づくりや刺激を調整するための用具 ・ 視覚の刺激や情報量を調整する用具 ・ 音の刺激や情報量を調整する用具 ・ その他の環境づくりや刺激の情報量を調整する用具 6. 位置情報支援用具
3. 在宅療養等支援用具 電気式たん吸引器、盲人用体温計その他の障害者等の在宅療養等を支援する用具のうち、障害者等が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの	・ 透析液加温器 ・ ネブライザー(吸引器) ・ 電気式たん吸引器 ・ 酸素ボンベ運搬車 ・ 盲人用体温計(音声式) ・ 盲人用体重計	1. 在宅療養等支援用具 ・ 薬関係で ・ 環境・刺激関係で
4. 情報・意思疎通支援用具 点字器、人工喉頭その他の障害者等の情報収集、情報伝達、意思疎通等を支援する用具のうち、障害者等が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの	・ 情報・通信支援用具(携帯用会話補助装置 -VOCA等) ・ 点字ディスプレイ ・ 点字器 ・ 点字タイプライター ・ 視覚障害者用ポータブルレコーダー ・ 視覚障害者用活字文書読上げ装置 ・ 視覚障害者用拡大読書器 ・ 盲人用時計 ・ 聴覚障害者用通信装置	1. コミュニケーション支援用具 ・ 意思表示・相手に理解してもらう

	・聴覚障害者用情報受信装置 ・人工喉頭	
5. 排泄管理支援用具 ストーマ装具その他の障害者等の排泄管理を支援する用具及び衛生用品のうち、障害者等が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの	・ストーマ装具(蓄便袋・蓄尿袋) 紙おむつ ・収尿器	1. 排泄管理支援用具(自立用を除く)
6. 居宅生活動作補助用具 障害者等の居宅生活動作等を円滑にする用具であって、設置に小規模な住宅改修を伴うもの	・介護保険住宅改修と同等(20万円) ・堺市では独自の住宅「改修」の制度有り、対象は知的障害の人も含む	1. 住宅改造 「安全」、わかりやすい、使いやすい空間、環境づくり 介護負担軽減も
7. その他 上記にあてはまらないもの		1. 教材や遊具・おもちゃ 2. 趣味・余暇活動

(2) 平成20年度調査から得られた知見(利用度及び必要性から福祉用具の分類)

下記に、平成20年度の調査研究によって知られた結果を示す。

知的障害者、精神障害者、発達障害者別に全ての品目について、その利用度と必要性の関係をプロットした(図2-1-1～2-1-3)。発達障害者は、他の障害と比べて生活支援機器をより必要とする傾向が有意で示された。利用度については、「知らない」を0点、「使っていない」を1点も、「あまり使っていない」を2点、「どちらともいえない」を3点、「やや使っている」を4点、「よく使っている」を5点とする順序尺度、必要性については、「全く必要ない」を1点も、「あまり必要ない」を2点、「どちらともいえない」を3点、「やや必要である」を4点、「非常に必要である」を5点とする順序尺度で求めた。

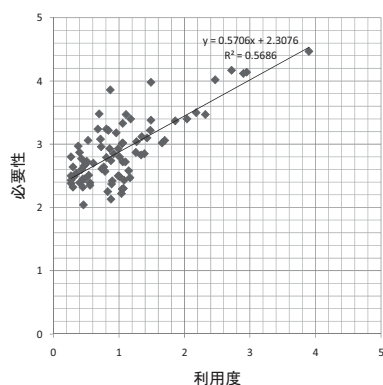


図2-1-1 知的障害者

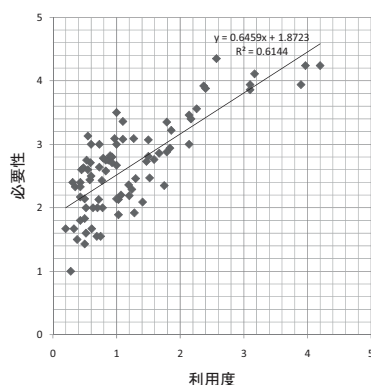


図2-1-2 精神障害者

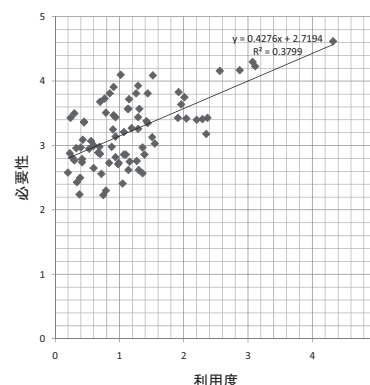


図2-1-3 発達障害者

そこで、発達障害を対象に、利用度及び必要性の関係を類型化し、次の五つのグループに分類した(図2-1-4)。

- I. 利用者は多く、必要性も極めて高いグループ (A、B)
- II. 利用者は多くはないが一定の人が利用し、必要性は高いグループ (C)

- III. 利用者は少ないが、必要性は極めて高いグループ（D）
- IV. 利用者は少ないが、必要性が高いグループ（E、F、Gの一部）
- V. 利用者は少なく、必要性もそれほど高くないグループ（G）

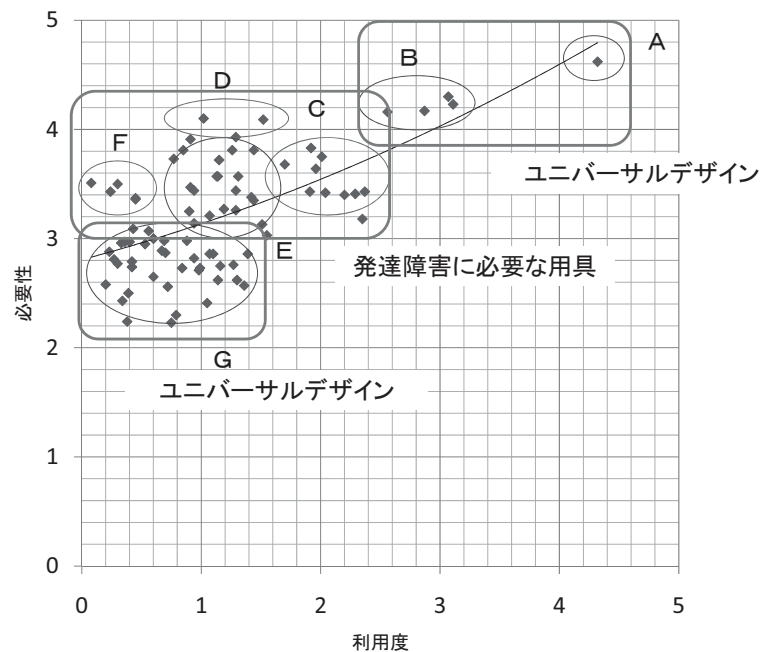


図2-1-4 発達障害のある人の生活支援機器

以下に、平成20年度の調査結果によって生活支援機器を利用度と必要性から類型化したグループを説明する（表2-1-2）。

表2-1-2 発達障害のある人のための生活支援機器

グループ	品 目	開発のあり方
I. 利用者は多く、必要性も極めて高いグループ	エアコン、電気掃除機、電子レンジ、全自動洗濯機、片付けの小分け整理棚・ロッカー	ユニバーサルデザインとして開発
II. 利用者は少なくなく、必要性は高いグループ	加湿器、デジタルカメラ（付き携帯電話、ソファ、電気ポット、空気清浄器、携帯電話	ユニバーサルデザインとして開発
	スケジュールボード、絵カード	マニュアルなど指導書があれば家族で作成可能
III. 利用者は少ないが、必要性は極めて高いグループ	火災報知機、位置情報（防犯ブザー）機能付き携帯電話、様々な作業マニュアル、自動消火器	日常生活用具として給付
IV. 利用者は少ないが、必要性が高いグループ	発達障害を補う理解補助、学習・就労支援、コミュニケーション支援のための生活支援機器	日常生活用具として給付

V.	利用者は少なく、 必要性もそれほど 高くないグループ	生活支援用具（ＡＤＬ、ＩＡＤＬ）	ユニバーサルデ ザインして開発
----	----------------------------------	------------------	--------------------

I. 利用者は多く、必要性も極めて高いグループ（Ａ、Ｂ）

A及びBのグループの生活支援機器はよく使われており、その必要性は極めて高い。障害があってもなくても誰しもが生活をする上で必要な、いわば共用品という位置づけにあると考えられる。ユニバーサルデザインとしての開発が求められる（表2-1-3）。

表2-1-3 利用度及び必要性からみた発達障害者の生活支援機器のグルーピング（１）

グループ	品目	利用度	必要性
A	エアコン	4.32	4.62
B	電気掃除機(操作がシンプルなもの)	2-11	4.23
B	電子レンジ（シンプルな操作のもの）	3.07	4.30
B	全自動洗濯機（シンプルな機能）	2.87	4.17
B	片付けの小分け整理棚・ロッカー	2.56	4.16

II. 利用者は多くはないが一定の人が利用し、必要性は高いグループ（C）

Cグループには、２種類のグループが混在している。

一つは、「加湿器」、「デジタルカメラ（付き携帯電話）」、「ソファەر」、「電気ポット」、「空気清浄器」、「携帯電話」であり、IのA、Bとも共通しており、障害に関わらず使われているものであり、その必要性も高く、ユニバーサルデザインとしての開発が求められる。

一方で、「スケジュールボード」、「絵カード」は、恐らく障害児のご家族が工夫して手作りで作っておられるものであり、発達障害児の家族に広く利用され、かつその必要性が一般に認められていると考えられる。誰もが手作りで製作できる、わかりやすいマニュアルや指導書、さらに市販の製作材料が欲しいところである（表 2-1-4）。

表2-1-4 利用度及び必要性からみた発達障害者の生活支援機器のグルーピング（２）

グループ	品目	利用度	必要性
C	加湿器	2.37	3.43
C	デジタルカメラ（付き携帯電話）	2.35	2-18
C	リラックス感のあるソファەر	2.29	3.41
C	電気ポット	2.20	3.40
C	空気清浄器	2.04	3.42
C	スケジュールボード	2.01	3.75
C	絵カード	1.96	3.64
C	日や曜日の表示がわかりやすく工夫されたカレンダー	1.92	3.83
C	携帯電話、パソコンメール機能	1.91	3.43
C	「P E C S」の絵カード	1.70	3.68

Ⅲ．利用者は少いが、必要性は極めて高いグループ（D）

Dグループは、「火災報知機」、「位置情報（防犯ブザー）機能付き携帯電話」、「様々な作業マニュアル」、「自動消火器」であり、利用者は少ないが、必要性が極めて高い生活支援機器であり、いずれも生命の安全に関するものであり、重要な生活支援機器と考えられ、日常生活用具としての給付が必要である（表 2-1-5）。

表2-1-5 利用度及び必要性からみた発達障害者の生活支援機器のグルーピング（3）

グループ	品目	利用度	必要性
D	火災報知機	1.52	4.09
D	位置情報（防犯ブザー）機能付き携帯電話	1.26	3.81
D	様々な作業マニュアル	1.02	4.10
D	自動消火器	0.91	3.91

Ⅳ．利用者は少ないが、必要性が高いグループ（E、F）

このグループは、発達障害の障害を補う理解補助、学習・就労支援、コミュニケーション支援のための生活支援機器が該当する。Cグループとの違いは、電子機器などハイテクによるものもあり、家族が簡単に工夫して製作することは難しく、制作にあたり専門的な知識や技術を要するものが占める。日常生活用具の定義である、(1) 安全かつ容易に使用できるもので、実用性が認められるもの、(2) 日常生活上の困難を改善し、自立を支援し社会参加を促進するもの、(3) 製作や改良、開発にあたって障害に関する専門的な知識や技術を要するものに、まさしく合致するものである。

利用者は少なくても、その必要性は高く評価されることから、日常生活用具として位置づける必要がある（表2-1-6 & 2-1-3）。

表2-1-6 利用度及び必要性からみた発達障害者の生活支援機器のグルーピング（4）

グループ	品目	利用度	必要性
E	医療等の受診サポートブック	1.44	3.81
E	携帯電話アラーム、お知らせ機能	1.44	3.35
E	パーティーション（ついたて）	1.42	3.38
E	理解や支援を求めるためのワッペン、ペンダント	1.31	3.57
E	コミュニケーション学習用カード	1.29	3.93
E	服薬管理ができる薬入れ	1.29	3.26
E	「わたしの日課」、「マイ時間割」	1.29	3.44
E	電磁調理器	1.19	3.27
E	言葉の学習教材	1.15	3.72
E	「タイムタイマー」	1.14	3.57
E	コミュニケーションボード	1.13	3.57
E	電子辞書（手書き入力できるもの）	1.07	3.21
E	時間と時刻の学習教材	0.91	3.47
E	持ちやすく、利き腕に配慮したハサミ	0.94	2-14
E	コミュニケーションブック	0.94	3.44
E	お金の種類や金額で小分けできる財布	0.90	3.25

E	S S T（生活技能訓練）学習用カード	0.85	3.81
E	視覚支援等シンボル（「PIC」、「PCS」等）	0.77	3.73
E	場面に合わせた声の大きさを知るための音声測定器	0.24	3.43

表2-1-7 利用度及び必要性からみた発達障害者の生活支援機器のグルーピング（5）

グループ	品目	利用度	必要性
F	「タイムログ」	0.45	3.37
F	V O C A（音声出力コミュニケーションエイド）	0.45	3.36
F	P D A利用の携帯用会話補助装置（「あのね」、「トークアシスト」等）	0.30	3.50
F	「ココセコム」	0.08	3.51

さらに、必要性が比較的に低く回答されたGグループに位置するものの、保護者の座談会や、事前調査でリストアップされた生活支援機器（表2-1-8）は、このグループとして位置付けた（G'）（表2-1-8）。

表2-1-8 利用度及び必要性からみた発達障害者の生活支援機器のグルーピング（6）

グループ	品目	利用度	必要性
G'	頭部保護帽	0.99	2.73
G'	イヤーマフ	0.69	2.98
G'	ノイズキャンセラー機能付きヘッドホン	0.67	2.89
G'	スケジュール管理パソコンソフト	0.60	2.65
G'	パソコン支援ソフト（行の強調、読み上げ等）	0.43	3.09
G'	「トーキングエイド」	0.40	2.97
G'	「クウォーターアワーウォッチ」	0.30	2.77
G'	スヌーズレン	0.23	2.88
G'	D A I S Y（アクセシブルな情報システム）	0.20	2.58

V．利用者は少なく、必要性もそれほど高くないグループ（G）

Gグループは、生活支援用具を中心に、利用度は低く必要性もそれほど高くない生活支援機器が中心となる（G'を除く。）。開発においては、ユニバーサルデザインとしての開発が基本になると考える（表2-1-9）。

表2-1-9 利用度及び必要性からみた発達障害者の生活支援機器のグルーピング（7）

グループ	品目	利用度	必要性
G	F A X（画像付き電話機）	1.55	3.03
G	食器洗浄機	1.51	2-13
G	携帯用ヘッドホンステレオ（「iPod」等）	1.39	2.86
G	芳香器（アロマポット）	1.36	2.57
G	砂時計	1.30	2.62
G	その他のヘッドホン	1.27	2.76
G	耳栓	1.16	2.75
G	サングラス（メガネ、カラーコンタクト）	1.14	2.62
G	音波歯ブラシ等の電動の歯ブラシ	1.10	2.86

G	ボタンが大きく操作しやすい電卓	1.07	2.86
G	持ち手など工夫した使いやすいフォーク、スプーン	1.05	2.41
G	滑らない、持ちやすいなど食べやすく工夫された食器	0.98	2.71
G	高さ補助のための足台	0.94	2.82
G	洋式便座カバー(和式トイレを洋式に)	0.88	2.98
G	I C レコーダー等の電子機器	0.84	2.73
G	足温器	0.79	2.30
G	足浴器	0.75	2.23
G	持ちやすく工夫された歯ブラシ	0.72	2.56
G	座位保持補助具(椅子、クッション、足台)	0.70	2.87
G	「箸蔵君」、「楽々箸」等の補助箸	0.60	3.00
G	書きやすい小遣い帳	0.60	3.00
G	位置情報測定機能のある携帯用ゲーム機	0.56	3.07
G	鉛筆等の持ち位置が判る筆記具保持具	0.53	2.95
G	カットアウトや天板傾斜のテーブル	0.42	2.74
G	磁気ボード(簡易筆談器)	0.42	2.79
G	「圧迫感」のあるベスト	0.39	2.50
G	電動爪やすり	0.38	2.24
G	消臭器	0.36	2.97
G	特殊便器(洗浄便座に、大きいボタンのリモコン付き)	0.34	2.43
G	数取り器などのカウンター	0.33	2.96
G	ボタンを押せば紙が必要量出てくるペーパーホルダー	0.27	2.81

3. 本研究の調査方法

本年度の調査は、平成 20 年度の調査研究において類型化したグループⅡ（マニュアルなど指導書があれば家族で作成可能）、Ⅲ及びⅣの生活支援機器の中から比較的に一般に知られている支援機器を選定して、その使用頻度や有効性、利用場所、使うきっかけ、支援方法などを聞きだすことを本調査の目的とした。

調査対象とする品目は、①平成 20 年度調査で類型化したⅡ（マニュアルなど指導書があれば家族で作成可能）、Ⅲ及びⅣ、②平成 20 年度調査の先進市調査で、先進市が給付対象としていた品目、③平成 20 年度調査の企業調査で、企業から紹介のあった商品、④東京都自閉症会ホームページで紹介されている自閉症支援グッズ、⑤児童デイサービス事業所を調査し、推薦のあった品目、⑥平成 20 年度調査の座談会で推薦があったものの 6 種類のリストに加えて、価格を考慮し総合的に判断して次の生活支援機器にしばった（表 2-1-10）。

表 2-1-10 調査対象とした生活支援機器

生活支援機器	平成 20 年度調査		メーカー	価格（円）
	利用度	必要性		
タイムタイマー	1.14	3.57	アクセス	6,284
U シンボルシール	-	-	コムフレンド	3,150
あのね D S	0.30	3.50	ニンテンドー、スリーテン	15,750
イヤーマフ	0.69	2.98	アクセス	6,426
パーティーション	1.42	2.62	生活工房	10,000
どこでもパーティーション	1.42	2.62	生活工房	5,000

表 2-1-10 に示すように、必ずしも利用度は高くないものの（むしろ低いと言った方がよい）、必要性は高いと評価されたこれらの品目を対象として、利用している人を探してピンポイントに情報を収集することとした。

なお、以降の項や章において、マニュアルなどの指導書があれば家族が作成可能な機器を代表して「シンボルマーク」、ユニバーサルデザインの用具としてなじむ機器を代表して「携帯電話」や「イヤーマフ」、「タイマー」、日常生活用具の給付対象としてなじむ機器を代表して「あのね♪DS」や「パーティーション」を調査における共通した生活支援機器の品目として扱うこととした。

郵送による自記式・他計式質問紙法による調査を実施した。質問紙は平成 21 年（2009 年）10 月、千葉県 A 市及び B 市の手をつなぐ育成会及び自閉症協会、並びに管内に設置されている特別支援学校 3 校を通じて約 2000 部を保護者に配布し、11 月中に 193 名分の回答を回収した。

調査対象は、千葉県 A 市、B 市並びに近隣市において、知的障害及び発達障害のある人の家族である。

質問項目は、絵カードなどのシンボル、携帯電話、タイマーなど、時間管理をするもの、イヤーマフや耳栓など不快な音を遮断するもの、パーティーション及びあのね・トークアシストなどのコミュニケーション支援電子機器に対して、使っていた時期、使用頻度、コスト意識、性能、使うきっかけ、使えろと判断した人、有効な支援、使用場所、効果、必要性などについてからなる。使用した調査票は、末尾の資料（第 7 章 7. 2）に添付した。

解析の一部には、統計処理ソフト SPSS17.0J（エス・ピー・エス・エス(株)製）を用いた。

4. 結果及び考察

（１）回答者のプロフィール

回答者のプロフィールを示す（表 2-1-11 ～ 2-1-13）。アンケートはほとんど母親が回答している。

表 2-1-11 回答者の属性

属性	度数	パーセント
父	16	9.9%
母	139	86.3%
その他	6	3.7%
合計	161	100.0%

表 2-1-12 回答者の年齢

年齢	度数	パーセント
30～39	27	16.7%
40～49	83	51.2%
50～59	31	19.1%
60～69	20	12.3%
70～	1	0.6%
合計	162	100.0%

表 2-1-13 回答者の性別

性別	度数	割合
男性	21	13.0%
女性	141	87.0%
合計	162	100.0%

(2) 障害者のプロフィール

次に、障害者のプロフィールを示す（表 2-1-14～表 2-1-17）。

障害者は、就学前から 50 代の方まで分布し、男性 71%、女性 29%であった。

障害種は、「発達障害」が 63%、「精神障害」が 1%、「知的障害」が 95%であった。知的障害の 58%は自閉症など発達障害の合併者であった。

表 2-1-14 障害者の年齢

年齢	度数	割合
～6	2	1.2%
7～12	37	22.8%
13～19	81	50.0%
20～29	19	11.7%
30～39	19	11.7%
40～49	3	1.9%
50～	1	0.6%
合計	162	100.0%

表 2-1-15 障害者の性別

性別	度数	割合
男性	115	70.6%
女性	48	29.4%
合計	163	100.0%

表 2-1-16 障害者の住所

住所	度数	割合
A 市	56	33.3%
B 市	72	42.9%
その他の千葉県	34	20.2%
合計	162	100.0%

表 2-1-17 障害種

障害種	度数	割合
自閉症などの発達障害	103	63.2%
精神障害	2	1.2%
知的障害	154	94.5%
うち自閉症合併	94	57.7%
その他	60	36.8%
その他	3	1.8%
合計	163	100.0%

（３）生活支援機器ごとの利用状況

調査の結果、193 人の回答者のうち、「絵カードなどのシンボル」、「携帯電話」、「タイマーなど時間管理をするもの」、「イヤーマフや耳栓など不快な音を遮断するもの」、「パーテーション」及び「あのね・トークアシストなどのコミュニケーション支援電子機器」を利用している人は、それぞれ、37.3%、51.8%、30.6%、17.6%、10.4%及び2.6%となった（表 2-1-18）。利用者の割合は、平成 20 年度調査である表 2-1-10 の利用度の値とほぼ合致する。

コミュニケーション支援電子機器など回答数が少ないものは、統計的な有意差判定はできないが、単純集計から得られる傾向を比較することとした。

表 2-1-18 生活支援機器の利用者（複数回答）

生活支援機器	度数	割合（%）
絵カードなどのシンボル	72	37.3
携帯電話	100	51.8
タイマーなど時間管理をするもの	59	30.6
イヤーマフや耳栓など不快な音を遮断するもの	34	17.6
パーテーション	20	10.4
あのね・トークアシストなどのコミュニケーション支援電子機器	5	2.6
回答者数計	193	100.0

以下に、生活支援機器ごとの利用状況を比較する。

A. 絵カードなどのシンボル

絵カードなどのシンボルで最もよく使っている（使われた）ものを尋ねた結果、圧倒的多数が「手作り（手書き、パソコン、写真、広告の切り抜き等）」のシンボルを利用していることがわかった。「PIC」や「U シンボルシール」、「PECS の絵カード」を支持する者は極めて限られた（表 2-1-19）。

表 2-1-19 最もよく使っている（使われた）絵などシンボル

シンボル	度数	割合 (%)
手作り（手書き、パソコン、写真、広告の切り抜き等）	65	90.3
P I C	3	4.2
U シンボルシール	2	2.8
P E C S の絵カード	1	1.4
その他	1	1.4
合計	72	100.0

B. 携帯電話

携帯電話で使用している機能は多様であり、携帯電話に備わっている機能を全て利用している人がいることもわかった。使用している機能として多い順番に、「電話機能」88%、「カメラ機能」67%、「メール機能」65%、「時計機能」47%、「アラーム機能」37%、「ゲーム機能」34%、「音楽機能」33%、「計算機機能」28%となった（表 2-1-20）。

表 2-1-20 携帯電話で使用している機能（複数回答）

携帯電話の機能	割合 (%)
電話機能	88.0
カメラ機能	67.0
メール機能	65.0
時計機能	47.0
アラーム機能	37.0
ゲーム機能	34.0
音楽機能	33.0
計算機機能	28.0
ムービー機能	25.0
位置機能	25.0
ウェブ機能	16.0
スケジュール機能	13.0
メモ機能	10.0
ボイスメモ機能	7.0
その他	4.0
度数（人）	100

追加してほしい機能としてあげられた自由記述を原文のまま紹介する。

- ・ 母のものをたまに利用する程度なので、今のところあまりないのですが、絵文字の充実を期待しています。
- ・ 防犯ブザー・録音（1時間くらい。）
- ・ 撮影（1時間くらい）。
- ・ 防犯ブザー、録音機能（30分～1時間位）。
- ・ 地図（GPS）、駅の案内、料金。
- ・ アロマなど、香りがする機能がほしい。
- ・ あまりオプションの多い物は必要ない。人によりなんとも云えないが会話、時計、アドレスを開いて発信、終って切ることができれば家庭との連絡には都合よく便利だと思う。性能はあまり必要とせず、簡単通話専用があると良いと思う。経費がかかるのもっと安くなると助かるのですが・・・。
- ・ 現在 PC サイトの閲覧が可能な機種を使用中なので、これ以上の機能は必要ありません。
- ・ 低価で利用出来る位置機能。
- ・ ゲーム機能の拡張。
- ・ ペナルティー機能、会話の出来る電話機能。
- ・ 電話機能とメール機能だけ使用でき、他は使用できないように設定できるもの。
- ・ もっているだけで、今いる所が親がわかる機能。利用金額内で、利用ストップされる機能。
- ・ 携帯のTV電話の普及化。
- ・ 詳細な利用制限の設定。

C. タイマーなど、時間を管理するもの

時間を管理する生活支援機器として最もよく使っている（使われた）ものを尋ねた結果、「キッチンタイマー」が71%を占めたが、「タイムタイマー」の利用者も19%いることがわかった。その他は、「目覚まし時計」、「掛け時計」、「会話」、「腕時計や携帯」、「ストップウォッチ」、「先生の腕時計」、「くもん式の分数も表示されている壁掛のアナログ時計」、「砂時計」であった（表 2-1-21）。

表 2-1-21 最もよく使っている（使われた）時間を管理する生活支援機器

時間を管理する生活支援機器	度数	割合 (%)
タイムタイマー	11	18.6
キッチンタイマー	42	71.2
その他	6	10.2
合計	59	100.0

「現在使用している」人は6割であり、「以前使っていたが今は使っていない」人が4割いる（表2-1-22）。

表 2-1-22 現在の使用

現在の使用	度数	割合 (%)
使っていない	26	40.6
使っている	38	59.4
合計	64	100.0

時間を管理する生活支援機器が、表2-1-21で示すように「市販品で代替できること」、また表2-1-22で示されるように「長期間の継続使用ではないこと」は、補助対象として考えたときの課題となろう。

D：イヤーマフや耳栓など、不快な音を遮断するもの

不快な音を遮断する生活支援機器として最もよく使っている（使われた）ものを尋ねた結果、「イヤーマフ」が44%を占めた。次いで、「耳栓」21%、「携帯用ヘッドホンステレオ（iPod等）」15%、「ヘッドホン」12%の順番となることがわかった（表2-1-23）。

表 2-1-23 最もよく使っている（使われた）不快な音を遮断する生活支援機器

不快な音を遮断する生活支援機器	度数	割合 (%)
イヤーマフ	15	44.1
耳栓	7	20.6
ヘッドホン	4	11.8
ノイズキャンセラー機能付きヘッドホン	1	2.9
携帯用ヘッドホンステレオ（iPod等）	5	14.7
その他	2	5.9
合計	34	100.0

「現在使用している」人は76%であり、「以前使っていたが今は使っていない人」が24%であった（表2-1-24）。

表 2-1-24 現在の使用

現在の使用	度数	割合 (%)
使っていない	9	24.3
使っている	28	75.7
合計	37	100.0

E：パーテーション

最もよく使っている（使われた）パーテーションを尋ねた結果、「椅子に座ったら見えない程度120cm程度のもの」が50%を占めた。次いで、多い順番に「背の高さより高い180cm以上のハイパーテーション」が25%、「卓上タイプで60cm以下」20%となった。その他は、「特大ダンボール箱」であった（表2-1-25）。

表 2-1-25 最もよく使っている（使われた）パーテーション

パーテーション	度数	割合（%）
背の高さより高い180cm以上	5	25.0
椅子に座ったら見えない程度120cm程度	10	50.0
卓上タイプで60cm以下	4	20.0
その他	1	5.0
合計	20	100.0

「現在使用している」人は4割であり、「以前使っていたが今は使っていない」人が6割もいることがわかった（表2-1-26）。

表 2-1-26 現在の使用

現在の使用	度数	割合（%）
使っていない	12	63.2
使っている	7	36.8
合計	19	100.0

F：あのね・トークアシストなどのコミュニケーション支援電子機器

コミュニケーション支援電子機器として最もよく使っている（使われた）ものを尋ねた結果、「あのね」、「トークアシスト」、「トーキングエイド」が各1人であった（表2-1-27）。

表 2-1-27 最もよく使っている（使われた）コミュニケーション支援電子機器

コミュニケーション支援電子機器	度数	割合（%）
あのね	1	20.0
トークアシスト	1	20.0
トーキングエイド	1	20.0
その他	2	40.0
合計	5	100.0

「現在使用している」人は2人、「以前使っていたが今は使っていない」人は3人であった（表2-1-28）。

表 2-1-28 現在の使用

現在の使用	度数	割合（%）
使っていない	3	60.0
使っている	2	40.0
合計	5	100.0

（４）生活支援機器ごとの利用状況の比較

ここでは、「タイマーなど時間管理をするもの（以下、「タイマー類」と言う。）」、「イヤーマフや耳栓など不快な音を遮断するもの（以下、「イヤーマフ類」と言う。）」、「パーテーション」及び「あのね・トークアシストなどのコミュニケーション支援電子機器（以下、「VOCA類」と言う。）」の利用状況を比較した。

１）使用頻度

いずれの生活支援機器も、毎日使用している人が過半を占めており、使っている人はよく利用していると言える（表2-1-29）。

表2-1-29 使用頻度（現在使っている人）

	タイマー 類	イヤーマ フ類	パーテー ション	VOCA 類
使用頻度 （％）				
一日に何度も	42.1	48.1	66.7	50.0
一日に１回程度	23.7	18.5	11.1	0.0
数日に１回程度	26.3	22.2	11.1	50.0
あまり使わなかった	7.9	11.1	11.1	0.0
度数 （人）	38	27	9	2

２）所有形態

タイマー類、イヤーマフ類、VOCA類では、「購入した」ものが大半を占めるが、パーテーションは、「学校で使われている」とか「段ボール利用」が多数を占めた（表2-1-30）。

表2-1-30 所有形態

	タイマー 類	イヤーマ フ類	パーテー ション	VOCA 類
所有の方法 （％）				
借用している	5.3	8.6	11.1	40.0
購入した	89.5	82.9	22.2	60.0
その他	5.3	8.6	66.7	0.0
度数 （人）	57	35	18	5

３）補助制度の利用

補助制度を利用されている方がイヤーマフ利用者に一人いたものの、その他は全てその他の手段で購入、借用等をしている（表2-1-31）。

表2-1-31 補助制度の利用

	タイマー 類	イヤーマ フ類	パーテー ション	VOCA 類
補助制度の利用 （％）				
利用していない	100.0	96.8	100.0	100.0
利用している	0.0	3.2	0.0	0.0
度数 （人）	53	31	8	3

4) コスト意識

タイマー類や、イヤーマフ類、パーテーションでは、「価格は適切」とする意見が多かったが、使っている機器によって「高い」、「安い」のコスト意識は分かれたようだ（表2-1-32）。

表2-1-32 コスト意識

	タイマー 類	イヤーマ フ類	パーテー ション	VOCA 類
価格 (%)				
安い	31.5	18.2	14.3	0.0
やや安い	3.7	3.0	0.0	0.0
適切	35.2	30.3	42.9	0.0
やや高い	18.5	33.3	14.3	50.0
高い	11.1	15.2	28.6	50.0
度数 (人)	54	33	7	4

5) 性能

回答者が使った生活支援機器はいずれも好意的に評価されている。「非常によい」及び「ややよい」は、タイマーなど時間管理39%、イヤーマフ類60%、パーテーション58%、VOCA類80%となった（表2-1-33）。

表2-1-33 性能

	タイマー 類	イヤーマ フ類	パーテー ション	VOCA 類
性能 (%)				
よくない	0.0	0.0	0.0	0.0
あまりよくない	5.7	6.3	8.3	0.0
どちらともいえない	58.5	34.4	33.3	20.0
ややよい	24.5	40.6	16.7	20.0
非常によい	11.3	18.8	41.7	60.0
度数 (人)	53	32	12	5

6) 生活支援機器を使用している場所

生活支援機器によって使用場所の傾向が異なった（表2-1-34）。

タイマー類のほとんどは、「家庭」95%で使用されている。イヤーマフ類は、「家庭」53%と「学校など日中通っているところ」45%のどちらか一方で使っている人が多く、必ずしも両者で使われているわけではない。その他は、「屋外」等である。パーテーションは、「学校」68%での使用が多く、「家庭」42%でも使われている人がいる。

以上、生活支援は機器によって使われている場所が異なる結果となった。一方、生活する全ての場所で使用されているわけではなく、ファシリテーター（指導者）の存在しだいで使われたり使われなかったりしていることもわかった。

表2-1-34 生活支援機器をしている場所（複数回答）

	タイマー 類	イヤーマ フ類	パーテー ション	VOCA 類
使用場所 （％）				
家庭	95.0	53.0	42.0	60.0
学校など日中通っているところ	17.0	45.0	68.0	20.0
専門機関	0.0	3.0	11.0	20.0
放課後活動、児童デイサービス	2.0	8.0	5.0	0.0
その他	0.0	37.0	0.0	0.0
度数 （人）	58	38	19	5

7) 生活支援機器を使用するきっかけ

生活支援機器を使用するきっかけは、いずれの機器も共通しているものの、きっかけの重要度の違いが見られた（表2-1-35）。

タイマー類を使用するきっかけは、高い順番に、「使用経験者で直接の知人の使用状況」33%、「学校など日中通っているところからの情報」20%、「専門機関からの情報」16%となった。

イヤーマフ類は、「学校など日中通っているところからの情報」32%、「使用経験者で直接の知人の使用状況」19%、「専門機関からの情報」14%、「ネット情報」14%となった。

パーテーションは、多数が「学校など日中通っているところからの情報」65%を支持した。次いで、「使用経験者で直接の知人の使用状況」24%、「専門機関からの情報」18%、「関係情報誌、専門誌」18%となった。

表2-1-35 生活支援機器を使用するきっかけ（複数回答）

	タイマー 類	イヤーマ フ類	パーテー ション	VOCA 類
使用するきっかけ（％）				
使用経験者で直接の知人の使用状況	33.0	19.0	24.0	0.0
メーカーや営業担当者の情報	2.0	3.0	0.0	0.0
ネット情報（家族、当事者のホームページやブログ）	12.0	14.0	6.0	20.0
テレビなどマスコミの情報	6.0	5.0	0.0	20.0
関係情報誌、専門誌	4.0	5.0	18.0	0.0
学校など日中通っているところからの情報	20.0	32.0	65.0	20.0
専門機関からの情報	16.0	14.0	18.0	20.0
放課後活動、児童デイサービスからの情報	2.0	0.0	0.0	0.0
講演会や、機器展での情報	2.0	5.0	6.0	0.0
親の会の情報	8.0	5.0	6.0	0.0
その他	22.0	22.0	12.0	20.0
度数 （人）	51	37	17	5

8) 生活支援機器を使える・使えないと判断した人

生活支援機器を使える・使えないと判断した人は、機器ごとに異なった（表2-1-36）。

タイマー類は、「保護者」85%が圧倒的に多く、次いで「本人」32%、「学校や幼稚園などの先生」13%であった。イヤーマフ類は、「保護者」53%、「本人」53%と過半を占め、「学校や幼稚園などの先生」25%が続いた。パーテーションは、「学校や幼稚園などの先生」58%と多く、次いで「本人」37%、「保護者」32%であった。

表2-1-36 生活支援機器を使える・使えないと判断した人（複数回答）

	タイマー 類	イヤーマ フ類	パーテー ション	VOCA 類
使える・使えないを判断した人（%）				
保護者	85.0	53.0	32.0	60.0
本人	32.0	53.0	37.0	80.0
学校や幼稚園など日中通っているところの先生	13.0	25.0	58.0	0.0
相談機関の先生	4.0	0.0	5.0	0.0
お医者さん	4.0	0.0	11.0	0.0
心理の先生	4.0	0.0	5.0	20.0
放課後活動、児童デイサービスのスタッフ	0.0	0.0	0.0	0.0
その他	2.0	0.0	16.0	0.0
度数（人）	53	36	19	5

9) 継続して日々使えるようになるまでの期間

いずれの生活支援機器も、ほとんどの人が「1カ月未満で使えた」としている（表2-1-37）。

表2-1-37 継続して日々使えるようになるまでの期間

	タイマー 類	イヤーマ フ類	パーテー ション	VOCA 類
使えるまでの期間（%）				
1 か月未満	64.6	90.6	89.5	80.0
1 か月以上 3 カ月未満	16.7	2.1	10.5	0.0
3 か月以上 6 カ月未満	8.3	0.0	0.0	0.0
6 か月以上 1 年未満	2.1	0.0	0.0	0.0
1 年以上	0.0	2.1	0.0	0.0
使えなかった	8.3	2.1	0.0	20.0
度数（人）	48	32	19	5

10) 一度利用していたが今は使っていない人の止めた理由

一度利用していたが今は使っていない人の止めた理由として、タイマー類では、「導入のきっかけとなった課題が解決し不要となった」22%、「子どもの支援に適さなかった」19%、「導入時のサポート、アフターフォロー、ケアが足らなかった」11%が多く、イヤーマフ類では、「導入のきっかけとなった課題が解決し不要となった」が60%の多数を占めた。パーテーションで多い「その他」の回答として多かったのは「学校を変ったので」であった（表2-1-38）。

表2-1-38 一度利用していたが今は使っていない人の止めた理由（複数理由）

	タイマー 類	イヤーマ フ類	パーテー ション	VOCA 類
使用を止めた理由（%）				
子どもの支援に適さなかった	19.0	0.0	0.0	33.0
導入のきっかけとなった課題が解決し不要となった	22.0	60.0	25.0	0.0
導入時のサポート、アフターフォロー、ケアが 足らず、続けられなかった	11.0	0.0	0.0	0.0
壊れた	5.0	0.0	8.0	0.0
維持費がかかる	5.0	0.0	0.0	0.0
使い続けることに根気がなくなった	8.0	10.0	0.0	0.0
学校など、家庭以外で使えなかった	5.0	0.0	8.0	67.0
その他	24.0	30.0	50.0	0.0
度数（人）	37	9	12	3

その他として、①タイマー類では、「大きくなったので、流れができるようになった」、「療育相談が終了したので」、「進学」、「学校で使用していました。先生が変わり、現在は使用していないようです。」、「療育で使用していたが、療育に行くのをやめたため」、「やめることはわかっても、また始めてしまい、キッチンタイマーの特性をいかせなかった」、「わかるようになった」など、②イヤーマフ類では、「耳のまわりが敏感になってできなくなった」、「子供がいやがった」、「つけた時の不快感が強くていやがったのでやめた」、「他の音まで聞こえづらくなっているの、危ないと思った」、「必要なくなった」、③パーテーションでは、「学校で使っていて転校したため」、「療育相談が終了したので、その先生の時のみ使用」、「小学校を卒業したので」、「主に家で使っていたが、引っ越しをきっかけに使わなくなった」、「進学」、「学校で使用していましたが、なくても落ち着いて勉強できるようになったため」、④VOCA類では、「あきたから」。

11) 生活支援機器を使用するための有効な支援方法

生活支援機器を使用する有効な支援方法は、いずれの機器も共通しており、特に「根気よく繰り返して使う」という回答が多かった。

機器別に見ると、タイマー類を使用するきっかけは、高い順番に、「根気よく繰り返して使うこと」54%、「使用経験者で直接の知人の支援」13%、「学校など日中通っているところからの情報」13%となった。イヤーマフ類は、「学校など日中通っているところからの情報」26%、「使用経験者で直接の知人の使用状況」19%、「根気よく繰り返して使うこと」15%となった。パー

テーションは、多数が「学校など日中通っているところからの情報」65%を支持した。次いで、「根気よく繰り返して使うこと」18%となった（表2-1-39）。

表2-1-39 生活支援機器を使用するための有効な支援方法（複数回答）

	タイマー 類	イヤーマ フ類	パーテー ション	VOCA 類
有効な支援方法 （%）				
使用経験者で直接の知人の支援	12.8	18.5	0.0	0.0
メーカーや営業担当者の情報や支援	2.6	3.7	0.0	0.0
ネット情報（家族、当事者のホームページやブログ）	0.0	3.7	0.0	25.0
テレビなどマスコミの情報	0.0	3.7	0.0	0.0
関係情報誌・専門誌	0.0	0.0	0.0	0.0
学校など日中通っているところの支援	12.8	25.9	64.7	25.0
専門機関の支援	2.6	0.0	5.9	0.0
親の会の情報	2.6	0.0	0.0	0.0
講演会や、機器展での情報	0.0	3.7	0.0	0.0
根気よく繰り返して使うこと	53.8	14.8	17.6	50.0
その他	12.8	25.9	11.8	0.0
度数 （人）	39	27	17	4

1 2）生活支援機器を使用した効果

回答者が使った生活支援機器はいずれも好意的に評価されている。「非常によい」及び「ややよい」は、タイマーなど時間管理70%、イヤーマフ類70%、パーテーション84%、VOCA類60%となった（表2-1-40）。

表2-1-40 生活支援機器を使用した効果

	タイマー 類	イヤーマ フ類	パーテー ション	VOCA 類
使用した効果 （%）				
全く効果がない	1.8	2.8	0.0	0.0
あまりない	7.0	2.8	5.3	0.0
どちらともいえない	21.1	25.0	10.5	40.0
ややある	35.1	41.7	31.6	20.0
非常にある	35.1	27.8	52.6	40.0
度数 （人）	57	36	19	5

生活支援機器ごとに使った効果としてあげられた自由記述を原文のまま紹介する。

①タイマーなど時間管理をする機器

- ・ タイマーがおわる→音がする（おしまい）とよくわかったのだと思う。
- ・ 時間を見て作業（宿題等）をする習慣ができました。

- ・ 制限なくやりたがること（ゲームやパソコン）がありました。最初タイマーが鳴ると嫌がりましたが、本人の好きな他の遊びに誘うなどしているうちに、タイマーが鳴ったらおわりとわかるようになった。
- ・ 目安として本人が分りやすい。
- ・ 待つのがとても苦手でしたが、おとなしく待てるようになった。
- ・ 課題に取り組む時、集中力がなくすぐ離席してしまっていたが、タイマーで始まりと終わりを知らせると、着席し、課題に取り組めるようになった。
- ・ タイマーを見て、待てる様になった（短時間だが）。
- ・ 時間が解るようになった。時刻表を見て時間を合わせられるようになった（バス・電車）。
- ・ ちょっとした言葉がけで時計を見ながら行動できる（時間管理）。目覚し、身支度、電車時刻、待ち合わせ、休憩時間、就寝時刻。
- ・ カップラーメンを自分で作るのに3分がはかれないが、これがあると自動的に。
- ・ 学校での昼食が30分で食べられるようになりつつある。
- ・ 本人のクールダウンのめやす。
- ・ 浴室でシャワーを浴びる時間計測。
- ・ 時間がくると次にやるべき行動に移れるようになった。
- ・ 時間を気にするようになり、生活リズムがガラガラしなくなった。
- ・ ゲームやパソコンを約束の時間でピタッとやめられる（「キリが悪い」などと愚痴を言わない）。
- ・ 時間（のこり）についてよくわかるようになって、時間内の過ごし方や使い方を理解できるようになった。ゲームをする時間がきちんと守られるようになった。
- ・ 時間の終わりへの意識が高まった。
- ・ 自分で調理が出来るようになった。
- ・ 音が鳴るよりデジタルや数字に強いので、0になるまで着がえるなど、急げるようになった。
- ・ 朝おきられる。
- ・ こちらも目でみえるので指さしして、いっしょに待とうということを伝えられる待ち時間が本人によくわかる。
- ・ 始まりと終わりがわかる。
- ・ 時間を守ることが出来るようになった。
- ・ ゲームをやる時間を決めて終わらせる。
- ・ 時計を見る意しきがないので音で知らせてもらおうとわかりやすい。
- ・ 終了がいつなのかが明確になり、パニックが少なくなった。
- ・ 時間を守ることができるようになった
- ・ あとどのくらいでという認識ができて見通しができたこと。
- ・ 朝のしたくが計算してできるようになる。
- ・ 現在どこにいるかわかる
- ・ 切り換えや、時間を意識して行動に集中する場面が見られる。
- ・ 自分で設定して時間の管理ができる。特にゲームなどの終了時間、行動の切替がスムーズにできる。

②イヤーマフなど不快音の遮断機器

- ・ うるさくないので、ストレス解消。
- ・ 聴覚過敏があるため、イヤーマフで音の量が少なくなると安心するようです。
- ・ トイレの流水音が苦手で流せなかったのが、イヤーマフをしてからながせるようになった。
- ・ 耳せんをすることで安心するようだ。
- ・ 遮断することで精神的に楽に生活できたのでは。
- ・ 不快な音がしても、イヤーマフを使うと落ち着いて行動ができる
- ・ 不快な音に敏感で乱れることが多かったが、安定していただける。
- ・ 本人にとって不快な声や音を遮断できた。
- ・ 周りには聞こえないので悪い影響はない。本人も気を使わないでよいそうです（音がきこえてないか・・・心配）うるさいと言わないで済む。
- ・ 音楽が好きなので、不快な音を聞かずに、好みの音楽が聞ける。
- ・ 周囲の子どもの奇声を制御したり、苦手な雷の音をがまんすることができた 落ち着く（本人に不快な音や声が軽減されるので）。
- ・ 泣き声が気にならず外出できる。
- ・ 集会などの人の多いところで落ち着いていただける。
- ・ 楽しく音楽を聞く。
- ・ 苦手な大きな音を遮断することで、その音がある場所でも居ることが出来る（乗り物他）。ヘッドホンをしているだけで安心している。
- ・ 行かれなかった花火大会に最後まで楽しめた。ブザーが鳴り終わらないと会場に入れなかったのが入れるようになった。
- ・ 疲れを取りたい時、ゲームに集中したい時、好きなTVを見たい時・・・今までは家族が息をひそめていないと怒っていたが、ヘッドホンを使いだしてからはイライラしなくなった。
- ・ 周囲との関係を一時的に断てるので、気持ちをおちつかせるのに役立つ。不必要な雑音をさけられる。
- ・ 最初は、イヤーマフの使用は出来ませんでしたが、楽になるとわかってからは、自ら使用するようになり、今では手で耳をおさえるだけでも大丈夫になってきました。
- ・ 精神的に不安定な時に人ごみに行く時や、雨の夜に雨音が気になって眠れない時、本人が自ら選んで装着した 今まで行けなかった場所に行けるようになり、行動の幅が広がった。映画館で大迫力の音量を聞くと、騒いだりするので、ヘッドホンを使うことによりわりと落ち着いて見る事ができる。
- ・ 気になる音が少しましになったという。
- ・ 両手が使えるようになった。
- ・ 学校の食堂など、声が気になる場所で使用、落ち着く。
- ・ 学校での使用でしたので、多少イヤーマフのおかげでおちついて活動できた部分もあると思っています。
- ・ 行動範囲が広がった。今まで、行けなかった所にも行ける様になった。
気持ちを落ちつけたい時、静かに一人でいない時にイヤーマフは効果有り。耳せんは運動会の鼓笛で利用したが、本人の困り感（他の音にひきづられる）の軽減に役に立った。

- ・ 落ちついて過ごせた。

③パーテーション

- ・ カームダウンエリアとして。本人の安全確保もできた。
- ・ 集中できる。安心できる。
- ・ まわりの様々な刺激をカットできるので、目の前の事に集中出来る。
- ・ プライベートを子どもが保ててよいと思う（お着がえなど）。リラックス効果もある。
- ・ 着替え等段々大きくなるとどこでも着替えられるわけではなくなるので・・・
- ・ 混乱してパニックを起こすことが減り、自然と依存度も低くなりました。
- ・ 使うことによって、例えば着替えや食事に集中できる。
- ・ まわりの刺激が整理された。
- ・ 気持ちが落ちついて作業に取り組める 物事を集中して見るようになり、落ち着きが出た。本人の集中力、ややあがる。
- ・ 友達のことを気にせず、集中して課題に取り組める。
- ・ 見える物全てが刺激となって情報が整理出来ない時、パーテーションを用いることで目の前に集中でき落ち着くことが出来る。また、広い場所・部屋の中で、パーテーションで区切りをつけ、場所と目的を1対1対応にしてやることで、活動内容が本人に伝わる。
- ・ おちついて授業を受けられるようになったし、集中力もついた。
- ・ 一人になれることで、落ち着けるようです。パニックが、ひどい時はダメでした。今は、パーテーションを無視して自分の場所を作っています。
- ・ 落ち着いて、勉強できるようになりました。
- ・ 落ち着ける。
- ・ 仕事（作業）に集中できる。
- ・ 見られることをいやがることの対処法となった。
- ・ 他の児童の行動が気にならず、集中して物事・学習に取り組める。
- ・ 自分の居場所が確保できる。落ち着ける。
- ・ 気持ちの切り換えがしやすい。

④コミュニケーション支援電子機器

- ・ 子どもが低学年の時に欲しかった機能がありました。絵カード、スケジュール、小さいうちに本人がわかるということです。
- ・ 自分の発音をくり返すことにより、正しい発音、親に質問をすることにより正しい理解が身につく。
- ・ 正しい言葉を学べた。

1 3) 生活支援機器の必要性

回答者が使った生活支援機器はいずれも必要であると評価されている。「非常に必要」及び「やや必要」は、タイマーなど時間管理47%、イヤーマフ類60%、パーテーション84%、VOCA類60%となった（表2-1-41）。

表2-1-41 生活支援機器の必要性

	タイマー 類	イヤーマ フ類	パーテー ション	VOCA 類
必要性 (%)				
全く必要ない	0.0	2.9	0.0	0.0
あまり必要でない	0.0	0.0	5.3	0.0
どちらともいえない	52.7	37.1	10.5	40.0
やや必要	27.3	37.1	31.6	0.0
非常に必要である	20.0	22.9	52.6	60.0
度数 (人)	55	35	19	5

1 4) 生活支援機器への要望

生活支援機器ごとに要望としてあげられた自由記述を原文のまま紹介する。

①タイマーなど時間管理をする機器

- ・ 聴覚過敏があるため、バイズ機能を使っています。本人が選びました。音が出るものでも、タイムログのように音量の調整ができたり、又は好きな音楽を選べるものなら使えることもあります。機能が選べると良いようです。
- ・ もう少ししっかりした素材を使って欲しい。
- ・ 時間が減ることが目で見てわかるわかり易さ、耐久性、使い易さ、時間内に出来た時の「ほめ」や「ごほうび」。
- ・ やはり、格安で手に入る助成金が全障害者の障害の程度をわけたりしないで、全員に助成金を支給しなくては不公平です。カタログ等学校が配り、まとめて買うと安くなるなど、情報の提供、商品の紹介も必要だと思います。
- ・ ”おわりです”と言ってくれたらいいなと思います。タイムタイマーは“見ればわかる”けど“見ないと気づかない”弱点があります。音のON/OFFのきりかえスイッチ等工夫されてはいかがでしょうか？
- ・ よく使う時間（例えば5分とか）をメモリーとして記憶してくれると助かる。
- ・ タイマーを使用するようになったのは、服薬時間を守る事からでした。食後何分と計るのに本人にもわかるような音があれば忘れずに服用できると思ったからでした。家族にもわかり、お互いに忘れなくなり、本人もタイマーの音で自ら飲む習慣が付き、今は自分で管理しています。
- ・ タイムタイマーのように時間の進み方が目に見えるもので、24時間時計のようなものをつくらしてほしいです。12時間1回りの時計では1日の時間の量がわかりにくいです。
- ・ 現在キッチンタイマーに変わるものがたくさんあるのでうらやましくおもいます。使用方法の指導や安価になればもっと使われると思う。
- ・ 本人が自分でセットできるよう単純なもの。画面やボタンがはっきりしていて見やすいもの。後ろにつける立てかけるバーが閉じやすいので、倒れやすい。
- ・ タイマーに関する知識がないので、こまかい所はわかりませんが、キッチンタイマーだと音がうるさすぎて音が鳴るのがこわくて切ってしまう。タイムタイマーは、手でさわる。音がきこえないので、全くきづいていない。優しいオルゴール音や、好きな音楽がとり入れられる

形で、デジタル形式のもの、うちは他の子と違うのをすごく気にするので、持ってもかっこよくて、コンパクトで自分で使いたいなと思えるものを作ってほしい！！です。ぜひたくですが、よろしくお願いします！ 特別支援級での活用、先生たちへの情報提供。

- ・ 一つの動作に対して、集中力に欠ける時、時間のかかる時に、視覚的目安として使用すると、明らかによい効果がでる。（ピッピッピッと音が、音楽（心地よい） だといいなと思います。
- ・ 時間がきたら音が鳴るだけでなく、光が点灯（又は点滅）して、視覚にもわかるようにする。
- ・ 時間が0分になる5分前ぐらいに誰でも気づけるお知らせ機能があれば良いなとおもいます。遊びなどに夢中になっていると0分になっても気づいていない事が多々あります。0分にもお知らせ機能があるととっても良いです。
- ・ パソコン版はいいなと思います。タイムタイマーは壊れやすいので扱い方も注意は必要だし使い方を誤れば逆効果。うで時計タイプが欲しいが価格が高い。

②イヤーマフなど不快音の遮断機器

- ・ 安い方が嬉しい
- ・ ジュニアサイズを使っていましたが、大きくなってきてサイズが合わなくなってきました。できれば、お試しができると、合うものが見つけやすいと思います。もし、助成制度が使えるならば、ノイズキャンセラー機能付きヘッドホンを購入したいです。
- ・ もう少しコンパクトで持ち歩きやすいものだったら、なおすばらしいと思います。
- ・ 耳栓は安いですが効果があまりないのと、耳に過敏性がある場合は使いにくい。過敏性があるひとでも使用できるもの。
- ・ イヤーマフはとても目立つし、夏などは汗をかきやすくてかゆいと開きます。子どもは今のところ耳せんを使用していますが、もっとコンパクトで目立たないイヤーマフがあるならば使ってみたい。
- ・ 人の声や泣き声を遮断する機器が欲しいです。
- ・ 子どもに必要な物を購入しているのに助成金ってないなんて、また障害の度合いで対象外とか本当変だと思います。これでは、親はやってあげたくてもできません。ちゃんと対象外ではなく全障害者に支給、支援をしてもらいたい。
- ・ あまり目立たないように、サイズ（耳あての部分）が小さくなってほしい。
- ・ 長時間使用していると、汗などで臭くなってしまふことがあったので、カバーを作って毎日取り替えるようにしている。
- ・ できるだけ外の音をシャットアウトできるようにしてほしい。
- ・ 安価なノイズキャンセリング商品（ヘッドフォン）の開発。
値段が安くなってほしい。耳当ての部分のみ取り替えられたら良い。
- ・ 使いやすいヘッドホンがない。
- ・ 耳栓ではなく、ipod 等で代用してみようと思う。使う場面を考えなければいけない。イヤーマフは少し大きい。もう少し小さく目立たないものの方がいいと思う。
- ・ 学校（特別支援学校）で用意されていたので、必要に応じて使用してくれていたもので、家庭ではそれほど練習せず使えました。

- ・ イヤーマフも使ってみたいが、耳あて部分のカラーが派手で、本人が好まなそう。大人っぽい、大人になっても継続して使えるデザイン→他の音楽用ヘッドホンと変わらないものであれば・・・値段も安ければ考えるかも・・・学校の理解（特に学校長によって使用を認められにくい状況あり）を深める支援。
- ・ 子どもが乱暴なので細く軽いものだとこわれやすい。しっかりしたものを使うと夏はあつくて使用できない。耳栓が良いのですが、はずれやすく紛失しやすい。
- ・ 本人にとって不快な音は消されても必要な音はきこえる様になるといいが・・・むずかしいと思う 針金がきついので、長く付けていると痛くなる。汗をかく。
- ・ 助成制度が活用できることは知らなかった。
- ・ 学校でも、遠慮なく使える様にしてほしい。
- ・ 使用するイヤーマフの色の種類をもう少し増やして欲しいです。女の子なので水色とかないの？と質問されました。
- ・ 色へのこだわりがある人も多いので色がもっと選べるといい。障害の遺伝性を考えると兄弟姉妹2人分必要だったりするので、イヤーマフやノイズキャンセラーヘッドフォン助成があると助かる。
- ・ 不安定感が強くなったり、学校の先生などにすすめられたら購入したいと思う。

③パーテーション

- ・ 子どももお年ごろになるとプライバシーを保ちたいと誰でも思うはずです。せまい日本の家ならなおさら必要なのです。購入できるよう、きちんと助成金を出してもらいたいものです。成長期で毛もはえてくるし、本人もかくしてきがえたいでしょう。どこでも出すくせがつくまえにかくしてきがえることも覚えさせないといけません。
- ・ それぞれの子どもに合わせて手を加える必要も多いと思うので、シンプルなほうが良いです。また、相談できるところが少なすぎます。最初は学校の先生に相談することが多いと思うのですが、「じゃあここへ相談してごらん」というアドバイスもできないくらい知らな過ぎます。たまたま小児科の先生が勉強してくださったので良かったのですが、どこの誰に相談したらよいのか全くわかりませんでした。
- ・ 大きさによって家具のように価格高いことがあるので、助成制度があるとうれしい。
- ・ どこの支援学級にも移動できるパーテーションがあればいいと思う。
- ・ 防音効果のあるものがあれば、よりよいと思います。
市販のものは高いので、ダンボールと牛乳パックで手作りとか、の方がみやすい。

④コミュニケーション支援電子機器

- ・ 単なるゲーム機ではありません。発声、発音の障害、理解力の障害のある方に大変効果があり、おどろいているところです。ニンテンドウ DS を購入して本当によかったのですが、助成金対象にしてもらいたいです。こんなにいいものがあるのに、買えない人がいるのはかわいそうです。
- ・ もっといろいろなソフトを出してほしい。
- ・ あのね♪DSは、素晴らしいが高いし学校へはもちこめない。

15) 調査に関して感想

- ・ イヤーマフやヘッドホン等に助成制度があるとは知らなかった。
- ・ パーテーション＝うちの子は、個室のような部屋が落ち着いて何をするにも集中できています。
- ・ 幼い頃からパーテーション、タイマー等を使うことを教えていただき、本人・親が上手くいこなすようになると、子どもの生活が落ち着いてきました。これらの用具に随分助けられたと思います。我が家にとってこれからも必要不可欠なものです。
- ・ このような生活支援機器(用具)：あのね、トークアシスト等があることをよく知りませんでした。我が子に何か利用できる物があれば・・・と興味をひきます。知るきっかけをつくって頂き、ありがとうございました。
- ・ 本人が楽に楽しく過ごせるように、うまく道具を使うという選択肢が増えてほしいです。
- ・ 障害をサポートしてくれる色々な物があることを知らない人はたくさんいると思います。せっかくすばらしい機器が沢山あるので、私も周囲の困っている人達におしえていきたいと思っています。これからもよろしくお願いします。頑張ってください！！
- ・ 障害者全員が国の支給する助成金で必要な物を購入できるように、国にはたらきかけて下さい。障害の軽い人には軽視されがちで何だか腹が立ちます。ちゃんと商品紹介のカタログも配布されず今日まででしたが、知っていれば、また国がきちんと支給していれば、私は買えたのです。13年間なんか損をしている感じがし、国も市も県も助成金の面で改善が必要です。
- ・ 調査をしていただいて、自閉症の人達に少しでも役に立つことを願っています。ありがとうございます。
- ・ B2の子くらいの情報はあるのでしょうか。どうゆう風に将来進めるのかもっと話してほしいです。生活保護を受けていると、PCとか無いので、とても視野がせまく感じます。
- ・ こんなツールがあるんだ！とこの調査で初めて知ったものもありました・・・。勉強になりました。地理的な条件などによって子どもを連れて動き回れず、相談に行こうにも行けず、デイサービスもパンク状態で家にこもってパニックに対応するしかない日々でした。そういうツール以前の問題で追い込まれている人もいると思うので、こういう調査は大事ですね。それと、絵カード使用でも担任と考えが合わず（こういうモノは親の自己満足だと言われたんですよ・・・）、大モメしたこともあったので、教員対象の調査なんかができるといいなあと思います。
- ・ 療育手帳でお世話になり多少優遇されておりますが、いつも思うのですが障害者に等級がありますが、外出が多いのも、利用回数等多いのも軽度になるとすごい負担。こだわりがあったりして家にじっとして欲しいが外出し自転車、電車、施設といいとても負担が多い。電話も持っているだけが多く、親からの連絡が多い。高速道路もガソリン税、電車、入場料と重度と比べ負担が重い。どちらにしても収入がない。
- ・ こんな生活支援用具機器があるんだ、と初めて知りました。もっと共通な場所・情報元に広げてほしいです。一部、特定の人にしか分からない用具でした。
- ・ このアンケートの6種の機器をもっと知ってもらい適切に使用されると良いと思います。

- ・ 知的障害をとまなわれない発達障害の子も支援が必要なのに、金銭的な問題で補助の用具を家庭で使うことがむずかしいです。生きにくさは、他の子どもとかわらないので、支援をもう少し広げてほしいです。支援機器があるとわかっていても、購入先がわかりにくいし、わりと高額で、利用しづらい。
- ・ 知的障害のない子どもの場合、このような支援グッズが取り入れられたりする事や必要性を理解していただけない方（特に先生）が多いです。私自身も実物を手にしたり、検討できる機会が少ない事もあり、そういう機会があればいいなと思いました。
- ・ まだ就学前なので、親や周囲の大人に頼ることができるので、支援グッズの必要がありませんが、今回アンケートで知った機器もたくさんあったので、今後必要となるものもあるかと思いました。もっと世の中にそういった情報が身近で知ることができたらいいなあと思います。
- ・ 私達の子どもに関して器具を使う事がなかったので、参考にはなりませんで申し訳ございません。でも使ってみてはという事は多々ありました
- ・ たしかに生活用具は有り難いですが、家族の人数が多い場合に音や光をしゃ断するには、どうしても部屋数が必要です。住居の助成があればと思います。
- ・ 支援用具は手づくりの物ばかりでしたが、アンケートで色々な機器を知り使ってみたいと思いました。お互い過ごしやすくあれば良いと思います。

5. 要約

マニュアルなどの指導書があれば家族が作成可能な機器を代表して「シンボルマーク」、ユニバーサルデザインの用具としてなじむ機器を代表して「携帯電話」や「イヤーマフ」、「タイマー」、日常生活用具の給付対象としてなじむ機器を代表して「あのね♪DS」や「パーティーション」について、それらの使用頻度や有効性、利用場所、使うきっかけ、支援方法などを聞きだすこと目的とするアンケート調査を実施し、次のことがわかった。

- 「絵カードなどのシンボル」として使われているものは、圧倒的多数が「手作り（手書き、パソコン、写真、広告の切り抜き等）」のシンボルである。
- 「携帯電話」で使用している機能は多様であり、多い順番に、「電話機能」、「カメラ機能」、「メール機能」、「時計機能」がよく使われている。
- 「時間を管理する生活支援機器」として最もよく使われているものは、「キッチンタイマー」であり7割を占めたが、「タイムタイマー」の利用者も2割いる。
- 「不快な音を遮断する生活支援機器」として最もよく使われているものは、「イヤーマフ」であり、次いで、「耳栓」、「携帯用ヘッドホンステレオ（iPod 等）」、「ヘッドホン」である。
- 最もよく使われている「パーティーション」は、「椅子に座ったら見えない程度 120cm 程度のもの」であり、次いで「背の高さより高い 180cm 以上のハイパーティーション」、「卓上タイプで 60cm 以下」である。
- 「VOCA」として使われているものは、「あのね」、「トークアシスト」、「トーキングエイド」である。

いずれの支援機器も「よかった」と好意的に評価されおり、必要な生活支援機器として毎日使用している人が過半を占めた。

タイマー類のほとんどは「家庭」で使用されており、イヤーマフ類は「家庭」と「学校など日中通っているところ」のどちらか一方で使っている人が多く、パーテーションは、「学校」での使用が多い。家庭及び学校の関わりが重要であることがわかった。

生活支援機器は「購入した」ものが大半を占めるが、パーテーションは、「学校で使われている」とか「段ボール利用」が多数を占めた。

タイマー類や、イヤーマフ類、パーテーションでは、「価格は適切」とする意見が多かったが、使っている機器によって「高い」、「安い」のコスト意識は分かれた。

生活支援機器を使用するきっかけは、「メーカー」情報と答えた方は極めて少なく、タイマー類では、高い順番に「使用経験者で直接の知人の使用状況」、「学校など日中通っているところからの情報」、「専門機関からの情報」となった。イヤーマフ類は、「学校など日中通っているところからの情報」「使用経験者で直接の知人の使用状況」、「専門機関からの情報」、「ネット情報」の順番となった。パーテーションのきっかけは、多数が「学校など日中通っているところからの情報」であった。

生活支援機器を使える・使えないと判断した人は、タイマー類は、「保護者」が圧倒的に多く、次いで「本人」、「学校や幼稚園などの先生」であった。イヤーマフ類は、「保護者」と「本人」がそれぞれ過半を占め、「学校や幼稚園などの先生」が続いた。パーテーションは、「学校や幼稚園などの先生」が多く、次いで「本人」、「保護者」であった。生活支援機器のコーディネーターとファシリテーターとして保護者と先生が重要な役割を担っていることがわかった。

継続して日々使えるようになるまでの期間は、いずれの生活支援機器もほとんどの人が「1カ月未満」としており、使用の見なし期間を設けるとすると、1カ月程度で可能であると推量される。

生活支援機器を使用する有効な支援方法は、いずれの機器も共通しており、特に「根気よく繰り返して使う」という回答が多かった。機器別に見ると、タイマー類を使用するきっかけは、支持の高かった順番に、「根気よく繰り返して使うこと」、「使用経験者で直接の知人の支援」、「学校など日中通っているところからの情報」となった。イヤーマフ類は、高い順番に「学校など日中通っているところからの情報」、「使用経験者で直接の知人の使用状況」、「根気よく繰り返して使うこと」となった。パーテーションは、多数が「学校など日中通っているところからの情報」を支持した。次いで、「根気よく繰り返して使うこと」となった。ここでも、「メーカー」を支持する回答は少なく、学校等の役割が大きい。

6. 謝辞

調査研究に快くご協力いただいた千葉県内関係市の手をつなぐ育成会、自閉症協会及び特別支援学校、並びにこれら機関に所属してご協力いただいた保護者に感謝の意を表します。

7. 引用文献

- 1) NPO法人自閉症サポートセンター：平成20年度障害者保健福祉推進事業報告書「知的障害、

精神障害及び発達障害者のための日常生活用具の利用調査」

- 2) 松井宏昭、2009、発達障害者の福祉用具利用の実態及びニーズ、日本自閉症スペクトラム学会 第8回研究大会論文集、45-46
- 3) N P O 法人東京都自閉症協会ホームページ <http://www.autism.jp/>

(自閉症サポートセンター 松井 宏昭)

2. 2 知的障害特別支援学校児童・生徒における生活支援機器の利用実態とその背景

1. はじめに

我々は、昨年度の調査の中で、知的障害特別支援学校に通学する児童・生徒の日常生活における福祉用具の利用に関して、児童・生徒の保護者を対象に質問紙による調査を行い、以下の結果を得た¹⁾。

1) 福祉用具（品目）の利用の程度は概して低く推察された。しかし、「調理」・「洗濯」・「掃除」の支援ならびに「環境刺激調整」の支援領域においては比較的高い利用傾向が示唆された。

2) 利用の程度にかかわらずそれらの必要（有効）性の高さに関して、1)に挙げられた品目以外に、「火災報知機」「工夫されたカレンダー」「時間と時刻の学習教材」「コミュニケーション教材」「様々な作業マニュアル」等の日常生活全体における10品目をその傾向として確認した。

3) 「福祉用具全体の有効性」への影響要因を検討した結果、①児童・生徒にとって学校生活以上に「調理・洗濯・片付け」といった家庭内での生活支援のための福祉用具が重要視され、②「シンプルな電子レンジ」「シンプルな電気掃除機」の有効性の高さは、障害がありつつも本人の成長とともに家庭内において家族と一緒に衣食住の自立を目指す傾向が推察された。

これらの報告は埼玉県に特異的な傾向とも考えられ、本年度の調査研究に関しては以下のような点を考慮し、検討を継続することを課題とした。

なお昨年度の調査から、障害児支援における生活支援機器に関する知見は、「福祉」や「医療・看護」領域におけるものやこれらの領域と連携して得られたものが大半を占め、「教育」との関連報告は極めて少ないことが明らかになった²⁾。この結果と関連する報告として、藤原ら「発達障害児の家庭活動改善に向けた物理的環境条件の活用に関する事例研究」³⁾と西島「自閉症児に配慮した教室空間の構造化に関する研究」⁴⁾がある。前者は予め物理的環境条件を設定した上での家庭生活の中の個人指導場面における観察分析であり、後者は療育法と教室空間の組み合わせの効果に関する報告である。他には、東川による「発達障害児者への支援に活用可能なテクノロジー」⁵⁾があるが、内容の中心は支援機器の紹介であり、知的特別支援学校の児童・生徒の日常生活における生活支援機器の利用実態や必要性・有用性については、ほとんど触れられていない。

わが国における障害者の生活支援機器の販売市場は、福祉車両や高齢者・重度障害者向けのベッドやトイレ、歩行機器が大部分を占めている。一部に知的・発達障害者向けの自助具があるが、その多くはコミュニケーション支援用具やADLを支援するものである。特に自閉症や発達障害の行動特性として見られる「不注意」「多動性」「衝動性」「コミュニケーションの困難性」に対して、生活支援機器が十分に支援しているとはいいがたく、今後の生活支援機器の開発と有効利用が期待される。

それでは、知的特別支援学校を中心とした教育領域に生活支援機器はどの程度普及しているのだろうか。小中学校における特別支援コーディネーターの設置や特別支援学校のセンター化など教育界には人的支援を中心としたソフト面での支援の充実は徐々に図られているが、物的環境を中心としたハード面での支援に対する改善は徹底されていないと予測される。近年の報告では、大山らによる「障害特別支援教育におけるコンサルテーションについての一考察」⁶⁾の中で、生

活環境の改善によって適応能力が改善されたアスペルガー症候群の子どもの事例があり、物的環境支援の重要性が指摘されている。また、特別支援教育の現場は個々に応じた環境設定が重要視され、その環境保障の中で教育実践がなされている。吉田⁷⁾も、「環境整備は障害児教育の基本」であり「生活支援機器は障害の特性上、個の適応性の問題だから全体的に普及させるものではない」と指摘している。物的環境が整えられることは人的支援をより充実させ、同時に家族や教職員などの支援者の負担を軽減することにもつながると期待される。したがって、特別支援教育が注目される中、これらの生活支援機器の普及と利用における現状と課題について、具体的な生活支援機器品目を対象としてそれらの使用の実態や必要性の動向を把握・検討することは意義が大きい。

以上の経緯から、生活支援機器の利用実態を全国レベルで把握し、なおかつそれらの利用実態に影響を及ぼしている背景要因を明らかにすることを本研究の目的とした。全国的な傾向を把握するため一応、対象標本を東日本・西日本の2地区から抽出したが、これらの対象がかならずしも東西各地区を代表しているとは判断できない。したがってこの2地区の比較は全国的傾向を把握するための補助的な意味合いしか持っていないことを明記する。

まず、予備調査として、生活支援機器の供給者および利用者の双方から見た生活支援機器の販売・利用・普及の現状について聴き取りを行った。この予備調査の結果と昨年度の調査成果をもとに、生活支援機器の利用とそれを決定づける要因に関する調査の枠組みモデルを設定した（図2-2-1）。

このモデル図の中の「生活支援機器の有効利用」は今後に対する予測と具体的な提言を意味する。

このモデルに基づき、東日本3校、西日本3校の特別支援学校に通う児童・生徒の保護者を対象として、生活支援機器の「認知」、「利用頻度」および「必要度とその評価」について質問紙調査を行い、生活支援機器の利用とそれらに影響を及ぼす要因と背景について、総合的に考察・検討を試みた。

2. 生活支援機器の供給者および利用者から見た生活支援機器の販売・利用・普及の現状についての予備調査

（1）生活支援機器供給者への調査

大規模な生活支援機器展示会である、第15回国際バリアフリー展（2009年4月16～18日、インテックス大阪、調査実施は4月16日、17日の2日間）および子供の生活支援機器展（2009年4月24～25日、東京流通センター）会場において、参加企業の出展関係者のうち、承諾の得られた数名に対して、インタビュー調査を行った。聞き取り時間は、対象者1名につき約30分程度だった。なお、国際バリアフリー展では、高齢者・重度障害者向けの福祉機器が大半を占めており、知的・発達障害のある人を対象とした福祉機器は皆無に近かった⁸⁾。また、子どもの生活支援機器展においても、出展企業40社のうち33社が車いす・座位保持装置を販売する肢体不自由に向けた企業であった。製品の普及方法として、インタビューしたメーカーの多くが、「ホームページ」を活用していた。また、製品について知ってもらうために、「セミナー」を催す企業も多くみられた。

メーカー側からみた製造・販売にあたっての問題点として、①利益が少ないこと、②マーケッ

トが小さいことが挙げられた。また、開発費に対しても販売数が少ないこと、長期利用者が多いためにメンテナンスの問題が生じて経営的に厳しいという声が多く聞かれた。一方、それらの対策として、身体障害者以外への「日常生活用具給付制度⁹⁾」の適用の徹底、ならびに公的補助制度の実質的運用に関わる再検討を求める声が多く聞かれた。

福祉機器展で多数を占めた補聴器や車椅子など高齢者・重度障害者向けの機器は、移動や ADL など生活行動の範囲を拡大する意味で不可欠なものである。一方で、知的・発達障害者向けの機器であるパーテーションやイヤーマフなどは、それらの効果が報告されてはいるが、対象となる知的・発達障害児・者の生活上の困難性が一般的には「見え」にくく、その必要性の認識は未だ低い傾向にあると考えられる。それゆえに、知的・発達障害者向けの機器に関して、その効果・成果がより多くの人に流布される必要がある。もちろん、同時にユーザーや支援者（学校職員、医療関係者）に情報を広く効果的に提供していくことも重要となるであろう。

以上の結果から、生活支援機器の利用において「情報」の獲得が重要であると推察された。

（２）生活支援機器利用者（障害児）の保護者に対する調査

2009 年 9 月 10 日（10 時～11 時 30 分）、関東南部 S 県立 A 特別支援学校において、承諾を得られた保護者 2 名に対して生活支援機器利用に関する聴き取り調査を行い、自由に討論した。調査協力者は、ダウン症を持つ中等部男子生徒の母親と、自閉症を持つ小学部双生児の母親の計 2 名であり、調査所要時間は計 1 時間 30 分であった。調査実施者 2 名（うち記録者 1 名）も討論に参加した。A 特別支援学校では、実際に教員による視覚支援シンボルやタイムスケジュールが作成されており、対象児童・生徒の実態に即した支援環境が整備されていると推察された。一方、家庭では財布の代わりに Suica やプリペイドカードを、視覚支援のためにデジタルカメラを使用していることから、家庭では生活支援機器を一般の製品で代用している傾向が確認された。

自治体による生活支援機器やサービスの給付基準に対して、「子どもの通院が都内なのにタクシー券が市内までであったり、頻尿でないのに、オムツが支給されたり」というように、利用者の実態に即していないことに対する不満と疑問も投げかけられた。一方、「なぜ、生活支援機器の必要度が高いにもかかわらず、利用度は低いのか」という質問に対しては、「特別に使用されたものより家にある身近なものを代用の方が生活感を身に付けさせることができるから」との回答が得られた。このことは、生活支援機器品目情報の低さや給付内容に関する情報把握の不十分さを推測させ、これらの背景が、「生活支援機器の代用」という現状につながっていると推察された。

3. 本調査の枠組みと調査方法

（１）本調査の枠組み

予備調査で示唆された内容、つまり生活支援機器を販売する企業が各品目の宣伝に苦慮していること、同時に保護者側にとってはそれらの情報入手が万全ではないこと、を参考に、図 2-2-1 のモデルに沿って実査を行った。「認知」「利用頻度」「必要度とその評価」（以上、生活支援機器の利用実態）を従属変数、「学校の取り組み」「自治体からの働きかけ」「主治医からの紹介」「知人からの口コミ」「メディアからの情報」ならびに対象者の属性を説明要因（独立変数）とする統計解析を試みた。この仮説モデルの構造は、全国的な傾向を把握する目的から便宜上、「東西二群比較」で図示されている。

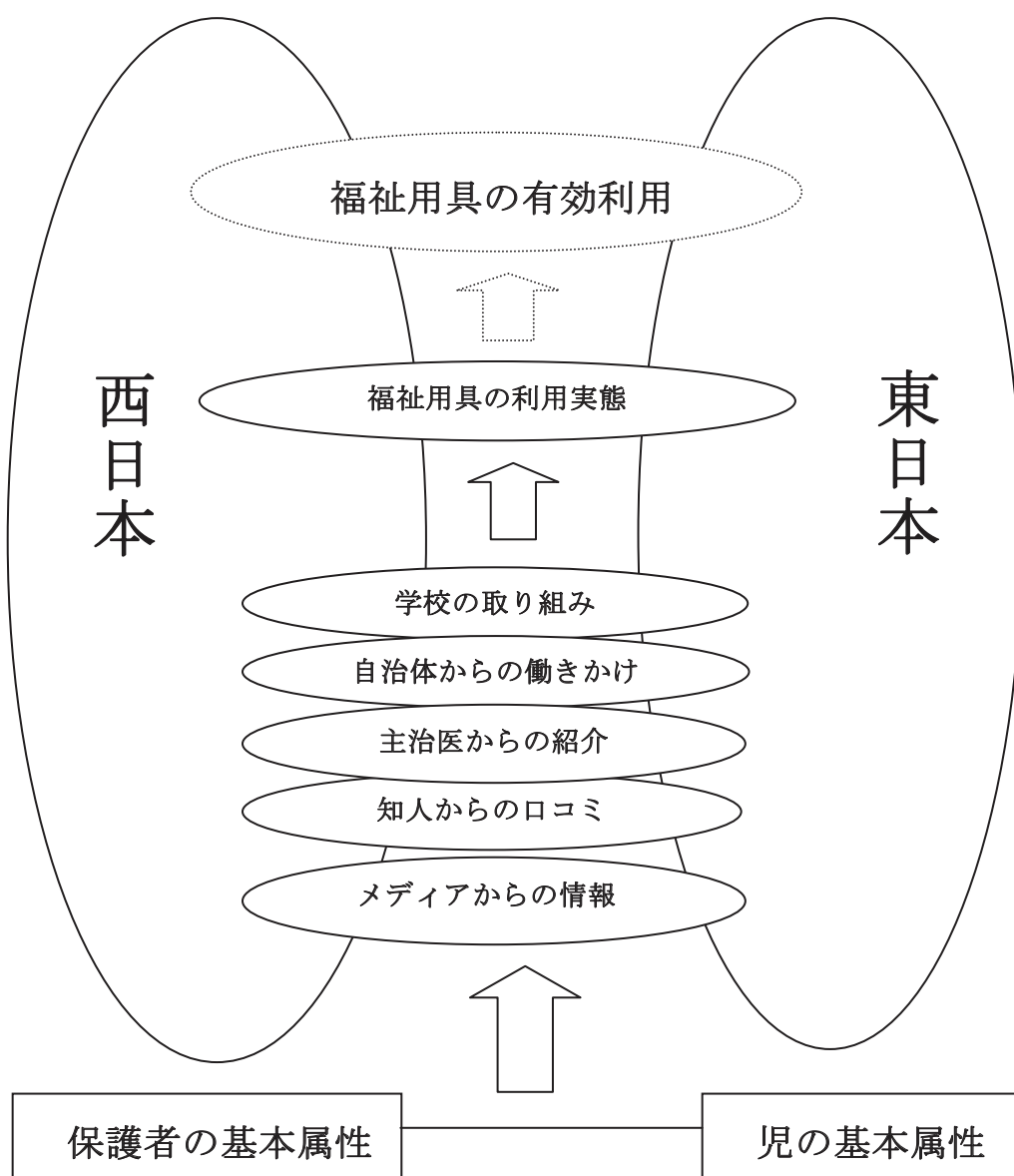


図 2-2-1 本調査における研究と調査の枠組み

本調査の調査票は 7 章、7-2 に掲載する。本調査の対象とした生活支援機器は、表 2-2-1 に示す 6 品目である。調査票における調査項目は、表 2-2-2 に示すとおり、1) 生活支援機器の利用実態、2) 生活支援機器の代用、3) 生活支援機器の情報に関する質問と 4) 基本属性に関する 15 項目からなる計 113 の質問文と、2 つの自由記述で構成されている。

表 2-2-1 調査対象とした生活支援機器

用具名	用途・利用の目的
A PECS の絵カード	自閉症やその他のコミュニケーション障害を伴う子どもや大人が自発的にコミュニケーションできるようにする
B タイムタイマー	時間の量的認識を助ける、スケジュールの管理
C イヤーマフ	聴覚過敏の緩和、注意集中を助ける
D パーテーション	刺激からの回避、注意集中を助ける
E VOCA	音声を使って、自分の意思を相手に伝えることができる
F サポートブック	障害の種別に関わらず、本人の特性や接し方について理解を促す情報

表 2-2-2 調査票における調査項目の構成

1) 生活支援機器の利用実態 (5 項目)	用具の認知 (以下、用具は「機器」と言う。) 利用頻度 (パーテーションのみ学校と家庭を分けて調査) 必要度 (パーテーションのみ学校と家庭を分けて調査) 価格妥当性 性能満足度
2) 生活支援機器の代用	各々の生活支援機器につき、代替品 3～4 品目 (その他を含む)
3) 生活支援機器に関する情報の 入手 (6 項目)	学校からの情報 自治体からの情報 主治医からの紹介による情報 知人の口コミ (親の会を含む) の情報 新聞・雑誌・Web などの情報 その他
4) 基本属性 (4 項目)	回答者の年齢分布 (20 代、30 代、40 代、50 代、60 歳以上の 5 分割) 児の年齢 児の障害種 (自閉症、知的障害、身体障害、その他) 療育手帳 (段階分けが調査対象とした 2 つの地域で異なるため、東西に分けて記載)

質問項目および質問文の作成に際しては、昨年度調査¹⁾で用いた調査票を参考にした。なお、質問項目のうち、療育手帳に関しては、障害の度合い対応した段階分けが地域により異なることから、東日本・西日本用の 2 種類を作成した。

1)～3) の質問項目への回答は「機器の認知」のみ、「知らない」と「知っている」の 2 段階、基本属性部分を除くその他は 5 段階の順序尺度で構成し、そのまま得点化した。その結果、5 段階の順序尺度で構成された変数 (質問項目) の回答分布においてひとつのカテゴリーに 50%を超える偏りが質問文の半数以上で確認された。その結果、二群の母平均値の差の検定に適応しない

と判断し、順序尺度「1-5」に対し、1-3を「0」、4-5を「1」と再割り当てをし、すべてダミー変数（連続的な変量）に変換し解析を行った。全ての質問文はモデル図 2-2-1 に対応している。

（２）調査と解析の方法

関東地方の公立特別支援学校（以下、「東日本」と）近畿地方の公立特別支援学校（以下、「西日本」と）から主に機縁法によって承諾を得られた計 6 校を抽出し、それらの小学部・中等部に通う児童・生徒の保護者を対象とした無記名の自記式質問紙法を用いた。調査票は配票留め置き法で、各学校に予約した後、当該の管理職に調査の目的と意義を説明し、さらに PTA の許可を得てから配票し（2009 年 11 月下旬、各学校に郵送）、約 2 週間後（2009 年 12 月上旬）に郵送にて回収を行った。なお、調査票への回答は強制することなく、個人情報保護の上で統計処理を行った。東日本の対象校 3 校の児童・生徒の保護者 244 名に配票した結果、有効回答数は 70 名、回収率は 28.6%、西日本の対象校 3 校の児童・生徒の保護者 323 名に配票した結果、有効回答数は 91 名、回収率は 28.1%であった。全体では、保護者に配票した保護者は 567 名であり、有効回答数は 161 名、回収率は 28.5%であった。

得られたデータは、全て数量化し、2 群間の母平均値の差の検定（スチューデントの t 検定）、クロス表とその検定（フィッシャーの直接確率法）、項目間の相関はピアソンの積率相関係数とその検定を行った。推計学的有意水準は危険率 5%未満を基準とした。データ解析にあたっては、統計解析ソフトウェアパッケージ SPSS.16.0 Japanese for Windows（エス・ピー・エス・エス（株）製）を使用した。

4. 結果と考察

（１）回答者の属性と児の障害属性

回答者の属性は男性 11 名（7.4%）、女性 138 名（92.6%）であった。回答者の大半が女性であったため、本研究では回答者性別での比較は行わないこととした。

回答者の年齢分布を表 2-2-3 に示した。年齢分布の中央値と平均値を参考に、回答者の年齢を 40 歳未満の「若年層」と 40 歳以上の「熟年層」の 2 群に分割し（表 2-2-4）、東西別に年齢階層の分布を比較した。東日本では若年層に、西日本はや熟年層に偏った分布がうかがわれた。

同様に、児の年齢と障害の内容を確認した（図 2-2-5 から図 2-2-8）。

表 2-2-3 回答者の年齢分布

カテゴリー	20 代	30 代	40 代	50 代	60 歳以上	合計
東日本	1 1.5%	31 47.7%	25 38.5%	7 10.8%	1 1.5%	65 100%
西日本	1 1.2%	28 33.3%	51 60.7%	4 4.8%	0 0%	84 100%
合計	2 1.3%	59 39.6%	76 51.0%	11 7.4%	1 0.7%	149 100%

単位は、上段は人数、下段は行に対する割合（%）

欠損値＝12：無回答

表 2-2-4 回答者の年齢分布（2 分割）

カテゴリー	若年層	熟年層	計
東日本	32 49.2%	33 50.3%	65 100%
西日本	29 34.5%	55 65.5%	84 100%
計	61 40.9%	88 59.1%	149 100%

単位は、上段は人数、下段は行に対する割合（％）

欠損値＝12：無回答

表 2-2-5 回答者の児の年齢分布

カテゴリー	6～9 歳	10～12 歳	13～16 歳	計
東日本	21 33.9%	21 33.9%	20 33.2%	62 100%
西日本	27 32.9%	21 25.7%	34 41.5%	82 100%
計	48 33.3%	42 29.2%	54 37.5%	144 100%

単位は、上段は人数、下段は行に対する割合（％）

欠損値＝12：無回答

表 2-2-6 児の年齢（2 分割）

カテゴリー	12 歳以下	13 歳以上	計
東日本	42 67.7%	20 32.3%	62 100%
西日本	48 58.5%	34 41.5%	82 100%
計	90 62.5%	54 37.5%	144 100%

＃ 年齢階級を中央値と平均値を参考に、「12 歳未満」と「13 歳以上」に 2 分割し、東西別に年齢階層の分布を比較した。この分布に有意差は確認されなかった。

表 2-2-7 児の障害の内容

カテゴリー	自閉症	知的障害	身体障害	その他	計
東日本	16	40	1	3	60
	26.7%	66.7%	1.7%	5.0%	100%
西日本	42	27	2	2	73
	57.5%	37.0%	2.7%	2.7%	100%
計	58	67	3	5	133
	43.6%	50.4%	2.3%	3.8%	100%

%は行に対する割合を示す

欠損値＝28：無回答

東西別に児の障害種を比較すると、東日本では知的障害にやや多く分布し、西日本では自閉症などの発達障害にやや多く分布した。なお質問紙では、重複障害であっても、1 種のみ回答を求めた。

表 2-2-8 療育手帳保持と内容

(人)

カテゴリー	㊤	A	B	C	計
東日本	22	25	11	4	62
	35.5%	40.3%	17.7%	6.5%	100%
	-				
西日本	-----	56	25	-----	81
	-----	69.1%	30.9%	-----	100%

%は行に対する割合を示す

欠損値＝28：無回答

地区（自治体）により手帳の表示が異なるが、㊤と A が最重度を意味する

東西それぞれ療育手帳の階級表示は異なるが、ともに医学・医療的には重度の児童・生徒に多く分布していることがうかがわれた。

（２）平均値からみた生活支援機器 6 品目の利用実態

ここでは、品目ごとに、認知度・利用頻度・必要度・価格妥当性・性能満足度の確認、ならびに各品目の代用使用状況・代用満足度・品目の将来利用意向に関して記述する。この平均値は最小値 0、最大値 1 で示されている。なお以下の平均値の有意傾向はクロス表（四分表）によるフィッシャーの直接確率法によっても有意な差の傾向が裏付けられた。

1) 「機器の認知度」に関する東西比較

品目 A；PECS の絵カード、B；タイムタイマー、E；VOCA（コミュニケーションエイド）の 3 品目において、二群間で有意或いはやや有意な得点差が確認され、いずれも西日本のほうに高く示された（表 2-2-9）。

表 2-2-9 「機器の認知」に関する二群比較／全体

品目		地区	人数 (n)	平均値	標準偏差 (SD)	有意水準(P 値)
A	PECS の絵カード	東日本	68	0.18	.38	***
		西日本	91	0.47	.50	
B	タイムタイマー	東日本	69	0.26	.44	**
		西日本	90	0.50	.50	
C	イヤーマフ	東日本	69	0.54	.50	n.s.
		西日本	90	0.64	.48	
D	パーテーション	東日本	68	0.59	.50	n.s.
		西日本	87	0.69	.47	
E	VOCA	東日本	68	0.21	.41	0.07
		西日本	91	0.33	.47	
F	サポートブック	東日本	61	0.19	.39	n.s.
		西日本	89	0.27	.45	

平均値は 最小値 0、最大値 1 **p<.01 ***p<.001 n. s.有意差なし
 欠損値あり＝無回答

2) 「利用頻度」に関する東西比較

品目 A ; PECS の絵カード、D ; パーテーション (学校) の 2 品目において、二群間で有意な得点差が確認され、西日本のほうに高く示された (表 2-2-10)。

表 2-2-10 「機器の利用頻度」に関する二群比較／全体

品目		地区	人数 (n)	平均値	標準偏差 (SD)	有意水準(P 値)
A	PECS の絵カード	東日本	11	0.00	.00	***
		西日本	43	0.26	.44	
B	タイムタイマー	東日本	18	0.11	.32	n.s.
		西日本	44	0.16	.37	
C	イヤーマフ	東日本	33	0.12	.33	n.s.
		西日本	58	0.21	.41	
D	パーテーション (学校のみ)	東日本	33	0.24	.44	**
		西日本	60	0.52	.50	
E	VOCA	東日本	15	0.07	.26	n.s.
		西日本	33	0.09	.29	
F	サポートブック	東日本	13	0.15	.38	n.s.
		西日本	26	0.19	.40	

平均値は 最小値 0、最大値 1 **p<.01 ***p<.001 n. s.有意差なし
 欠損値あり＝無回答

3)「必要度」に関する東西比較

品目D；パーテーション（学校）、E；VOCA（コミュニケーションエイド）の2品目において、二群間で有意な得点差が確認され、西日本のほうに高く示された（表2-2-11）。

表2-2-11 「機器の必要度」に関する二群比較／全体

品目		地区	人数 (n)	平均値	標準偏差 (SD)	有意水準(P 値)
A	PECS の絵カード	東日本	11	0.64	.50	n.s.
		西日本	43	0.65	.48	
B	タイムタイマー	東日本	18	0.44	.51	n.s.
		西日本	44	0.41	.50	
C	イヤーマフ	東日本	33	0.27	.45	n.s.
		西日本	58	0.29	.46	
D	パーテーション (学校のみ)	東日本	38	0.34	.48	*
		西日本	60	0.58	.50	
E	VOCA	東日本	15	0.13	.35	*
		西日本	33	0.39	.50	
F	サポートブック	東日本	14	0.57	.51	n.s.
		西日本	26	0.54	.51	

平均値は 最小値 0、最大値 1

*p<.05 n. s.有意差なし

欠損値あり＝無回答

4)「価格妥当性」に関する東西比較

品目C；イヤーマフにおいてのみ、二群間でやや有意な傾向の得点差が確認され、西日本のほうに高く示された（表2-2-12）。

表2-2-12 「機器の価格妥当性」に関する二群比較／全体

品目		地区	人数 (n)	平均値	標準偏差 (SD)	有意水準(P 値)
A	PECS の絵カード	東日本	1	0.00	.-----	n.s.
		西日本	16	0.19	.40	
B	タイムタイマー	東日本	6	0.00	-----	
		西日本	12	0.00	-----	
C	イヤーマフ	東日本	9	0.11	.33	0.08
		西日本	17	0.41	.51	
D	パーテーション	東日本	6	0.00	.00	n.s.
		西日本	19	0.11	.32	
E	VOCA	東日本	3	0.00	.00	n.s.
		西日本	6	0.17	.41	
F	サポートブック	東日本	2	0.00	-----	n.s.
		西日本	7	0.00	-----	

平均値は 最小値 0、最大値 1

n. s.有意差なし

欠損値あり＝無回答

５）「性能満足度」に関する東西比較

品目 E ; VOCA（コミュニケーションエイド）においてのみ、二群間でやや有意な傾向の得点差が確認され、東日本のほうに高く示された（表 2-2-13）。

表 2-2-13 「機器の性能満足性」に関する二群比較／全体

品目		地区	人数 (n)	平均値	標準偏差 (SD)	有意水準(P 値)
A	PECS の絵カード	東日本	1	0.00	-----	n.s.
		西日本	17	0.35	.49	
B	タイムタイマー	東日本	6	0.17	.41	n.s.
		西日本	13	0.38	.51	
C	イヤーマフ	東日本	8	0.63	.52	n.s.
		西日本	14	0.71	.47	
D	パーテーション	東日本	7	0.14	.38	n.s.
		西日本	20	0.30	.47	
E	VOCA	東日本	2	1.00	.00	0.06
		西日本	5	0.20	.48	
F	サポートブック	東日本	2	0.00	.00	n.s.
		西日本	7	0.29	.49	

平均値は 最小値 0、最大値 1

n. s. 有意差なし

欠損値あり＝無回答

６）品目の代用利用実態

- ① 「利用頻度」に関しては、品目 A ; 代用「デジタルカメラ」($p < .05$)、B ; 代用「キッチンタイマー」($p < .05$)、F ; 代用「インターネットからのダウンロード」($p = .07$)、F ; 代用「その他」($p = .08$) において、二群間で有意或いはやや有意な得点差が確認され、西日本のほうに高く示された(表は略)。
- ② 「代用使用満足度」に関しては、品目 F ; 代用「インターネットからのダウンロード」($p < .05$) においてのみ、二群間で有意な得点差が確認され、西日本のほうに高く示された（表は略）。
- ③ 生活支援機器の将来利用意向に関しては、どの項目においても、二群間に有意な得点差は確認されなかった(表は略)。

７）生活支援機器に関する情報に関して

- ① 「学校からの情報」に関しては、品目 A ; PECS の絵カード、B ; タイムタイマー、D ; パーテーションの 3 品目において、二群間で有意な得点の差が確認され、西日本のほうに高く示された。
- ② 「自治体からの情報」に関しては、品目 C ; イヤーマフ、D ; パーテーション、E ; VOCA（コミュニケーションエイド）の 3 品目において、二群間でやや有意な得点差の傾向が確認され、東日本のほうに高く示された（表 2-2-14 から表 2-2-16）。

- ③ 「主治医からの紹介による情報」に関しては、どの項目においても、二群間に有意な得点差は確認されなかった(表は略)。
- ④ 「知人の口コミ(親の会を含む)に情報」に関しては、品目 A ; PECS の絵カード、B ; タイムタイマー、C ; イヤーマフ、D ; パーテーションの 4 品目において、二群間で有意な得点差が確認され、西日本のほうに高く示された (表は略)。
- ⑤ 「新聞・雑誌・Web などの情報」に関しては、品目 A ; PECS の絵カード、B ; タイムタイマー、E ; VOCA (コミュニケーションエイド) の 3 品目において、二群間で有意な得点差が確認され、西日本のほうに高く示された (表は略)。
- ⑥ 「その他の情報」に関しては、どの項目においても、二群間に有意な得点差は確認されなかった (表は略)。

表 2-2-14 「学校からの情報」に関する二群比較／全体

品目		地区	人数 (n)	平均値	標準偏差 (SD)	有意水準(P 値)
A	PECS の絵カード	東日本	68	0.38	.49	* *
		西日本	86	0.57	.50	
B	タイムタイマー	東日本	69	0.28	.45	* *
		西日本	88	0.55	.50	
C	イヤーマフ	東日本	69	0.30	.46	n.s.
		西日本	87	0.37	.49	
D	パーテーション	東日本	68	0.38	.49	* *
		西日本	87	0.56	.50	
E	VOCA	東日本	69	0.30	.46	n.s.
		西日本	86	0.38	.49	
F	サポートブック	東日本	69	0.33	.47	n.s.
		西日本	85	0.42	.50	

平均値は 最小値 0、最大値 1

* * $p < .01$ n. s. 有意差なし

欠損値あり = 無回答

A の品目 PECS の絵カードに関しては「認知度」と「利用頻度」においてその平均値が有意に西日本に高く示された。PECS は療育方法を指すため、「PECS の絵カード」とは、「PECS という療育で使用する絵カード」という意味になる。このため、回答者は、「PECS という療育で使用する絵カード」について回答した人と、とりあえず調査票の写真を見て「知っており」「利用している」と回答した人が混在していると想像されることに注意しなければならない。この点に関しては、必要度や価格の妥当性・性能の満足性において有意な差が確認できなかったことから裏付けられよう (表 2-2-11 から表 2-2-13)。しかし、「学校からの情報」において西日本に有意に高く示されたことは、西日本における PECS の支援機器としての流布性の高さを推察せるものであると考えてよいであろう (表 2-2-14)。

表 2-2-15 「自治体からの情報」に関する二群比較／全体

品目		地区	人数 (n)	平均値	標準偏差 (SD)	有意水準(P 値)
A	PECS の絵カード	東日本	68	0.16	.37	n.s.
		西日本	86	0.10	.31	
B	タイムタイマー	東日本	68	0.15	.36	n.s.
		西日本	86	0.09	.29	
C	イヤーマフ	東日本	68	0.15	.36	0.08
		西日本	84	0.06	.24	
D	パーテーション	東日本	68	0.16	.37	0.09
		西日本	85	0.07	.26	
E	VOCA	東日本	68	0.18	.38	*
		西日本	85	0.07	.26	
F	サポートブック	東日本	68	0.22	.42	n.s.
		西日本	82	0.12	.33	

平均値は 最小値 0、最大値 1

*p<.05

n. s.有意差なし

欠損値あり＝無回答

以上のように、認知度・利用頻度を中核とした生活支援機器品目の利用実態は、全国的には概して低い傾向にあると推察してよいであろう。利用の実態ならびに品目に関する情報量に関しても、全体的に高いとは断言できないが、東西比較においては圧倒的に西日本にその高さが推察された。これをもって全国的な傾向と断言することは避けなければならない。東西比較による日本全体の傾向を妥当な結果とするには対象標本の代表性が低く、回答回収率の低さからも本調査の限界性を自覚しなければならないからである。その限界を確認しつつ、以下、今後の有効利用促進に関する示唆的部分を抽出する目的から、利用実態の全体像を東西比較し、有意にその高さが窺われた品目と項目に焦点を絞り、その背景要因に関して追求した。

（３）従属変数「生活支援機器の有効利用度得点（以下、有効利用度得点）」の設定について

有効利用度得点とは、生活支援機器を購入または借用している障害児・者や保護者の内、それらの品目を「知って」おり（流布度）、どの程度満足しながら利用しているか（利用の評価等に関する質的傾向）を示す。具体的には、平成 20 年度厚生労働省障害者保健福祉推進事業報告書「知的障害、精神障害及び障害者のための日常生活用具の利用調査（2009）」に基づき、今日の生活支援機器利用において重要視されるべきであると判断した 5 項目（調査票の Q1-Q5・下表の Q1-Q5 に対応）の総和の平均値で求めた。したがってこの有効度得点は、品目ごとに最小値 0 点・最大値 5 点で表される。非該当者が多いため将来的な生活支援機器利用に関して高い保障性は持たないが、ある程度の示唆的部分は抽出されると判断した。

表 2-2-16 従属変数の構成要素

Q1	生活支援機器（A～Fの品目）の	認知度について
Q2	生活支援機器（A～Fの品目）の	利用頻度について
Q3	生活支援機器（A～Fの品目）の	必要性について
Q4	生活支援機器（A～Fの品目）の	価格の妥当性について
Q5	生活支援機器（A～Fの品目）の	性能の満足度について
#	この得点総和は、最小値 0、最大値 5 で示される	

1) 有効度得点における各品目の東西比較

C; イヤーマフと D; パーテーションの 2 品目に有意な或いは有意な傾向の得点差が見られた。全体的にも東日本に比べ、西日本の得点のほうが高い傾向にあることが窺われた。特に、イヤーマフにおいては有意な差が示され、西日本に高かった（表 2-2-17）。

表 2-2-17 有効度得点の二群比較／全体

品目		地区	人数 (n)	平均値	標準偏差 (SD)	有意水準(P 値)
A	PECS の絵カード	東日本	1	2.00	.-----	n.s.
		西日本	16	2.75	1.00	
B	タイムタイマー	東日本	6	1.83	.98	n.s.
		西日本	12	2.33	1.23	
C	イヤーマフ	東日本	8	2.75	1.16	*
		西日本	14	3.92	1.14	
D	パーテーション	東日本	5	2.20	1.09	0.18
		西日本	19	3.00	1.15	
E	VOCA	東日本	2	2.50	.70	n.s.
		西日本	5	2.40	1.51	
F	サポートブック	東日本	2	1.00	1.41	n.s.
		西日本	7	2.42	1.39	

平均値は 最小値 0、最大値 1

*p<.05

n. s. 有意差なし

欠損値あり＝無回答

2) C; イヤーマフと D; パーテーションの得点の高さに影響をおよぼす背景

①まず、この 2 品目に関して、従属変数である有効度得点と説明変数である「機器認知」「利用度」「必要度」「価格妥当性」「性能満足度」の関連を確認した。C; イヤーマフに関しては、「機器認知」を除くすべての変数と有意に高い相関が確認された。しかし、「機器認知」の分散量が著しく低かったため有効度得点の内的妥当性は算出されなかった。D; パーテーションに関してはすべての説明変数と高い相関が確認され、有効度得点の信頼性（内的妥当性）もクロンバックの $\alpha=.80$ 以上で保障された（表 2-2-18, 表 2-2-19）。この 2 品目の有効度は機器認知よりも実際の利用頻度やその結果としての価格や性能に関する満足度が影響していると推察される。なお、基本

属性との有意な関連は示されなかった。

表 2-2-18 C ; イヤーマフの「有効度得点」と「構成因子」との相関行列 n=22

	有効度得点	機器認知	利用度	必要度	価格妥当性	性能満足度
有効度得点	1.00	—	.66**	.66**	.78**	.59**
機器認知		1.00	—	—	—	—
利用度			1.00	.56**	.36	.24
必要度				1.00	.53**	.02
価格妥当性					1.00	.31
性能満足度						1.00

ピアソンの積率相関係数 ** p<.01

n=22 はリスト内のペアの最大人数

表 2-2-19 D ; パーテーションの「有効度得点」と「構成因子」との相関行列 n=22

	有効度得点	機器認知	利用度	必要度	価格妥当性	性能満足度
有効度得点	.00	.52**	.73**	.84**	.44**	.59**
機器認知		.00	.09	.09	.06	.12
利用度			.00	.67**	.16	.13
必要度				.00	.17	.32
価格妥当性					.00	.18
性能満足度						.00

ピアソンの積率相関係数 ** p<.01

n=22 はリスト内のペアの最大人数

②C ; イヤーマフと D ; パーテーションの得点の高さと「情報」の関連

この 2 品目の得点の高さに影響を及ぼしていると推測される要因は、ともに「情報」である傾向が示唆された。しかもその情報は、学校からのものであることが窺われた(表 2-2-20 と表 2-2-21)。

学校が、保護者同士の情報交換の場であると考えれば、お互いの日常的会話や教職員からの生活支援機器に関わる有用な情報などが頻繁に伝達されると推察される。したがって学校内における「生活支援機器の説明会」「それらの利用に関わる講習会」等が今後一層効果的に活用されるべきであろう。生活支援機器に関する企業が学校内に積極的に「入り込んで」ゆくことが求められているとも思われる。同時に学校側もそのことに一層の配慮をすべきであると考え(表 5-1, 表 5-2)。

表 2-2-20 「有効度得点 C ; イヤーマフ」と「情報」との相関 n = 22 (最大人数)

	学校 C	自治体 C	主治医 C	知人口コミ C	メディア C	その他 C
有効度得点 C	.41※	.14	.28	.06	.28	.18
ピアソンの積率相関係数						※p=.06
#	n=22 はリスト内のペアの最大人数					

表 2-2-21 「有効度得点 D ; パーテーション」と「情報」との相関 n = 20 (最大人数)

	学校 D	自治体 D	主治医 D	知人口コミ D	メディア D	その他 D
有効度得点 D	.40※	-.28	.09	.01	.10	.00
ピアソンの積率相関係数						※p=.09
#	n=22 はリスト内のペアの最大人数					

5. 要約

知的障害に関わる公立特別支援学校(養護学校)に通う児童・生徒の、学校を含む日常生活における適切な支援のあり方を検討する目的から、東日本・西日本の各3校・計6校の児童・生徒の保護者161人を対象に生活支援機器品目の利用実態とそれらの背景を基礎統計学的に解明を試みた。具体的には生活支援機器品目の流布度(品目の認知や使用頻度・それらの利用評価)に併せて機器品目の情報獲得の実態に関して全国的な傾向を自記式質問(配票留め置き)法により予備調査を踏まえて本調査を実施した。機器品目の流布度や実際の利用傾向・機器に関する情報の獲得とも全体的には低い傾向が窺われた。生活支援機器品目に関する流布性の低さが利用頻度の低さに影響を及ぼしていると推察される。一方、その地区としての代表性は十分に保障されていないが、概して西日本において高い傾向が確認され、その傾向は今後の利用促進に関わる以下のような示唆的部分が抽出された。1) 特に「パーテーション」に関しては西日本において50%を超える利用傾向が推察された。これは予備調査からも傍証されるように利用の実態が適切な認知につながり、結果としての高い流布性に関する背景要因になっていると考えられる。「イヤーマフ」に関しても同様なことが言えるであろう。2) 今後の生活支援機器品目全体に関する指標として今回採用した有効度得点の高さに関しては「情報」、特に「学校からの情報」が大きく影響を及ぼしていると推察される。3) この点に関しては今後、生活支援機器の啓蒙的な斡旋が提供福祉メーカーと学校間で一層の「歩み寄り」が期待されることを示唆させるものである。

6. 謝辞

はじめに、ご多忙の中、本調査にご協力いただきました6校の公立特別支援学校の児童・生徒の保護者の皆様、ならびに調査の趣旨を了承して下さった対象校の校長先生、教頭先生、調査票の配布にご協力頂きました教職員の方々に厚く御礼申し上げます。また、それらの調査協力校をご紹介いただきました近畿地方の障害児教育実践でご活躍中の西山剛司教諭に深謝いたします。

7. 引用文献

- 1) 平成 20 年度厚生労働省障害者保健福祉推進事業報告書：「知的障害、精神障害及び障害者のための日常生活用具の利用調査」、5-9 (2009)
- 2) 平成 20 年度厚生労働省障害者保健福祉推進事業報告書：「知的障害、精神障害及び障害者のための日常生活用具の利用調査」、76-85 (2009)
- 3) 藤原義博、福元暁：〈実践研究〉発達障害児の家庭活動改善に向けた物理的環境条件の活用に関する事例研究、個別指導場面におけるシミュレーション分析の有効性の検討、筑波大学特別支援教育研究、実践と研究 2、28-37 (2007)
- 4) 西島衛治：自閉症児の障害特性に配慮した教育空間の構造化に関する現状：熊本県内の情緒障害学級における教育空間の構造化に関する調査(教室・オープンスペースの計画(4)、建築計画 I、学術講演梗概集、E-1、建築計画 I、各種建物・地域施設、設計方法、構法計画、人間工学、計画基礎、503-504 (2007)
- 5) 東川健：発達障害児者への支援に活用可能なテクノロジー (特集 福祉機器・福祉用具の最新事情)、日本障害者リハビリテーション協会「ノーマライゼーション」(28)、18-20 (2008)
- 6) 大山卓、廣澤愛子：障害特別支援教育におけるコンサルテーションについての一考察、一アスペルガー障害の子どもへの環境調整による不適応改善と描画の変化について一、愛知教育大学教育実践センター紀要 (11)、319-325 (2008)
- 7) 吉田正樹：福祉機器開発の基礎・実践・教育(<特集>福祉機器開発の基礎から実用・その哲学)、バイオメカニズム学会誌 (26) 4、174-176 (2002)
- 8) 国際バリアフリー展ホームページ <http://www.itp.gr.jp/bf/>
- 9) 福祉政策紹介サイト；日常生活用具給付制度 <http://www.fukushi-seisaku.com/>

(文教大学 永倉 充、八藤後 忠夫)

2. 3 自閉症のある子のための携帯型支援用具に求められる外装材料のイメージ

1. 研究目的

生活環境支援研究会では、知的障害者や発達障害者を対象とした福祉用具の使用実態を調査するとともに、彼らの生活支援の現場で木材を一層活用するための研究を進めている。昨年度の調査で、知的障害者や発達障害者の福祉用具として、「時間や言葉の理解を助けるもの」や「気持ちなどを伝えるコミュニケーションを助けるもの」を必要としており、なおかつ「携帯できる」ことが不可欠であることが明らかになった¹⁾。このような携帯型生活支援用具として VOCA やトークアシストなどのコミュニケーションエイドがあるが、障害者およびその家族からの認知度はあまり高くない。一方で、今や国民の約 75% が持っている²⁾身近なコミュニケーションツールである携帯電話は、時計やアラーム機能、録音やカメラ機能、GPS 等の位置情報把握機能など、福祉用具としてのコミュニケーションエイドと共通する機能を有しており、なおかつ専用の福祉用具に比べて安価であり、今後携帯型生活支援用具としての発展が極めて有望である。そこで、今年度の調査では、携帯型生活支援用具として携帯電話を取り上げ、外装に金属、プラスチック、木材をそれぞれ使用した場合の製品イメージと嗜好性について、自閉症のある子をもつ保護者に対して、質問紙による調査を行った。評価結果に基づき、自閉症のある子をもつ保護者が携帯電話に求める外装のイメージを明らかにするとともに、各材料におけるイメージの違いを嗜好性と関連づけて解析し、福祉用具の外装としてふさわしい材料像を明らかにすることを試みた。

2. 調査方法

千葉県自閉症協会 Will クラブの会員および発達障害児・者のデイサービス施設（ぐるぐるめろん島・岡山市）の利用者を対象として、郵送による自記式質問紙法による調査を実施した（調査票は資料 7. 2 参照）。質問紙は 2009 年 10 月上旬に発送し（発送数は、Will クラブ・約 200 通、ぐるぐるメロン島・約 150 通）、同年 11 月中に 82 人の回答を回収した。

調査はセマンティック・ディファレンシャル法（SD 法）により 7 段階評価で行った。調査で採用した質問項目（材料のイメージに関する形容詞対）は、定義法によるテキストマイニングにより選定した。まず、2009 年 8 月下旬に、発達障害児（者）の保護者・支援者を対象として、金属（ステンレス）、プラスチック、木材をそれぞれ家庭内で用いた場合の印象語を、定義法によるメール調査（回答者数 20 人）によって収集し、金属 54 語、プラスチック 51 語、木材 57 語を得た。得られた形容語と材料との対応の妥当性について、発達障害児（者）の保護者に対してアンケート調査を行い、32 人から回答を得た。この結果に基づき、妥当性の低い形容詞を除外した。残った形容詞は、木材利用技術を専門とする研究者 2 名が、KJ 法に基づき形容詞の統合を行い、最終的に 18 対の形容詞を選定した。これら 18 種類の形容詞対に加えて、嗜好性を示す 2 組の形容詞対（好き－嫌い、欲しい－欲しくない）を加えた 20 組の質問について 7 段階の順序尺度（好き－嫌いを例にとると、非常に嫌い－かなり嫌い－やや嫌い－どちらでもない－やや好き－かなり好き－非常に好き）により回答を得た。20 組の形容詞対を表 2-3-1 に示す。

調査の教示として携帯電話を設定し、使用者としては①知的障害または発達障害のある方本人が持つて使う場合（以後、「子」と表記する）、②家族（保護者）の方ご自身が持つて使う場合（以後、「親」と表記する）の2種類、外装の材料としては(a) 金属（アルミニウム）（以後、「金属」と表記する）、(b) プラスチック、(c) 木材の3種類の、計6種類について回答を得た。有効回答数82人のうち、保護者が携帯電話を所持していない場合（1人）、回答者が親でない場合（1人）、障害児が発達障害でない場合（1人）を除外し、79人の回答を解析の対象とした。回答者の属性の内訳を表2-3-2 および図2-3-1に示す。

それぞれの回答は、各質問の右側の形容詞を評価項目名とし、7点～1点の等間隔尺度で得点化し、統計処理ソフトSPSS15.0J（エス・ピー・エス・エス(株)製）を用いて解析した。例えば、形容詞対「好き－嫌い」の場合、評価項目名は「好き」であり、非常に好き（7点）、かなり好き（6点）、やや好き（5点）、どちらでもない（4点）、やや嫌い（3点）、かなり嫌い（2点）、非常に嫌い（1点）で得点化し、以後の解析を行った。

表 2-3-2 回答者の属性

a. 親(保護者)の種別			d. 子(障害者)の性別		
	度数	%		度数	%
父	2	2.5	男性	58	73.4
母	77	97.5	女性	20	25.3
合計	79	100	無回答	1	1.3
			合計	79	100
b. 親(保護者)の年齢			e. 子(障害者)の携帯所有		
	度数	%		度数	%
20代	5	6.3	持っている	27	34.2
30代	24	30.4	持っていない	51	64.6
40代	41	51.9	無回答	1	1.3
50代	7	8.9	合計	79	100
60代	2	2.5			
合計	79	100			
c. 住居構造					
	度数	%			
RC造	24	30.4			
鉄骨造	16	20.3			
木造	39	49.4			
合計	79	100			

表 2-3-1 質問に用いた形容詞対

i. イメージに関する18項目	
壊れやすい	丈夫な
傷つきやすい	傷つきにくい
汚れやすい	汚れにくい
手入れが大変な	手入れが簡単な
火・熱に弱い	火・熱に強い
長持ちしない	長持ちする
派手な	落ち着いた
安っぽい	高級な
価格が安い	価格が高い
人工的な	自然な
環境によくない	環境にやさしい
緊張した	やすらいだ
やわらかい	かたい
つめたい	あたたかい
軽い	重い
ざらざらした	つるつるした
見た目がわるい	見た目がよい
手触りがわるい	手触りがよい
ii. 嗜好性に関する2項目	
嫌い	好き
欲しくない	欲しい

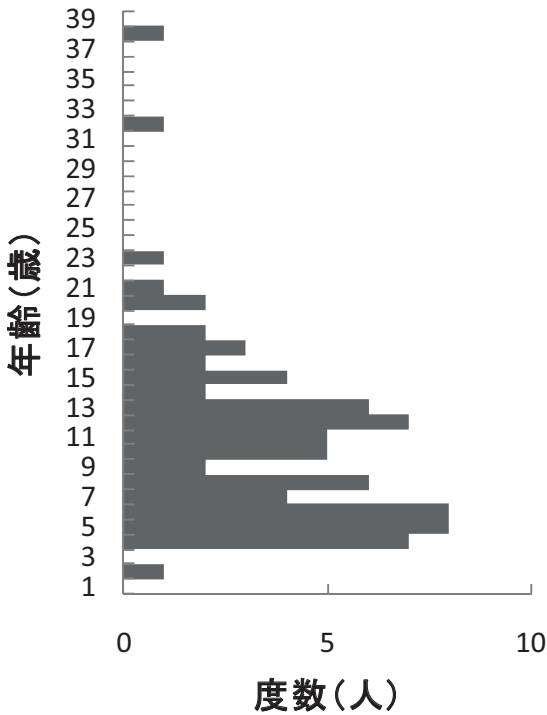


図 2-3-1 子（障害者）の年齢の度数分布

3. 結果と考察

(1) 携帯電話の使用者（子・親）、外装材料（金属・プラスチック・木材）の違いによる回答傾向の特徴

20 種類の評価項目（形容詞対）の得点について、全回答の平均値と、外装材料と使用者の組み合わせが、金属－子、金属－親、プラスチック－子、プラスチック－親、木材－子、木材－親の 6 種類の組み合わせ別の平均値を表 2-3-3 に示す。なお、得点は 4 が中央値（どちらでもない）であり、7 に近づくほど評価項目名に採用した形容語の印象が近く、逆に 1 に近づくほど評価項目名とは逆の印象が強いことに留意されたい。

表 2-3-3 携帯電話の使用者および外装材料の違いによる項目得点の平均値の違い（n=79 人）

項目(形容詞)	平均	金属		プラスチック		木材		有意確率 p		
		子	親	子	親	子	親	使用者	材料	交互作用
丈夫な	3.55	4.37	4.55	2.90	2.99	3.19	3.34	0.24	<0.001	0.95
傷つきにくい	3.29	3.68	3.83	3.00	2.95	3.05	3.22	0.48	<0.001	0.73
汚れにくい	3.82	4.74	4.53	3.62	3.76	3.03	3.23	0.70	<0.001	0.31
手入れが簡単な	4.09	4.53	4.53	4.37	4.67	3.09	3.31	0.10	<0.001	0.52
火・熱に強い	3.15	4.26	4.27	2.72	2.69	2.33	2.62	0.40	<0.001	0.45
長持ちする	3.69	4.55	4.56	3.09	3.19	3.28	3.49	0.34	<0.001	0.75
落ち着いた	4.24	4.04	3.83	3.90	3.78	5.04	4.83	0.04	<0.001	0.87
高級な	3.91	4.23	4.38	3.21	2.96	4.31	4.43	0.95	<0.001	0.24
価格が高い	3.98	4.30	4.21	3.10	3.06	4.58	4.62	0.78	<0.001	0.85
自然な	3.72	2.88	2.52	3.05	3.08	5.45	5.38	0.21	<0.001	0.34
環境にやさしい	3.99	3.77	3.42	3.38	3.28	5.17	4.96	0.03	<0.001	0.61
やすらいだ	4.23	3.46	3.49	4.12	4.01	5.15	5.14	0.75	<0.001	0.80
かたい	4.22	5.06	5.19	3.99	4.09	3.77	3.21	0.32	<0.001	0.02
あたたかい	4.13	3.21	2.84	4.03	3.89	5.40	5.45	0.13	<0.001	0.21
重い	3.65	3.53	4.00	3.05	2.85	4.31	4.18	0.70	<0.001	0.04
つるつるした	4.78	5.36	5.21	4.86	5.06	3.87	4.30	0.12	<0.001	0.07
見た目がよい	4.14	4.42	4.45	3.91	3.84	4.01	4.22	0.62	<0.001	0.54
手触りがよい	4.51	4.58	4.43	4.34	4.39	4.67	4.64	0.71	0.07	0.71
好き	4.13	4.31	4.16	3.91	3.82	4.27	4.30	0.51	<0.01	0.76
欲しい	3.94	4.35	3.97	3.91	3.63	4.01	3.77	0.01	0.01	0.88

※平均値について、4(どちらでもない)より小さい値に網掛けした。

全回答の平均値は、20 種類全ての項目について、中間値である 4（どちらでもない）の近傍の値を取る。一方、外装材料や使用者の違いにより、平均値が大きく異なる項目が見られる。この平均値の差は、携帯電話の使用者（子・親）の違いによるものなのか、外装材料（金属・プラスチック・木材）の違いなのかを明らかにするために、20 種類の項目の得点それぞれについて、携帯電話の使用者および外装材料を独立変数として 2 要因の分散分析を行った。その結果、「手触りがよい」を除いた全ての項目について、外装材料の主効果が有意であった。一方、携帯電話の使用者の違いは、「落ち着いた」、「環境にやさしい」、「欲しい」の 3 項目を除いて、主効果として有意ではなかった。すなわち、携帯電話の使用者の違いによって、各項目の得点平均はほとんど差がないのに対して、外装材料の違いは得点平均に有意に影響を与えている。

外装材料や使用者の違いによる各項目の回答傾向の違いを検討するために、各項目の得点の度

数分布を図 2-3-2a～e に示す。度数分布の傾向は、①材料の違いに関わらず 4（どちらでもない）を中心に釣り鐘型の分布を示す場合（「見た目がよい」、「好き」、「欲しい」）、②3 つの材料のうち、1 つのみが特徴的な傾向を示す場合（「落ち着いた」、「手触りがよい」、「環境にやさしい」、「やすいだ」、「高級な」、「価格が高い」、「重い」、「火・熱に強い」）、③3 つの材料がそれぞれ異なるピーク位置を示す場合（「手入れが簡単な」、「長持ちする」、「あたたかい」、「自然な」、「かたい」、「汚れにくい」）、④使用者の違いによりピーク位置がずれる場合（「丈夫な」、「つるつるした」）の 4 種類に分類できる。項目による回答傾向の様式の違いは、材料に対するイメージ構造を反映していると考えられる。そこで、材料に対するイメージ構造について次項で検討した。

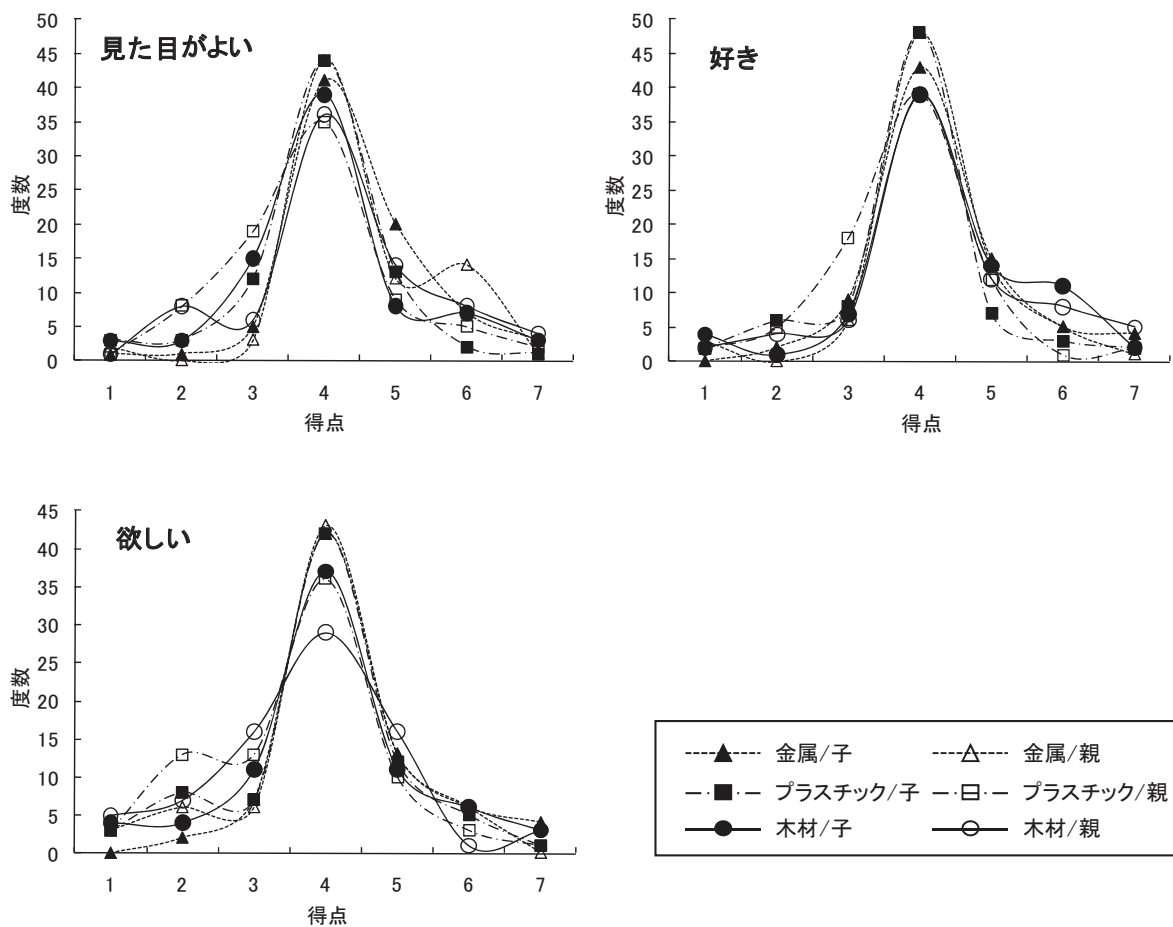


図 2-3-2a 評価項目に対する得点の度数分布図

① 材料の違いに関わらず 4（どちらでもない）を中心に釣り鐘型の分布を示す場合

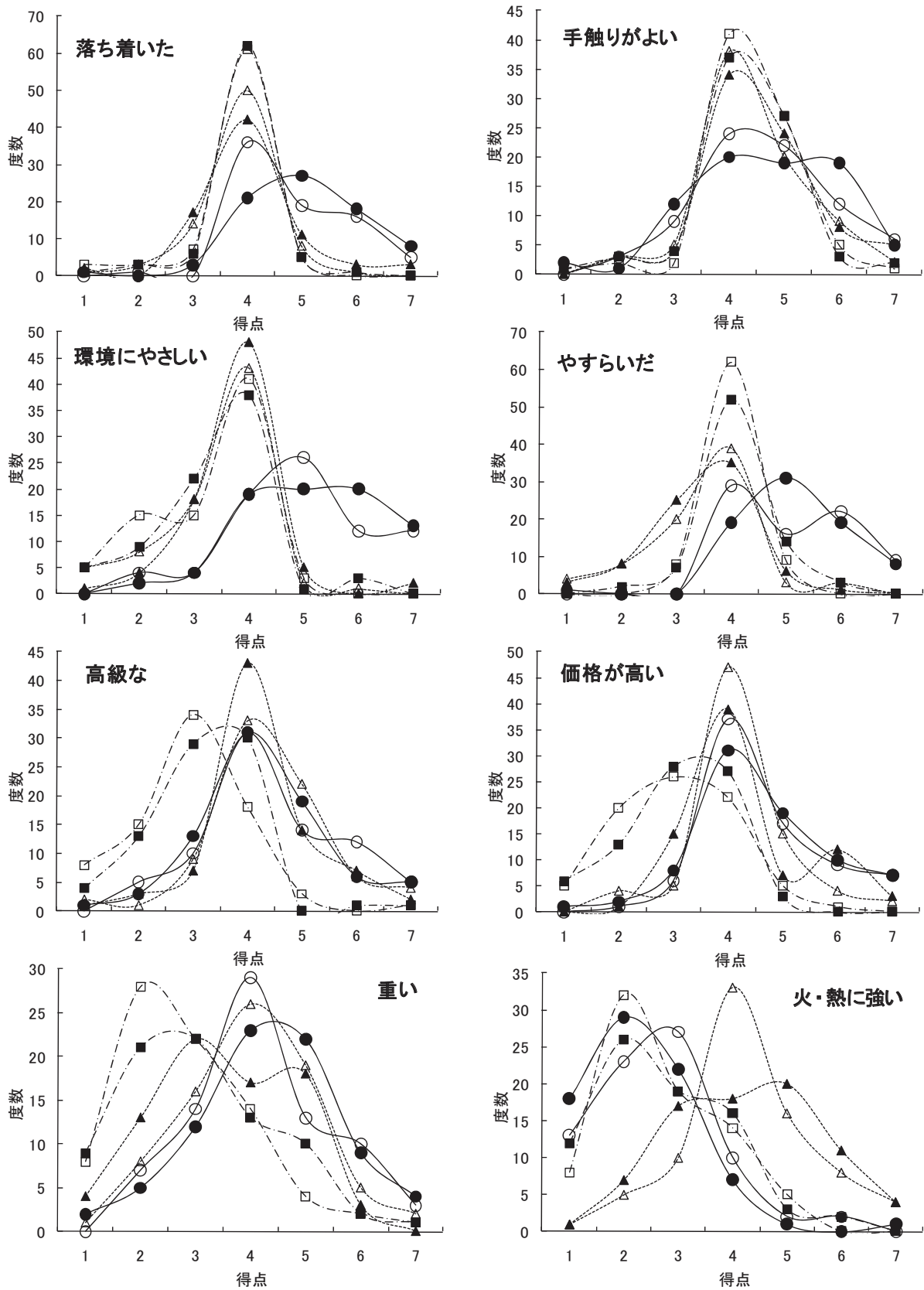


図 2-3-2b 評価項目に対する得点の度数分布図

② 3つの材料のうち、1つのみが特徴的な傾向を示す場合

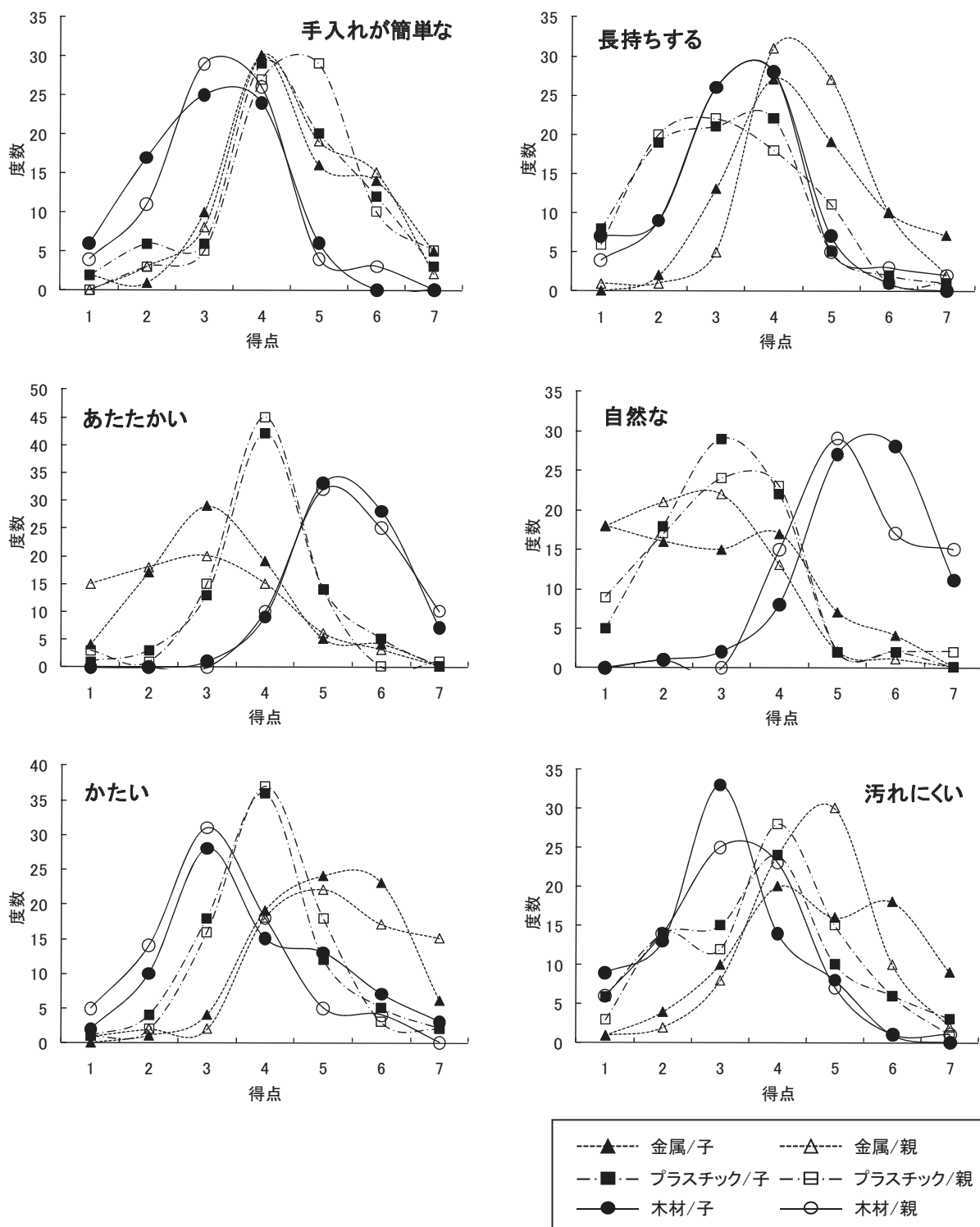


図 2-3-2c 評価項目に対する得点の度数分布図

③ 3つの材料がそれぞれ異なるピーク位置を示す場合

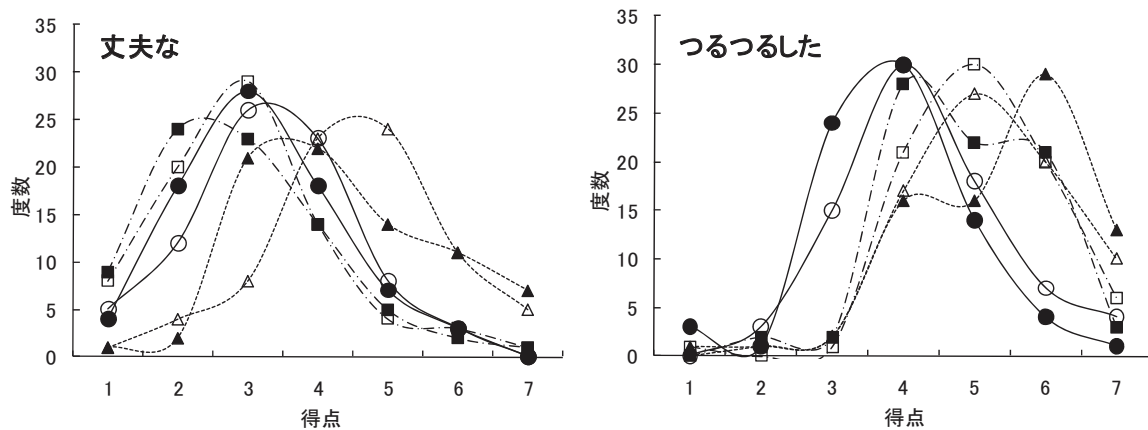


図 2-3-2d 評価項目に対する得点の度数分布図

④ 使用者の違いによりピーク位置がずれる場合

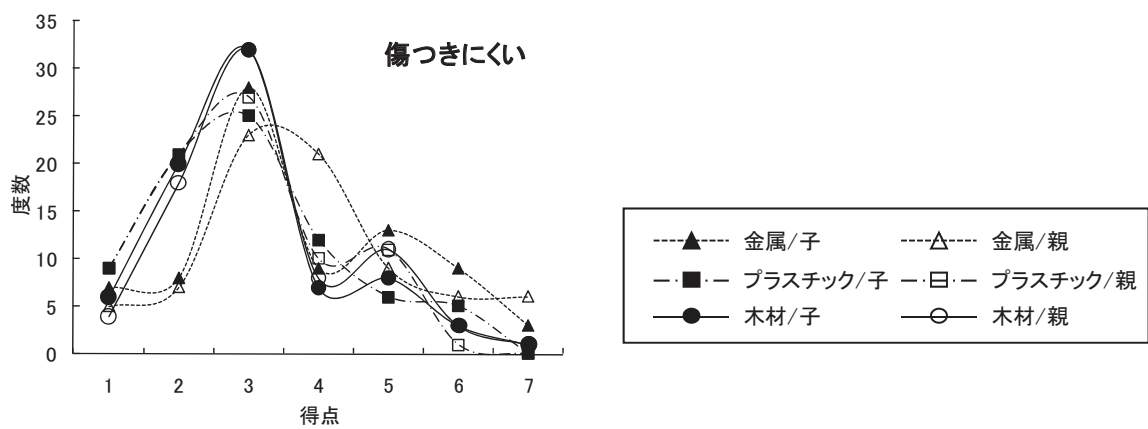


図 2-3-2e 評価項目に対する得点の度数分布図

⑤ 分布に偏りがある場合

（２）携帯電話の外装材料に対して親（保護者）が抱いているイメージ構造

評価項目 20 種類のうち、嗜好性を示す項目である「好き」、「欲しい」を除いた 18 項目に対して主因子法による因子分析を行った。固有値の変化は、4.98、4.40、1.67、1.18、0.70、0.66、…というものであり、4 因子構造が妥当であると考えられた。そこで再度 4 因子を仮定して主因子法・バリマックス回転による因子分析を行った。バリマックス回転後の因子行列を表 2-3-4 に示す。なお、累積寄与率（4 因子で 18 項目の全分散を説明する割合）は 58.7%であった。

因子負荷量 0.40 以上を基準とした場合、第 1 因子は 6 項目で構成されており、「丈夫な」、「長持ちする」、「火・熱に強い」といった製品の耐久性に関する内容や、「汚れにくい」、「傷つきにくい」、「手入れが簡単な」といった美観の維持のしやすさに関する内容の項目が高い正の負荷量を示していた。そこで「耐久性」因子と命名した。第 2 因子も 6 項目で構成されており、「自然な」、「やすらいだ」、「あたたかい」、「環境にやさしい」、「落ち着いた」といった一般消費者が素材や製品に対してあると好ましいと思う理想の性質を反映した項目が高い正の負荷量を示していた。そこで「理想の素材観」因子と命名した。第 3 因子は 3 項目で構成されており、「価格が高い」、「重い」、「高級な」といった製品の質感に関する内容の項目が高い正の負荷量を示していた。そこで「質感」因子と命名した。第 4 因子は 3 項目で構成されており、「手触りがよい」、「つるつるした」、「見た目がよい」といった製品や材料の表面の性質に関係した項目が高い正の負荷量を示していた。そこで「表面性」因子と命名した。

因子分析結果に基づき、バリマックス回転後の因子得点を推定することにより、「耐久性」、「理想の素材観」、「質感」、「表面性」の各因子得点を算出した。これら 4 因子のうち因子寄与が大きい「耐久性」因子と「理想の素材観」因子について、3 種類の材料の違いや携帯電話を子が持つ場合と親自身が持つ場合の特徴を明らかにするために、因子得点の散布図を図 2-3-3 に示した。

携帯電話を親が持つ場合と子が持つ場合では因子得点の分布に明確な傾向が見られない。しかし、材料の違いに着目すると、第 2 象限に木材、第 3 象限にプラスチック、第 4 象限に金属が集まっていることがわかる。すなわち、木材は理想の素材観は高いが耐久性は低い、逆に金属は耐久性が高く理想の素材観は低い、プラスチックは耐久性と理想の素材観はともに低いことを示している。この結果は、子が持つ場合と親自身が持つ場合で変わらないことから、一般消費者から見た金属、プラスチック、木材の材料イメージを如実に表していると考えられる。

表 2-3-4 外装材料のイメージに関する因子分析結果
(バリマックス回転後の因子行列)

	I	II	III	IV	共通性
丈夫な	0.84	-0.04	0.18	0.10	0.76
長持ちする	0.79	-0.09	0.25	0.24	0.75
火・熱に強い	0.76	-0.23	0.10	0.05	0.65
汚れにくい	0.70	-0.22	-0.10	0.27	0.62
傷つきにくい	0.64	0.10	0.06	0.13	0.44
手入れが簡単な	0.50	-0.25	-0.40	0.33	0.58
自然な	-0.06	0.82	0.24	-0.09	0.75
やすらいだ	-0.11	0.79	0.03	0.16	0.67
あたたかい	-0.20	0.78	0.08	-0.11	0.67
環境にやさしい	0.10	0.65	0.34	0.09	0.56
落ち着いた	0.07	0.58	0.25	0.09	0.41
かたい	0.26	-0.53	0.15	0.06	0.38
価格が高い	0.07	0.20	0.76	0.10	0.64
重い	0.09	0.07	0.66	-0.08	0.45
高級な	0.35	0.21	0.58	0.38	0.65
手触りがよい	0.25	0.30	0.03	0.60	0.51
つるつるした	0.15	-0.35	-0.07	0.59	0.49
見た目がよい	0.40	0.15	0.29	0.57	0.59
因子寄与	3.59	3.47	1.99	1.52	10.57
寄与率	19.96	19.28	11.04	8.42	58.70

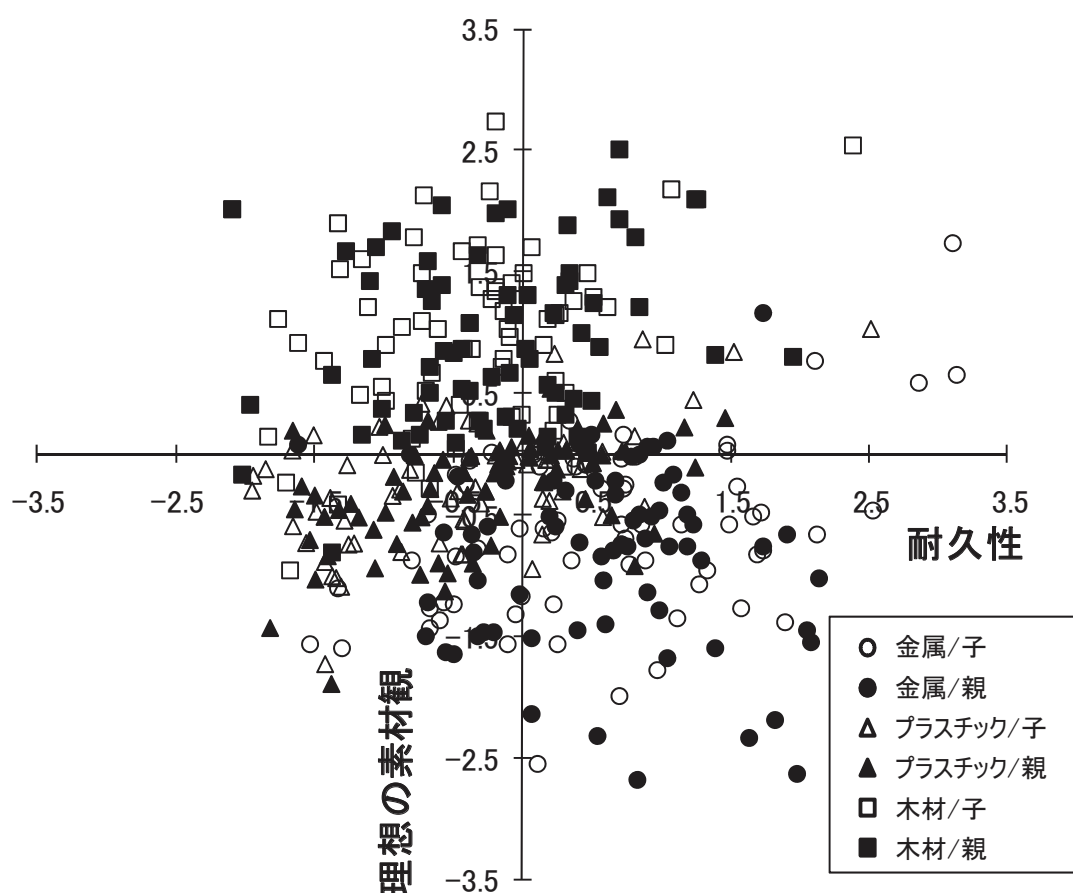


図 2-3-3 「耐久性」因子得点と「理想の素材観」因子得点との関係

因子分析により抽出された「耐久性」、「理想の素材観」、「質感」、「表面性」の因子得点と、因子分析の際に除外した「好き」、「欲しい」という2つの嗜好性を示す項目の得点との相互相関を表 2-3-5 に示す。携帯電話の外装材料に対するユーザーらの好意度を示す「好き」と購買意図を示す「欲しい」とは有意な高い相関 ($r=0.68$, $p<0.001$) を示した。また、「好き」と「欲しい」はともに因子分析により抽出された「耐久性」、「理想の素材観」、「質感」、「表面性」のいずれの因子との間で有意な相関を示した。

表 2-3-5 外装材料のイメージと嗜好性との相関行列

	I	II	III	IV	好き	欲しい
I. 耐久性	—	-0.04	0.06	0.12 *	0.29 ***	0.35 ***
II. 理想の素材観		—	0.08	0.02	0.30 ***	0.21 ***
III. 質感			—	0.02	0.21 ***	0.16 ***
IV. 表面性				—	0.53 ***	0.47 ***
好き					—	0.68 ***
欲しい						—

*** $p < 0.001$, ** $p < 0.01$, * $p < 0.05$

（３）携帯電話の外装の嗜好性に影響を及ぼす要因

ある特定の材料を外装に用いた携帯電話を好きか、あるいは欲しいと思うかといった実際の購入行動につながりうる障害者の保護者（親）の態度が、材料に対するイメージのうち何に左右されるのか、また障害者およびその親の年齢、性別、住居といった属性の影響を受けるのかを明らかにするために、質問紙の回答項目として設定した「好き」と「欲しい」の得点を目的変数として重回帰分析を行った。説明変数としては、材料のイメージに関する 18 質問項目の得点に加えて、回答者の属性として、親の年齢（40 歳以上＝1、39 歳以下＝0）、子の性別（女性＝1、男性＝0）、子の携帯所持（あり＝1、なし＝0）、住居構造（木造＝1、RC 造もしくは鉄骨造＝0）、子の年齢（実年齢をそのまま解析に使用したが、親が子に携帯を持たせるという観点から、18 歳以上を除く）、携帯の使用者（親＝1、子＝0）を用いた。

携帯電話の外装材料に対するユーザーらの好意度を示す好意度を示す嗜好性項目「好き」について、説明変数ととの間の相互相関と、重回帰分析の結果得られた標準偏回帰係数 β の値を表 2-3-6 に示す。重回帰分析の結果、決定係数 $R^2=0.520$ 、0.1%水準で有意である。また、標準偏回帰係数が有意な値を示したのは、絶対値が大きい、すなわち嗜好性項目「好き」への影響が大きい順に、「見た目がよい」（ $\beta=0.35$ 、 $p<0.001$ ）、「高級な」（ $\beta=0.26$ 、 $p<0.001$ ）、「自然な」（ $\beta=$

表 2-3-6 嗜好性項目「好き」を目的変数とした重回帰分析結果

説明変数	標準偏回帰係数 β	相関係数 r
丈夫な	-0.06	0.32 ***
長持ちする	0.05	0.37 ***
火・熱に強い	0.04	0.22 ***
汚れにくい	-0.03	0.24 ***
傷つきにくい	-0.02	0.30 ***
手入れが簡単な	0.07	0.18 ***
自然な	0.21 **	0.24 ***
やすいだ	0.18 **	0.29 ***
あたたかい	-0.11	0.07
環境にやさしい	0.00	0.32 ***
落ち着いた	-0.07	0.24 ***
かたい	0.06	0.01
価格が高い	-0.06	0.28 ***
重い	-0.10 *	0.10
高級な	0.26 ***	0.53 ***
手触りがよい	0.19 ***	0.50 ***
つるつるした	0.00	0.21 ***
見た目がよい	0.35 ***	0.62 ***
親の年齢(40代以上)	-0.02	-0.10
子の性別(女性)	0.05	0.11 *
子の携帯所持(あり)	-0.04	-0.09
住居構造(木造)	0.00	0.06
子の年齢(未成年)	0.02	-0.10
携帯電話使用者(親)	-0.04	-0.01
決定係数 R^2	0.52 ***	
有効回答数 n	400	

*** $p < 0.001$, ** $p < 0.01$, * $p < 0.05$

表 2-3-7 嗜好性項目「欲しい」を目的変数とした重回帰分析結果

説明変数	標準偏回帰係数 β	相関係数 r
丈夫な	0.01	0.34 ***
長持ちする	0.02	0.39 ***
火・熱に強い	-0.01	0.24 ***
汚れにくい	0.13 *	0.32 ***
傷つきにくい	0.06	0.35 ***
手入れが簡単な	-0.01	0.20 ***
自然な	0.13	0.18 ***
やすいだ	0.03	0.18 ***
あたたかい	-0.02	0.05
環境にやさしい	0.06	0.26 ***
落ち着いた	-0.09	0.16 **
かたい	-0.03	0.00
価格が高い	-0.06	0.24 ***
重い	-0.02	0.12 *
高級な	0.07	0.42 ***
手触りがよい	0.15 **	0.45 ***
つるつるした	0.01	0.21 ***
見た目がよい	0.42 ***	0.59 ***
親の年齢(40代以上)	-0.02	-0.09
子の性別(女性)	0.03	0.11 *
子の携帯所持(あり)	-0.11 *	-0.16 **
住居構造(木造)	-0.07	-0.02
子の年齢(未成年)	0.04	-0.12 *
携帯電話使用者(親)	-0.14 ***	-0.11 *
決定係数 R^2	0.46 ***	
有効回答数 n	397	

*** $p < 0.001$, ** $p < 0.01$, * $p < 0.05$

0.21、 $p < 0.01$)、「手触りがよい」($\beta = 0.19$ 、 $p < 0.001$)、「やすらいだ」($\beta = 0.18$ 、 $p < 0.01$)、「重い」($\beta = -0.10$ 、 $p < 0.05$)であり、「重い」のみ負の影響を与えていた。一方、回答者の属性はいずれも有意な値を示さなかった。

購買意図を示す嗜好性項目である「欲しい」について、説明変数ととの間の相互相関と、重回帰分析の結果得られた標準偏回帰係数 β の値を表 2-3-7 に示す。重回帰分析の結果、決定係数 $R^2 = 0.456$ 、0.1%水準で有意である。また、標準偏回帰係数が有意な値を示したのは、絶対値が大きい、すなわち嗜好性項目「欲しい」への影響が大きい順に、「見た目がよい」($\beta = 0.42$ 、 $p < 0.001$)、「手触りがよい」($\beta = 0.15$ 、 $p < 0.01$)、「携帯の使用者(親)」($\beta = -0.14$ 、 $p < 0.001$)、「汚れにくい」($\beta = 0.13$ 、 $p < 0.05$)、「子の携帯所持(あり)」($\beta = -0.11$ 、 $p < 0.05$)であり、「携帯の使用者(親)」と「子の携帯所持(あり)」が負の影響を与えていた。

「好き」と「欲しい」という2つの目的変数に共通する説明変数は、「見た目がよい」、「手触りがよい」の2つであった。これらは、因子分析において「表面性」因子に分類された。すなわち、材料の表面性状は製品の好意度と購買意図に正の影響を与えていると言える。一方、「高級な」、「自然な」、「やすらいだ」といったイメージ項目は「好き」という好意度には影響を与えるが、「欲しい」という購買意図には影響を与えない。因子分析において、「高級な」は質感因子、「自然な」と「やすらいだ」は「理想の素材観」因子に分類されており、材料の質感や消費者が材料そのものに対して抱いている理想像は好意度には影響を与えるが、購買意図につながらないことが示唆された。逆に、「汚れにくい」というイメージ項目は購買意図に対して特徴的に寄与しており、好意度には影響を与えない。「汚れにくい」は因子分析において「耐久性」因子に分類された。製品に対する好意度を購買意図に発展させるには、製品の耐久性のアピールが重要であることが推察された。

次に、外装材料が金属、プラスチック、木材の場合に分けて同様の解析を行った。外装が金属でできている携帯電話を対象とした場合について、「好き」を目的変数として重回帰分析を行った結果を表 2-3-8 に、「欲しい」を目的変数とした場合の結果を表 2-3-9 に示す。「好き」を目的変数とした重回帰分析の結果は、決定係数 $R^2 = 0.404$ 、0.1%水準で有意である。「欲しい」を従属変数とした場合の結果も、 $R^2 = 0.359$ 、1%水準で有意である。どちらの結果も有意であるものの決定係数が極めて低いため、説明力が低いことに留意が必要である。

好意度を示す嗜好性項目「好き」に対して標準偏回帰係数が有意な値を示したのは、絶対値が大きい順に、「やすらいだ」($\beta = 0.29$ 、 $p < 0.01$)、「高級な」($\beta = 0.23$ 、 $p < 0.05$)の2つであった。購買意図を示す嗜好性項目「欲しい」を目的変数とした場合、「環境にやさしい」($\beta = 0.21$ 、 $p < 0.05$)のみであった。

外装がプラスチックでできている携帯電話を対象とした場合について、「好き」を目的変数として重回帰分析を行った結果を表 2-3-10 に、「欲しい」を目的変数とした場合の結果を表 2-3-11 に示す。「好き」を目的変数とした重回帰分析の結果は、決定係数 $R^2 = 0.707$ 、0.1%水準で有意である。「欲しい」を目的変数とした場合の結果も、 $R^2 = 0.700$ 、0.1%水準で有意である。

従属変数「好き」に対して標準偏回帰係数が有意な値を示したのは、絶対値が大きい順に、「高級な」($\beta = 0.38$ 、 $p < 0.001$)、「手触りがよい」($\beta = 0.29$ 、 $p < 0.001$)、「見た目がよい」($\beta = 0.27$ 、 $p < 0.01$)、「自然な」($\beta = 0.19$ 、 $p < 0.05$)、「かたい」($\beta = 0.13$ 、 $p < 0.05$)であった。「欲しい」を目的変数とした場合、「高級な」($\beta = 0.42$ 、 $p < 0.001$)、「やすらいだ」($\beta = 0.19$ 、

表 2-3-8 嗜好性項目「好き」を目的変数とした重回帰分析結果（外装材料が金属の場合）

説明変数	標準偏回帰係数 β	相関係数 r
丈夫な	0.20	0.20 *
長持ちする	-0.06	0.28 **
火・熱に強い	-0.12	0.08
汚れにくい	-0.02	0.16
傷つきにくい	-0.12	0.16
手入れが簡単な	0.09	0.21 *
自然な	0.06	0.07
やすいだ	0.29 **	0.35 ***
あたたかい	0.01	0.12
環境にやさしい	0.06	0.19 *
落ち着いた	0.02	0.14
かたい	0.03	0.03
価格が高い	0.01	0.09
重い	-0.11	-0.13
高級な	0.23 *	0.36 ***
手触りがよい	0.09	0.31 ***
つるつるした	0.12	0.20 *
見た目がよい	0.21	0.37 ***
親の年齢(40代以上)	-0.09	0.00
子の性別(女性)	-0.09	-0.15
子の携帯所持(あり)	-0.02	0.04
住居構造(木造)	-0.02	0.12
子の年齢(未成年)	0.19	0.14
携帯電話使用者(親)	-0.08	-0.11
決定係数 R^2	0.40 ***	
有効回答数 n	131	

*** $p < 0.001$, ** $p < 0.01$, * $p < 0.05$

表 2-3-9 嗜好性項目「欲しい」を目的変数とした重回帰分析結果（外装材料が金属の場合）

説明変数	標準偏回帰係数 β	相関係数 r
丈夫な	0.04	0.02
長持ちする	-0.14	0.08
火・熱に強い	-0.15	-0.03
汚れにくい	0.05	0.01
傷つきにくい	0.01	0.18 *
手入れが簡単な	0.08	0.10
自然な	0.11	0.19 *
やすいだ	0.17	0.29 ***
あたたかい	-0.01	0.20 *
環境にやさしい	0.21 *	0.32 ***
落ち着いた	0.11	0.23 *
かたい	0.12	0.01
価格が高い	0.20	0.19 *
重い	0.00	-0.08
高級な	-0.07	0.11
手触りがよい	0.19	0.26 **
つるつるした	0.03	0.07
見た目がよい	0.20	0.27 **
親の年齢(40代以上)	-0.03	0.02
子の性別(女性)	-0.05	-0.11
子の携帯所持(あり)	-0.05	-0.02
住居構造(木造)	-0.13	-0.05
子の年齢(未成年)	0.22	0.13
携帯電話使用者(親)	-0.08	-0.16
決定係数 R^2	0.36 **	
有効回答数 n	128	

*** $p < 0.001$, ** $p < 0.01$, * $p < 0.05$

$p < 0.01$)、「自然な」($\beta = 0.19$ 、 $p < 0.05$)、「子の携帯所持(あり)」($\beta = -0.18$ 、 $p < 0.05$)の順であり、「子の携帯所持(あり)」のみ負の影響を与えていた。

「好き」と「欲しい」という2つの目的変数に共通する説明変数は、「高級な」、「自然な」の2つであった。「高級な」、「自然な」といったイメージは、プラスチックにとって他材料に比べて悪い印象を持たれがちなイメージであり、逆にプラスチックを高級であり自然であると感じる人がプラスチックに好感をもち、購買意図につながっていると考えられる。また、「手触りがよい」、「見た目がよい」といった、因子分析において「表面性」因子に分類された項目については、好意度に対して影響を与えているが、購買意図につながっていないことは興味深い。

外装が木材でできている携帯電話を対象とした場合について、「好き」を目的変数として重回帰分析を行った結果を表 2-3-12 に、「欲しい」を目的変数とした場合の結果を表 2-3-13 に示す。「好き」を目的変数とした重回帰分析の結果は、決定係数 $R^2 = 0.623$ 、0.1%水準で有意である。「欲しい」を目的変数とした場合の結果も、 $R^2 = 0.683$ 、0.1%水準で有意である。

従属変数「好き」に対して標準偏回帰係数が有意な値を示したのは、絶対値が大きい順に、「見た目がよい」($\beta = 0.43$ 、 $p < 0.001$)、「手触りがよい」($\beta = 0.26$ 、 $p < 0.01$)、「自然な」($\beta = 0.19$ 、 $p < 0.05$)であった。「欲しい」を従属変数とした場合、「見た目がよい」($\beta = 0.49$ 、 $p < 0.001$)、

表 2-3-10 嗜好性項目「好き」を目的変数とした重回帰分析結果（外装材料がプラスチックの場合）

説明変数	標準偏回帰係数 β	相関係数 r
丈夫な	-0.12	0.40 ***
長持ちする	0.02	0.45 ***
火・熱に強い	0.06	0.45 ***
汚れにくい	-0.09	0.32 ***
傷つきにくい	0.01	0.41 ***
手入れが簡単な	0.12	0.38 ***
自然な	0.19 *	0.36 ***
やすいだ	0.07	0.20 *
あたたかい	-0.05	-0.24 **
環境にやさしい	0.01	0.38 ***
落ち着いた	-0.12	0.12
かたい	0.13 *	0.19 *
価格が高い	-0.03	0.32 ***
重い	-0.09	0.15
高級な	0.38 ***	0.69 ***
手触りがよい	0.29 ***	0.52 ***
つるつるした	-0.08	0.26 **
見た目がよい	0.27 **	0.71 ***
親の年齢(40代以上)	-0.02	-0.15
子の性別(女性)	0.06	0.24 **
子の携帯所持(あり)	0.06	-0.12
住居構造(木造)	0.01	0.07
子の年齢(未成年)	-0.02	-0.27 **
携帯電話使用者(親)	0.00	-0.01
決定係数 R^2	0.71 ***	
有効回答数 n	137	

*** $p < 0.001$, ** $p < 0.01$, * $p < 0.05$

表 2-3-11 嗜好性項目「欲しい」を目的変数とした重回帰分析結果（外装材料がプラスチックの場合）

説明変数	標準偏回帰係数 β	相関係数 r
丈夫な	0.02	0.52 ***
長持ちする	-0.01	0.50 ***
火・熱に強い	0.01	0.47 ***
汚れにくい	0.09	0.42 ***
傷つきにくい	-0.01	0.44 ***
手入れが簡単な	-0.03	0.32 ***
自然な	0.19 *	0.43 ***
やすいだ	0.19 **	0.29 ***
あたたかい	-0.09	-0.08
環境にやさしい	-0.03	0.39 ***
落ち着いた	-0.09	0.17 *
かたい	-0.10	-0.04
価格が高い	0.07	0.36 ***
重い	-0.08	0.20 *
高級な	0.42 ***	0.72 ***
手触りがよい	0.08	0.44 ***
つるつるした	0.02	0.20 *
見た目がよい	0.22 *	0.68 ***
親の年齢(40代以上)	0.03	-0.13
子の性別(女性)	0.00	0.17 *
子の携帯所持(あり)	-0.18 *	-0.27 **
住居構造(木造)	0.00	0.05
子の年齢(未成年)	0.05	-0.27 **
携帯電話使用者(親)	-0.09	-0.13
決定係数 R^2	0.70 ***	
有効回答数 n	138	

*** $p < 0.001$, ** $p < 0.01$, * $p < 0.05$

「汚れにくい」($\beta = 0.31$ 、 $p < 0.001$)、「手触りがよい」($\beta = 0.24$ 、 $p < 0.01$)、「価格が高い」($\beta = -0.20$ 、 $p < 0.05$)、「携帯の使用者(親)」($\beta = -0.16$ 、 $p < 0.05$)の順であり、「価格が高い」と「携帯の使用者(親)」が負の影響を与えていた。

「好き」と「欲しい」という2つの目的変数に共通する説明変数は、「見た目がよい」、「手触りがよい」の2つであった。これらは、因子分析において「表面性」因子に分類された。すなわち、木材特有の表面性状は製品の好意度のみならず、購買意図に正の影響を与えていると言える。一方、イメージ項目「自然な」は「好き」という好意度には影響を与えるが、「欲しい」という購買意図には影響を与えない。すなわち、木材の自然なイメージは製品に好意を持たれることに寄与しているが、製品を買いいたいという購買意図にはつながらないことが明らかになった。逆に、「汚れにくい」、「価格が高い」は好意度(好き)には影響を与えないが、購買意図(欲しい)に対して「汚れにくい」は正の、「価格が高い」は負の影響を示している。すなわち、木材が汚れにくく、かつ価格が安いことが、木材を外装に用いた製品を買いいたいという購買意図を喚起することが示唆された。

目的変数「欲しい」に対して「携帯の使用者(親)」が有意な負の影響を与えている。このこと

表 2-3-12 嗜好性項目「好き」を目的変数とした重回帰分析結果（外装材料が木材の場合）

説明変数	標準偏回帰係数 β	相関係数 r
丈夫な	-0.08	0.29 ***
長持ちする	-0.01	0.34 ***
火・熱に強い	0.12	0.13
汚れにくい	0.08	0.27 **
傷つきにくい	0.05	0.30 ***
手入れが簡単な	-0.15	0.18 *
自然な	0.19 *	0.44 ***
やすいだ	0.14	0.47 ***
あたたかい	-0.07	0.35 ***
環境にやさしい	-0.03	0.35 ***
落ち着いた	-0.04	0.33 ***
かたい	0.01	-0.20 *
価格が高い	-0.07	0.25 **
重い	-0.12	0.04
高級な	0.15	0.49 ***
手触りがよい	0.26 **	0.59 ***
つるつるした	-0.07	0.32 ***
見た目がよい	0.43 ***	0.69 ***
親の年齢(40代以上)	0.07	-0.13
子の性別(女性)	0.11	0.21 *
子の携帯所持(あり)	-0.12	-0.16
住居構造(木造)	-0.06	0.00
子の年齢(未成年)	-0.11	-0.13
携帯電話使用者(親)	0.00	0.06
決定係数 R^2	0.62 ***	
有効回答数 n	132	

*** $p < 0.001$, ** $p < 0.01$, * $p < 0.05$

表 2-3-13 嗜好性項目「欲しい」を目的変数とした重回帰分析結果（外装材料が木材の場合）

説明変数	標準偏回帰係数 β	相関係数 r
丈夫な	0.05	0.38 ***
長持ちする	-0.03	0.44 ***
火・熱に強い	0.00	0.15
汚れにくい	0.25 **	0.43 ***
傷つきにくい	0.10	0.38 ***
手入れが簡単な	-0.14	0.23 **
自然な	0.11	0.33 ***
やすいだ	-0.04	0.29 ***
あたたかい	0.12	0.34 ***
環境にやさしい	-0.04	0.29 ***
落ち着いた	-0.09	0.18 *
かたい	-0.08	-0.16
価格が高い	-0.20 *	0.14
重い	0.04	0.12
高級な	-0.02	0.39 ***
手触りがよい	0.24 **	0.58 ***
つるつるした	-0.03	0.33 ***
見た目がよい	0.51 ***	0.68 ***
親の年齢(40代以上)	0.00	-0.14
子の性別(女性)	0.07	0.22 *
子の携帯所持(あり)	-0.02	-0.17
住居構造(木造)	-0.08	-0.06
子の年齢(未成年)	-0.12	-0.18 *
携帯電話使用者(親)	-0.16 **	-0.07
決定係数 R^2	0.68 ***	
有効回答数 n	131	

*** $p < 0.001$, ** $p < 0.01$, * $p < 0.05$

は、親が持つ携帯よりも子どもに持たせる携帯として木製の携帯電話を使いたいということを意味している。この結果は、子どもに持たせる携帯電話には木材を外装に用いた携帯電話を使わせたいという親の希望の表れであると解釈できる。

表 2-3-2 に示したように、好意度を示す嗜好性項目である「好き」と購買意図を示す嗜好性項目である「欲しい」の得点平均は、携帯電話の外装材料の種類によって有意に差がある。また、「好き」や「欲しい」といった実際の購入行動につながりうる親の態度を左右するイメージは、材料によって異なる。携帯型生活支援用具に求められる外装は人それぞれ異なっていることから、様々な材料で作られた製品の中から、利用者が自分にあった製品を選べるよう、製品の多様化を図ることが今後重要になると考えられる。

4. 今後の課題

被験者が実際に製品に手を触れる状態で評価する調査を行い今回の結果と比較検討する必要がある。

5. 要約

知的障害者や発達障害者のための携帯型の生活支援用具の将来的な発展形として携帯電話を想定し、これを3種類の異なる材料（金属、プラスチック、木材）で外装した場合に、各製品に対して自閉症のある子を持つ親が抱くイメージや嗜好性について、セマンティック・ディファレンシャル（SD）法に基づく質問紙調査により評価した。各種材料を外装として用いた携帯電話に対して障害者の親が抱くイメージは、「耐久性」、「理想の素材観」、「質感」、「表面性」の4因子からなることが明らかになった。

材料の表面性状は製品の好意度と購買意図に正の影響を与えている。一方、材料の質感や消費者が材料そのものに対して抱いている理想像は好意度には影響を与えるが、購買意図につながらないことが示唆された。逆に、製品の汚れにくさは購買意図に対して特徴的に寄与しており、好意度には影響を与えないことが明らかになった。

木材特有の表面性状は製品の好意度のみならず、購買意図に正の影響を与えている。一方、木材の自然なイメージは製品に好意を持たれることに寄与しているが、製品を買いたいという購買意図にはつながらないことが明らかになった。木材が汚れにくく、かつ価格が安いことが、木材に対する好意度に影響を与えないものの、木材を外装に用いた製品を買いたいという購買意図を喚起することが示唆された。

6. 文献

- 1) 平成20年度厚生労働省障害者保健福祉推進事業報告書：「知的障害、精神障害及び発達障害者のための日常生活用具の利用調査」、特定非営利活動法人自閉症サポートセンター、2009
- 2) 平成20年通信利用動向調査報告書（世帯編）、総務省、2009

（森林総合研究所 杉山真樹）

第3章 生活支援機器のモニター調査

平成20年度障害者保健福祉推進事業「知的障害、精神障害及び発達障害者のための日常生活用具の利用調査」によって、知的障害及び発達障害のある人の生活支援機器を利用するにあたっての課題として、「あまりにも高価であること」、「市町村は、先例がないという理由で、日常生活用具として認めてくれないこと」、「使うときにお試し期間がないので、子どもが使えるかどうかかわからないこと」、「オーダーメイドなど一人ひとりに合った使いこなせるものがほしいが、それに応える仕組みとなっていないこと」、「自分たちでも工夫できるように、シンボルの材料なども簡単に手に入れたり、手作りの手引きのようなものがほしいが、なかなかいいものがないこと」、「大人になっても必要な場合もあるので、見た目に違和感が無いもの（携帯電話の形）で、更には、学校に持ち込めるように理解が欲しいが、ないこと」などがわかっている。

これらの知見を受けて、本年度は、千葉県A市、B市並びに近隣市に暮らす本人（保護者）に直接、生活支援機器を貸し出して使った際の感想を聴取することにより、現在汎用している知的障害及び発達障害のある人の生活支援機器を用いて使用する際の課題をさらに掘り下げることが目的として、「Uシンボルシール集」、「タイム・タイマー」、「イヤーマフ、BOSE製ヘッドフォン」、「どこでもパーティーション、三面ハイパーティーション」、「あのね♪DS」の5種類の生活支援機器を対象に、①モニター調査、②モニターの座談会、③療育支援者の座談会を実施した。

3. 1 生活支援機器のモニター調査（千葉県）

1. 研究目的

ここでは、モニター調査を実施した結果を示すことを目的とした。モニター調査の結果は、保護者からの報告を用いた。

2. 調査方法

モニター調査では、使用する支援機器は研究会が準備するとともに、母親との事前面談を通じて生活支援機器の使い方をコーチした。また、事前面談において、使用者の様子や、課題、保護者（母親）の希望などを聴取し、使用場面、目標を設定した。

（1）対象者

千葉県A市及びB市の自閉症協会会員、並びに療育機関、児童デイサービスの利用者19人を対象とした。児童デイサービス等からの紹介者とチラシ等を見ての応募者からなる。所属の内訳は、未就園3人、幼稚園（通園を含む）2人、小学校（特別支援学校を含む）11人、中学校（特別支援学校を含む）3人であった。

（2）対象とした生活支援機器

次の5品目についてモニター調査を実施した（表3-1-1、図3-1-1）。

マニュアルなどの指導書があれば家族が作成可能なものを代表して「Uシンボルシール集」を、

ユニバーサルデザインの生活支援機器としてなじむものを代表して「タイム・タイマー」と「イヤーマフ、Bose ヘッドフォン」を、日常生活用具の給付対象としてなじむ生活支援機器を代表して「あのね♪DS」と「パーテーション」を考えた。

表 3-1-1 モニター調査で使用した生活支援機器

生活支援機器	機能	製造（販売）企業名
Uシンボルシール集	シンボル	コムフレンド製
タイム・タイマー	時間管理	アクセスインターナショナル販売
イヤーマフ BOSE 製ヘッドフォン	不快音の遮断	ペルター製 BOSE 製
どこでもパーテーション 三面ハイパーテーション	視覚刺激の遮断	生活工房製
あのね♪DS	コミュニケーションエイド	スリーテン、任天堂製



図 3-1-1 モニター調査で使用した生活支援機器

(上) 左からUシンボルシール集、タイム・タイマー、イヤーマフ、BOSE 製ヘッドフォン
(下) 左からどこでもパーテーション、三面ハイパーテーション、あのね♪DS

(3) 調査期間

調査期間は、平成 21 年 11 月から 3 カ月間とした。この間、モニターには根気よくあきらめず

に、毎日利用してもらった。どうしても子どもが嫌がって使えなくなったときは、その時点を終了とした。

（４）記録

利用にあたって、モニターごとに、「ねらい」から「手立て」、「短期目標」、「最終目標」を設定した。その際、「ねらい」及び「短期目標」は、３カ月で達成可能なものとし、その内容は、「介助者が指示（介助）しなくても、自分から機器を活用するようになる」とこととした。

記録は、保護者に、①最初に使用したとき、②その後は毎日曜日、③調査の終了時の子どもの興味、使用状況について、研究会が準備した記録用紙に録ってもらった。

３．結果及び考察

表 3-1-2 に、モニターの個々の目標と調査後の保護者の評価を総括した。

表に示した評価は、モニター対象児の保護者自身が付けた評価であり、今回の取組みに対する満足度と置き換えることができる。なお、取組みの様子は、本項での分析のほかに、次項 3. 2 の保護者座談会の中で、座談会に参加された保護者の発言として紹介した。

モニター対象者は、自閉症協会や、通っているデイサービスでチラシを見て、あるいは募集を聞いてという「応募型」と、療育機関の先生に勧められてという「紹介型」の２種類に分けられる。前者は、保護者自らが「この支援機器を使ってこういうことを改善したい」という高いモチベーションでこの調査に参加しており、ねらいや目標設定まで保護者自らが直接作成するという特徴があった。モチベーションが高い分、目標設定と手立てがぴったり合えば、順調にモニタリングが進むが、保護者の思いが上滑りし、子どもの課題とミスマッチングすると失敗に終わっている。一方、療育機関の職員に進められて参加した子どもたちは、機器のマッチング、目標設定に療育機関の先生が関わってくれた例が多く、ボトムアップの課題設定に無理がなく、その場合、成功した例が多く見られた。

実際に、生活支援機器と子どもの課題を的確にマッチングさせることは、保護者自身では非常に難しく、それを解決するには、第三者で障害及び支援機器に対して専門的な知識を持つアドバイザーが不可欠であると感じた。

今回のモニタリングで使用した生活支援機器を利用目的から分類すると、

- ① 不快な刺激を遮断する「イヤーマフ」と「パーテーション」
- ② 時間管理や活動を動機づける「シンボルシール」や「タイムタイマー」
- ③ コミュニケーションを支援する「あのね♪DS」

となる。モニタリングの結論として、①は取り組みやすく成果も出ており、②についても同様であるが、本人の課題やレベルにマッチングした目標と手だてを立てないといううまくいっていない一方で、③は難しく、最初のアセスメントから使用中のアドバイスまで、専門家の介入が必要であったと考察している。

表 3-1-2 目標とモニター調査後の保護者の評価（総括表）

No.	生活支援機器	所 属	短期目標	評 価
1	シンボルシール	未就園	食事中にお茶のおかわりができる	◎
2	シンボルシール	未就園	おやつのお茶を要求する	◎
3	シンボルシール	幼稚園（通園施設）	帰宅したら靴をぬいで家に入る	△
4	シンボルシール	未就園	自ら要求して伝わる	△
5	シンボルシール	小学校通常学級	帰宅しておやつまでの流れを理解する	○
6	シンボルシール	特別支援学校小学部	食事中にお茶のおかわりができる	◎
7	シンボルシール	小学校特別支援学級	食事の準備から片付けまでの流れをできるようにする	○
8	タイムタイマー	小学校特別支援学級	終るまで離席せず取りくむ	△
9	タイムタイマー	小学校特別支援学級	15分間宿題に取り組む	○
10	タイムタイマー	中学校特別支援学級	兄弟のゲーム中に順番を待つ	○
11	イヤーマフ	小学校特別支援学級	トイレを自分で流せる	◎
12	イヤーマフ	特別支援学校小学部	登下校で国道を安心して横断する	○
13	ノイズキャンセ ル付きヘッドフ ォン	中学校通常学級	フリータイムでの独り言を減らす	△
14	どこでもパーテ ーション	小学校特別支援学級	毎日の宿題の時、一定時間取り組む	◎
15	どこでもパーテ ーション	小学校特別支援学級	妹と同じテーブルで宿題に取り組む	○
16	三面ハイパーテ ーション	小学校特別支援学級	朝の支度がスムーズにできる	◎
17	あのね♪DS	幼稚園	おやつを選択を母に伝える	○
18	あのね♪DS	小学校特別支援学級	朝食のメニューを自分の好みで要求する	△
19	あのね♪DS	特別支援学校中学部	お風呂に入る時のスケジュールを家族に伝える	×

◎：短期目標を達成し、自主的に使えた。

○：促せば、目標に沿って使うことができるようになった。

△：使用はいやがらないが、まだ目標に沿って使えなかった。

×：使用を嫌がり、使えなかった。

網がけは療育機関からの紹介者であり【紹介型】、その他はチラシ等を見ての応募者である【応募型】。

以下に、生活支援機器ごとに概説する。

（１）シンボルシール

シンボルシールの使用者は、療育機関から紹介された幼児が多かった。また、シンボルシールを使用した 7 人のうち、6 人までが「子どもが何を要求しているか理解できない」ということを主訴とし、「子どもから要求を伝えること」を短期目標とした。

短期目標を達成し、自主的に使えた人もいれば、使用はいやがらないがまだ目標に沿って使えなかった人もいた。後者の課題として、ツールの選択と最初の課題設定、さらに使用中のチェックが適当でなかったものと解釈している。コミュニケーションツールとして絵カードを選択することも検討すべきであった（表 3-1-3）。

表 3-1-3 シンボルシールの目標とモニター調査後の保護者の評価

No.	生活支援機器	所 属	短期目標	評 価
1	シンボルシール	未就園	食事にお茶のおかわりができる	◎
2	シンボルシール	未就園	おやつのお茶を要求する	◎
3	シンボルシール	幼稚園（通園施設）	帰宅したら靴をぬいで家に入る	△
4	シンボルシール	未就園	自ら要求して伝わる	△
5	シンボルシール	小学校通常学級	帰宅しておやつまでの流れを理解する	○
6	シンボルシール	特別支援学校小学部	食事にお茶のおかわりができる	◎
7	シンボルシール	小学校特別支援学級	食事の準備から片付けまでの流れをできるようにする	○

（注）凡例は、表 3-1-2 と同じ。

次に、「短期目標を達成し、シンボルシールを自主的に使えた」モニターNo.2 の取組みについて、母親の記録を原文のまま紹介する（表 3-1-4、図 3-1-1 及び表 3-1-5）。

表 3-1-4 シンボルシール（モニターNo.2）

ねらい	おやつ時に好みの飲み物を伝える
最初の手だて	お母さんがシンボルを用意し飲み物を選択させる
短期目標	おやつ時に好みの飲み物を伝えられる
最終目標	他の場面でも自分の好みを伝える
短期目標を達するまでの期間	2 週間以上
いつ頃から効果を実感できたか	2 週間以上
どういう「効果」を実感したか	飲み物を迷うことなく決められる
「目的で設定した」こと以外に、自分から自主的に機器を使うようになったか	自分が水分をとりた時、用紙をもってくる。よくできたと、ほめられるのが嬉しいようだ。
貸出し期間終了後、購入したいか	どちらともいえない
継続して日々使えるようになるには、どのような支援や情報が必要か	講演会や、機器展での情報 親の会の情報 根気よく繰り返して使うこと

その他、ご意見・ご要望	最初はシールだと思い、はずしたりする事に気がついてしまいました。くりかえし使用することでどうする物なのか学習したようです。
-------------	---

図 3-1-1 の【興味】は「全く興味を示さなかった」から「非常に興味を示した」まで、【嫌がり】は「大変嫌がった」から「全く嫌がらなかった」まで、【親のファシリテート】は「全く使えなかった」から「よく使えた」まで、【自主性】は「自分からは使わなかった」から「自分からよく使えた」までの順序尺度で、いずれも 1～5 の整数を割り当てた点数をプロットした。

以下の図 3-1-2～3-1-5 も同じように図示した。

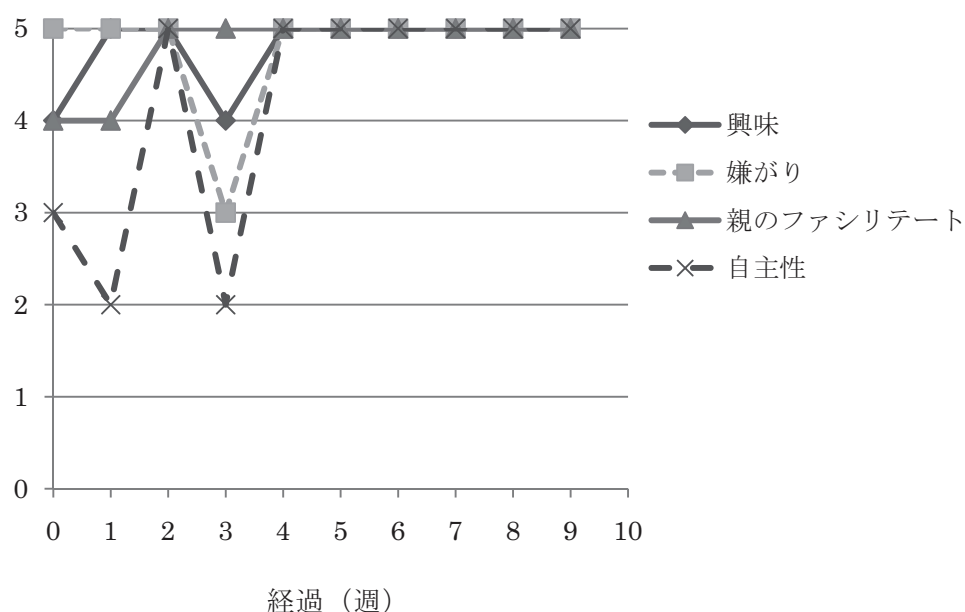


図 3-1-1 使用後の様子の変化

表 3-1-5 使用後の様子の変化（図 3-1-1 の説明）

経 過	様 子
1 週間後	カードを使う事によって親にわかってもらえないことがなく泣かなくなった。 カードを見てなかなか決定できずに迷って指さししている。
2 週間後	ファイルの場所を教えてわけでもないのに、もって来て活用できた。
3 週間後	迷うことがなくなり飲み物を決定できている。
5 週間後	自分でカードを出して来て使った。うれしそうな表情をしていた。
6 週間後	外出から帰って水分が飲みたくて、せっぱつまっていて使用できない
8 週間後	おやつの時には自分から用紙をもってこないが自分の水を飲みたい時にもってくる。 水が飲みたい時、用紙をもって来るとほめられるのが嬉しい様子
9 週間後	おやつの時に用紙を使ったが、投げたりふざけてしまった。

（２）タイムタイマー

タイムタイマーの使用者は、いずれも小学校の特別支援学級の在籍者であり、また保護者が希望されて参加した方たちであった。いずれも、「活動時間を区切ること」を短期目標とした。

短期目標を達成し、促せば目標に沿って使うことができるようになった人が２人、使用はイヤがらないがまだ目標に沿って使えなかった人が１人であった。

使えなかった No.8 の保護者の主訴は「宿題が終わるまで集中して取り組めない」であったが、今回の目標とした「宿題が終わるまで離席せずに取り組む」目標が、「宿題に最後まで取り組む」ことと「離席をしない（座っている）」ことの２つの課題からなっており、取り組みが中途半端になった点が課題として残った。スケジュールを併用したり、「残り時間をより視覚的に明確にする」ことで対応が改善できるように感想をもった（表 3-1-6）。

表 3-1-6 タイムタイマーの目標とモニター調査後の保護者評価

No.	生活支援機器	所 属	短期目標	評価
8	タイムタイマー	小学校特別支援学級	宿題が終るまで離席せず取りくむ	△
9	タイムタイマー	小学校特別支援学級	15 分間宿題に取り組む	○
10	タイムタイマー	中学校特別支援学級	兄弟のゲーム中に順番を待つ	○

（注）凡例は、表 3-1-2 と同じ。

次に、「短期目標を達成し、タイムタイマーを自主的に使えた」モニター No.9 の取り組みについて、母親の記録を原文のまま紹介する（表 3-1-7、図 3-1-2 及び表 3-1-8）。

表 3-1-7 タイムタイマー（モニター No.9）

ねらい	15 分間の宿題にとりくむ
最初の手だて	宿題をするときはタイムタイマーで 15 分設定し、時間内にとりくむよう促す
短期目標	時間内にプリントがおわった場合、母と一緒に見直しマルつけする
最終目標	時間内は一人でとりくみ、自分で見直しする。その後母のマルつけ。
短期目標を達するまでの期間	数日後
どういう取り組みをしたか	静かな部屋で宿題をする時間を 15 分と決めて、タイマーが鳴ったら終了。（宿題が終わらなくても）
いつ頃から効果を実感できたか	2 週間以上
どういう「効果」を実感したか	居間など他の子どもがいる場でも宿題をする場所と時間がわかり、取り組める。機器を使用した方がよい、と本人が言う。
「目的で設定した」こと以外に、自分から自主的に機器を使うようになったか	特になし
貸出し期間終了後、購入したいか	やや購入したい
継続して日々使えるようになるには、どのような支援や情報が必要か	根気よく繰り返して使うこと

その他、ご意見・ご要望	タイムタイマーはないと探す姿が見られたので（毎回ではありませんが）、宿題するときに使うもの、と定着してきたと思われます。宿題の量を多くして、タイマーが鳴ったら途中で終わりにできる、という設定にしたかったのですが、宿題の量が少なかったため、タイマーを使用すると時間内にプリントを追加する、ということになってしまったため、宿題の量をうまく調節してもらえばよかったと思います。忙しくあまり使用に工夫や手間がかけられずすみません。うまく活用できれば色々な場面で使用可能で、本人も楽に取り組めることが増えたと思います。夏休みなど使ってみたいです。
-------------	---

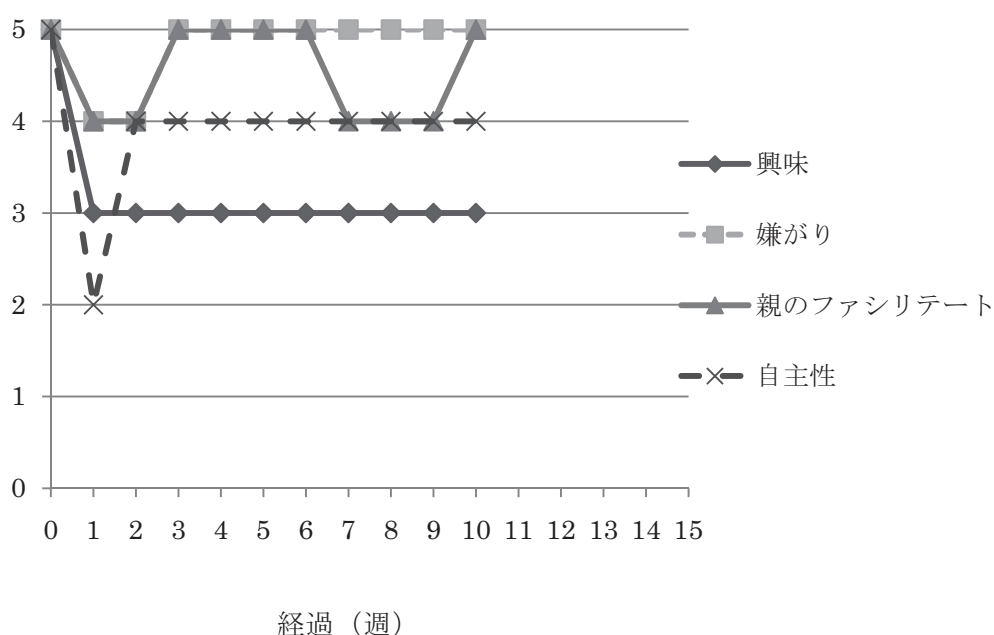


図 3-1-2 使用後の様子の変化

表 3-1-8 使用後の様子の変化（図 3-1-2 の説明）

経 過	様 子
1 週間後	慣れてきて母が目を離すと、そばを離れると離籍してDVDをみていたり、ということがあった。勉強する時間が（スケジュールが）固定していないせいかもしれない。
2 週間後	宿題の席にすわって、タイマーがない・動かない（電池切れだった）時に親に知らせることができた。
4 週間後	前は時間がきてもプリントのおわりまでやろうとしたり、時間を意識して早く全部終わらせようとしていたが、15分やればいいと分かったようで、出来たところで終了するようになってきた。
6 週間後	15分やったら終わり・・・なのでもう少し時間を長くしたいが・・・。
10 週間後	これ、使った方がいい？いらない？と聞くと、「使った方がいい」と答えていました。

（３）イヤーマフ等

イヤーマフの使用者は小学校（特別支援学校と特別支援学級）、ノイズキャンセル付きヘッドフォンの使用者は中学校通常学級の児童であった。保護者の主訴は様々であり、２人の小学生の保護者の主訴は「不快な音の遮断」であったが、中学生のそれは「独り言に家族が付き合わされてしんどい」であった。

小学生はいずれもイヤーマフの効果があり短期目標を達成している一方で、中学生は、使用はイヤがらないがまだ目標に沿って使えなかった。後者は周りの期待に反して本人が全く困っていなかったことが最大の課題であったと保護者の報告がある（表 3-1-9）。

表 3-1-9 イヤーマフ等の目標とモニター調査後の保護者の評価

No.	生活支援機器	所 属	短期目標	評 価
11	イヤーマフ	小学校特別支援学級	トイレを自分で流せる	◎
12	イヤーマフ	特別支援学校小学部	登下校で国道を安心して横断する	○
13	ノイズキャンセル付きヘッドフォン	中学校通常学級	フリータイムでの独り言を減らす	△

（注）凡例は、表 3-1-2 と同じ。

次に、「短期目標を達成し、イヤーマフを自主的に使えた」モニターNo.11 の取組みについて、母親の記録を原文のまま紹介する（表 3-1-10、図 3-1-3 及び表 3-1-11）。

表 3-1-10 イヤーマフ（モニターNo.11）

ねらい	トイレを自分で流せる
最初の手だて	母がイヤーマフを促してトイレの時にイヤーマフをつけていく
短期目標	トイレが済んだら自分で流せる
最終目標	嫌な音がある時に自分でつけられる
短期目標を達するまでの期間	数日後
どういう取組みをしたか。	トイレに入る時には「これをつけるよ」とイヤーマフを提示し続けた。
いつ頃から効果を実感できたか	使用開始直後
どういう「効果」を実感したか	問7でも書いたのですが、（家のトイレ限定で）恐くて一人でトイレに行けなかった我が子が、イヤーマフをつけてからは一人で行けるようになり、トイレも流せるようになりました。
「目的で設定した」こと以外に、自分から自主的に機器を使うようになったか	なし
貸出し期間終了後、購入したいか	是非購入したい

継続して日々使えるようになるには、どのような支援や情報が必要か	ネット（家族、当事者のホームページやブログ）の情報 学校など日中通っているところの支援 放課後活動、児童デイサービスの支援 根気よく繰り返して使うこと
その他、ご意見・ご要望	バックに入れてもち歩くには少々大きい気がするので、もう少しコンパクトになったら、もっと持ち歩きやすい。

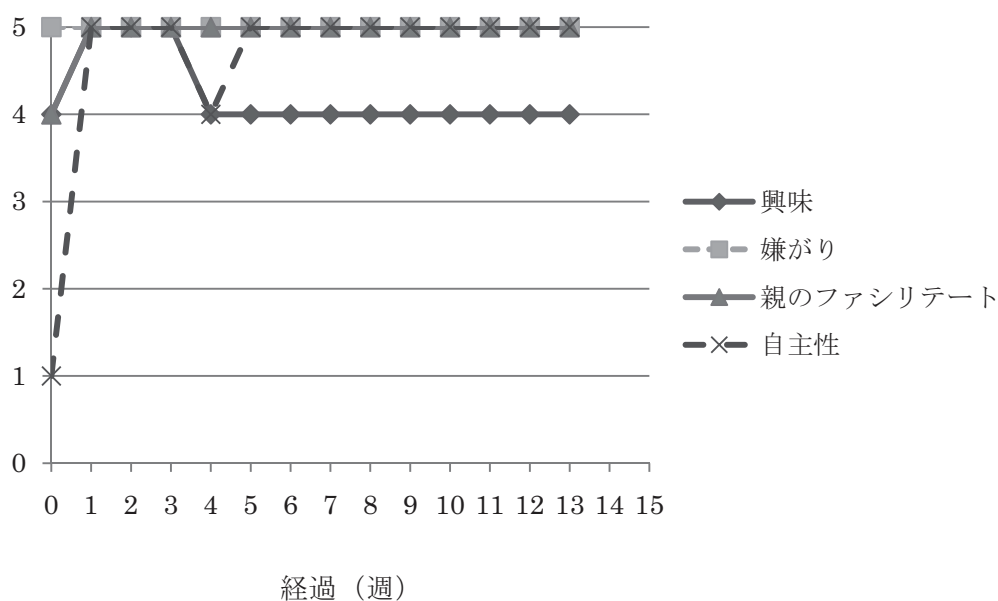


図 3-1-3 使用後の様子の変化

表 3-1-11 使用後の様子の変化（図 3-1-3 の説明）

経 過	様 子
1 週間後	親が促さなくても自分でイヤーマフをつけ、トイレを流すことができた。こんなに使いはじめてすぐ、自らイヤーマフをつけ、トイレを流せるとは思わなかった。流水音をイヤーマフでシャットアウトすることで、あっさりトイレの一連の流れができてしまった。
6 週間後	家のトイレではすっかりイヤーマフが定着しました。
7 週間後	今週末には自ら「音楽する」（イヤーマフの事を音楽と呼んでいます）とイヤーマフを要求しにきました。トイレに入る＝イヤーマフをする、になったようです。（子の時は私がイヤーマフを子供のとれない高い所に置いてしまい、子供が自分で取ることが出来ない状況でした） トイレに一人で入れないのは、流水音が怖いからだと思っていたのですが、イヤーマフをしてもトイレのドアだけは怖くて閉められないのは変わらず続いているので、それ以外にも怖い理由が何かあるのだろうという事がわかりました。まだそれが何かは分かっていないのですが……。でも原因が一つ一つ解明できていけるので、イヤーマフには感謝です。

8 週間後	今週は2～3回イヤーマフをしないで一人でトイレに入り（ドアは開けたまま）、水を流す場面がありました。（イヤーマフなしでも流水音がこわくない様子でした）家のトイレの流水音に対しての恐怖心が少しやわらいだのか、イヤーマフをせずトイレに入り流していました。
10 週間後	今ではすっかりトイレ＝イヤーマフになりました。家のトイレならほぼ目標達成です。
12 週間後	家以外の外出先のトイレに恐がって入れないので、イヤーマフをして入らせてみたのですが、やはり恐がって入れませんでした。音以外の何かが怖いということが分かって、親にとってはまた一つ新しい発見になりました。
15 週間後	母方の実家のトイレを異常に恐がって、なかなか入れないのでイヤーマフをつけて入らせたのですが、やはり恐がっていました。トイレの中の暗さが怖いのか、未だ謎はとけません。
17 週間後	テレビを見ている時によく恐がったり、興奮したりする事があり、大体耳ふさぎをしているので、音が怖いのかと思いイヤーマフをさせたのですが、変化がありませんでした。興奮している時には、我が子にはあまり効果はないようです。

（４）パーテーション

パーテーションの使用者は、いずれも小学校の特別支援学級の在籍者であり、また保護者が希望されて参加した方たちであり、「活動の動機づけ、パーソナルスペースの確保」を短期目標とした。いずれも、短期目標を達成しており、主訴を叶えている（表 3-1-12）。

表 3-1-12 パーテーションの目標とモニター調査後の保護者の評価

No.	生活支援機器	所 属	短期目標	評 価
14	どこでもパーテーション	小学校特別支援学級	毎日の宿題の時、一定時間取り組む	◎
15	どこでもパーテーション	小学校特別支援学級	妹と同じテーブルで宿題に取り組む	○
16	三面ハイパーテーション	小学校特別支援学級	朝の支度がスムーズにできる	◎

（注）凡例は、表 3-1-2 と同じ。

次に、「短期目標を達成し、パーテーションを自主的に使えた」モニターNo.16 の取り組みについて、母親の記録を原文のまま紹介する（表 3-1-13、図 3-1-4 及び表 3-1-14）。

表 3-1-13 パーテーション（モニターNo.16）

ねらい	朝の支度を自立してできる（声かけなしで）
最初の手だて	親がパーテーションを出す（促す）→朝の着替え（支度）がスムーズにいくようにする
短期目標	身の回りのことが自分ですすんでできるようになる（声かけなしで）
最終目標	他の場面でも自分からパーテーションを持ち出すようになる
短期目標を達するまでの期間	2 週間以上
どういう取り組みをしたか	通常パーテーションは閉じておいて、朝の着がえで使用する時のみコの字形にセッティングして、そこで着がえさせ、終わったらまた閉じておく（壁に立てかけています＝倒れてこないように）。
いつ頃から効果を実感できたか	使用開始直後
どういう「効果」を実感したか	今まで着がえをする位置づけとして、丸いフロアマットを敷いて視覚化していたのですが、なかなか支度がスムーズに捗りませんでした。今回、三面パーテーションを使用することで、余計なものが見えなくなり集中しやすくなるからか、とてもスムーズに支度ができるようになり、その必要性をとて感じました。
「目的で設定した」こと以外に、自分から自主的に機器を使うようになったか	なし

貸出し期間終了後、購入したいか	是非購入したい
継続して日々使えるようになるには、どのような支援や情報が必要か	使用経験者で直接の知人の支援 メーカーや営業担当者の情報や支援 ネット（家族、当事者のホームページやブログ）の情報 専門機関の支援 根気よく繰り返して使うこと
その他、ご意見・ご要望	三面パーティションが、こんなに自宅で必要性を感じるようになるとは思いませんでした。設定したねらい通り、しかも本人の習慣化ともなっていて、本人も今後もあった方がいいと望んでいますので、しばらくこのまま使用していきたいと思っています。今後も、場所作りをして、他の使い方の応用が効きそうなので、購入したいと思うのですが高価ですと手がでないです……。助成制度があったらと心から願います……。

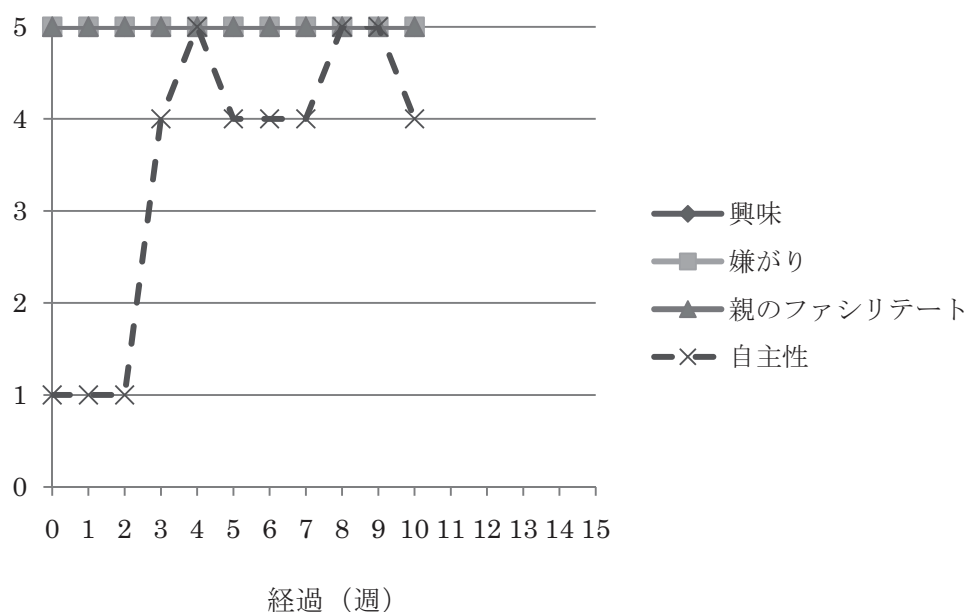


図 3-1-4 使用後の様子の変化

表 3-1-14 使用後の様子の変化（図 3-1-4 の説明）

経過	様子
使用開始時	「パーティションの部屋」を作るだけでなく「パーティションのお部屋を作っておくね。ここで着がえてね」と声かけすることで、その前にやる洗顔のために洗面所に行く行為が明らかにスムーズになりました。（なかなか朝の支度がスムーズにいかないのに驚きました。スケジュールは頭に入っている、行動というか体がついていかない感じが続いていました。） ※最初にここの部分に本人の大好きなだいたい色の明かりの絵をすぐに作って貼りつけようとしてしました（クリップではさみました）。大喜びでジャンプしました。

1 週間後	朝の学校に行くまでの支度がスムーズになった気がします！私の思った以上に「パーテーションの部屋」が本人の動機づけとなり、ノロノロだった着がえもスムーズになっています！ 着がえだけでなく、その前後の洗顔や食事と、支度全体がスムーズに動いている気がします。ただスケジュールがあるだけより、パーテーションを用いることで、頭の中のスケジュール通りに動けるようになることに気づき、支援器具の大切さを改めて実感しました！
2 週間後	先週に引き続き、支度がずい分スムーズになっています。パーテーションは親が設置し、終わったらたんでいます。子どもから自ら動かすことはないです。（パーテーションは最初につけた明かりを書いた紙はいつも見ているよう） 今まで見ていたようで見ていない感のあった朝の支度のスケジュール（ホワイトボード）の時間を、自分で書き直していて驚きました。パーテーションをきっかけに他にもつながっているのを実感しました。
3 週間後	先週に引き続きスムーズに支度ができていて波に乗っている感じです。パーテーションは親が開き、コの字形の中で着がえ、親がパタパタと閉じる流れです。木で安定感もあり圧迫感もなく、ほのかな木の香りもリラックス効果があるのか居心地良さそうです。 部屋の余計なものがパーテーションのおかげで遮られているからか、ホッとするように、最近の寒さにより、簡易ストーブをコの中に置いて、本人自らホッと温まってからスムーズに着がえをしています。
4 週間後	初めに落ち着く時は三角にするなど形を変えたりしていたので、着がえ以外でも使うと思いましたが、本人の中でパーテーションは着がえの時に使うと決めているようで、それ以外の使い方はしていません。こちらの情報提供により使い方がもっと増えていくのではと思います。 パーテーションの中で着がえている時に「パーテーションの部屋がなくなったら、どこで着がえたらいいですか？」と言いました！思った以上にパーテーションが本人にとって必要なものになっていたことに気がきました。本当に着がえもスムーズで、支援用具の大切さを改めて感じます。
5 週間後	朝の寒さが増してきて、パーテーション&ストーブが居心地も良いのか、少し流れがゆっくり気味です。が、順調に着がえが済んでいます。
8 週間後	冬休みに入り、遅寝遅起きと生活が少し不規則になりましたが、今回自分からパーテーションをセッティングし（三面に開く）、ストーブをつけ、その中でスムーズに着がえていました！ 着がえをする時にパーテーションをセットする（しておく）ことが、習慣となっていることを感じました！ホッと安心して着がえをするスペースになっている気がします。
9 週間後	順調に着がえができています。 冬休みでお正月でテンションが高く、着がえる時、わざとパーテーションを使用しないとうなるか試してみました。すると、目隠し部分がなく開放的になるからか、あちこちに気が散って、なかなか着がえが終わりませんでした。で結局、すぐにパーテーションを開くと（この時は私が）、また戻りました！（スムーズに着がえました）
10 週間後	学校が始まりましたが、冬休みボケで寒さもあり支度がゆっくりです。なので私からパーテーションを開いて支度を促すことが多かったです。 パーテーションの中でポーッとしてしまうことがあり（ストーブにあたってしまった）、キッチンタイマーもプラスして使用しました⇒スムーズになりました。

（５）あのね♪ＤＳ

あのね♪ＤＳは、療育機関から紹介された幼稚園の在籍者と、保護者が希望されて参加した小学と中学の在籍者であった。

今回モニターに使用した生活支援機器の中では使い方が難しかった支援機器となった。モニターにご協力頂いた方は、言葉の出ている子どもたちであったため、文字入力の大変さがあるがため、やはり言葉を使った方が速い、という結果になってしまった。あのねをコミュニケーションのツールとして使うなら、もっと例文などが用意されて、押せば直ぐに音声が出るようなものに改良するの必要を感じた。また、音声が抑揚の無い機械的なものであり、それを嫌う子どもいた（表 3-1-15）。

表 3-1-15 あのね♪ＤＳの目標とモニター調査後の保護者の評価

No.	生活支援機器	所 属	短期目標	評 価
17	あのね♪ＤＳ	幼稚園	おやつを選択を母に伝える	○
18	あのね♪ＤＳ	小学校特別支援学級	朝食のメニューを自分の好みに要求する	△
19	あのね♪ＤＳ	特別支援学校中学部	お風呂に入る時のスケジュールを家族に伝える	×

（注）凡例は、表 3-1-2 と同じ。

次に、「促せば、目標に沿ってあのね♪ＤＳを使うことができるようになった」モニターNo.17の取組みについて、母親の記録を原文のまま紹介する（表 3-1-16、図 3-1-5 及び表 3-1-17）。

表 3-1-16 あのね♪ＤＳ（モニターNo.17）

ねらい	おやつを選択を母親に伝える
最初の手だて	母がうながして、自分で文章で選んで選択する
短期目標	おやつを選択を自分からできるようになる
最終目標	自分の感情や痛みや目にみえないものを言語化して伝えることができる
短期目標を達するまでの期間	数日後
どういう取組みをしたか。	「お菓子を選択する」毎日の行動であり、取り組みやすかった。途中あきてきたので選択肢を増やしてみたりしました。
いつ頃から効果を実感できたか	数日後
どういう「効果」を実感したか	「あのね」をわたすと、自分でソフトを使って伝えてきたので。（本人は遊び感覚のようでしたが）
「目的で設定した」こと以外に、自分から自主的に機器を使うようになったか	「タイマー機能」。今まではタイマーを設定されるのを嫌がり、自分で止めてしまったりしていたが、自分でタイマー機能を発見したためか、色々な場面で目的にセットしていた（遊んでいる感じ）。タイマーでの切り換えはとてもスムーズでありました。
そこまで達するまでの期間	2週間以上

貸出し期間終了後、購入したいか	やや購入したい
継続して日々使えるようになるには、どのような支援や情報が必要か	使用経験者で直接の知人の支援 メーカーや営業担当者の情報や支援 ネット（家族、当事者のホームページやブログ）の情報 学校など日中通っているところの支援 専門機関の支援 放課後活動、児童デイサービスの支援 根気よく繰り返して使うこと
その他、ご意見・ご要望	全体的に表示もすっきりしていて見やすく使いやすいと思いました。濁点、半濁点、平かなの小文字の表示は？？と聞いていましたが息子は説明を加えることもなく、すいすいと操作していました（笑）。タイマーの音がもう少し長めに鳴っていてくれると良かったかなーと思ったのと、ベル音の他にも音があったら「また遊ぶ」という楽しみがあって良かったのではと思いました。

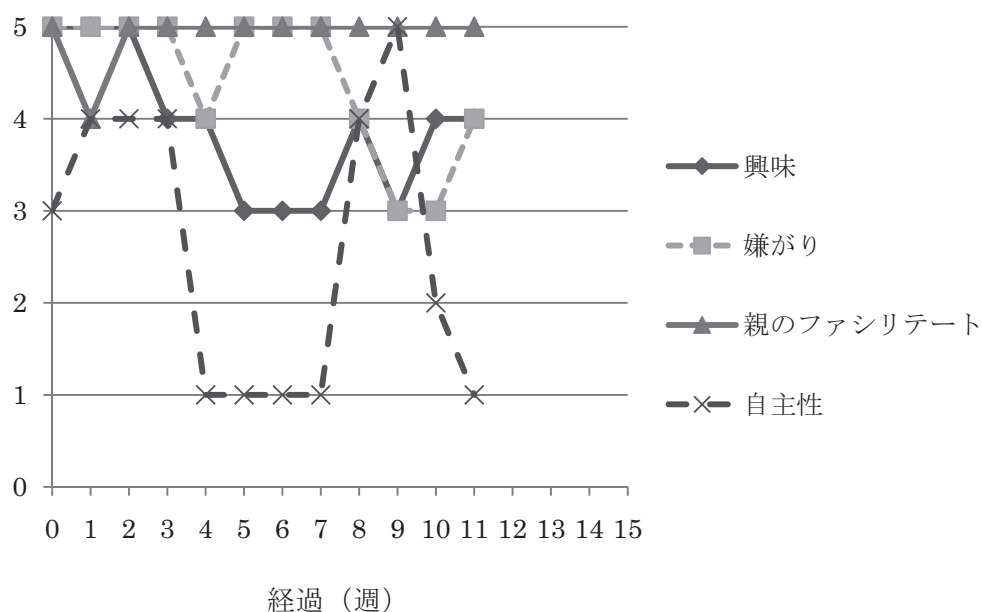


図 3-1-5 使用後の様子の変化

表 3-1-17 使用後の様子の変化（図 3-1-5 の説明）

経過	様子
使用開始時	どのような文章を書いたらよいか分からなかったようで、結果的には本人が言語で「○○ちょうだい」と言ったものを、「○○が食べたいです」と書くんだよと促してしまった。文字を打つことが楽しくて仕方がない様で、本のタイトルを打ってみたりと文字を見たり、読んだりする機会が増えた。長々と使用するかと不安であったが、その様子は

	見られず、1回の使用は20分程度でした。
1週間後	おもちゃ感覚になっていてDSを使用する機会が増えている（スケジュールの部分）
2週間後	おやつを食べる時には「DSを使う」ということは認識できてきたが、他に代用がきかないというか、それ以外は「おもちゃ」になってしまった。
3週間後	タイマーに興味をもったらしく自分でセットしはじめた。入浴を嫌がるのでタイマーを使用することでスムーズだった。
8週間後	おやつの質問にあきてしまったのか、今回は「やらないの！！」と返答されてしまい、遊び場所にきりかえた。機嫌が悪かったのか？！
9週間後	今までタイマーを使う時は好きな行動を止めさせられるとの思いが強くて、使用するのを嫌がることが多かったが、これを機会に自主的なタイマー使用の回数が増えた。
11週間後	設定で声が消去していたらしく本人は音がでないとやはりイヤだった様でした。 スケジュールの写真をアルバムの様に使用し、写真をとってはタイトルを入力していた（本人のお気に入りのもの etc）。1つのおもちゃ（トーマスのプラモデル）を車輻部分、石灰部分のみ、車体部分のみとって、1つ1つタイトルをつけてみたりと、おもしろい見方をするな～と改めて感じました。

4. 文献

NPO法人自閉症サポートセンター：平成20年度障害者保健福祉推進事業報告書「知的障害、精神障害及び発達障害者のための日常生活用具の利用調査」

5. 謝辞

モニター調査にご協力いただいた自閉症協会会員及び児童デイサービス利用者の皆様に感謝の意を表します。

（自閉症サポートセンター 松井 宏昭、富永 文子）

3. 2 生活支援機器を使い続けるためのヒント（保護者座談会）

1. 研究目的

本項では、現在汎用している知的障及び発達障害のある人の生活支援機器を使用する際の課題を抽出し、検証することを目的として、U シンボルシール集、あのねJDS、イヤーマフ、タイマー、どこでもパーテーション（パーテーション）を3ヶ月間使用調査に協力頂いた保護者を中心に、座談会という形で、モニターの感想を聴取し整理した。

2. 調査方法

座談会はモニター協力者6名（モニター調査の内容は3. 1を参照）と、千葉県A市及びB市自閉症協会の会員3名を対象とし、平成22年1月20日（水）11：00～12：30、松戸市健康福祉会館（ふれあい22）の障害者センター遊戯室において開催した。

3. 座談会

座談会の様子を下記に記す。

Aさん：まずはモニター調査にご協力いただいた皆さまに、実際に使ってみた用具、昨年の調査・研究からピックアップされた用具について話し合ってください。

あのねJDS、パーテーションを日常生活用具の給付対象としてなじむ機器の代表、イヤーマフ、タイマーをユニバーサルデザインの用具としてなじむものの代表、シンボルシールをマニュアルなどの指導書があれば家族が作成可能なものの代表として考えてモニター調査を実施させていただきました。

（1）Uシンボルシール集（コムフレンド社製）を使用して

Bさん：子どもは小学校1年、特別支援学級の男の子です。

ねらいは、食事の時に着席できなかったので、「食事の準備から片付けまでの流れを理解させること」と設定し、短期目標として「食事の時におはしを並べる手伝いをする」ことに取り組みました（写真3-2-1）。初めにシールを見せた時には興味しんしんでしたが、自分にとって楽しいものでは無かったので、こちらが声をかけなくてはなりません。しかし最後には見せるだけで動けるようになりました。

その後場面を変えて、帰宅からの一連の流れを示し、流れの最後におやつやゲームなどの楽しいものを持ってくると、最後に楽

しい事がまっていると食いつきが良いのか、自分から帰宅するとシールを要求するようになり、逆に宿題の無い日は、おやつを食べられないのではないかと心配していました。

シールの効果が出てきたのは1週間ぐらいです。使い続けるためにひたすら毎日同じタイミン



写真3-2-1 シールでおやつを選ぶ

グで出し続けました。

今までは写真などで手作りして、子どもに理解させていましたが、このシール集は行動（動き）なども含め、ありとあらゆる場面や物があるので、大変手軽に使えました。

写真では、実物との少しの違いが納得できない場合がありますでしたが、使ったものがイラストであつたので受け入れられたようです。

Cさん：小学校2年、通常学級の男の子です。

ねらいは、帰宅してからの一連の流れを理解し、自立してできるようになることとしました。

流れは理解できるようにはなりましたが、何かに気を取られてボーっとしてしまった時には、迷いつつも声をかけて誘導していました。使い始めてから2～3週間で、帰宅してからの流れを理解できるようになったので、課題を変えても良かったのですが、使いたいシールが無かったり、文字も解るので、結局文字を加えて使いました。また、途中シールを無くしてできなかったり、飽きてきて面倒になったことがあります。

このシール集は食べ物などが充実しているので、一人で買い物に行くときなどに使えると思います。

Dさん：特別支援学校小学部3年の男の子です。

食事の時に油茶のおかわりを要求するのに使いました。1ヶ月程で使えるようになりました。不調期にはシールを使うことを拒否することがありましたが、毎日手元に置いて使いました（写真3-2-2）。

やがて食事以外でも、油茶が欲しい時にシールを持って来るようになった、母親以外の人にも要求できるようになりました。

設定した目標以外でも利用することができました。例えば、「プリン
の蓋を開ける」とか「缶の蓋を開ける」とか「薬をぬって欲しい」などの要求を伝えるときに重宝できました。



写真 3-2-2 食事の時にシールを使う

Aさん：同じ様にシールをモニタリングした他の方でも、決めた場面以外でシールを持ってきて要求を出すようになったお子さんがいらっしゃるようです。

そのときとても誉めてあげたら、シールを使って出来た事で誉められて、とてもうれしかったようで、誉められたい時にシールを持ってくるようになったとのことでした。

Eさん：4歳の女の子、未就園です。

これまではジェスチャーや手を引っ張るなどの要求の出し方でしかありませんでしたが、シールを使うことにより言葉も出すようになりました。

はじめは、「おやつの時に飲み物を選ぶ」という目標を持ち、3種類から選ばせましたが、種類が多いと選べなくて弱りました。そのとき、いつも通っている療育センターの先生に相談したところ「一つに絞って見たら？」とアドバイスをいただき、一つにしてみたら上手くいきました。この効果が出てきたのは使い始めて1ヶ月ぐらいです。

その後、病院で予防注射を受ける時にこのシールを使ったら、前回よりも少し落ち着いてできたような気がします。

「食べる」「飲む」などの動きは、はじめに絵を指し示して「食べる」と言葉で伝えれば、きちんとマッチングしていたようです。

Aさん：シールを使用した他の方で、やはり4歳のほとんど言葉の無い男の子ですが、シールを使つての親御さんの誘導に素直に従えるようになった、という報告がありました。

また、「ちょうだい」などの要求をジェスチャーするようになった子どもさんもいらっしゃいます。

Iさん：今まで使った方は、みんなシールを動機付けにしていたのですが、スケジュールに使う使い方がありますよね。その点いかがでしょう？

Cさん：手作りのシンボルは、スケジュールに使っています。使い終わったらはがしていきます。本当は自分でスケジュールを組み立てて貼ってほしいのですが、まだ示すのは母親がやっている段階です。

Aさん：発達段階に応じて自分で組み立て、終わったらはがせるようになるといいですね。

自分で扱うようになったら、このUシンボルシール集が「不器用な子どもにとって扱いやすいか？」という課題が出てくると思います。素材や大きさに工夫の余地があるかと。

就園前の幼児のモニターさんからの報告ですが、貼ったりはがしたりの動作が気に入って、本来の目的の「道具」よりも「おもちゃ」になってしまった、という報告がありました。また、何度も貼ってはがしてをしているうちに、裏にホコリが付いて貼れなくなってしまったという報告もありました。これらはシールの難点ですね。

（２）タイムタイマー（TimeTimer, LLC 社製）を使用して

Hさん：特別支援級5年生の男の子です。

タイムタイマーとパーテーションを一緒に使いましたが、タイムタイマーは動いていることが理解できなかったことと、時計と同じ形なのに逆であることが嫌だったみたいです。毎日置いて使っていたのですが、気になって返って勉強に集中できなくなり、やめてしまいました。

始めは持ち運びできる小さいタイプのものを使いましたが、円が小さく色が変わるのに気付かにくかったので、大きなタイプのものに代えて使いました。このタイプは終了時に音が鳴るそうですが、あまりに音が小さすぎて、気付きませんでした。

Cさん：キッチンタイマーは、宿題をやっているとき目標を決めて使っています。終わったら途中でも、スイッチを切つてよいと言う約束にしています。数字が減っていくので、残り時間が良く解つて良かったです。

以前、講演会でタイムログが紹介されていましたが、時間が減っていくのが解りやすく、良いなと思いました。ただ、2万円前後ととても高いので、こういうものが生活支援用具の給付対象

とされれば良いと思います。

10 分の砂時計は、ゲームをするときに使いました。砂時計は普通 3 分前後のものしか市販されていないので、デパートなどで探していました。ある日バスルーム用品のコーナーで見つけて買いました。今は、学校で使ってもらっています。

F さん：タイマーは時間が減っていくのでうちの息子はすごく焦りました。課題をしている時は残り時間が気になるし、ゲームなど好きなことをしていても終わりが近づくのが嫌で、一時期は逆効果になってしまいました。

A さん：保護者や学校の先生などは「時間内に〇〇をする」というような使い方をしてしまいがちですが、これは「待つ」ために使うものだということが解ってきました。ですから待った後に何があるのかを知らせておかなければいけない。また、それは本人にとって良いことでないと、待ってくれません。

今回の H さんの場合では、宿題が終わったあとに、タイムタイマー専用ボードにケーキのシンボルでも貼っておけば、上手くいったかも知れませんね（写真 3-2-4）。

支援機器も課題の設定や使い方によって、強迫的になってしまう事もあります。とても難しいですね。



写真 3-2-4 おやつまで待つ

（3）イヤーマフ（イヤーマフキッズ：FELTER 社製）を使用して

B さん：ねらいは、トイレの水を流す音が恐くて、一人でトイレに入らなかったため、「トイレに一人で入る」ということで使いました（写真 3-2-5）。

1 週間後ぐらいには、トイレの時には自分からイヤーマフを付けて、ドアを少しだけ開ければ一人で用をすませ流せるようになりました。これまで一人で入れませんでしたから、その効果はてきめんでした。

ただ、外出先のトイレでは、イヤーマフを付けても一人ではできません。他の要因があるのかも知れません。

自分自身で使って良かったと思ったようで、こちらが何の努力もせずに使えるようになりました。また、トイレから出たら自分からはずすことができたので、道具を使う目的も理解したようです。



写真 3-2-5 トイレの流水音をイヤーマフで遮断

A さん：イヤーマフをモニタリングした他の方で、何もないときは装着を嫌がったが、路上・バイクの音を聞いて耳をふさいだ時に見せたら付けるようになった、という方がいました。

やはり B さんの場合も「自分が感じているしんどさが解消される」という使用目的を理解でき

たのだと思います。

お子さんがイヤーマフの使用を嫌がる理由の一つとして、ヘッドの部分がかなり硬く装着時の圧迫感などがあるように思います。

それを解決するには、音楽用のノイズキャンセル付きヘッドフォン（BOSE 社製）もあります。今回のイヤーマフより高価なものですが、ヘッドの部分もかなり柔らかく、スイッチを入れて装着すると、音を遮断する効果はずっと高いです。

ただ、小さなお子さんが元気よく動いたら、簡単にずり落ちてしまうかも知れませんね。

このイヤーマフは耳当て部分がはずれて交換できます。交換キッドは 1 組 2 千円です（写真 3-2-6）。使い続けると汗で劣化したり、いたずらして切ってしまったりするので、消耗品として交換できてとても便利です。子どもが使う前提の機器では、消耗部分が容易に交換できて、安いことは大切な要素だと思います。



写真 3-2-6 交換キッド

G さん：うちの子どももずっとイヤーマフを使っていますが、やはりノイズキャンセル付きヘッドフォンを先日見に行って、そちらの方を気に入っていました。

ただ、最低でも 2 万円。これが生活支援用具の給付の対象になればうれしいけれど、他の目的にも使えてしまうので、ダメですね？

（４）どこでもパーテーション（生活工房製）を使用して

H さん：公文を習っていたとき壁側に向かって座ると、普段集中できずふらふらとたち歩いてしまう子が、集中できるようになりました。どこでもパーテーションを使えば、家庭で宿題をするときにも集中できると思い使ってみました。

やはり早い段階から効果があり、最後の方は自分で出してきて使い、宿題が終わるとたんでカバンの中にしまっていました。

今回のパーテーションは、A4 サイズでカバンに入れて持ち運びができるのが特徴のようですが、机の上に広げると少し狭く、場所を取る教材などを使う時には、外していました。大きいものがあったてもよいかもしれません。もう少し広くて、高さがあった方が、うちの子どもには合っているのかな、と思います。

パーテーションを使わないときよりずっと集中して、座って課題が終わるまで取り組むことができました。パーテーションを設置することが動機付けにはなったようです。

I さん：どこでもパーテーションの開発目的は、はじめは目隠しでしたが、使っていただいている方の活用法として、動機付けとして使用している方が多いようです。

A さん：今回はプラスチック製の A4 サイズで、カバンに入れて持ち運べるものを貸し出しましたが、はじめに見本でお見せした、木でできているタイプのものを好んで使った方もいます。お子さんが木目を気に入ったようです。

また、他に 150cm 高さの 3 面パーテーションをご自宅でモニタリングしてくださった方もいました（写真 3-2-7、3-2-11）。朝の支度の時に出して立てかけ、終わると片付けるという使い方をしていたので、パーテーションを出してくると、着替えから洗顔までのスケジュールがスムーズに進むようになったと実感されたようで、ここでも「動機付け」になったようです。

勿論、大きさは充分だったので本来の「視覚的刺激の遮断」の目的も効果があったようで、朝の支度の取り掛かりも早くなり、集中できた分時間短縮にもなったと報告がありました。



写真 3-2-7 パーテーションで着がえ

（５）あのね♪DS（ソフト：スリー・テン社製、ニンテンドーDS 対応）を使用して

F さん：特別支援学校中学部 2 年の男の子です。

「家族にお風呂に入る時間を知らせる」ために使いました。

ゲームが好きなので良いかなと思い取り組みましたが、ペンタッチで文章を入力していくことにとっても手間がかかり、すぐ嫌になってしまっていて、その後はすごく拒絶するようになり、1 ヶ月位で取り組みを中止しました。

すっぱり止めてしまうと、今度は「〇時にお風呂に入ります。」と自分で言ってきたりしていたので、うまく使えませんでした。目的は達したようです。

コミュニケーションのツールとして使うなら、もっと例文などが用意されて、押せば直ぐに音声が出るようなもののほうが良かったと思います。

これにも登録できる機能はありますが、そこにたどり着くまでがパパッとできない。

DS の機械は携帯できるので、駅などで療育手帳を出すと「どこまでですか？」と聞かれた時に、これを使って伝えるなどの応用も考えましたが、本当はそれを携帯電話でやりたいです。

また、あのね♪DS は写真機能などもありますが、カメラ付き携帯の方が速いですよね。



写真 3-2-8 あのね♪DS でお勉強

A さん：成功している例として、6 才の男の子で、文字を打つことが楽しくて仕方がない様で、本のタイトルを打ってみたり、読んだりする機会が増えたという報告がありました。そのお子さんは「おやつを選択する」のに使用したのですが、おやつを食べる時には「DS を使う」ということは認識できてきたとのことで、ここでも「動機付け」になったようです（写真 3-2-8）。

今回あのね♪DS のモニターにご協力頂いた方は、みなさん言葉の出ている方だったので、会話補助の本来の目的と言うより「表現（要求）していることと、本人の実際の想いを整合させ伝える」という様

な目標で使ってみたのですが、文字入力の大変さがあるので、やはり言葉を使った方が速い、という結果になってしまいました。機器のマッチングに課題を残しているようです。

また、音声を抑揚の無い機械的なものであり、それを嫌うお子さんもいました。使用時に音声を出す事をやめ、文字のみでやりとりしても良かったかな、と思います。そのお子さんにとっては、それでもコミュニケーションツールとしては充分でしたから。

（５）携帯電話の機能と支援機器について

I さん：昨年度開催した座談会では、今までに挙げたタイマーやスケジュールなどの支援機器のような機能が携帯電話に集約でき、しかも子どもの年齢やプロフィールによって使う機能を選択できれば良いという意見があったのですが、それについてどう思われますか？

F さん：あのね JDS もありますが、携帯電話の形のほうが、手軽に使えて良いかも知れません。

ただ、電話だと壊れやすく、壊れたら修理代がかかるので、こういうものが日常生活用具の給付対象となるのはありがたいです。使い方は子ども限定にされますが・・・

また、携帯電話で言うなら、TV 通話の通話料が安くないかなと思います。TV 通話だと本人がしゃべること以外のことが解るので、是非使いたい機能です。

（６）使い続けるために

I さん：先程療育の先生が、途中で良いアドバイスをくださったという報告がありましたが使い続けるためには、その様な支援が必要ではないですか？

G さん：息子の学校では、絵カードなどでも、学校の先生が調整し、知的障害の子の絵カード、自閉症の子の絵カードと取り組まれています。

A さん：ある特別支援学校では、〇〇ちゃんのための VOCA というように、先生が一人ひとりのオーダーメイドの VOCA を作っていました。

身近な学校の先生などが、支援機器を調整してアレンジしてくれると、とても助かりますね。

F さん：このような支援機器は、小さい頃からジェスチャーやクレーンなど、他のやり方が定着してしまう前に使えるようになった方が良いでしょうと思いますが、導入の仕方を間違えると返って強迫的になり、逆効果になってしまいます。学校や療育の先生に使い方をアドバイスしてもらえると上手くいくと思います。

A さん：今回イヤーマフを使った方から、「家では気分によって使わなかったり、おもちゃにしてみたりと使用、効果にムラがあったが、学校で集会の時に使うので、持たせてください、と言われ持たせたら、ザワザワした音の中でも影響されず、大人しく集会に参加できるようになった」という報告がありました。



写真 3-2-9 シンボルシールブック 写真 3-2-10 シンボルシール

ただ、学校ではイヤーマフなどの受け入れは良いかも知れませんが、DS などの持ち込みは禁止されてしまいます。今回の生活支援機器についてのアンケート調査でも、自由筆記のところで「学校でも使いたいけれど、持ち込むことが認められない」という悩みを書かれる保護者が目立ちました。

シールに関しても、通園の先生に「うちの子は言葉での指示より、絵で見るほうが解ります。」

と説明しても、なかなか思うように支援

してもらえないが、このシールを実際に持たせれば、使ってもらえそうだという感想をいただいた方もいます（写真 3-2-9、3-2-10）。

今回のモニター調査では、保護者の皆さまに依頼し、家庭の中で使用していただきましたが、特にシール、あのねJDS などのコミュニケーションツールは、お母さんが使用しても、道具を使う前に理解できてしまうので、むしろお母さん以外の人、学校や通園の先生に使って頂いた方が、自ら使うようになったかも知れないですね。

昨年度の研究の中で「支援機器の存在は知っていて、興味はあるけれども、高価なものを購入し使いこなせなかったら？」という不安の声が挙がり、今回は皆さまにお試しのモニター調査にご協力していただきました。

使用前にお母さん一人ひとりにお会いして、お子さんの様子や、お子さん、お母さんにとっての困りごと、さらに「こんなことができるように」という希望を聴き取り、場面を設定して、短期の目標を決めていただきました。

残念ながら今回は、目標や課題の設定や、利用時のアドバイスが充分でなかった方もいました。その一方で、療育センターの先生や学校の先生がアドバイスをくださると、良い方向へ軌道修正できた事例も見ることができました。

この結果から、モニターをお願いした皆さんの途中経過を見せて頂くべきだったな、と反省します。

また、今回は調査研究が目的の使用でしたので、皆さんには「毎日、家庭で、はじめはお母さんが主体となって使用を促す」「あのねJDS に関しては VOCA 機能を使う」というような、目標を限定するなど、いくつかの制限でお願いしたので、もしかしたら、使用場面や設定を変えれば、異なった結果が得られたかも知れません。

支援機器の使用にあたっての最終目標は「子どもが道具の意味を理解し、自ら道具を使用したり、使わなくても活動できる」ということです。その意味からすると、イヤーマフのように、お子さんが「大きな音が怖い」などの「しんどさ」を自覚しやすいものの方が目標に近づきやすかったようです。

一方で「時間の区切りを理解するために」と使用したタイムタイマーは、お子さんにとって視覚的にわかりやすい支援機器となったものの、活動を開始する動機付けとはならず、むしろ時間

に追いかけられる恐怖感から、拒否行動を生んだこともあったようです。

パーテーションは視覚的な刺激の遮断だけでは無く、「動機付け」の機器として使えることが解ったことは新しい発見でした。使うときに出して、終わったらしまう、という動作を取り入れた結果が得られ、拍車的な効果を生んだように思います。発達段階や個々の体格差によって、大きさなどのバリエーションがいろいろあると良いと思いました（写真 3-2-7、3-2-11）。



写真 3-2-11 3面パーテーション

ジェスチャー、クレーンなど自分なりのコミュニケーションの取り方があれば、あえて道具を使う必要性を母も子もお互いに感じる事ができず、コミュニケーションツールである、あのねJDS や、シール集の使用に至らなかった場合があります。ただその場合、近い将来集団活動に通いお母さんから離れたら、必要になってくるだろうという期待やら不安をお持ちでした。

コミュニケーション方法を育てるという意味でも、特にコミュニケーショングッズは最初から専門家のアドバイスの必要な支援機器だと思いました。

今回の調査では家庭でお母さんが主体になって道具を使っていたいただきましたが、次の段階として通園や学校での使用、普及が期待されるところです。

また、今回のモニター調査によって、専門家による正しいマッチングの上、保護者などの身近なファシリテーターが、道具の効果、意味をうまく理解できなければ、導入の仕方、使用感などによっては子どもが拒否をしてしまうことがあることがわかりました。そしてそのことが、子どもに苦痛を強いることになっていることもありました。

（7）まとめ

Aさん：知的障害及び発達障害は、障害の実態が目に見えない上に第三者が疑似体験をすることもほとんどできません。また、特に発達障害に関しては、障害の重篤さを計る手法は未だ確立しておらず、日常生活用具の必要性が認められにくい状況にあります。

今回の調査では、あのねJDS、パーテーションを日常生活用具の給付対象としてなじむ機器の代表として取り上げました。設定、使い方にはまだまだ課題が残りましたが、何より「毎日、家庭で使えた」ということは実証できたと思います。このことから、以上の2アイテムの機器は、十分に日常生活用具の給付対象になり得る機器と言えます。

知的障害及び発達障害の人たちは、表出に独特の違和感が見られることがあるため、出力に問題があると思われがちですが、実は感じ方、入力が違うということが多くの研究者、または高機能の発達障害者本人たちによって言及されています。つまり、私たちと同じ空間、同じ次元で生活しているように見えて、彼らの感じている世界は全く別のものかも知れません。この視点に立てば、少数派の知的障害及び発達障害の人たちにとって、イヤーマフ、タイマーに代表されるユニバーサルデザインの機器が、安心して生活するためには如何に必要であるかが理解できます。先程のイヤーマフを付けたら「一人でトイレに行けるようになった」、「集会に参加できるようになった」という報告がこのことを実証してくれました。

シール集をはじめとしたシンボルは、マニュアルなどの指導書があれば家族が作成可能なものの代表として調査をしましたが、マニュアルとは、「作成」のためのものだけではなく、「使い方」に対しても必要なことがわかりました。また、その作成にあたっては、本人の立場に立った機器の必要性に対するアセスメントが重要であることもわかってきました。

幼児から中学生までの多様な 19 名のモニター協力者によって、年齢、発達段階、生活環境が変われば、道具に対するニーズも大きく変化することが推察されます。

その時のそのお子さんのニーズに合わせた道具を使うためには、機器のマッチングと、細やかなコーディネート、日々のファシリテート、さらにアフターフォローが必要になってきます。これは、身体障害を持つお子さんの補助具や、言語障害の介護用具と同じことが言えます。

身体障害のお子さん同様の、メーカーのフォローや行政支援が望まれるところです。

そして何より、身近にいる家族や、学校や療育の先生などの支援者が、お子さん本人の立場に立った、オーダーメイドの工夫をしていくことが大切ではないでしょうか？



写真 3-2-12 シールで手順を確認



写真 3-2-13 あのね♪DSを使う

4. 文献

- 1) 富永文子：“ママたちの提案 座談会 『自閉っ子の子育てお助けグッズ』”、平成 20 年度障害者保健福祉推進事業報告書「知的障害、精神障害及び発達障害者のための日常生活用具の利用調査」、NPO 法人自閉症サポートセンター、66-76

5. 謝辞

モニター調査にご協力いただいた千葉県の保護者の皆様、座談会にご参加いただいた皆様、さらにアドバイスをいただいたリトルペガサス、松戸市子ども発達センター、ぐるぐるめろん島の療育機関の先生方に感謝の意を表します。

(自閉症サポートセンター 富永 文子、松井 宏昭)

3. 3 療育支援者からの視点（ぐるぐるめろん島座談会）

1. 研究目的

千葉県 A 市、B 市における生活支援機器のモニター調査（モニター調査の内容は 3. 1 を参照）において抽出された課題及び疑問点を整理し考察するにあたり、発達障害児療育の専門家の意見を参考にするため、座談会という形で、モニター調査への感想を聴取した。

2. 調査方法

座談会は生活環境支援研究会 5 名と、療育機関ぐるぐるめろん島（岡山市）の職員 7 名（作業療法士、心理士、言語療法士、保育士、介護福祉士）が出席し、平成 22 年 2 月 17 日（水）19：30～21：00、岡山市ぐるぐるめろん島にて開催した。

3. 座談会

座談会の様子を下記に記す。



写真 3-3-1 座談会が終わって、スナックタイム

I さん：本日は、日頃発達障害児の療育に携わっている、ぐるぐるめろん島のスタッフ皆さまのご意見を聞きたいと思います。

私たちは、昨年 11 月から 3 ヶ月間、シンボル（U シンボルシール集）、タイムタイマー、イヤーマフ、どこでもパーテーション（パーテーション）、あのね JDS の 5 つの支援機器について、千葉県 A 及び B 市のお母さん方にご協力をいただいて、発達障害を持つ就園前から学齢期のお子さんに対して使用するという調査（3. 1 モニター調査）を行いました。

その際、「根気よく使わせること」「毎日家庭で使わせ、週に 1 回日曜日に記録を取ること」

というように、いくつかの条件を付けて、お母さん方に用具の使用をお願いしました。

まずは、用具を使いこなすために短期目標を作り、自主的に使えるようになって、最終的にこれ以外の課題にも使えるようになったら成功というミッションに取り組んでいただきました。

お母さん方に記録していただく用紙は、研究会が準備しました。1週間に1回、その日の記録を取っていただいています。「1週間のまとめ」ということではなく、その日使ったときのことを、「興味」「嫌がり」「親のファシリテート」「自主性」の5つの項目について点数を付けていただき、その他気がついたことなどは、自由筆記で書いていただきました。お母さん方が評価をしていくわけですから、お子さんの反応によっては少し厳しい面も出てきています。

調査のスタート時点では、お母さん方一人一人にお会いして、以上の条件や記録の取り方、用具の使い方を丁寧に説明し、短期目標の設定をしたのですが、そのあとはお母さん方の自主性に任せ、途中の様子をこちらから伺うことをしなかったのは、私たちの間違いでした。成功、失敗の評価にかかわらず、モニターのほとんどのお子さんが、途中で「嫌がり」が強くなってきています。しかし、私たちがはじめに「お母さんが根気よく使わせること」をお願いしていたので、「嫌がる子どもに無理やりに使わせる」結果になってしまいました。

このことは、短期目標を早い段階で達成してしまったお子さんにも見られました。課題をクリアしても更にお母さんに言われて道具使わなければならなかったのです。

以上の反省から、道具を使い始める時だけではなく、使っていく上で困ったとき、反対に課題をクリアしてしまったときにも、専門家のファシリテートが必要なのではないか、ということに気がつきました。

そこで、皆さんにお聞きします。これらの道具をぐるぐるめろん島のスタッフの皆さんだったら、療育に来ているお子さんにどの様に使わせますか？使わせるときのチェックポイントや、その時の子供の変化を見ながらどう使っていくのか、そしてそれを家庭で使うとき、お母さんに対してどうアドバイスしていくのか、ご意見をいただけたらと思います。

ちなみに千葉県でのモニター調査では、タイマー、パーテーション、イヤーマフは道具本来の使い方よりも動機づけに使え、強迫的な指示をしなくても良かったので、比較的使いやすかったです。シンボルシールはお母さんが自分で課題を設定して、使い方を選んでいくので、使いこなすのは非常に難しかったです。あのね♪DSは、自分で言葉を選ばないといけないので、マッチングがうまくいかないと大変です。

どの用具についてもお母さんだけでは見切れないので、アドバイザーが必要だなと思いました。

（１）シンボル（シンボルシール集）

Iさん：まずはシンボルシールについてお聞きします。ぐるぐるめろん島の療育ではシンボルは使っていますか？

Lさん（保育士）：シンボルは使っていません。集団で音楽をしたりする時には、「これから楽器をしますとか歌を歌いますよ」ということをシンボルではなく写真を使って表示します。

Mさん（心理士）：小集団で活動するときに、流れを皆に分かってもらうように、シンボルではありませんが、写真や文字で視覚的に示していますが、コミュニケーションとしては使っていま

せん。

Aさん：千葉県でシンボルを使ったお子さんは、年少のお子さんが多かったので、コミュニケーションツールとして、お母さんに要求を伝えるために使いました。

Iさん：昨年の生活支援用具の調査で、お母さんたちが視覚優位の子どものために、シンボルなどを手作りして工夫していることがわかってきました。そこで今回は、市販品やマニュアルがあったら便利だろうな、と思い共通のUシンボルシール集を使っていただきました。

Nさん：シンボルを使うのはコミュニケーションを促すためですが、よくある間違いとして、こちらがしたいことを子どもにさせてしまうということがあります。コミュニケーションを育てる手法の導入は、子どもの好きなことから始めるべきです。こちらがしたいことをカードで提示してしまうと上手くいきません。

シンボルシール集のようにたくさんシールがあると、使うものと使わない物が出てくるので、インターネットから1枚いくらかでダウンロードできるようなもののほうが、より使いやすいと思います。

Oさん（ST）：絵と実際の物は違うので、デジカメで撮った写真を加工しすぐに印刷できるような仕組みがあればいいと思います。例えば、「水」を示すのにコップの絵が描いてあるシンボルを使いますが、コップで水を飲む子ばかりではないので。その子に合わせたシンボルが必要です。

Nさん（OT）：「どっちのお菓子が好き？」「どこのスーパーに行く？」など好きなものから選ばせて、子供が楽しんで使うようにしないとダメです。

お母さんは困っている部分から導入してしまいがちですが、好きなものからの入り方のほうが使いやすいと思います。

そして、短期目標を専門家や先生と一緒に決めることが大切です。

また、スケジュールに使うときにも、練習せずに突然スケジュールを出すと分からないので、スケジュールがあって、その後に楽しいことが待っているよ、のほうが上手くいきます。

Aさん：千葉県のモニター調査では、最初に面談をしたときに、困りごとから短期目標を決めていったので、困ったことからしか聞いていませんでした。好きなことや興味関心については聞いていないので上手くいかなかったのでしょうか。

Oさん（ST）：このシール集を子どもが自主的に使うというところにまでいくのは、とても難しいと思います。定期的に専門家がアドバイスをして、いくつもの成功体験を積みせないと、なかなか自分からは使えないと思います。お母さんにも「こういうときには、こういう反応をしてあげて」というようなアドバイスが必要です。

I さん：目標は使って楽しさを見つけることですね。

（２）タイマー（タイムタイマー）

I さん：タイマーなど時間の指示をして使う物について、こちらではどのように使っていますか？

P さん（介護福祉士）：小学校以上のクラスでは、ゲームの終わりや交代時間を示すのに携帯電話のアラームを使って「これが終わったら交代ね」としています。5～10 分ぐらいの余裕を持たせて伝えています。

L さん（保育士）：先生が自分の持っている携帯電話でセットしますので、デジタル表示自体を子どもが見ているのではなく、音だけで終りを示していることになります。

N さん（OT）：はじめはタイムタイマーを使っていたのですが、子どもがいじってすぐに壊れてしまいました。時間が表示される部分がプラスチックなので、すぐに曲がって動かなくなります。

I さん：赤いところが変わっていきませんが、子どもはあれを見ていましたか？

N さん（OT）：見ていたけれど、使っていたのは本当の初期のころです。支援学級の先生がみんなに向かって何かをする時に使ったり、お母さんが家で宿題をさせるのに使ったり、という感じで使う事が多いですね。

P さん（介護福祉士）：小学生以上のクラスでも、最初はキッチンタイマーも使っていましたが、子どもが勝手に触ってしまうので止めました。今は携帯電話を開いて置いています。子どもたちは携帯電話をあまり触らないので。

N さん（OT）：タイマーの導入でよくある失敗例として、お母さんたちが「ゲームは何分」と決めますが、ゲームは時間で止められるものではなく、クリアしていなかったり敵を倒していなかったら止められません。まずはゲームをこちらが熟知していないと時間を設定できない。「このボスを倒すまで」とかにしないと子どもはゲームを終りにできません。

O さん（ST）：また、終わって楽しいことが待っている場面では使いやすいです。あと 5 分で訓練が終わるから、後はゲームをして帰ろうというぐあいです。

I さん：全員同じように時間の終わりを示していますか？

P さん（介護福祉士）：一段落ついたら口頭の指示だけで OK な子もいます。
どんどん良くなってくるので、そうすると必要なくなります。

I さん：それがステップアップとしての福祉用具ですね。

（３）イヤーマフ

I さん：次はイヤーマフについての意見ををお願いします。

N さん（OT）：イヤーマフは結構使うので、各部屋に置いてあります。部屋に入ってきて音がしんどい子はそれを使います。家で購入している子は学校や登下校のときにも使います。

I さん：学校でも認知はされていますね。ここに来たら自分で着けていますか？

N さん（OT）：着ける子は着けています。

I さん：イヤーマフ以外の音を遮断するものはどうでしょうか？

N さん（OT）：耳栓を使っている子はいます。イヤーマフだけでは足りないので、耳栓＋イヤーマフをしています。1 人重度の子はずっとイヤーマフを着けていて、その状態で音楽も聞いています。このイヤーマフは全ての音を遮断するわけでは無く、人の声などある程度聞こえるので、テレビを見るのにイヤーマフをつけて見ていた子もいました。

A さん：今回の調査で、療育の先生が使わせたかったけれど、小さなお子さんにとって耳当て部分が大き過ぎ、その圧迫感が受け入れられず、モニターさせてもらえないことがありました。

N さん（OT）：それでも本当にしんどい子は自分から使っています。今日は耳栓とイヤーマフを使うとか、自分で色々と工夫をしています。

導入のときには、こちらから「こんなのあるよ」と少し説明をしています。本当にやかましいところで使わせてみると、とても楽になるので受け入れられます。

I さん：ここでは何割くらいのお子さんが使っていますか？

N さん（OT）：そこまで過敏な人はあまりいないので、全体からすると少ないです。重度の子が 2、3 人使っていて、全体で使っている人は 20 人いるかいないかですね。

A さん：常に装着している人が多いですか？

N さん（OT）：1 人の子はずっと付けています。学校にもしていきますね。

耳栓もレベルによっていろいろなものがあります。この耳栓はダメだけど、こっちは OK みたいに、試して選ぶことが出来ないかなと思っています。インターネットなどでいろいろなものが紹介されていますが、使い勝手が難しいのと子どもの耳だと入りにくいものが多いです。

（４）パーテーション（どこでもパーテーション）

I さん：パーテーションはどうですか？ ついたてじゃなくても家具で囲っている物でも結構です。

M さん（心理士）：おやつのときに、でどこでもパーテーションを使っています。キーキー言う子に立ててあげると、スッとおさまったりします。

効果がみられるのに知的なレベルは関係なく、例えばアスペルガー症候群の男の子で、はじめは、みんなと一緒にではなく違う所でおやつを食べていてもキーキー言う子でしたが、パーテーションを立ててあげると、落ち着いて食べるようになりました。それ以降は自分で必要なときに「出してくれ」と言うようになりました。

皆のところで使う子もいるし、一人滑り台の上で自分を囲んで使う子もいます。

N さん（OT）：おやつのは、部屋の真ん中にテーブルを出してみんなで食べていますが、みんなと一緒に食べられない子は、滑り台の上とか下などに行き、そこにパーテーションを立てると落ち着きます。人の食べているところは唾が飛ぶから汚いという子もいて、その子は皆がいるテーブルでパーテーションを立てたら大丈夫になりました。

キーキー言うのはそれなりに理由があります。自分が無防備な状態のときにキーキー言うので、パーテーションで他の人から遮断し、シェルター的な空間を用意してあげると安心します。

また、小さいパーテーションは自分の大事なものを隠すのにいいのかもしれませんが。

Q さん：療育の場と家庭以外でパーテーションを使っていますか？

N さん（OT）：岡山は TEACCH の導入が進んでいるので、先生が学校で使っています。手作りだったり市販だったり、特別支援学校ではほとんど使っています。高さは先生から見えるくらいの高さが多いですね。

また、保護者が TEACCH を熱心に実践している場合は、家でも使っています。

（５）あのね♪DS（VOCA）

I さん：こちらではあのね♪DS を使っているお子さんはいますか？

M さん（心理士）：使い方が間違っているのかもしれませんが、使おうと思ってスケジュールを立ち上げたら予想していたものと違いました。見て分かるようなものかと思っていたら、そうではなかった。

L さん（保育士）：こちらのイメージでは、スケジュールを消化した時間がきたら勝手に消去されると思っていました。使った子は小さい子が多かったので時間がきたときに自分で削除をすることが出来ませんでした。

N さん（OT）：お姉さんがアスペルガー症候群で弟が重度の自閉症の兄弟がいて、お姉さんが弟用に使いたいと言って持って帰りました。けれど弟は使わなかったみたいです。

I さん：ある市では VOCA を認めているのに、あのね♪DS を認めていなかった。なぜならば設定が難しく、任天堂のソフトだから他社に応用できないからということでした。

A さん：あのね♪DS のタイマー機能は時間が視覚的に減っていきます。使っている人はタイマー機能やスケジュールの機能がいいと言っていますが、VOCA 機能については、入力が難しく手間がかかるとモニターの方は言っています。

I さん：遊びとしては面白いけれどコミュニケーション道具としてはどうでしょう？

N さん（OT）：DS ならピクトチャットの機能でも代用できるので、わざわざお金を出してソフトを買わなくてもいいと思います。

ぐるぐるめろん島ではDS をかなり使っています。アスペルガー症候群で直接話は出来ない子と、DS のピクトチャットを使って、別の部屋とこちらの部屋で話をしたり、字が書けない子に魚の絵を書いて私が送って向こうが「さかな」と入力して返してきたり、しりとりをしたりして使っています。

他にはゲームをしています。小さい子で時間がつぶせない子も、ゲームをしながら待てるようになります。また、普段いろいろなことができない子に、ゲームで達成感を与えたりすることもできます。小さい頃にそういうことができるようになると、学齢期のクラスになったときに、友達とソフトを交換したり、共通の話題で交流を楽しむことができるようになります。

R さん（OT）：重度の子でトークアシストを使っている子が一人います。帰るときに「さようなら」とか、「うるさい」などと打ち込んでいます。

トークアシストは高くして 10 万くらいしますが、画像も取り込めるし使い勝手がいいです。

A さん：それはその方が個人で購入されたのですか？

N さん（OT）：個人です。本当に重度な子ですが、これを使い始めてから変わりました。トークアシストとイヤーマフとポーチの 3 点セットがあればどこでも大丈夫になりました。

その時に伝えたいことを打ったり、暇なときにすごい早さで打ちこんだりして時間をつぶしたりしています。

Q さん：トークアシストはどういうふうに導入しましたか？平仮名は導入時に理解していましたか？

N さん（OT）：言葉を読まない子は結構文字を理解していたりします。名前も書けないのに、パソコンで自分のフォルダーを作っていたりして。そのお子さんの場合もパソコンが先で、それからトークアシストを使いました。

もともとは香川大学の坂井先生から教えてもらったと思います。ただ、導入してからの具体的な支援は無かったようですが。

I さん：トークアシストの話を聞いていると、おもしろいから使うのですね。

N さん（OT）：まずは面白さをこちらが知る。「面白いよ」ってお母さんが知っているほうが使いやすいですね。

（6）携帯電話

I さん：電子支援器具で他に使っているものはありますか？パソコンを含めて。

R さん（OT）：携帯電話ですね。

I さん（OT）：昨年度の調査でお母さんたちに話を聞いたところ、いろいろな機能が携帯電話に欲しいという意見がありました。ここで携帯電話をどういうふうに使っているか教えてください。

N さん（OT）：とにかく待つことが出来ないので、待てない間に携帯電話で取り込んだ音楽・ゲーム・動画、ワンセグTVを見せておきます。また、カメラ機能で撮って遊んだりして時間をつぶします。

お子さんは、カメラ機能もよく使っています。撮った写真を加工していますね。ムービーを撮ったりもしています。

職員も訓練中にこんなことが出来たというのを写真に撮って残したり、お母さんに見せたりしています。

R さん（OT）：携帯電話で音楽を聞きながら、ブランコに乗っている子もいます。大音量で着メロを耳に当てて周りの音をシャットアウトしているようです。

そこでイヤホンやヘッドホンを使う手もあるけれど、そこまではしていません。周りの音が嫌な子はイヤーマフをします。

I さん（OT）：ぐるぐるめろん島で皆が運動している中で、携帯をしている子もいればDSしている子もいる？そうすると先生方はあまり関わらなくてもいいですね。

N さん（OT）：そうですね。うちは提供するだけだと思っています。「～しなさい」ではなくて、子供達が自分で見つけられればいいと思っています。

P さん（介護福祉士）：他の電子機器で使っているのはデジカメですね。携帯電話の画面は小さいので、デジカメで写真や動画を撮って遊んでいます。撮った写真をプリントして、その写真を切り抜いて自分で新聞を作った子もいます。

I さん（OT）：「今日は新聞を作る日だよ」と言うのではなくて、彼らが自分でやるのですね？
お子さんはメールもしますか？

Nさん（OT）：作文の練習になるので私は勧めていますが、お母さんが壊れるのが嫌であまり使わせません。お父さんにメールするのはさせてあげてと言っていますが。

最近私が iPhone を買いましたが、とても機能が広がっているので使えると思いました。いろいろなものも取り込めるし、子供が興味持ちそうなことを検索して使ったりもしています。

Iさん（OT）：昨年の座談会では、お母さんが携帯電話にいろいろな機能が欲しいと言っていたけれど、もう機能が十分にあるのに使いこなせていないだけですね。他に携帯電話で欲しい機能はありますか？

Nさん（OT）：耐久性ですね。本当に壊れます、落としたり投げたりするので。

（7）おわりに

Iさん（OT）：用具を使い続けるためにお母さんにアドバイスはありますか？お母さんが使うのを諦めてしまった場合はどうしたらいいですか？

Nさん（OT）：その子に合った使い方をこちらが探してあげなければいけません。

Iさん（OT）：お母さんには難しいから誰かがいるということですね。

Nさん（OT）：病院のお医者さんなども知らない人多すぎます。

Qさん：医師、学校や療育の先生などの中間ユーザーに、もっと機能を知ってもらおうということですね。

Nさん（OT）：発達障害の用具展みたいなのをしなければいけないと思います。

Iさん（OT）：今年度千葉県で 193 名からのアンケートの回答があって、今後効果的に進める時にどこから情報が欲しいですか、という問いに対して「メーカーから」はゼロでした。「学校や日中通っている先生から」が多かったです。メーカーがそれだけ小さすぎて、営業出来るだけの資金を持っていないのが現状です。

他にアドバイスはありますか？

Oさん（ST）：壊れることを恐れないことです。家庭では「大事な物は触らせない」となっているのは、子どもは使えるようになりません。1 個ぐらい壊れてもいい、という気持ちで、子どもに合っている物なら壊してしまってもすぐに取り替えられたらいいと思います。

Mさん（心理士）：お母さんや提供する側がまず熟知して経験をすること。自分がやる事で子供の目線で理解できます。自分でやってみることがまず大切です。

Pさん（介護福祉士）：こちらが本当に使いこなせていないとダメです。お母さんもそのほうが入っていきます。

Lさん（保育士）：携帯電話の活用法というのを本で見ましたが、そのサイトにアクセスすればタイムタイマーをダウンロードできたりします。一番身近にあって使い勝手がいいのは携帯電話だと思います。福祉用具として出されるよりも、身近な物から出されたほうが親としては受け入れやすいです。

Rさん（OT）：笑い話でながせるくらいの余裕が必要です。こちらの療育機関と学校・幼稚園などで共有できるように働きかけるのが大事だと思います。

4. 謝辞

座談会にご参加いただいた、ぐるぐるめろん島の療育の先生方に感謝の意を表します。



（自閉症サポートセンター 富永 文子、松井 宏昭 ）

第4章 知的障害及び発達障害のある人の生活支援機器を給付対象としている市町村

1. 研究目的

知的障害及び発達障害のある人の日常生活上の困難を改善し、自立を支援し、社会参加を促進するため、コミュニケーション支援や、時間の認識支援、さらに環境整備のためのパーテーションなど、学校や家庭、就労現場で有効に取り入れられている福祉用具が増えてきている。

一方、障害者自立支援法の施行により、福祉用具（以下、「生活支援機器」と言う。）を給付する日常生活用具給付事業は、身体障害者だけでなく知的障害や精神障害のある人をも対象とする市町村事業として位置づけられたことから、生活支援機器の利用の推進は市町村の取組みに委ねられることになったと言える。

そこで、本研究は、障害者自立支援法の施行後、知的障害及び発達障害のある人を対象として日常生活用具の給付に取り組む市町村の実態を調査して、真に日常生活上の困難を改善し、自立を支援し、社会参加を促進する用具を提案し、開発から給付までの支援のあり方を提言することを目的とした。

本章では、平成20年度に引き続き、知的障害及び発達障害のある人の日常生活用具の給付品目の新設や、既存項目の対象を広げる、もしくは、独自の制度を持っている自治体における当該事項にかかわる経過、現状、課題及び要望の聴取を実施した結果を報告する。

2. 調査方法

昨年度に引き続き、インターネット検索、及び関係者（生活支援機器取扱い事業者、家族、中間ユーザー）からの聞き取りにより、知的障害及び発達障害のある人を日常生活用具の対象者として、積極的に取り組む市町村の情報を収集したものの、昨年度聴取を行った自治体以外の情報を確認することができず、平成20年度に聴取した自治体の大阪府摂津市、神奈川県横浜市及び岡山県倉敷市を対象に、再度訪問してのインタビュー、及び聞き取り調査を実施した。聞き取り項目は、以下のとおりである。

（1）平成20年度調査項目

ア．日常生活用具で、知的障害、発達障害のある人を対象とする経緯

①対象とした経緯

②現状と課題

イ．実際の給付に至る流れ

①制度の周知方法

②受給までの流れ

③審査方法、期間

④具体的な給付品目について

⑤アフターフォロー、ケア

⑥他機関との連携

ウ．現在までの利用実績

- ①利用人数
- ②利用者の障害状況
- ③予算額（及び予算総額）今後の見通し
- エ．実施後わかった課題
- オ．国、県への要望
- カ．その他として新たに知的障害及び発達障害のある人を対象とする品目を追加される予定はあるか

（２）平成 21 年度調査項目

- ア．平成 20 年度調査内容の確認
- イ．昨年度訪問時以降の当該事業の利用状況
- ウ．昨年度訪問時以降の当該事業、及び関連事業の変化
- エ．現在の課題
- オ．今後の展望、及び要望

３．調査結果

（１）給付対象とする市町村の情報

千葉県内市町村調査（平成 20 年度障害者保健福祉推進事業「知的障害、精神障害及び発達障害者のための日常生活用具の利用調査第 4 章 4. 1）に見られるように、多くの市町村では、障害者自立支援法以前の品目及び、その対象者をそのまま踏襲している場合が多い。

また、全国的にも、インターネット検索、及び関係者（用具取扱い事業者、家族、中間ユーザー）からの聞き取りにより、知的障害のある人に対しては、多くの市町村が火災報知器、自動消火器、頭部保護帽、特殊便器、特殊マットのみの給付項目であることが知られた。

発達障害のある人に対しては、療育手帳等の障害者手帳を所持していないと対象になっていないところがほとんどであることが知られた。

平成 20 年度は、一部市町村においては、独自に項目を起こしたり、既存項目の対象を広げるなど新たな取り組みを行っているところがあることを、関係用具を取り扱う事業者や、家族や中間ユーザーなど関係者に対しての聴取より知られた。

平成 21 年度も、同様にインターネットを利用したの情報収集、及び、関係用具を取り扱う事業者や、家族や中間ユーザーなど関係者に対しての聴取により、全国的には大きな変化はないことがわかった。

（２）知的障害者及び発達障害者のための日常生活用具を給付対象として取り組む市町村

平成 20 年度の大阪府摂津市、神奈川県横浜市、岡山県倉敷市及び千葉県野田市、平成 21 年度の大阪府摂津市、神奈川県横浜市及び岡山県倉敷市を調査した内容を各市ごとにまとめて表にした（表 4-1～4-5）。

表 4-1 大阪府摂津市

項 目	内 容
1. 市町村名	摂津市
2. 都道府県	大阪府
3. 人口	83,623 人（平成 22 年 2 月 28 日）
4. 調査時期	平成 20 年度調査（以下、「20 調査」と言う。）：平成 20 年 10 月 平成 21 年度調査（以下、「21 調査」と言う。）：平成 21 年 12 月
5. インタビュー参加者	20 調査：摂津市障害福祉課 1 人、生活環境支援研究会 2 人、摂津市の発達障害児の親のサークル 10 人 21 調査：摂津市障害福祉課 1 人、生活環境支援研究会 2 人
6. インタビューの目的	20 調査： 当年度から新たに携帯用会話補助装置の対象を「音声若しくは言語機能の障害を有する障害者等又は肢体不自由である障害者等であって、発声及び発語に著しい障害を有するもの。障害児は、3 歳以上の者を原則とする。」と拡大し、実際に広汎性発達障害を持つ児童に携帯用会話補助装置（VOCA）の給付がなされた情報を入手し、その経過と具体的な内容の聞き取りの重点とした。 21 調査： 前回訪問時以降の当該事業の実施状況を含む現状と推移、関連事業の現状と推移、今後の展望及び、国等への要望の聴取した。
7. 日常生活用具で、知的障害及び発達障害のある人を対象とした経緯	20 調査：広汎性発達障害の児童にも対象を広げた背景として、次の三点があげられる。 1. 市長の方針として、毎年、市政の重点項目を決め、第一期二年目のテーマの一つが障害者福祉であったこと。トップの方針がはっきりとしていたことにより、職員も動きやすかったこと。 2. その時期に、発達障害児の親のサークルより、携帯用会話補助装置の給付に関しての要望があったこと。 3. 家庭児童相談室やデイサービスを通じて、当該児童への携帯用会話補助装置の具体的な効果が認められたこと。 制度化するにあたり、どのように公平性を保つことができるのかが課題となったが、 ① デイサービスの利用者についてはその利用者に日常的に関わる職員が客観性を持って判断する ② デイサービス非利用者については、摂津市の家庭児童相談室の職員（臨床心理士）が実際に関わって判断することに対応できると判断し発達障害児を給付対象とした。
8. 実際の給付に至る流れ	給付の流れは次のとおりである（図 4-1）。 1. 希望者は、障害福祉課にて相談、申請を行う。

	2. デイサービス利用者であれば、デイサービス担当職員と障害福祉課と調整。非利用者であれば、摂津市家庭児童相談室の職員（臨床心理士）が面談し、障害福祉課と調整を行う。 3. 障害福祉課が給付の可否を判断する。 4. 給付決定後は、給付券と一割負担分相当額を生活支援機器事業者に渡し、当該物品を受け取る。 5. 現在のところアフターフォロー、ケアについては実施されていない。
9. 利用実績	20 調査：聞取り時点での給付数は 2 件である。 21 調査：聞き取り時点での給付件数は 0 件である。
10. 実施後わかった課題	20 調査： 市担当者がとらえている課題は次のとおりである。 1. どれぐらいの利用者に適合するのか、どれぐらい役に立つのかがわかりにくい。 2. 給付年限を 5 年としたのは、元々日常生活用具の項目に身体障害の方を対象としたものがあり、その対象を広げたためである。しかし、知的障害の人にとって発達段階ごとの必要となるものが変化したり、自分にとって必要なものであると理解するまでには、時には、乱暴に扱ってしまうことにより故障してしまう等のことがあり、給付期限が 5 年でよいのかどうか検討が必要ではないか。 3. 対象者を 3 歳以上としたが、発達年齢の個別差があるのではないか。これらを、今後、運用していく中で検討していきたいとのことであった。 21 調査： 利用実績が 21 年度は聴取時点で 0 件であり、広報のあり方と当該機器に関わっての（この場合は VOCA）専門性も含め、相談支援事業充実の必要性和合わせて、課題として挙がった。
11. 国、府への要望、その他	20 調査： ① 自立支援法以前は、国により細かく整理されていたため、現場で検討しなくても対応することができたが、自立支援法で市町村事業になっても、ノウハウの蓄積がない分、なかなか足を踏み出すことができない。その意味でも、課内に何らかの専門職が必要ではないかと考えている。 ② 今後、日常生活用具の給付対象を増やすかどうかについては、日常生活用具の項目としてどれくらい必要性が高いのか、どれくらいの人数が使うのかを、市民からの説得力のある要望があれば、制度化しやすい。 21 調査： 当面は、障害者自立支援法の推移を見ながら対応していく。行政の職員は入れ替わりがあるが、この間の措置費、支援費、そして障害者自立支援法の制度改正、移行について、制度の字面だけでは伝わらない中身がある。今回

	も大きく変わるとなると、場合によっては、人事の調整も必要になってくる。継続性、一貫性を持った、市民に対しての対応をしていく点からも、国の配慮を願う。
12. まとめ	20 調査： 摂津市において、日常生活用具の携帯用会話補助装置の支給対象として、発達障害児が対象となった経緯は、 1. 市長の重点政策の一つが障害者福祉であり、その意向が大きな役割を果たしたこと。 2. その時期に、発達障害児の母親が中心となった団体より、具体的で説得力のある要望があったこと。それに応えることができた担当者が障害福祉課にいたこと。 3. 公平性を守る、説得力を持つ給付の仕組みが、既存の摂津市の家庭児童相談室やデイサービス等の既存の社会資源を生かすことによりできたこと。 以上によって可能となったことを聴取し、トップの意向と、市民の要望が大きな力となること、それを受け止め、既存の社会資源を活かしながら、市民の要望に応じていく行政の姿勢のありかたが重要であることが知られた。 21 調査： 当該事業の実績は伸びてはいなかったが、当該事業に関わる体制について、現状と課題、今後の展望を聴取することができた。 現在の体制：摂津市の特徴として、家庭児童相談室の心理士の方の果たしている役割の大きさがある。専門職として、異動がなく勤続 30 年余りになり、摂津市の規模の中では、ほとんどの障害児と関わっておられる。保護者、行政双方に信頼があり、例えば、当該事業に関わっても、その方が「必要である」と言うことであれば基本的に理解される状況にある。その方の存在により、課題を整理し、対象児の経年の変化を捉え、専門職としての判断がなされるという、当該事業の給付システムに求められるであろうことを、個人が担っていることになっている。これは、現在、摂津市の行政規模と心理士の方、個人の存在により可能となっている。 市は、専門性のある相談機関の充実が非常に重要であるとの認識を持ち、市民からの要望の中にも、継続した支援の必要性が挙げられている。現在、摂津市は、心理士の方が定年を控えており、現在の体制の維持が困難であることに加え、摂津市駅という新駅建設に伴い、現在の自立支援法下の相談支援事業を統合し、総合相談支援の窓口新設の計画がある。そこでは、専門職が継続的に支援できる仕組みづくりを計画し、日常生活用具、補装具に対しての専門的なアドバイスも含めた支援の充実を計りたいとのことであった。 総合相談支援事業の中での当該機器の給付システムのあり方も含め、今後の進展に注目したい。

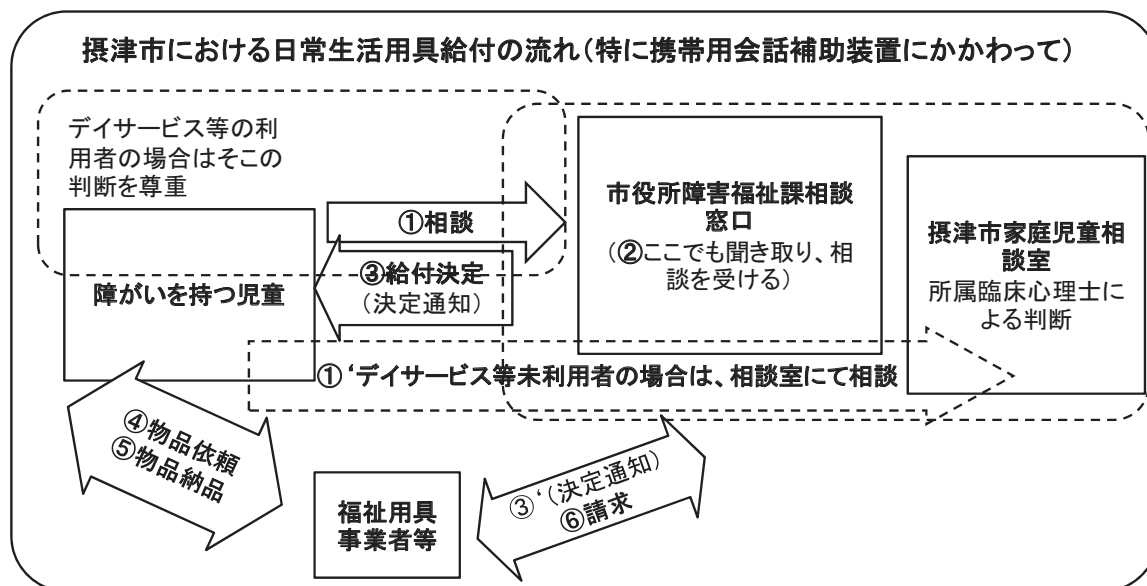


図 4-1 摂津市における携帯用会話補助装置に関わっての流れ（作成：増澤）

表 4-3-2 神奈川県横浜市（障害福祉課）

項 目	内 容
1. 市町村名	横浜市
2. 都道府県	神奈川県
3. 人口	3,671,386 人（平成 22 年 3 月 1 日）
4. 調査時期	20 調査：平成 21 年 1 月 21 調査：平成 21 年 12 月
5. インタビュー参加者	20 調査：横浜市障害福祉課 2 人、生活環境支援研究会 4 人 21 調査：横浜市障害福祉課 2 人、生活環境支援研究会 4 人
6. インタビューの目的	20 調査： 学齢児以上の知的障害のある人が情報通信支援用具の対象者となっているとの情報を入手し、その経過と内容を聞き取りの重点とした。 21 調査： 前回訪問時以降の当該事業の実施状況を含む現状と推移、関連事業の現状と推移、今後の展望及び、要望を聴取した。
7. 日常生活用具で、知的障害、発達障害を対象とする経緯	20 調査： 知的障害のある人を対象とした品目は、電磁調理器、頭部保護帽、特殊マット、特殊便器、火災報知器、自動消火器、情報・通信支援用具である。情報・通信支援用具を知的障害のある人も対象としているのは、元の制度である「情報バリアフリー化支援事業」において知的障害のある人も対象であったことから、日常生活用具給付事業に移行した後も、情報・通信支援用具として、対象範囲を変更することなく制度を引き継いだことによる。 具体的な給付事例としては、キーボードやマウスでのパソコン使用が困難な人に対して、タッチパネルのディスプレイに表示させた絵を触ることにより操作できるものが給付されている。それを触る形のものが給付された事例等がある。情報・通信支援用具は、特定の品物に限定せず、申請者にとって必要な機能を有しているものであるかを判断している。
8. 実際の給付に至る流れ	給付の流れは次のとおりである（図 4-2）。 1. 区役所の障害福祉担当課が窓口となり、そこで相談を受ける中で、要件を確認し、申請を受けつける。 2. 日常生活用具の給付事務は、基本的に区が行っている。給付決定の判断が難しい場合については、障害福祉課の助言を受けて判断している。 3. 給付決定後は、利用者が交付された給付券を事業者に提示し、自己負担額を支払うとともに、受領確認を行ったうえで用具を受領する。 4. その後、事業者は区に対し給付決定額の請求を行う。 5. 申請から、支給決定までの処理は、概ね 2 週間である。 6. 障害者福祉サービス全般について、手帳交付時に区役所窓口で総合的な案内を行っている。また、毎年発行（更新）される冊子「障害福祉のあんない」を区役所にて無料で配布し、周知している。

9. 利用実績	20 調査： 知的障害のある人で情報通信支援用具の利用をされる方は年に数件という状況である。 21 調査： 本年度の利用も数件である。知的障害の方に対し、情報・通信支援用具として、表示が大きくわかりやすいキーボード等が給付された事例がある。
10. 実施後わかった課題	20 調査： 日常生活用具全体に関して、ここ数年は、以前より申請件数が減ってきている。市障害福祉課担当者の話では、原因は次のとおり推察されるのとのことであった。 1. 用具を必要とする方は申請を行い、一定の給付が行きわたっていると考えられる。ただし、周知が十分でないことも否めない。 2. 給付品目が障害者の生活実態に合っていない可能性がある。 3. 給付品目のうち必要性の高い品目を追加し、もしくは、削除するなど、一定期間ごとに見直し・整理するための仕組みが必要である。
11. 国、府への要望、その他	20 調査： 地域生活支援事業であるとはいえ、国として全国統一的にすべき事務処理や、必要性の高い基本的な給付品目などに関するガイドラインを作成していただきたい。 障害者・家族・当事者団体等から、他都市と比較して横浜市はどうか、と問われることがあるが、ガイドラインに基づいて対応することとすれば、わかりやすい。 そのうえで、地域特性等に応じて各市町村がこれまでどおり、市町村判断で品目を追加するのが望ましい。 21 調査： 地域生活支援事業全般に関わることであるが、国費の導入が確実に行われることがなければ、市町村判断で品目を追加するのが難しくなる、とのことであった。
12. まとめ	平成 20 年度聴取時に、横浜市独自の「訓練・介助器具助成制度」についての情報を得ることができた。この事業については、表 4-3-3 で述べる。 横浜市における日常生活用具給付事業において、今後対象範囲の見直し・緩和や品目の見直し・追加を行う際に、特に必要であると思われることについて、必要であると思われることについて、行政の立場から、いくつかの示唆をいただいた。 1. 新たな品目の追加等を行うにあっては、何よりも、市民の具体的なニーズの把握が必要であること。 2. 新規品目の検討の基準の一つとして、厚労省の非課税品目（「消費税法の

	一部を改正する法律(平成 3 年法律第 73 号)の施行に伴う身体障害者用物品の非課税扱いについて(平成 3 年 9 月 26 日 社更第 199 号)」に該当することが基本的な目安になると考えられる、とのことであった。 加えて、耐用年数についてであるが、横浜市の「障害者福祉のあんない」の中では、耐用年数を明記していない。しかし実際は平成 21 年 4 月の要綱改正で耐用年数を定めており、運用としては、改正前と同様に、耐用年数満了前であっても、修理不能であることが確認できれば再支給可能としている。具体的には、修理不能になった時点で相談して頂き、対応している、とのことであった。 横浜市の他の制度とも共通すると思われるが、利用者本位の姿勢を見ることができた。 訪問することにより、制度の文言以上のことを学ばせていただくことができた。 横浜市のこの分野に関わっての、先達としての役割は大きいと考えるが、この間の財政事情の厳しさから、今後、どのような対応となるのか、推移を注視したい。
--	---

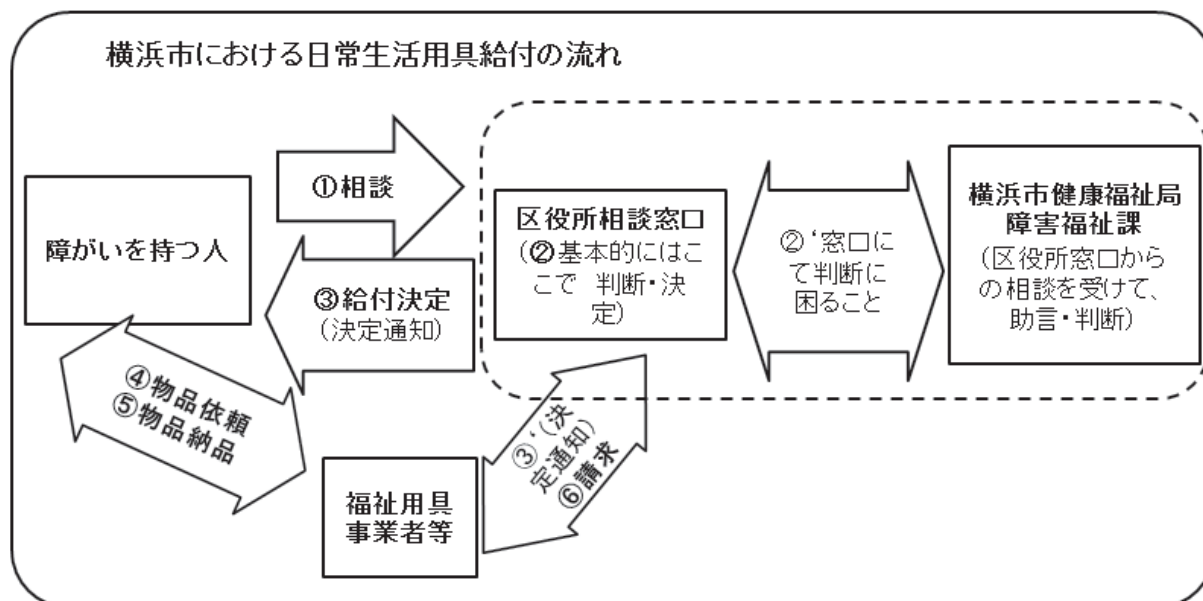


図 4-2 横浜市における日常生活用具給付の流れ（作成：増澤）

表 4-3-3 神奈川県横浜市

(横浜市総合リハビリテーションセンター、横浜市こども青少年局障害児福祉保健課)

項 目	内 容
1.調査時期	21 調査：平成 21 年 12 月
2.インタビュー参加者	21 調査： ○総合リハビリテーションセンター：横浜市総合リハビリテーションセンター研究開発課 2 人、生活環境支援研究会 2 人 ○横浜市こども青少年局障害児福祉保健課：横浜市こども青少年局障害児福祉保健課 2 人、生活環境支援研究会 4 人
3.インタビューの目的	21 調査： 横浜市独自の制度である、横浜市訓練・介助器具助成制度についての聴取。
4.制度の概要	横浜市訓練・介助器具助成制度：横浜市に在住する身体障害児及び知的障害児（各地域療育センター、各児童相談所、横浜市総合リハビリテーションセンター、神奈川県立こども医療センター、横浜市療育医療センター及び重症心身障害児（者）施設サルビアの利用児（18 歳未満）に限る）で、器具による、訓練及び介助効果が期待できる方に対し、器具の購入に要する経費の 3 分の 2（36,750 円を限度とする）を助成するものである。
5.実際の給付に至る流れ	給付の流れは次のとおりである（図 4-3）。 1. 各地域療育センター等取扱機関において、助成希望器具の効果と必要性について相談し、助成の可否判定を受ける。 2. 必要と判断された場合は、業者に見積書を依頼、申請書と共に取扱機関に提出。（見積書、申請書、必要に応じて処方箋等） 3. 取扱機関が申請書類一式を横浜市こども青少年局障害児福祉保健課に送付。 4. こども青少年局が月に 1～2 回助成の決定を行う。決定後、助成決定通知及び助成券発行、取扱機関を通じて利用者に交付。 5. 申請者は助成券に署名、受領印を押印、業者に提出。自己負担分を支払い、器具を受領する。
6.利用実績	ここ 5 年程、毎年 500 件前後の実績がある。平成 20 年度の実績は、472 件、平均 25,577 円である。
7.横浜市総合リハビリテーションセンターにおける、当該事業の実施に関わって	横浜市総合リハビリテーションセンターでの「訓練・介助器具助成制度」についての聴取に於いて、本制度以外に注目できる横浜市独自の制度として、「在宅リハビリテーション事業」及び、「横浜市住環境整備事業」についての情報を得た。 特に、「在宅リハビリテーション事業」は、横浜市総合リハビリテーションセンターの柱の一つとなる事業として位置付けられている。 当該機器に関わる制度の調査からはやや逸れるものの、あり方を考える上で、重要な指標となると考え、紹介させていただく。 「在宅リハビリテーション事業」は、横浜市在住の障害児・者および高齢者に対し、障害や加齢によって生じる生活上の問題の改善や軽減などを図ることを目的として、リハビリテーション専門職が訪問のうえ、関係機関と連携しながら、解決策を提案する事業である。

	在宅リハビリテーション事業の相談窓口は、市内4エリアに分け、総合リハビリテーションセンター及び、市内三カ所の福祉機器支援センターなどにある。 ① 電話相談または、いずれかの窓口にて、ソーシャルワーカー、もしくは保健師が相談を受け、相談者の課題の整理、明確化を行う。必要に応じて、総合リハビリテーションセンターの医師の診断を受けることや、関係部署に繋ぐ。これ以外にも市内関係機関からの相談に応じる。 ② ここで、課題整理の上、処方箋（依頼箋）が出される。 ③ その課題に対して、PT、OTをはじめとしたセラピスト、ケースワーカー、リハエンジニア、等の専門職種が必要に応じてケースごとに専用のチームが作られる。 ④ ケースワーカー、セラピストなどが必要専門職にて相談者の自宅訪問を行い、障害状況、介護者の状況、家屋の状況等、必要事項の確認を行う。 ⑤ それに基づいて、計画書が作成される。この計画書に、何らかの用具の導入や住宅の改造が必要な場合、その人の持つ条件に応じて相談者の課題解決のために「訓練・介助器具助成制度」、「横浜市住環境整備事業」の制度を利用していく。 ⑥ 計画書に基づき、リハセンター専門職が、生活場面での動作訓練の実施や助言、介助方法の助言、福祉用具の使用にあたっての援助、住環境整備への助言など具体的な技術提供を行い、その中で、福祉用具の導入、住宅改造がすすめられる。ここで、ケースに応じて、「訓練・介助器具助成制度」や、「横浜市住環境整備事業」が利用される。必要に応じて、継続して訪問が行われる。 これらの流れは、その都度ご本人の「カルテ」に記録され、必要職種間で情報の共有がなされ、経年での変化や状況の確認ができる。（図4-4参照）
まとめ	「訓練・介助器具助成制度」の給付にあたっては、横浜市総合リハビリテーションセンター、各地域の療育センター、児童相談所等、「訓練・介助器具助成制度」の窓口となる機関において、用具給付の可否が判断されるが、いずれの機関も、対象児が日常的に利用する、もしくは、対象児の情報のあるところであり、その対象児の障害の部分、課題が基本的に理解されているところである。 そこにおいて、用具によっては、試用や導入もなされる。 知的障害、発達障害の人にとっての福祉用具の多くは、身体障害の人にとっての車いすや補装具とは違い、用具使用による効果が見えにくいことがあり、制度として、用具を給付する場合の壁の一つであるといえる。 その困難な部分を、横浜市の当該制度では、対象児が日常的に関わる、その障害に関わっての専門機関が、対象児の障害の部分と課題を理解した上で、その障害の部分を支え、補うための用具使用の可否判断、用具の選定に関わることは、他の市民にとっても納得できるシステムではないかと考える。 これからのシステムに求められる大きな要件の一つであると考えます。 また、「在宅リハビリテーション事業」から、ものを供給するだけでは障害の支援は、解決しないことを改めて確認することができた。ご本人、家族の要望を、窓口で聞くだけでなく、実際にその現場に出向き、課題を整理

	し、必要に応じて専門職種がかかわり、実際の推移を見ながら導入を図っていく、日本においての理想的ともいえる仕組みを実践しておられる様子を垣間見ることができた。
--	--

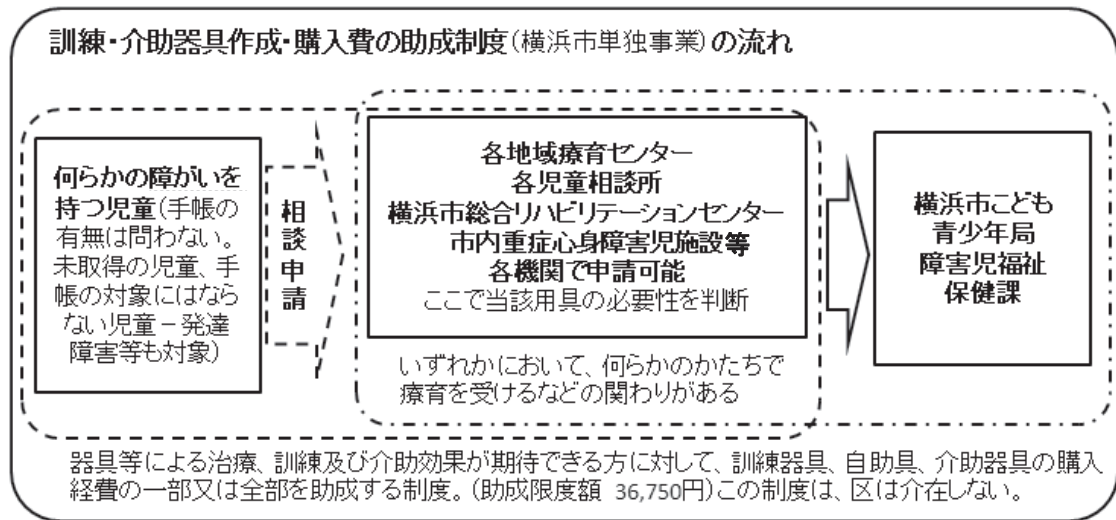


図 4-3 横浜市における「訓練・介助器具の作成・購入費の助成」制度（作成：増澤）

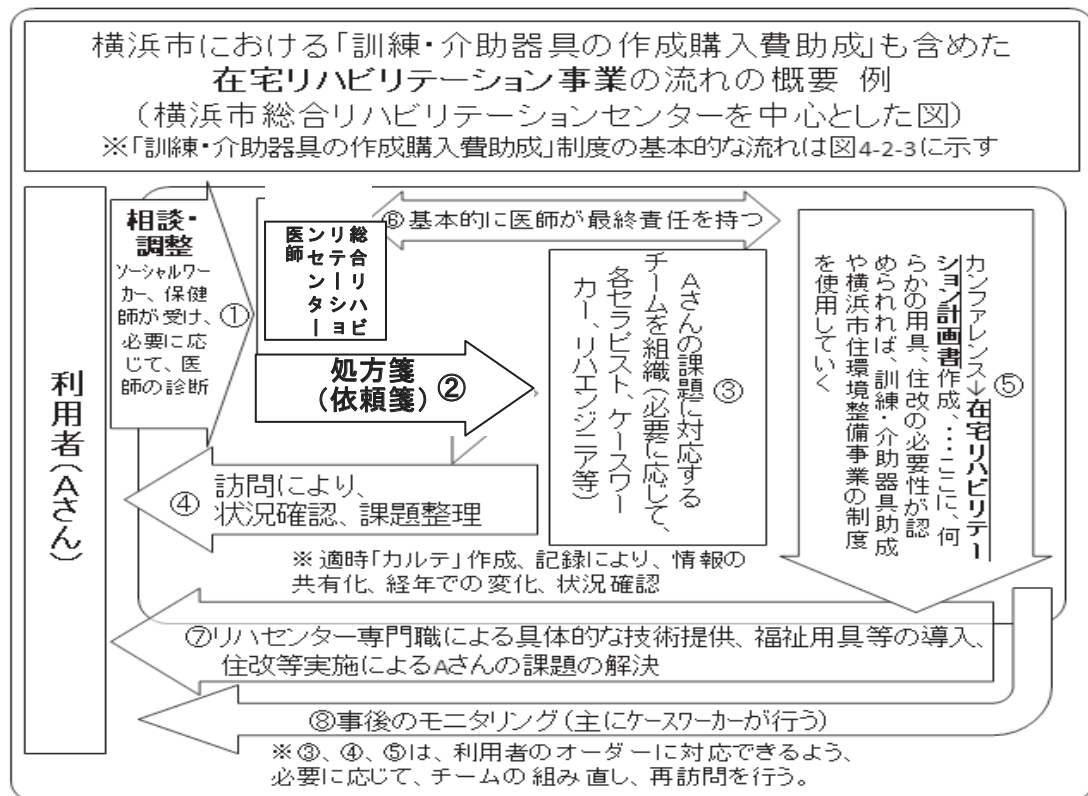


図 4-4 横浜市「在宅リハビリテーション事業」の流れ（作成：増澤）

表 4-3-3 岡山県倉敷市

項 目	内 容
1. 市町村名	倉敷市
2. 都道府県	岡山県
3. 人口	479,946 人（平成 22 年 2 月 28 日）
4. 調査時期	20 調査：平成 21 年 2 月 21 調査：平成 22 年 2 月
5. インタビュー参加者	20 調査：倉敷市障害福祉課 3 人、生活環境支援研究会 2 人 21 調査：倉敷市障害福祉課 2 人、生活環境支援研究会 5 人
6. インタビューの目的	20 調査： 当年度から日常生活用具の新たに対象に「障害児訓練器具」が加わり、「時間管理を支援する用具」が給付されたとの情報を入手し、その経過と内容を聞き取りの重点とした。 平成 21 年度： 前回訪問時以降の当該事業の実施状況を含む現状と推移、関連事業の現状と推移、今後の展望及び、要望の聴取。
7. 日常生活用具で、知的障害、発達障害を対象とする経緯	平成 20 年度聴取より、日常生活用具の項目に新たに「障がい児訓練器具」が追加された経緯、現状は、以下の通りである。 1. 「障がい児訓練器具」の項目が追加されたのは、平成 19 年、当事者団体からの要望のうち、日常生活用具に関わるものが 2 点あり、その一つが「時間を視覚的に把握できるもの（商品名タイムログ等）」で、養護学校でも取り入れられていて非常に効果的であること、加えて、イヤーマフ（聴覚過敏の方に使って頂いているもの）も良く使用しており、給付の対象に入れてもらえないか、とのことであった。当時は、対象品目、対象者が当てはまる項目が無かったが、横浜市における「訓練・介助器具助成制度」の事例等の紹介もなされ対象の品目と対象者の拡大が求められていた。 2. 担当課において検討の結果、発達障害のある人にとって必要な用具である旨の確認はなされたが、一般品との線引きが課題となった。しかし、平成 19 年 1 月より、障害福祉課の機関として、保育士、保健師、小学校の教員経験者が配置された「総合療育相談センター」が開設されたことにより、ここにおける助言が可能となり、給付認定する際に公平性が保たれるとの判断により、「障がいのある児童であって、これを使うことによって訓練・治療等の効果が見込まれる方」に給付するという形で、平成 20 年度より日常生活用具の項目として、「障がい児訓練器具」の項目が追加、改定された。 3. 改定時に、広報とホームページに掲載をおこなった。 4. 「障がい児訓練器具」の基準年限は 1 年としており、必要に応じて、毎年申請することが可能である。

8. 実際の給付に至る流れ	給付の流れは次のとおりである（図 4-5）。 1. 基本的には障がい福祉課及び、各福祉事務所福祉課（以下、障がい福祉課等）の窓口にて申請を行う。 2. 品物については、カタログやインターネット等により、利用者が選択する。 3. 相談により給付が適当と判断された場合、具体的な給付の手続きに入る。市と契約を結んだ委託契約事業者の中の、利用者が希望する品目を取扱う事業者は、障がい福祉課等より、見積り依頼をファックスで送付し、その事業者に見積りを障がい福祉課等にあげてもらう。 4. 見積り合わせ期限約一週間後、落札業者と障がい福祉課等が契約を行う。事業者は物品の納入先を指定する。 5. 同時に申請者（利用者）にも通知を行う。 6. 利用者は、納品時に自己負担金があれば事業者を支払う。 7. 一業者しか取り扱わない品物であったり、アフターケアなどにより、特定の業者との契約が必要と認められ、かつ見積り金額が基準内であれば、指定の事業者との契約も可能である。 8. 概ね申請より 2 週間程度で給付がなされる。 9. アフターフォロー、ケアに関しては聞き取り時点では実施していない。
9. 実績	20 調査： 聞き取り時点での給付数は 1 件である。これは、専用のタイマーであり、その後 VOCA が 1 件給付されている。 21 調査： 聞き取り時点での給付件数は 3 件である。21 年度は VOCA が 2 件、専用のタイマーが 1 件である。
10. 実施後わかった課題	20 調査： 市担当者がとらえている課題は次のとおりである。 1. 「障害児訓練器具」に関して、「何をどういう基準で対象としていくのか。どういう方を給付の対象者と認めるのか」という基準がまだ明文化されていない。 2. 給付事例が少ないこともあるが、給付品（特に VOCA 等）の使用状況、使用効果がなかなか見えてこない。とのことであった。 21 調査： 「障がい児訓練器具」について、市の広報による掲示、インターネットによる掲示を行っているが、周知が充分ではないと考えている。 一方、制度を知った人から、「訓練器具をもらえますか？」との問い合わせに、「何が必要ですか？」と聞くと、具体的な答えが返ってこない状況がある。「そのお子さんの課題とニーズの整理ができていないのではないか。」

	とのことであった。 総合療育相談センターは相談、フォロー、社会資源へのつながりを重視しているが、まだ、「障がい児訓練器具」等の用具利用には十分に結びついていない。 給付後のフォローが現在無いため、給付後のモニタリングが必要であると考えている。とのことであった。
11. 国、府への要望、その他	20 調査： 1. 他の行政から転入された場合、前の行政では給付されていたものが、こちらではされないのはなぜなのか等の苦情がある。出来れば共通化を図ってほしい。 2. 全国的に種目や対象者を柔軟な運用ができるような仕組みの指針がほしい。特に、知的障害、発達障害の人への給付の仕組みとして、用具によっては、その試用期間の必要性があるのではないかとということと、判定については、既存の公的機関や療育を行う児童デイサービス等利用し、そこの、何らかの専門家の意見を要件とすることにより、公平性を保ちながら、給付していくことが可能ではないか。 21 調査： 発達障がい者支援センターが倉敷市にもあるが、県からの補助金も今年度までであり、財政的に厳しい。国レベルでの補助金を希望する。
12. まとめ	倉敷市は、自立支援法に関わるサービス全般的に、手帳の有無にこだわらない、実態に即した運用がなされ、またそれを担保するシステムが構築されている。今回インタビューした他市と同様、市の取組みは一貫性があり、その取組みは示唆に富む。 福祉用具の支給対象者にも関わるため、倉敷市における福祉サービス対象者の決定の仕組み、及び、独自のサービスを次に示す。 1. 自立支援法のサービス提供にあたっての条件は、手帳所持者だけではなく、障がいを理由とする他の公的支援を受けている方で、児童や特に必要と判断される障がい者の生活実態を障がい福祉課の課員が訪問の上把握し、援助が必要な人に受給者証（自立支援法の障害者受給者証）を発行し、サービスを提供している。 2. 児童に関しても手帳だけを要件とはしていない。医師の意見書、3歳児健診等による保健師からの連絡、児童相談所の判定のいずれかを要件とし、相談を受けた時点で障がい福祉課が調査をして判断する。 3. 発達の気になるお子さんの相談の窓口として、平成19年1月から障害福祉課の機関として、保育士、保健師、小学校の教員経験者らが配置された「総合療育相談センター」が開設された。ここは保健所の隣の建物にあり、必要に応じてここの判断も仰ぐシステムがある。 4. 21年度より、「かがやき手帳」の配布を行っている。これは、通園施設

	の親の会や、研究者、NPO、そして、障がい福祉課が年に 3 回行っている研究会がベースとなり、作られたもので、お子さんの生育歴等を都度都度に記録するものである。新たなサービスを受けるときや、学校の担任や、施設職員の担当の交代時などにこれを提示すると、基本的な情報がわかるようになっている。家族が記録するものであるが、経年の変化が確認できる重要な情報源となる可能性がある。 倉敷市においても、市の行政規模を活かしながら、障がいを持つ人の支援を行い、その一つとしての知的障害、発達障害の人が使用する福祉用具の給付を、市の施設等を活かし公平性を保ちながら進めておられた。さらに、福祉用具の使用も含め、支援には一貫性が重要であり、そのためにはつながった情報の共有化が必要であるが、これについても、市の社会資源、市民の力も活用しながら「かがやき手帳」の普及により進めておられた。もちろん、専門性や責任の問題もあるかもしれないが、今すぐにでも、どこでもできる可能性のある連続した情報の共有化の手立てとして、学ぶところがある。 福祉用具の給付の仕組みと合わせて、今後の活かされ方に注目したい。
--	--

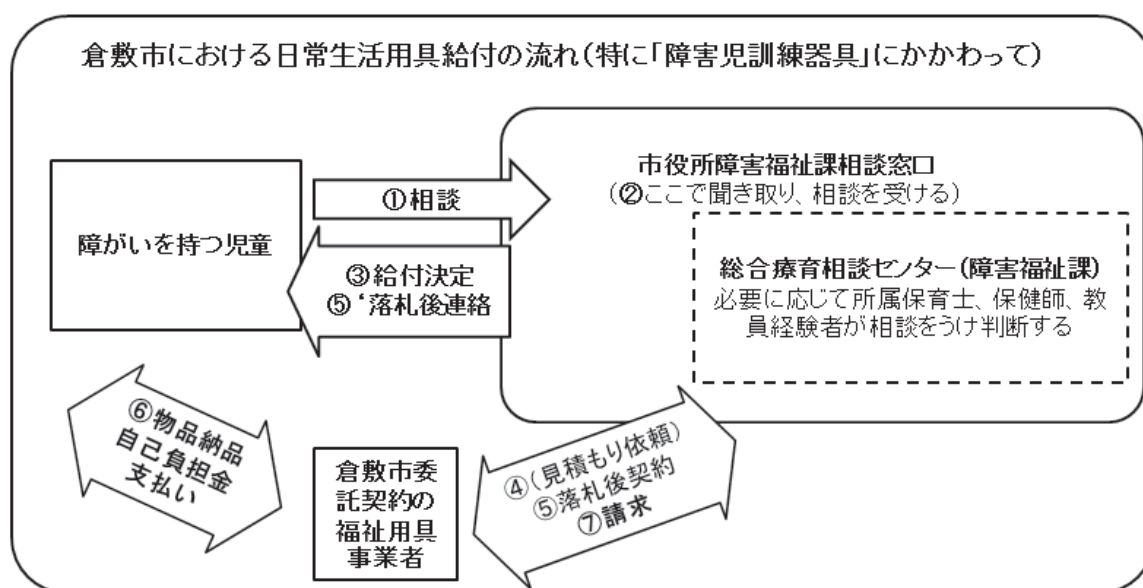


図 4-5 倉敷市における日常生活用具給付の流れ（作成：増澤）

表 4-5 千葉県野田市

項 目	内 容
1. 市町村名	野田市
2. 都道府県	千葉県
3. 人口	157,194 人（平成 22 年 3 月 1 日）
4. 調査時期	平成 21 年 1 月
5. インタビュー参加者	野田市社会福祉課 2 人、生活環境支援研究会 4 人、千葉県障害福祉課 1 人
6. インタビューの目的	知的障害のある人の日常生活用具の給付に関わっての現状、課題について聞き取りを行った。
7. 日常生活用具で、知的障害及び発達障害のある人を対象とした経緯	1. 基本的には、自立支援法以前からの項目を踏襲している。 2. 給付項目は、特殊マット、頭部保護帽、特殊便器、電磁調理器、火災報知器、自動消火器である。対象は知的障害のある人のみで、現在のところ精神障害と、知的障害を伴わない発達障害のある人は対象とはなっていない。
8. 実際の給付に至る流れ	給付の流れは次のとおりである（図 4-6）。 1. 用具についての相談は、社会福祉課の窓口にて受け付けている。 2. 給付対象となれば、ご本人に必要なものを選択できる。最初に打ち合わせをなるべく細かくして「どのように使うのか」、「業者さん選びで困っていることはないか」などを確認している。 3. 業者は、指定業者ではなく市内市外問わずに選ぶことができる。 4. 用具が決まっておれば、見積書を持参して、窓口で申請をする。 5. 問題がなければ、障害福祉課内で決定し、概ね一週間程度で助成の決定がなされ、本人と業者に連絡される。 6. その後納品時に、利用者が自己負担分 1 割相当金額を用具事業者に支払い、助成券に捺印、あとは、事業者と市との関係で支払いが行われる。 7. 立て替え払い（償還払い）ではなく受領人払い方式である。 8. フターフォロー、ケアについては、基本的に対応していない。
9. 利用実績	平成 20 年度の実績は、頭部保護帽のみ 5 件である。
10. 実施後わかった課題	評価に関しては、件数も少ないということもあり、市民の方から「これがあって良かった」、「これが無くて困った」という声は、今のところはない、とのことであった。
11. 国、府への要望、その他	1. 用具の項目や給付の判断には公平性、妥当性が求められるが、その判断の一つに、近隣市町村の情報があり、具体的な事例がある場合は、経緯や内容を聞き、それを参考にして、課内で検討している。さらに「連携がとれる公平な第三者機関が必要」である。 2. 国に対しての要望として、実態に即して、金額や項目の基準がほしい。

	3. 新たな品目の追加については、現段階では特に要望も出ていないため今のところは特にない。
--	---

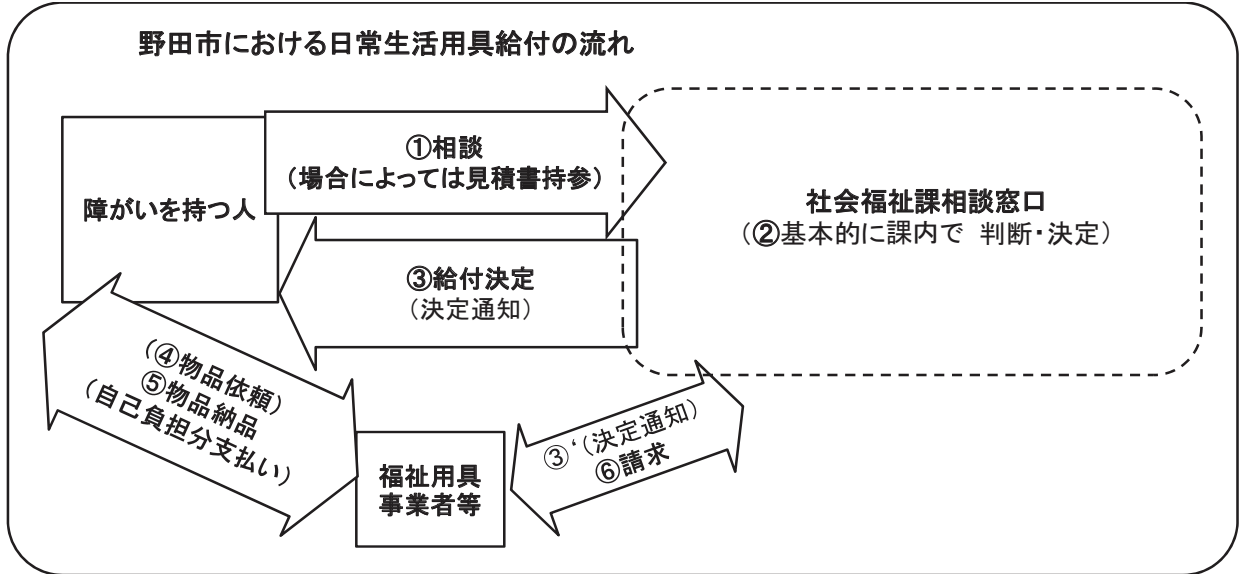


図 4-6 野田市における日常生活用具給付の流れ（作成：増澤）

4. 考察

知的障害及び発達障害のある人の日常生活用具を給付対象として取り組む市町村である先進市を訪問し、貴重な意見・情報を頂くことができた。

人口8万余りの市から中核市、政令都市に至るまで、各市の背景、土台の違いはあるが、知的障害及び発達障害のある人の日常生活用具を給付対象とした理由として共通することとして、

- ① 当該障害者、家族、関係者からの具体的な要望があったこと。
 - ② 必要性を客観的に判断し、公平性、整合性、を担保できるシステムが何らかの形であること。
 - ③ 具体的な要望をくみ上げ、既存のシステムを有効に活かし、つなげる担当者がいたこと。
- が挙げられる。

①については、当事者が行政に対して要望を挙げていくことが重要であることが知られた。

②に関しては、摂津市においては、経験豊富な臨床心理士が職員として配置されている家庭児童相談室があり、横浜市においては、「訓練・介助器具の作成・購入費の助成」制度において、直接利用者と関わる専門機関である、地域療育センター、児童相談所、リハセンター等が窓口となり、そこでの具体的な関わりにより基本的に給付の判断がなされる。また、倉敷市では、障害福祉課の機関として、保育士、保健師、教員経験者が配置された「総合療育相談センター」が同時期に創設され、そこでの判断がなされるなど、各市の状況により違いはあるものの、給付の判断には何らかの専門家が関わることにより、市民に対して、また、他の利用者に対しての、公平性、整合性を担保できる仕組みがあることが大きな力になっている。そして、その仕組みの有無が、当該給付項目や制度に不可欠であると言える。

③については、行政の担当職員として、ある意味当たり前のことなのかも知れないが、聴取に伺い、質問を重ねる中で、市民の声を聞きそれを具体的に形にする担当者の姿勢が大きく影響しているのではないかと思われた。そのため、後述の当該機器給付に関わってのシステムの構築も不可欠であるが、その中に、行政の当該機器の担当者に届く情報提供のあり方が求められる。

これまで、日常生活用具の対象の中心である身体障害の人に関わっては、対象となるものと障害が結びつきやすく、わかりやすいが、知的障害及び発達障害のある人の生活支援機器に関わっては、これまで無くても生活がなされていたことと、肢体障害＝車いす、杖、のようなわかりやすさ、効果の見えやすさとは大きく違うこと。使用する用具も、一般品と専用品の区別がつきにくいものもあるなど、効果はもちろん、公平性、整合性を確保しながら、判断をするためには、これまでとは違う仕組みがどうしても必要となっていた。

その中で、当該各市はその持つ条件を活かし、既存の日常生活用具の制度ではありながら、それまでほとんど対象としてこなかった人を対象とするにあたり、新たな仕組みを作り対応し始めていると言える。

重ねて、摂津市においての聴取の中で、市民の声として、「継続した支援がほしい」との要望が挙がっていた。このことにも関わるが、対象となる人に何が必要であるかを判断するには、その人の課題を明らかにすることが必要である。それは、現時点を見ることももちろんであるが、その人の生育歴、発達歴等の情報も重要である。そのことにより、現状がより明らかになり、今後の可能性、課題が明確になり、それにより、支援や療育でしなければならない事が明確になる。

その中に、当該機器が位置付けられなければならないのではないかと考える。

今回訪問した各市は、それぞれ、違いはあるものの、摂津市では、三十年来摂津市の障害を持つ子どもと関わってきた心理士の方が、摂津市の障害児（結果として者も含め）のことを経年で把握をしておられ、親、行政それぞれに対して信頼があり、その方の判断に対して納得されるだけの実績がある。また、市の方は、その方の持つ役割を認識し、その方が居なくなった後の体制の整備に今かかろうとしておられる。

横浜市は、ある特定の個人の専門職が担うのではなく、例えば、総合リハビリテーションセンターでは、関係専門職が、訓練室だけでなく、家庭を訪問するなど幅広い経験をし、対象となる障害児の生活の中での課題を見る目を養う経験が持てる工夫をすると共に、医師が中心となり、個人の蓄積されたカルテを基に判断される。その個人の課題に関係する職種がチームを組み、生活支援機器や住宅改造も含めての対応をする仕組みがある。

倉敷市においては、総合療育相談センターにおいて、用具の必要性も含めた、専門性を持った判断をする役割を一定果たそうとしておられるのと合わせて、「かがやき手帳」において、対象児の経年の変化と現状がわかる様に工夫をしておられる。

本調査に関わる生活支援機器は様々にあるが、必要な人に必要なものが提供されなければならないことは言うまでもない。その必要性は、申請者の要望だけではなく、客観的に確認される必要がある。さらに、身体障害のある人にとっての障害の部分を支え補う用具ももちろん専門性が必要であるが、目で見て確認できることが多く、その結果も明瞭に確認できることが多い。しかし、知的障害及び発達障害のある人の生活支援機器は、すぐに結果が出ないことも多く、導入（方法）も重要である場合が多い。また、その用具の使用により、その用具が必要でなくなる場合もある。

知的障害及び発達障害のある人の生活支援機器の必要性、その導入方法、その効果の確認までを含めた専門性を確保した、継続したシステムが必要である。行政により、できることできないことがあろうが、必要に応じて広域での体制も含め、国による指針と財政的な裏付けが必要ではないかと考える。

また、「地域生活支援事業であるとはいえ、国として全国統一的にすべき事務処理や、必要性の高い基本的な給付品目などに関するガイドラインを作成していただきたい。…（略）…そのうえで、地域特性等に応じて各市町村がこれまでどおり、市町村判断で品目を追加するのが望ましい。（横浜市）」のように、昨年度調査した千葉県内の各自治体を含めて調査した各市から、ニュアンスの違いはあるものの、国に対して、日常生活用具・給付に関わっての何らかのガイドラインの策定を望む声が聞かれた。

さらに「自立支援法以前は、国により細かく整理されていたため、現場で検討せずに出すことができていたが、市町村事業になってもノウハウ、蓄積がない分なかなか足を踏み出すことができない。（摂津市）」のように、比較的人口規模の小さい行政においては、専門職を課内に置くことも難しく、担当課が直接専門的な判断をすることが困難な場合もある。その意味でも何らかの形で第三者機関を求める声もあった。

昨年度に引き続き今回の調査においても、知的障害及び発達障害のある人の日常生活用具を給付対象とする市町村が広がるためにも、国へは次のシステムの構築が求められる（図 4-7）。

① 日常生活用具の項目について支給基準に関わるガイドラインの策定

- ② 用具の見極めも含めた、専門性を確保し、継続的な支援ができ、市町村の規模や条件に合わせた給付システムの構築
- ③ その具体的なイメージとして、「総合相談の窓口」、「専門性をもったアセスメント機関」、「利用者が利用する施設、社会参加の場、地域、家庭での課題を調整する場」の位置付けと確立

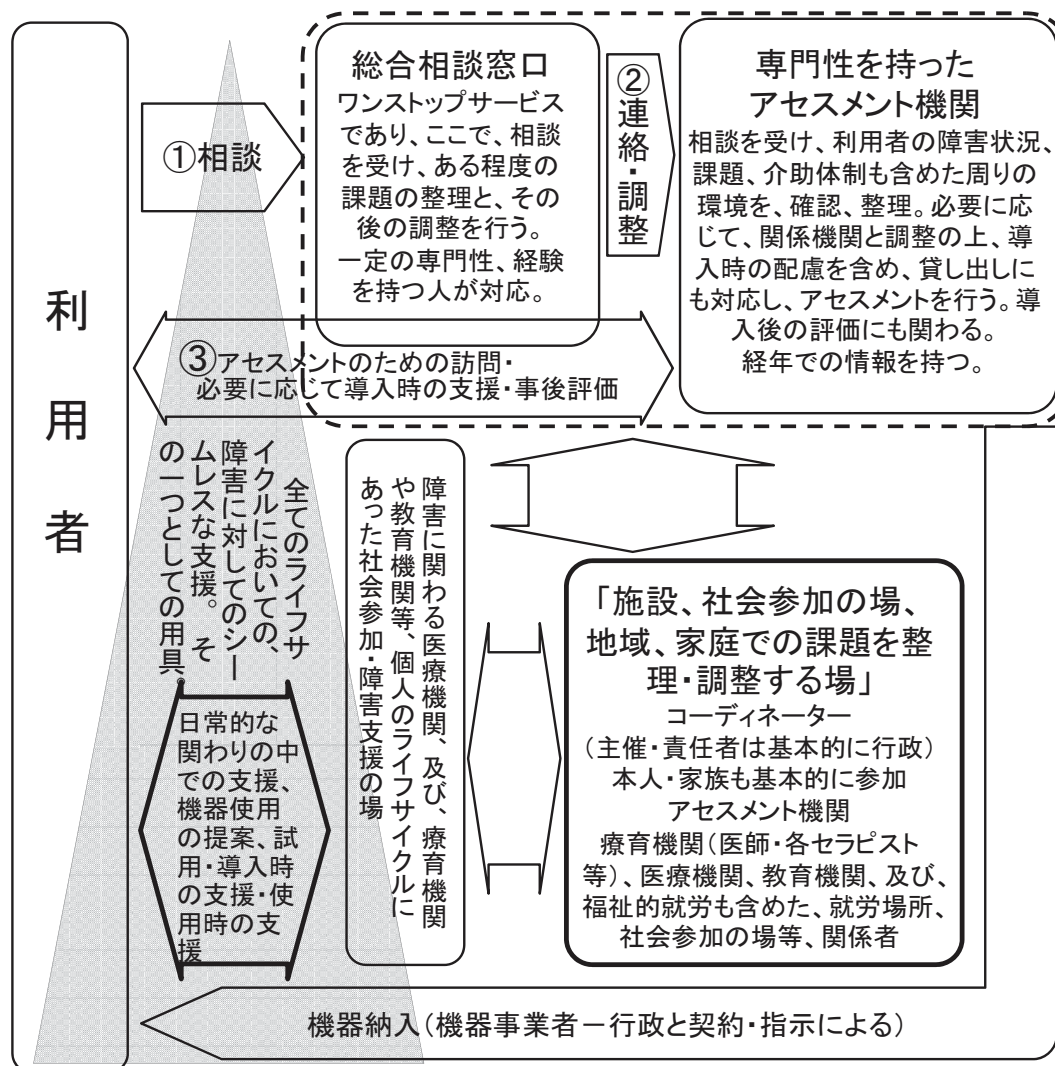


図 4-7 知的障害者及び発達障害者の生活支援機器の供給システムの提案

5. 要約

今年度も知的障害及び発達障害のある人の日常生活用具の給付品目を、新たに創設もしくは、既存項目の対象を広げるなどの対応をしている大阪府摂津市、神奈川県横浜市、岡山県倉敷市を訪問し、昨年度と同様に、共通して下記の取組みを確認した。

各市、人口、財政共に状況が違う中ではあるが、

- 当該障害者、家族、関係者からの具体的な要望があったこと

- 必要性を客観的に判断し、公平性、整合性、を担保できるシステムが何らかの形で存在すること
- 具体的な要望をくみ上げ、既存のシステムを有効に活かし、つなげる担当者がいたこと

知的障害及び発達障害のある人の日常生活用具を給付対象とする市町村が全国的に広がるためには、次のシステムの構築が求められる。

- ① 日常生活用具の項目について支給基準に関わるガイドラインの策定
- ② 用具の見極めも含めた、専門性を確保し、継続的な支援ができ、市町村の規模や条件に合わせた給付システムの確立
- ③ その具体的なイメージとして、「総合相談の窓口」、「専門性をもったアセスメント機関」、「利用者が利用する施設、社会参加の場、地域、家庭での課題を調整する場」の位置付けと確立

6. 文献

- 1) 大阪府摂津市ホームページ <http://www.city.settsu.osaka.jp/>
- 2) 岡山県倉敷市ホームページ <http://www.city.kurashiki.okayama.jp/>
- 3) 倉敷市かがやき手帳 <http://www.city.kurashiki.okayama.jp/dd.aspx?menuid=3524>
- 4) 神奈川県横浜市ホームページ <http://www.city.yokohama.jp/front/welcome.html>
- 5) 横浜市重度障害者（児）日常生活用具給付等事業実施要領
- 6) 横浜市障害福祉のあんない 2009
- 7) 在宅リハビリテーション事業のご案内（横浜市総合リハビリテーションセンター）
- 8) 在宅リハビリテーション事業
http://www.yokohama-rf.jp/shisetsu/reha/web-content/soudan_riyou/4_4.html
- 9) 横浜市住環境整備事業のご案内
- 10) 横浜市住環境整備事業 <http://www.epochhouse.com/yokohama.htm>
- 11) 横浜市障害者プラン（第2期）横浜市障害者福祉計画
- 12) 横浜市重度障害者（児）日常生活用具給付等事業実施要項
- 13) 横浜市訓練・介助器具助成制度をご利用の皆様へ
- 14) 横浜市訓練・介助器具助成制度取り扱い事業者の皆様へ
- 15) 横浜市訓練・介助器具助成事業実施要項

7. 謝辞

調査に快くご協力いただいた各市の担当者の皆様に感謝の意を表します。

（生活工房 増澤 高志、自閉症サポートセンター 松井 宏昭）

第5章 生活支援機器メーカーの開発及び販売の動向

1. 研究目的

我々が調査した平成20年度障害者保健福祉推進事業「知的障害、精神障害及び発達障害者のための日常生活用具の利用調査」において、知的障害者、精神障害者及び発達障害者の福祉用具（以下、「生活支援機器」と言う。）を販売、開発及び製造する8事業者を対象に、生活支援機器の製造・販売動向について調査を行った結果、一人一人のユーザーで必要不可欠な用具として利用されている実態があるものの、知的障害、発達障害及び精神障害のある人が使用する用具は未だ十分に市場が形成されず、産業としても形成されているとは言い難い状況の中で、各社とも、自社製品による様々な事例や寄せられた声を大きな力にしながらも、この分野のみの収支では完全な赤字体質であること、このため血のにじむような企業努力により、開発、製造、販売を維持している実態が明らかになった^{1, 2)}。

そこで、今年度は、他の章と同様に、調査対象とする支援機器として現在汎用している知的障害者及び発達障害のある人の生活支援機器を、「絵カードなどのシンボル関連機器」、「タイマーなど、時間管理をする機器」、「スケジュールに関わる機器」、「イヤーマフや耳栓など、不快な音を遮断する機器」、「パーテーションなど、環境作りに関わる機器」、「VOCAなどのコミュニケーション支援電子機器」に絞って、全国で開発・販売に関わる事業者に対して、当該生活支援機器に関わる事業者の規模、当該機器の開発・販売動向、営業体制、課題等、実態を調査することにより、今後の生活支援機器の開発の方向性やあり方について検討することを目的とした。

2. 調査方法

平成21年（2009年）11～12月に、高齢者及び障害者の生活支援機器を取り扱う事業者568社を対象に、郵送による記述回答方式でアンケート調査を実施し、55社から回答があった（回収率は9.6%）。回収率が低い理由として、知的障害及び発達障害のある人の生活支援機器を対象とする事業者がそもそも少ないことが考えられる。

質問項目は、取扱商品名、商品の特徴、活用事例、取扱い時期、対象者、価格、普及数、販売地域、開発・製造・販売に至るきっかけ、購入者の意見、公的補助の有無、販売・普及の工夫、販売方法などについてからなる。使用した調査票は、末尾の資料（第7章7.2）に添付した。

得られたデータのほとんどを数量化し、統計学的に解析した。名義尺度の回答以外は全て順序尺度で得た。解析には、統計処理ソフトSPSS17.0Jを用いた。

3. 結果

（1）事業者の概要

知的障害及び発達障害のある人の生活支援機器を取り扱っていると回答した事業者は、41%にあたる18社であった（図5-1）。この18社の事業者の概要を表5-1及び図5-2～5-5に示す。

15億円の資本金を有する事業者がある一方で、零細な中小企業が多数を占めている（表5-1）。従業員数も同様に1,000人以上の事業者がある一方で、30人以下の零細な中小企業が少なくない（図5-2）。さらに、当該事業に関わる従業員となると、いずれの事業者も50人以下であった

(図 5-3)。

専ら知的障害及び発達障害のある人の生活支援機器に関する事業のみで経営がなされている事業者が見られる一方で、7 割以上の事業者においては事業者の事業全体の売上げに占める当該事業の売上げは 20%にも満たず(図 5-4)、多数の事業者が知的障害及び発達障害のある人の生活支援機器に関する事業のみでは事業者の人件費や諸経費、開発費をまかなえていない実態も明らかとなった(図 5-5)。

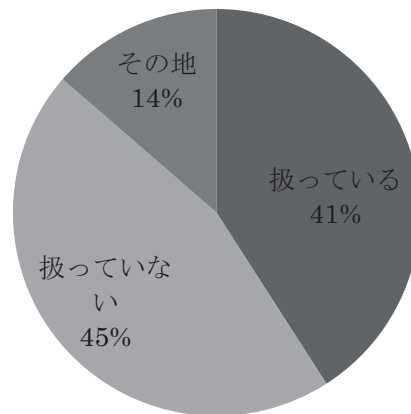


図 5-1 知的障害者及び発達障害者を対象とした機器の扱い (n=44 社)

表 5-1 資本金 (n=18 社)

資本金額 (円)	事業者数
3,000,000	1
10,000,000	5
20,000,000	1
30,000,000	1
40,000,000	1
60,000,000	1
95,000,000	1
800,000,000	1
833,800,000	1
15,000,000,000	1

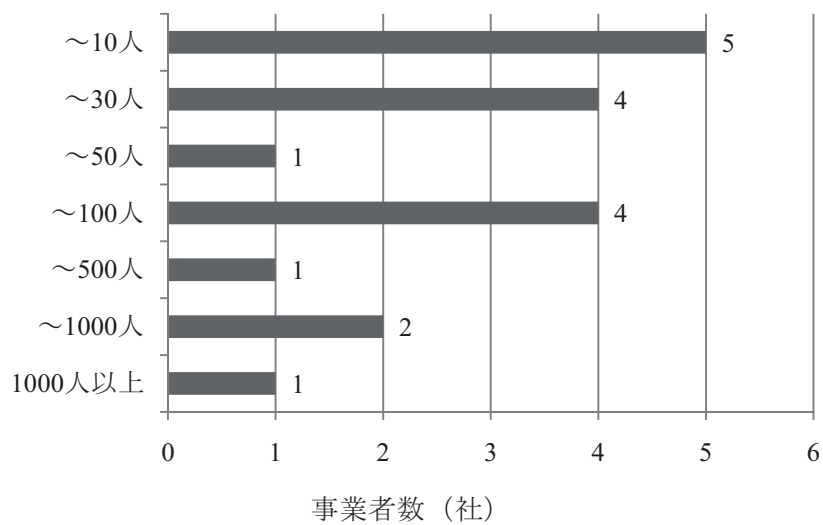


図 5-2 全従業員数 (n=18 社)

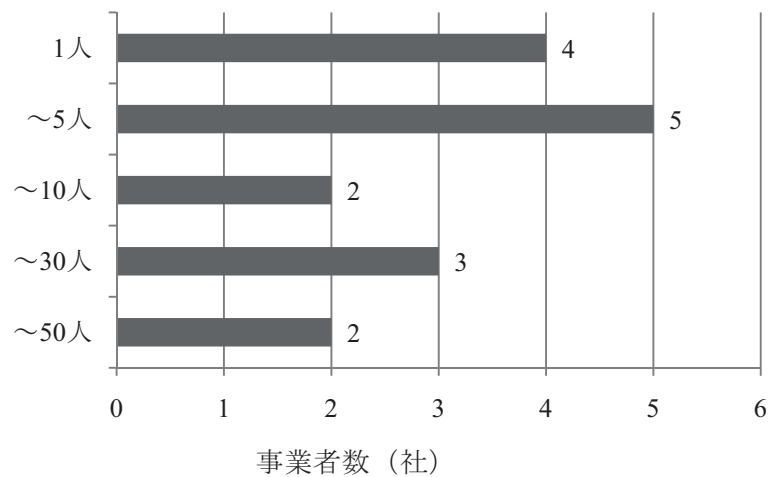


図 5-3 当該事業に関わる従業員数 (n=16 社)

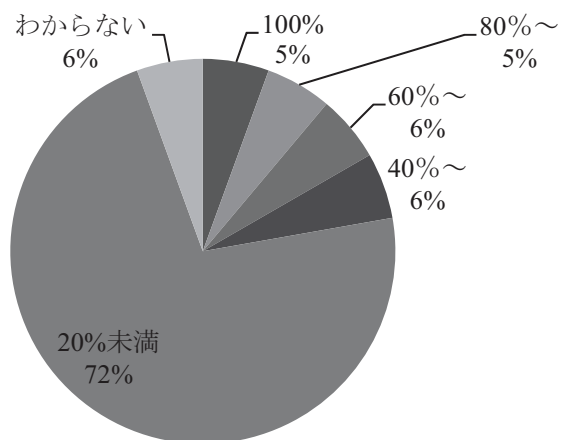


図 5-4 事業全体の売上げに占める当該事業の売り上げの割合 (n=18 社)

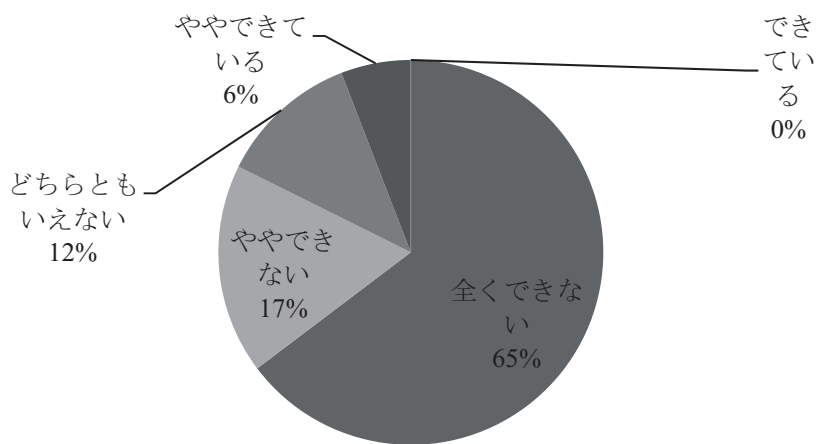


図 5-5 当該事業のみで事業者の人件費、諸経費、開発費をまかなうことができるか (n=17 社)

(2) 調査対象とした生活支援機器の取扱い

「絵カードなどのシンボル関連機器」、「タイマーなど、時間管理をする機器」、「スケジュールに関わる機器」、「イヤーマフや耳栓など、不快な音を遮断する機器」、「パーテーションなど、環境作りに関わる機器」、「VOCA などのコミュニケーション支援電子機器」など調査対象とした生活支援機器の取扱い状況を図 5-6 に示す。

「VOCA などのコミュニケーション支援電子機器」を扱う事業者は 17 社あり、他の生活支援機器と比較して取り扱う事業者が多い。これは、VOCA がそもそも肢体障害者を対象とした日常生活用具である「携帯用会話補助装置」の対象となる機器であることから、肢体障害の人を対象に取り扱っている事業者があるものと推察される。次いで、「絵カードなどのシンボル関連機器」が多い。その他は、「作業療法用具」、「紙おむつ」、「ボード類」などであった。「扱っていない」と答えた事業者が 24 社あるが、これは図 5-1 のデータと相応する。

また、第 2 章の 2. 1 のユーザー調査 (表 2-1-18) によって、「絵カードなどのシンボル」、「携帯電話」、「タイマーなど時間管理をするもの」、「イヤーマフや耳栓など不快な音を遮断するもの」、「パーテーション」及び「あのね・トークアシストなどのコミュニケーション支援電子機器」を利用している人は、それぞれ 37.3%、51.8%、30.6%、17.6%、10.4% 及び 2.6% であることがわかっており、VOCA を除くと、ユーザーの利用状況と、事業者の開発状況がほぼ合致していることが知られた。

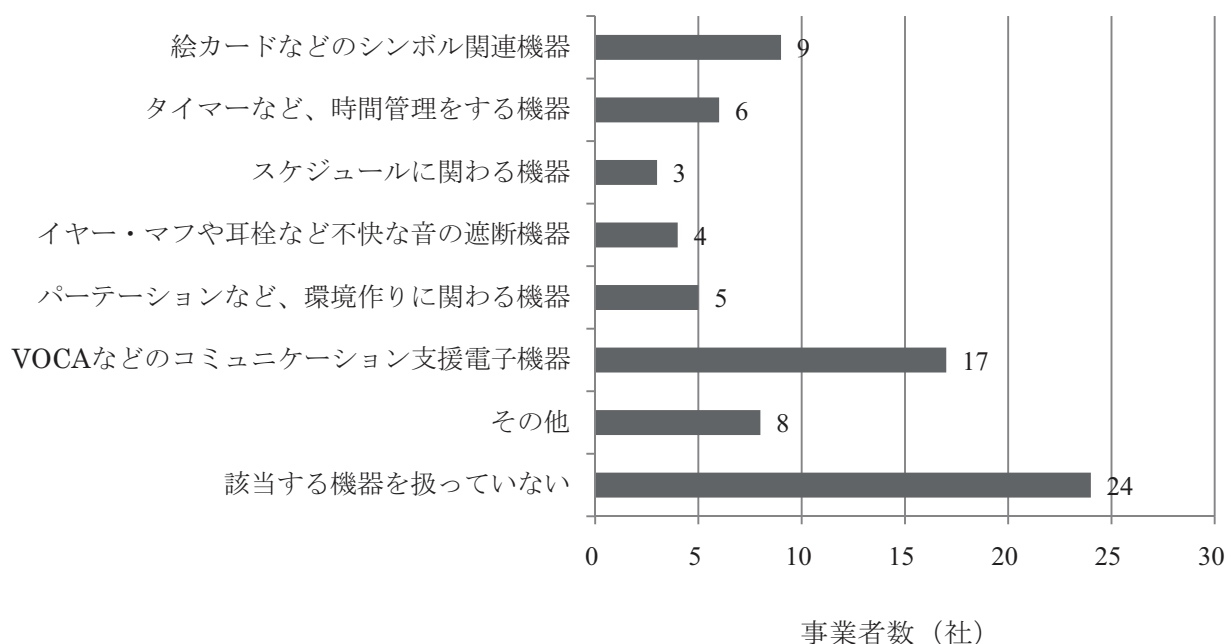


図 5-6 取扱い事業者（複数回答）（n=46 社）

（３）知的障害及び発達障害のある人の生活支援機器の今後について

知的障害及び発達障害のある人の生活支援機器の今後について尋ねた結果、「増える」及び「やや増える」が合わせて 35%、「どちらともいえない」33%、「わからない」28%となった。「減る」という回答が少なかったことから、楽観はできないものの悲観視しているわけではなさそうだ(図 5-7)。

その理由を尋ねたところ、「取扱いをしていないので分からない」が多い中、「必要性が認識され始め、生活に支援機器を取り入れるのが当たり前になってくると思う」と当該機器への期待感が寄せられている。

一方で、「選考に対し役所がきびしい」、「障害者自立支援法関連の予算の減少とハードの需要が伸びていない」など、現在の生活支援機器の供給に関わる制度やシステムに対しての不安から、増えていかないのではないかとする消極的な事業者も見られた。また、「ニーズは増えると思うが、生活支援機器販売店が対応できるか疑問である」と、必要性は理解しているものの、当該機器取り扱いの大変さを憂慮する事業者もあった。

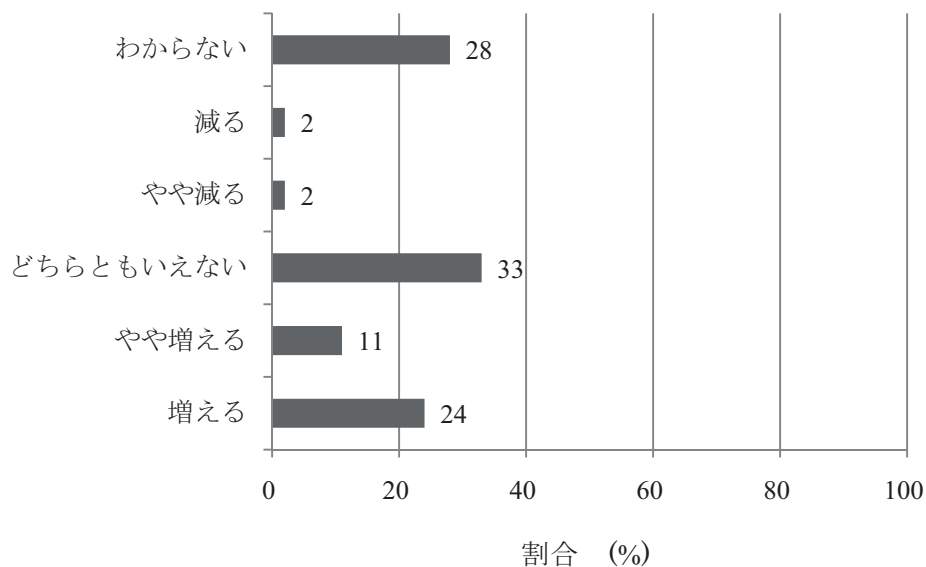


図 5-7 調査対象とした生活支援機器の今後 (n=46 社)

(4) 知的障害及び発達障害のある人の生活支援機器の展開に必要なと思われるもの

調査対象とした生活支援機器の開発・製造・販売を積極的に展開するために必要な仕組みとして過半の事業者から「フィッティング、用具の給付、アフターフォローに至るまでのトータルな給付のシステムの構築」56%、「中間ユーザー（学校教員、施設職員、医療関係者等）に対する情報提供、教示」56%、「ユーザーの購入に対する助成制度や給付制度の充実」54%「ユーザーに対しての情報提供、教示の推進」49%、に対する支持があった一方で、「おためし期間と、それに対応する費用負担や見極めのシステム整備」33%や「中間ユーザー（学校教員、施設職員、医療関係者等）自身による使用の推進」13%は少なかった（図 5-8）。

一方、第 2 章の 2. 1 の利用者の調査によって、「ユーザーが生活支援機器を使用するきっかけ（表 2-1-35）」や「使用するための有効な支援方法（表 2-1-39）」は、「学校など日中通っているところからの情報」、「使用経験者で直接の知人の使用状況」、「専門機関からの情報」、「根気よく繰り返して使うこと」などがよく支持されていることがわかっている。ここでも、ユーザーの利用動向と、事業者の開発動向がほぼ合致していることが知られた。

しかし、表 2-1-35 及び表 2-1-39 のユーザーの調査において「メーカーや営業担当者の情報」が利用者にとって有効な情報となっていないこともわかっている。第 3 章のモニター調査の結果知られた「お試し期間」の必要性に関する事業者の支持が低いことも合わせて考えると、事業者の直接ユーザーに対する働きかけが不足している結果と言えよう。このことは、生活支援機器を今後さらに知的障害及び発達障害のある人に普及していくための大きな課題である。

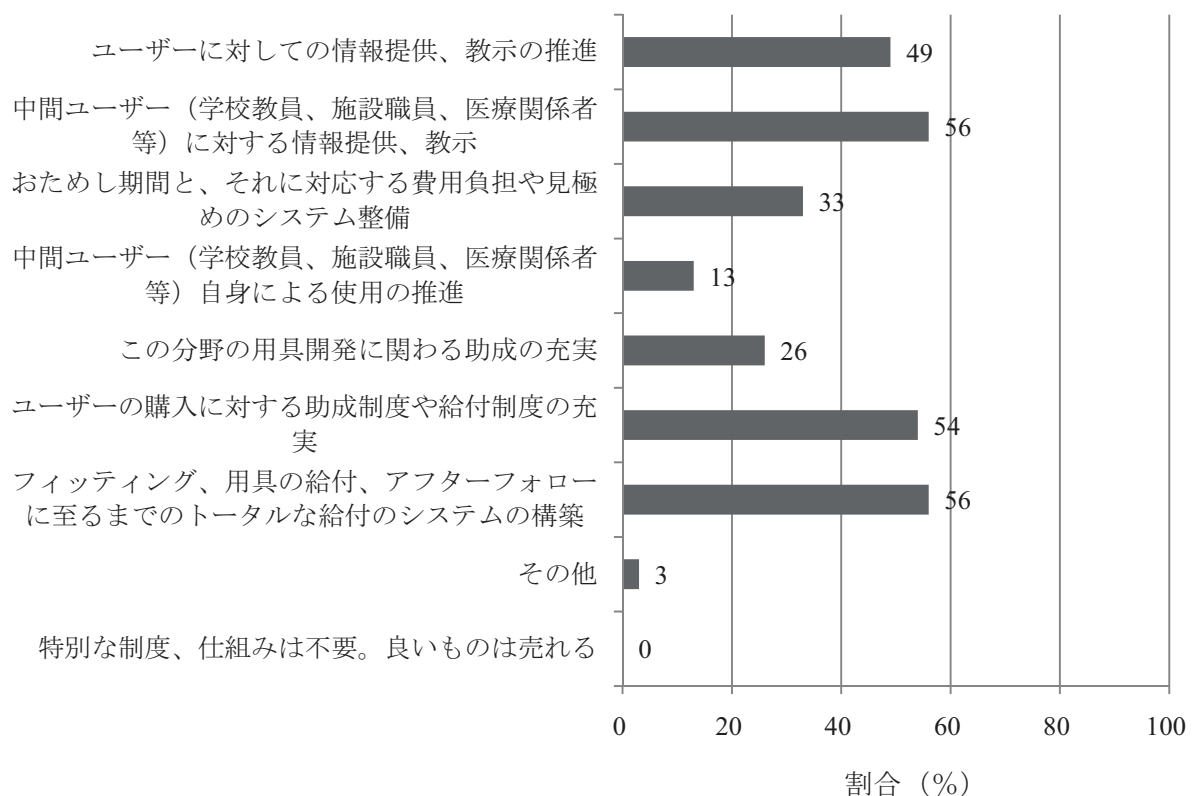


図 5-8 調査対象とした生活支援機器の展開に必要なこと（回答は3つまで）（n=39 社）

（５）今後も知的障害及び発達障害のある人の生活支援機器の開発・製造・販売を続けるための要望

今後も当該品の開発・製造・販売を続けて行くにあたってあげられた要望を分類すると、１）国や自治体に向けてのもの、２）中間ユーザーに向けてのもの、３）当該機器開発者に向けてのもの、４）関係者、障害者団体に向けてのものに大きく分けられる。その中でも、やはり、当該機器に関わる何らかの助成制度の充実を望む声が多く、その中身も、ただ単にものの供給だけではなく、情報提供から、フィッティング、アフターフォローまでのソフト部分に関わってのシステムの構築の必要性が上げられている。また、当該機器の普及には、中間ユーザーの存在が重要であるとの認識があり、中間ユーザーに対しての情報提供、教示の必要性もあげられていた。

次に、生活支援機器ごとに使った効果としてあげられた自由記述を原文のまま紹介する。

- ・ 小さな介護用品店では何も出来ません。国がしっかりフォローすべきです。
- ・ 助成制度の拡充や対象機器の拡大など
- ・ 利用者を中心としたサポート体制の充実と、その中に販売店が組み込まれることが必要。
- ・ 情報提供からフォローまでのシステムを業界なり国などでキチンとやるべき。企業やNPOがバラバラに頑張っても難しいと思う。
- ・ 知的障害・発達障害への支援が求められる中、機器に対する国の支援が少ない。メーカーに対して

も買い取りなどの助成を希望する。

- ・関係者の認知も含め、全体のシステムの構築
- ・中間ユーザーの協力はどのような商品でも必要だと考えています。また、フィッティングやアフターフォローの体制も重要だと考えています。
- ・①教員養成課程での機器教育、②知的・発達障害者の就労の推進、③機器のレンタル制度の税制優遇。就労機会を提供する企業が必要機器を備品としてレンタル等により備えた場合の税制優遇。
- ・開発機をご利用されるお試しユーザーの紹介。
- ・関係障害者団体や福祉系のところでは商売を目的とした広告を禁じる傾向にある。これでは自由な情報がいきとどかない。
- ・利用者、使用者がどれだけ必要としているものかを見極め、彼らが本当に必要とされるものを関係者がしっかりとメーカーに訴え造ってもらう必要があります。利用者がどれだけ的人数に共通点があるかを客観的に見極めていく事で値段が違ってきますので、これらを良く見て欲しいものです。
- ・近隣地域の開発・製造・販売と機器の利用方法など情報の整備

（６）生活支援機器ごとの状況

以下に、アンケート調査の結果から得られた生活支援機器ごとの開発・販売状況を比較する。

表 5-2 絵カードなどのシンボル関連機器（５社）

取扱い業態	販売事業者３社、その他２社
対象者	知的障害者、発達障害者、肢体障害者、聴覚障害者、高齢者、健常幼児
累積販売数	A社：絵カードのセット 2,835 円のものが 250 セット B社：特製のコミュニケーションメモ帳（250 円～350 円程度）377 セット
きっかけ	ユーザーからの要望によるものが２社、社内からの声が２社、メーカーからの紹介１社
購入者	①家族、②本人
購入者の声	・ 全社ともに、購入者の反応は「効果があった」 ・ 価格は、「高い」、「やや高い」、「やや安い」が各１社
公的補助	なし
販売・普及にかかわって	・ 広報で最も力を入れていることは、講習会とホームページである。 ・ 販売に至るまでに力を入れていてこととして、「フィッティング」をあげた事業者が１社、「見本を作ること」１社、「コンビニエンス」１社。 ・ 既成のカードの販売のほか、手作りのためのカードの素材や、カードの角を丸く落とすカッター、ラミネートのフィルム、やラミネータを販売している事業者がある。利用者からは、対応が早く、丁寧である旨の評判を聞いた。 ・ 販売後に力を入れていることとして、「定期的な訪問」は１社。 ・ 販売前後の業務にかかる費用として、「自社持ち出し」は１社。自社持ち出しの金額は平均３万円、最高は７万円であった。

表 5-3 タイマーなど、時間管理をする機器（5 社）

取扱い業態	製造事業者 1 社、販売事業者 3 社、その他 1 社
対象者	知的障害者、発達障害者、聴覚障害者、視覚障害者、健常幼児
価格	2,940 円及び 50,000 円
累積販売数	A 社：2,940 円のもので 300 台以上
きっかけ	ユーザーからの要望によるものが 2 社
購入者	①家族、②本人、③学校、③施設
購入者の声	・ 全社ともに、購入者の反応は「効果があった」 ・ 価格についての購入者の反応は、「高い」が 1 社、「どちらともいえない」が 2 社、「安い」が 1 社である。
公的補助	なし。
販売・普及にかかわって	・ 広報で力を入れているのは、「講習会」に 1 社、「ホームページ」に 1 社。 ・ 販売に至るまでの「アセスメント」に力を入れているのが 1 社、「フィッティング」に 1 社。 ・ 販売後の「導入時のサポート」に力を入れているのが 1 社。 ・ 販売前後の業務にかかる費用を「自社持ち出した」事業者は 1 社。
課題	・ 社内的課題として、「知識不足」や「導入時のサポート時間」 ・ 社外的課題として、「薄利（1,000 円程度の利益）で自宅に届け、説明するので困難」や「タイムタイマーの形の変更に対応が必要」

表 5-4 スケジュールに関する機器（2 社）

取扱い業態	製造事業者 1 社、販売事業者 1 社
対象者	発達障害者
累積販売数	A 製造事業者：258 台
きっかけ	全社ともに、ユーザーからの要望による。
購入者	全社ともに家族
購入者の声	1 社から回答があり、購入者の反応は「効果があった」で「価格はどちらともいえない」
公的補助	なし。
販売・普及にかかわって	・ 「当該事業者主催セミナー」を中心に広報しているのが 1 社。日常的には、「ブログ」や「mixi」の運営。そこからの情報発信、情報提供を行っている。 ・ 販売後の「アフターフォロー」に力を入れているのが 1 社。
課題	・ 社内的課題は、「製造コストがかかりすぎる」が 1 社。

表 5-5 イヤー・マフや耳栓など、不快な音を遮断する機器（2 社）

取扱い業態	販売事業者 2 社
対象者	発達障害者
累積販売数	A 社：768 台
きっかけ	全社ともに、ユーザーからの要望による。
購入者	全社ともに、家族及び学校
購入者の声	1 社から回答があり、購入者の反応は「効果があった」で「価格はどちらともいえない」である。
公的補助	なし。
販売・普及にかかわって	特になし。
課題	・ 社内的課題は、「買った→使えたといコールになるものではないので、安価である事を望む」

表 5-6 パーテーションなど、環境作りに関わる機器（2 社）

取扱い業態	販売事業者 1 社、その他 1 社
対象者	発達障害者、高齢者
累積販売数	A 社：9 台、B 社：75 台
きっかけ	ユーザーからの要望によるものが 2 社、社内からの声が 1 社
購入者	①家族、②施設、②病院
購入者の声	・ 全社ともに、購入者の反応は「やや効果があった」 ・ 価格についての購入者の反応は、「やや高い」が 1 社、「どちらともいえない」が 1 社である。
公的補助	なし
販売・普及にかかわって	・ 広報では、「カタログ」と「セミナー時の対応」にそれぞれ 1 社が力を入れている。 ・ 販売に至るまで「アセスメント」に力を入れているのが 1 社。 ・ 販売後は「導入時のサポート」に力を入れているのが 1 社。 ・ 販売前後の業務にかかる費用として、「自社持ち出し」となっているのが 1 社。
課題	特になし。

表 5-7 VOCA などのコミュニケーション支援電子機器（7 社）

取扱い業態	販売事業者 5 社、その他 2 社
対象者	知的障害者、発達障害者、肢体障害者、聴覚障害者、視覚障害者、高齢者
累積販売数	A 社：約 23 年の累計で約 30,000 台販売 B 社、C 社：年間 2 台、 D 社：年間 6 台
きっかけ	ユーザーからの要望によるものが 6 社、学校等の中間ユーザーからの要望が 4 社、社内からの声が 1 社
購入者	①本人、②家族、③学校、③施設、⑤関連事業者、⑥病院
購入者の声	・ 購入者の反応は「効果があった」が 6 社、「どちらともいえない」が 2 社。 ・ 価格についての購入者の反応は、「高い」が 2 社、「やや高い」が 1 社、「どちらともいえない」が 4 社、「やや安い」が 1 社。
公的補助	肢体障害者、聴覚障害者に 5 件
販売・普及にかかわって	・ 広報で力を入れていることは、「来店時の対応」が 1 社、「展示会」、「講習会」が各 2 社。 ・ 販売に至までに「フィッティング」に最も力を入れているのが 2 社、「デモ・レンタル等のお試し期間」が 5 社。 ・ 販売後は「導入時のサポート」に力を入れるのが 3 社、「アフターフォロー」が 3 社、「不定期の訪問」が 1 社。 ・ それらの費用については、「自社持ち出し」が 5 社、「交通費等一部ユーザーの負担」が 1 社、「ケースにより異なる」が 2 社、「全額ユーザー負担」とした事業者は無い。その費用は一回当たり、1,000～2,000 円が 2 社、10,000 円が 1 社、30,000 円が 1 社であり、費用の最高額は 50,000 円であった。
課題	①社内的課題として ・ 一般家電販売と比べられるので、販売ルート複雑さや宣伝広報の方法が違うことなど、なかなか理解されないこと。 ・ 長期に在庫を保有すること。利益率が低いこと。新製品開発において販売見込が立てにくいこと。 ・ 担当者（専任者）がいないこと。 ・ デモ機、スイッチ類の持ち出しの負担増。決定までの時間が長いこと。 ②社外的課題として ・ 商品説明に時間、手間がかかり利益が少ないこと。 ・ SP コード化（視覚障害者用機器）。 ・ 学校などは指定納入業者ルートを使わないといけないため、宣伝や広報をいかに行うか。 ・ 長期にわたって供給する部品の確保。エンドユーザーへの告知宣伝。 ・ 使用者以外の理解不足、給付決定までの期間が長いこと。

4. 考察

(1) 本年度調査の結果

アンケート調査の結果、知的障害及び発達障害のある人の生活支援機器についてわかったことを、次にまとめる（図 5-9）。

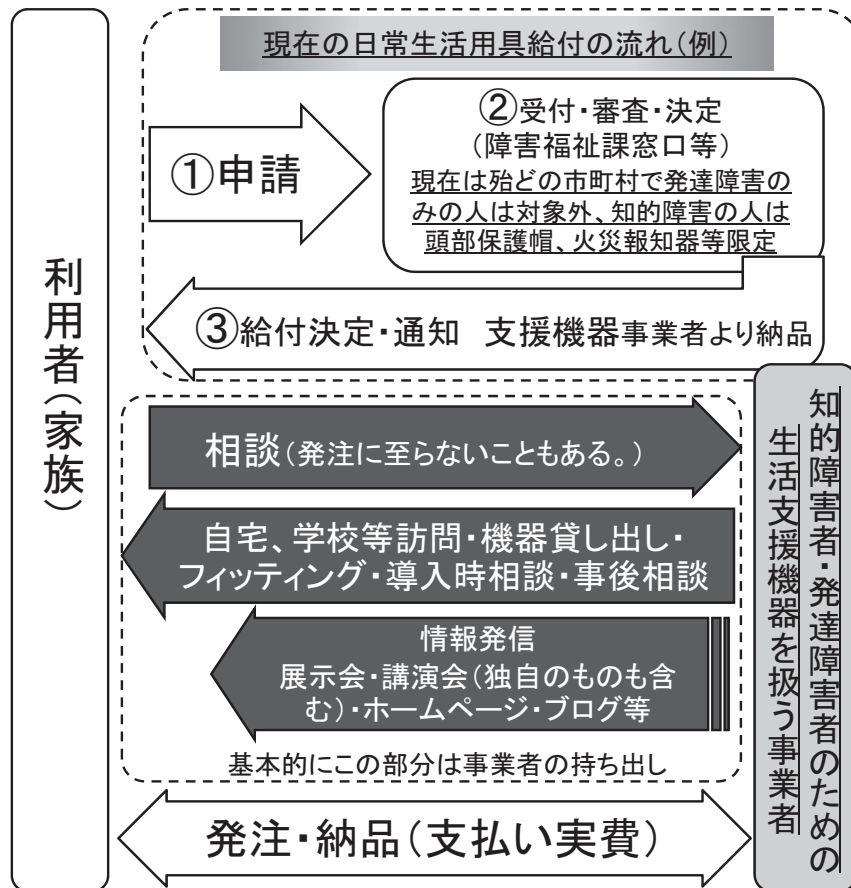


図 5-9 知的障害及び発達障害のある人の生活支援機器の流れの現状（事業者を中心とした）

- ① 大企業も何社かあったが、30人以下の中小零細事業者が半分以上を占めた。
- ② 調査票を回収した事業者の41%が知的障害及び発達障害のある人の生活支援機器を扱っていた。
- ③ 7割以上の事業者において事業者の事業全体の売上げに占める当該事業の売り上げは20%にも満たない。
- ④ 多数の事業者が知的障害及び発達障害のある人の生活支援機器に関する事業のみでは事業者の人件費や諸経費、開発費をまかなえていない。
- ⑤ 知的障害及び発達障害のある人の生活支援機器が今後増えていくと期待している企業は、やや増えると合わせて35%ある一方で、悲観的な意見はほとんどなかった。
- ⑥ 事業者は、今後の展開には、国や自治体の何らかの制度化や、フィッティングや「お試し」も含めての供給システムの構築、また、中間ユーザーも含め、関係者に当該機器に関しての

広報のさらなる必要性を求めている。

- ⑦ 知的障害及び発達障害のある人の生活支援機器の取扱いについては、基本的には、ユーザーからの要望で開発、もしくは、販売を行っている。
- ⑧ 販売や普及に関して、それに関わる情報の提供、フィッティング等の知識、技術は、事業者が担っている実態がある。
- ⑨ そこにかかる経費の多くは、事業者自身が負担している。
- ⑩ 知的障害及び発達障害のある人の生活支援機器の購入者の反応は概ね「効果がある」であった。
- ⑪ ユーザーのモニター調査の結果、必要であるとわかった「お試し期間」は、事業者からはあまり支持されていない。
- ⑫ 第2章の2.1及び2.2の利用者の調査によって明らかとなった、ユーザーの利用動向や、情報の収集方法などに対して事業者からの広報・宣伝が応えきれていない。

⑩の回答、及びこれまでに知り得た事例等に見られるように、実際にユーザーの手元に渡り、導入がうまくいけば、生活支援機器の有用性が認められるが、その一方でその支援機器を扱う事業者からは、「弊社は過去に当核機械を扱っていたが販売数が非常に少数でなおかつアフターフォローにコストがかかるため取扱いを特別な場合のみに限定しております。」という声があった。

⑧及び⑨の実態から、事業者の多くが事業者の負担で生活支援機器の情報提供からフィッティングまで関わるということがわかった。そのことは、自らが扱う用具の効果を直接確認することができるため、事業継続のモチベーションとなっている面があるものの、公的にはもちろん、ユーザーからも仕事としての評価はされにくいため、結果として、人件費も含めた経費が持ち出しとなり、そのことが事業者の大きな負担となっていることも否めない。

（2）知的障害及び発達障害のある人の生活支援機器の特徴

肢体障害の人の使用する杖や車いすは、それがなければ、基本的な生活が成り立たず、無いことによる支障ははっきりとわかり、それらを導入した効果は、多くの場合すぐに確認することができる。しかも、使用者本人にも、周りのものにも使用効果を目で見てその場で確認することができることが多いことは、知的障害及び発達障害のある人の生活支援機器と明らかに異なる。

このように、知的障害及び発達障害のある人の生活支援機器は、身体障害者や高齢者のそれとは異なる。知的障害及び発達障害のある人の生活支援機器の特徴を次に整理する。

- ① 生活支援機器が無くとも、基本的な生活ができないわけではない（障害による生活の困難さが無い、少ないということではない。）。
- ② 導入のための支援が重要であり、使うことができるまで、使いこなせるまでに時間がかかることが多い。
- ③ 使用者の課題や使用する周りの環境にあったものの選択、導入から、使うことができるまでの支援等も含め、ソフト部分が欠かすことができない。
- ④ 知的障害及び発達障害のある人の生活支援機器は、専用品で無くとも、手作りや一般品で代

替できるものがある。そのため、専用品として作った場合、一般品と比べると、生産量の桁が大きく違うことも含め、一台あたりのコストが大きく違うにもかかわらず、一般品との価格比較がなされ、開発、生産、取り扱いのコストに見合うだけの価格設定がしづらい。

- ⑤ 知的障害及び発達障害のある人の生活支援機器を使うことによって、導入時の課題が解決され、その用具を使う必要がなくなる場合がある。そのため、調査によっては、使われないもの（役に立たないもの）となってしまう危険性もあり、効果の見えにくさともなる。
- ⑥ 知的障害及び発達障害のある人の生活支援機器は使用者だけで完結するものは少ない。直接、間接に相手がいる場合が多い。そのため、相手によって、周りの環境によって、使用効果が違うことがある。
- ⑦ 以上のことから、知的障害及び発達障害のある人の生活支援機器は極めて個別性が高いと言え、実際にその用具が導入され、使用効果を発揮するためには、フィッティング、導入、使用時の指導等が必要であることが多く、そのためには、一定の専門性と経験が求められ、当然であるが、その専門性と経験を持った人が、そのために費やす時間が必要である。
- ⑧ 現在、直接的にその専門性を評価する資格はなく、いくつかの職種が経験的にその力を、限られた現場で発揮している場合があるが、その専門性を持つ人が限られる。そのため、現状では、知的障害及び発達障害のある人の生活支援機器を扱う事業者が、その役割を一定担っている場合がある。しかし、いずれの場合も、いくら一定の経験と専門性を持って関わっても、評価はされず、ほとんどの場合ボランティアであり、事業者の場合持ち出しとなっている。

これらのことを考慮し支える仕組みがなければ、知的障害及び発達障害のある人の生活支援機器の市場も産業も成立しえない。このような現状のままでは、事業者の撤退など、先細りとなっていく危険性がある。また、言うまでもなく、事業者の扱う用具の先には、その使用により、障害の部分を支え、生活に大きな影響を及ぼしている個々のユーザーがいる。その先には、その情報や、導入方法が充分伝わっていない同じような障害を抱えている人がまだまだ多数存在している。その意味でも、現在の事業者が、その事業により、事業を成り立たせていくことができなければ、現在使われているものの供給が止まり、新たな製品が開発されないと言う事態となりかねず、ユーザーにしわ寄せが行くことになりかねない。

このため、現状の持ち出し部分が評価される仕組みを含めて、早急に、広報、フィッティング、試用（お試し）期間も含めた供給システムの構築が望まれる。

（３）知的障害及び発達障害のある人の生活支援機器を開発・製造・販売を推進するための提案

昨年度に引き続き今回の調査においても、知的障害及び発達障害のある人の生活支援機器の取扱い事業者の経営の厳しい現状を垣間見ることができた。今後の課題及びそれを踏まえた提案を次に示し、図 5-10 にまとめた。

- ① ユーザー、中間ユーザー（学校教員、施設職員、医療関係者等）に対して知的障害及び発達障害のある人の生活支援機器に関する情報の提供、教示をするとともに、連携が図れるシステムを構築すること。
- ② 日常生活用具として給付項目とすること。

- ③ この分野の用具開発に関わる積極的な助成制度を構築し、そこに、ユーザー、中間ユーザーの参加が可能となるように開発環境を構築すること。
- ④ フィッティング、試用（お試し）、用具の給付、アフターフォローに至るまでのトータルな給付システムを構築すること。まずは、事業者が試用も含め、フィッティングや相談に動いた経費についても対応できるシステムが望まれる。
- ⑤ 知的障害及び発達障害のある人の生活支援機器の使用効果を何らかのかたちで客観的に、できれば数値化したガイドラインを構築すること。

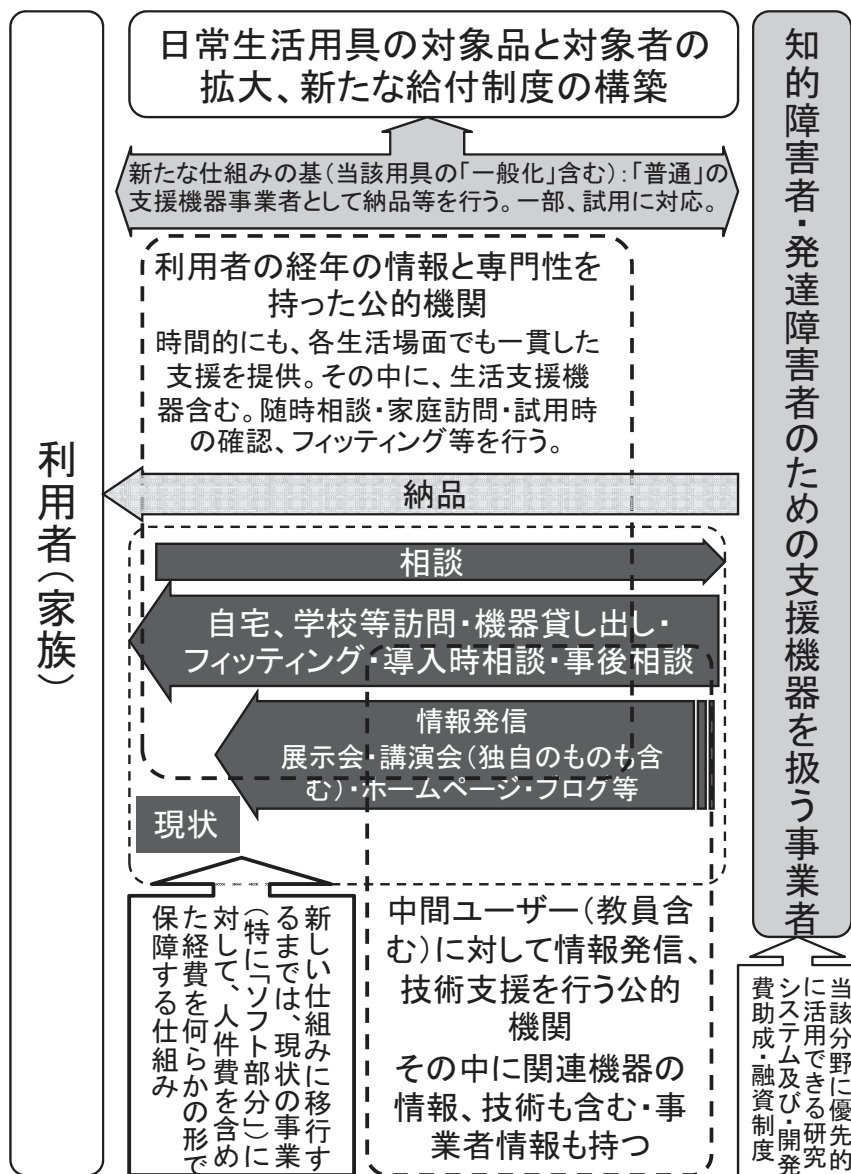


図 5-10 知的障害者及び発達障害者のための用具給付に関するシステムの提案

これらの提案を積極的に裏付ける根拠として、「障害者の機会均等に関する基準規則(国連総会

決議 1993.12.20 採択)」³⁾及び「障害者の権利に関する条約(2006.12.13 第 61 回国連総会採択)」⁴⁾がある。これらは、“障害者がすべての人権及び基本的自由を差別なしに完全に享有することを保障する”ものであり、“固有の尊厳、個人の自律（自ら選択する自由を含む。）及び個人の自立を尊重すること。”を規定している。」もちろん、他の障害同様に、知的障害や発達障害を対象とすることは言うまでもない。

最後に重ねてではあるが、このままでは、この分野に積極的に関わる、すなわち、知的障害及び発達障害のある人の生活支援機器を中心に取り組んでいる事業者が撤退せざるを得ない状況になる危険性がある。残念なことだが、この報告書の執筆中に、事業者の一つが完全に撤退し、もう一つの事業者は規模縮小を決断した旨の情報が入ってきた。

この調査に関わり、元々は発達障害児専用開発された時間管理をする製品が最近では「聴覚障害」や「健常幼児」にも使われている情報があり、事業者から以下の話を聞くことができた。

『聴覚障害については、知的障害、広汎性発達障害、難聴の重複障害のあるお子さんが、時間の管理ができるようになったという事例があったとのことであり、「健常幼児」については、広汎性発達障害のお子さんに導入したところ、その兄弟（健常幼児）にとってもわかりやすい、と使用している例や、一般の幼稚園、保育所にも導入され、時間の管理が子どもにとってわかりやすくなった、と広がり始めている。』

この事例は、元々、広汎性発達障害児向けに開発された製品が使用方法や使用場面を広げていくことによって、共用品としての開発普及の可能性を示唆するものであった。

知的障害や、発達障害のある人たちの社会参加、生活の質に資するよう、生活支援機器のさらなる開発、普及につながる適切な対策が一刻も早く望まれる。

6. 要約

生活支援機器を扱う事業者を対象として開発及び販売に関する実態調査をした結果、大企業も何社かあったが、ほとんどは職員数が 30 人以下の零細企業であった。

調査票回収事業者の 41%が知的障害、発達障害のある人が使用する用具を扱っていたが、売り上げに知的障害及び発達障害のある人のための生活支援機器事業が占める割合は 20%未満のところは回答事業者の 5 割を超えており、当該事業だけで、従業員の給与や経費をまかなうことは難しい。知的障害や発達障害の人が使用する生活支援機器は、未だ十分に市場が形成されず、産業としても形成されているとは言い難い状況の中で、各社とも、自社製品による様々な事例や寄せられた声を大きな力にしながらも、この分野のみの収支は完全な赤字体質であること、このため血のにじむような企業努力により、開発、製造、販売を維持しているが、そもそもこの種の用具の開発は、ハイリスク・ローリターンである。さらに、いくつかの社は経営状態からいつ撤退をしてもおかしくない状況に置かれている。

一方で、この分野の市場の今後の拡大を予想する事業者が多く、そのためには、国や自治体の何らかの制度化や、フィッティングや「お試し」も含めての供給システムの構築、また、中間ユーザーも含め、関係者に当該機器に関しての広報のさらなる必要性を求めせれる。

7. 文献

- 1) NPO法人自閉症サポートセンター:平成20年度障害者保健福祉推進事業報告書「知的障害、精神障害及び発達障害者のための日常生活用具の利用調査」
- 2) 松井宏昭、増澤高志、2009、知的障害者及び発達障害者のための福祉用具を給付対象として取り組む市町村、日本福祉のまちづくり学会第12全国大会概要集、414-417
- 3) 障害者の機会均等に関する基準規則
- 4) 障害者の権利に関する条約

8. 謝辞

調査に快くご協力いただいた事業者の皆様に感謝の意を表します。

(生活工房 増澤高志、自閉症サポートセンター 松井 宏昭)

第6章 生活支援用具としての木材

6. 1 木材の利用

1. 生活空間の中の木材

木材は、前報¹⁾でも報告したように、軽くて強く、加工しやすいため、古代より建築や土木材料として、身近な家具や道具の材料として広く用いられてきた。また、金属などと比べて熱伝導率が低く、触ったときに熱が逃げにくいことにより暖かさを感じる、といった触覚をはじめ、視覚（色合いや、微妙な凹凸による反射の具合）、聴覚（吸音性や音の反射等）、嗅覚（木の独特の香り）など、人間の感性にも影響を与えうる特性があり、人になごみを与える存在として受け入れられてきた。そして、木目や色合い、手触りといった木材特有の質感は、工芸品や美術品として、その優れた音響特性は、バイオリンやピアノといった楽器として利用されてきた。とりわけ、国土の7割近くを森林が占める我が国では、入手しやすく、温暖で多湿な気候や風土に調和した材料として好んで利用され、独自の「木の文化」が育まれてきた。木材は日本人の生活・文化の中で切り離せない存在であると言っても過言ではない。

前報では、木製福祉用具のいくつかの事例を紹介した¹⁾。そして、自閉症の方を対象とした木製パーテーションは、使用者から「部屋になじみやすい」「木が活かされたデザインなので目立たずインテリアにとけ込んで良い」「家具として普通なのがよい」との好評価が得られている²⁾ことを報告した。そもそも、日本では古来から木製の衝立や障子が用いられていた。現在、障子といえば、細い木を格子に組んだ骨組みの片面に白い紙を貼った「明障子」のことを指すが、本来、障子とは衝立障子・板障子・襖障子・副障子・杉障子（杉板障子）・明障子などの総称であって、奈良時代からの長い歴史を持っている³⁾。また、鴨居と敷居の間に建てられる引違いの舞良戸（まいらと・框に板をはめ込み、その表または表裏に舞良子と呼ばれる細い棧を一定間隔で取り付け、和風の板戸）も「遣戸（やりど）」という呼び名で源氏物語や枕草子の中で登場している。我が国では木材を仕切り板として生活空間の中で用いる習慣が1000年以上前から存在していたことを考えると、木製パーテーションが家庭内で違和感を感じさせないのも、当然といえば当然である。

このように、福祉用具を木製にすることで生活の中で違和感なく受け入れられれば、結果として積極的な使用につながり、使用者の障害の部分をより効果的に補うことができるのではないかと考えられる。さらに、見た目だけでなく、最初に述べたような手触りや暖かみ、吸音性、香りなどといった木材特有の性質が、使用者になごみや心地よさといった快適感をもたらす可能性も十分あると推測される。そこで本章では、木材の持つ特性の中でも視覚や触覚・聴覚など、人の感性に影響を与える性質が活かされている木製品の例として工芸品と楽器を取り上げ、木材の良さがどのように活かされているかを紹介する。本章の内容が、人の心になごみを与えるといわれている木材を生活支援用具として利用する可能性について考える契機となれば幸いである。

2. 引用文献

- 1) 杉山真樹、増澤高志：“知的障害、精神障害及び発達障害者のための日常生活用具の利用調査”，松井宏昭編，特定非営利活動法人自閉症サポートセンター，千葉，2009，pp.127-129,134-136.

- 2) 増澤高志, 松井宏昭: 日本福祉工学会第9回学術講演会講演論文集, 前橋, 2006, p69-70.
3) 高橋康夫: “建具のはなし”, 山田幸一監修, 鹿島出版会, 東京, 1985, p.23-38.

(森林総合研究所 松永正弘)

6. 2 木材を活用した伝統工芸 - 飛騨の伝統的工芸^{1,2)} -

1. はじめに

岐阜県の飛騨地域は、周囲を山で囲まれ、古来より木材資源に恵まれていた。その中で、自然林から産出されるブナ、ナラ、クリ、トチ、ヒノキ、スギを活用した工業が古くから発達した。現在では伝統工芸となっているが、木材を使用した飛騨春慶と一位一刀彫について述べる。

2. 飛騨春慶

今から約400年前、神社仏閣の大工棟梁がサワラ材を鉋（なた）で打ち割った時の木目（割目）の美しさに感動し、その木目を活かしたお盆を作ったのが始まりとされている（図6-2-1）。木目の美しさを活かすための漆塗装は、透漆（すきうるし）と言う手法を用いた（図6-2-2）。通常、漆塗りは、木目を見せない黒漆や朱塗りが主流であるが、この飛騨春慶塗りは、美しい木目を生かすため透明度の高い日本産の漆を使い、かつ精製する時に荏油（えあぶら）などを混合することで光沢と透明度をより一層増している。この手法による透漆は、時を経る毎にその彩りを変化させる特徴がある。



図 6-2-1 サワラ材の
批目模様



図 6-2-2 批目模様を生か
した丸盆

当初飛騨春慶は、茶器など一部の上流層の愛用品として貴族工芸的なものが多く作られていた。その後茶道の大衆化により飛騨春慶も庶民化し、重箱やお盆など作られる製品の種類が増え庶民の生活用品の中に取り入れられるようになった。飛騨春慶と同類の透漆塗りは、吉野春慶、伊勢春慶、日光春慶などがあるが、大部分のところは既に生産をやめているか極めて少ない生産でしかない。飛騨春慶という独特の漆器が生まれ育ち現在でも工芸としてあるのは、良材の産地であった背景と同時に、木の美しさを引き出すことが出来る職人の技があったからこそ、今日まで発展してきた。飛騨春慶は、木地職人(図6-2-3)と塗り職人(図6-2-4)に分業化されている。とくに木地師といわれる職人は、その加飾手法により、割目師、批目師（へぎめし）、曲物師がそれぞれ感性豊かな目と腕を有していた。今でも接着には、にかわを用い、留めには、桜皮、木の釘を使用している（図6-2-5、 6-2-6）。



図 6-2-3 木地師による曲げ作業



図 6-2-4 塗り師による漆塗り作業

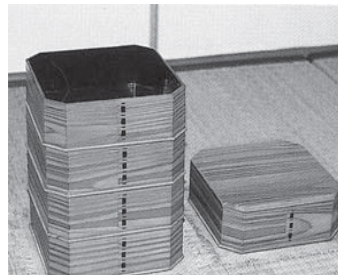


図 6-2-5 日用品（茶托・五段重）



図 6-2-6 和風モダンへの提案

3. 一位一刀彫

イチイの木は、イチイ科に属する常緑樹で、岐阜県の木、高山市の木に指定されているほど当地を象徴する木である（図6-2-7）。材は、成長が遅いため木目が細かく、かつ油分が多く含まれる。早材と晩材硬さが均一なため彫りやすい材である（図6-2-8）。また材色は時が経つにつれ渋みと光沢が変化し、深い味わいが出てくる特徴がある。そもそも一位という語源は、イチイの木で作った笏（しゃく）を朝廷に献上したところ、他の材料で作られたものより美しく、質も高かったので「正一位」という最高の位を賜り、そこからその名が生まれたとの説もある（図6-2-9）。

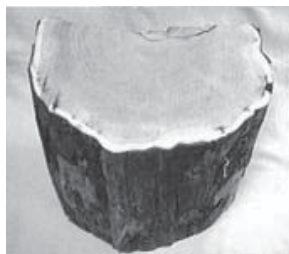


図 6-2-7 イチイ（立木・材）

図 6-2-8 仕上げ彫り作業

図 6-2-9 笏（しゃく）

イチイの材を使った一刀彫の特徴は、緻密な木目模様や辺材と心材のもともとの色の違いを上手に引き出しているのと同時に、代々受け継がれてきた彫り師の高度な技術によって発展してきた（図6-2-10、 6-2-11）。とくに、文化文政時代（1800年代）に江戸で大流行した「根付」によ

り庶民に広まった（図6-2-12）。根付とは、印籠や煙草入れなどの提げ物を帯と腰の間に挟んで吊す紐の端に取り付ける小さな彫り物である。根付はわずか4～5cmの塊の中に、人物、動物の生息をユーモラスに風刺などを込めたりして作られたものである。



図 6-2-10 大黒・干支の彫り物



図 6-2-11 小物アクセサリ



図 6-2-12 根付

4. 参考文献

- 1) 関道朗：“新・飛騨の匠ものがたり”、飛騨木工連合会、岐阜、2002、p.109-116.
- 2) 高山市教育委員会：“伝統的工芸品、飛騨春慶”、飛騨春慶連合協同組合、岐阜、2004、p.1-22.

（岐阜県生活技術研究所 長谷川良一）

6. 3 楽器に使われている木材 - バイオリン -

1. はじめに

音楽は人の心に喜怒哀楽様々な感情を与えてくれる。安らぎや潤い、ゆとりといった、心を落ち着かせてくれる存在になることもあれば、生きる活力をもたらしてくれる存在にもなる。また、ときには悲しみや怒りといった負の感情を増幅させることもある。このように、音楽とは人間の精神面に様々な影響を与えてくれる大切な文化であり、その音楽を奏でる楽器というのは、人間の感受性を豊かにしてくれる重要な生活支援用具の一つと言えるのではないかと考える。

前回の報告書¹⁾で、筆者は、楽器の種類に応じて様々な樹種の木材が使われていることや、木材は他材料にはない木材独特の音響学的な性質を持っており、それが楽器に好まれて使用されている理由の一つであることを報告した。そこで今回は、楽器の研究の中でも特に多くの報告が出されているバイオリンを取り上げ、バイオリン本体および弓材に使用されている木材の特性について詳しく報告する。

2. バイオリン本体に用いられている木材

バイオリン本体の構造を図 6-3-1 に示す。バイオリン本体の表板、および表板の裏側に取り付けられている力木にはマツ科トウヒ属のシトカスプルス (*Picea sitchensis* Carr.) やドイツトウヒ (*Picea abies* Karst.) が使われている。一方、裏板や側板、ヘッド、弦を支える駒にはカエデ科カエデ属のメイプル (*Acer spp.*) が使われている。その他、指板にはカキノキ科カキノキ属のコクタン (*Diospyros spp.*) が、表板と裏板の間に立っている魂柱にはマツ科の木材が使われている。

バイオリンでは表板と裏板で異なった樹種が使われているが、大変興味深いことに、表板のシトカスプルス・ドイツトウヒと裏板のメイプルは全く逆の振動特性を持っている。前報で報告したように、楽器にとって重要な振動特性を示す物理量が2つある。まず1つが損失正接 ($\tan \delta$) であり、これは振動の減衰のしやすさを表している。金属のように振動が減衰しにくい材料は $\tan \delta$ が小さく、樹脂のように振動がすぐに減衰するような材料は $\tan \delta$ が大きい。例えば、アルミニウム板の $\tan \delta$ は約 0.001 であり、アクリル板の $\tan \delta$ は約 0.05 である²⁾。木材の場合、針葉樹および広葉樹の様々な樹種を対象にして $\tan \delta$ を調べた結果、およそ 0.005~0.015 の範囲で分布することがわかった³⁻⁵⁾。そして、シトカスプルスおよびドイツトウヒの $\tan \delta$ は 0.005~0.007 程度であり、木材の中でもかなり低い樹種であることが明らかになった^{3,4)}。 $\tan \delta$ が低いということは、弦に与えられた振動がほとんどエネルギーロスすることなく表板に伝わり、バイオリン全体を反響させて音を放射している、ということの意味しており、 $\tan \delta$ の低いシトカスプルスやドイツトウヒが表板に使われているのは理にかなっていると言える。

もう1つ、楽器にとって重要な物理量が比ヤング率 (E/ρ) である。これは曲げヤング率を比



図 6-3-1 バイオリン

重で割った値であり、材料の強度を示す物理量であるが、 E/γ の平方根はその物質を通る縦波の音速に比例することが知られている。通常、木材の E/γ は10～30GPa程度であるが、シトカスプルスやドイツトウヒの E/γ は25GPa以上のものが多く、木材の中でも高い部類に属していた^{3,4)}。これはつまり、シトカスプルスやドイツトウヒで作られた表板は与えられた振動を素早く楽器全体に伝えて音を響かせる、ということであり、これもまた表板に求められる特性から考えて確かに理にかなっている。このように、 $\tan \delta$ が低く、 E/γ の高いシトカスプルスおよびドイツトウヒは、表板に最適な樹種であると言える。

ところが、裏板に使われているメイプルの振動特性は、 $\tan \delta$ が0.010～0.012で、木材の中では比較的高く、振動が減衰しやすい材料である⁶⁾。また、 E/γ は15GPa前後で比較的低く、振動の伝わる速度の遅い材料である⁶⁾。さらに、バイオリン表板用ドイツトウヒと裏板用メイプルを熟練したバイオリン制作者に選別してもらったところ、上級材と判定されたドイツトウヒは同じドイツトウヒの中でも特に低い $\tan \delta$ と高い E/γ を持っていたのに対し、メイプルの場合は同じメイプルの中でも特に高い $\tan \delta$ と低い E/γ を持っていたものが上級材と判定され、全く逆の傾向を示した（表 6-3-1）。

普通に考えると、表板だけでなく、裏板もシトカスプルスやドイツトウヒのように音を素早く伝えて（= E/γ ）、エネルギーロスが少なくよく響く（= $\tan \delta$ が低い）樹種を使った方が良い

			E/γ (GPa)	$\tan \delta$
ドイツトウヒ	上級材	平均値	27.8	0.0064
		標準偏差	2.8	0.0005
	中・低級材	平均値	27.2	0.0068
		標準偏差	4.0	0.0007
メイプル	上級材	平均値	14.8	0.0114
		標準偏差	2.9	0.0022
	中・低級材	平均値	16.9	0.0095
		標準偏差	4.0	0.0019

表 6-3-1 バイオリン表板（ドイツトウヒ）と裏板（メイプル）の E/γ と $\tan \delta$ ⁶⁾



図 6-3-2 バイオリン裏板の杓

ように思われるが、現実には正反対の性質を持つメイプルが使われている。この理由については諸説あるが、おそらく楽器としての振動特性よりも木目の美しさの方が優先されているためと考えられる。木の細胞や組織の異常な配列などにより材面に現れた特殊な木目のことを杓（もく）と呼び、メイプルの材面には波状杓や縮み杓、ちりめん杓と呼ばれる、波のようにうねった美しい杓が見られる（図 6-3-2）。この杓は別名「バイオリン杓」とも呼ばれ、バイオリン本体を象徴する木目となっている。木材の振動特性は微細な組織構造と深い関係があり、マイクロフィブリルと呼ばれるセルロースの束が木材の繊維方向に平行に近い状態でまっすぐ伸びている（＝ミクロ

フィブリル傾角が小さい) 木材ほど $\tan \delta$ が低く E/η が高くなる⁴⁾。シトカスプルスやドイツトウヒはこの条件に当てはまるため、よく響く材料となっている。一方、杓が多く見られるメイプルでは組織構造が大幅に乱れているため、繊維方向への振動の伝わりが悪く、エネルギーロスも大きいと考えられる。さらに、バイオリン製作者が上級材に選別するメイプルは、おそらくより鮮やかな杓が見られるもの、すなわち、組織構造の乱れがより顕著なものであるため、響きの悪いメイプルほど上級材と判別されるのではないかと推測される。

確かに、裏板は演奏時には奏者の体側を向いており、肩当てが付けられて音も若干ミュートされるので、表板側から音が十分に放射されていれば裏板の振動特性はそれほど考慮する必要がないのかもしれない。もし見た目の美しさでメイプルが選ばれているのだとすると、バイオリンとは楽器であると同時に美術品でもある、ということなのだろう。

3. バイオリン弓に用いられている木材

バイオリン弓の写真を図 6-3-3 に示す。バイオリン弓のスティックにはブラジル産のマメ科ジャケツイバラ属のペルナンブコ (*Guilandina echinata* Spreng. syn *Caesalpinia echinata* Lam.) の心材が使われている。ペルナンブコの心材の色は橙色から赤色であり、抽出成分を多量に含んでいる。そのため、アメリカ大陸発見後ペルナンブコはヨーロッパにもたらされ、当初は赤色の染料として使われていた。ところが 18 世紀後半、モダン・ボウ (近代的な弓) の生みの親といわれているフランス人のフランソワ・タート (1747~1835) が弓材として初めてペルナンブコを用いた。それ以降、ペルナンブコは最高級の弓材として珍重され、現在に至っている⁷⁾。



図 6-3-3 バイオリン弓

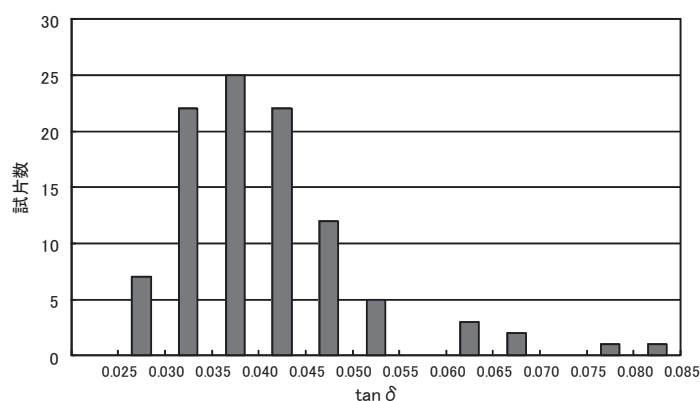


図 6-3-4 ペルナンブコの $\tan \delta$ の度数分布図

(測定試片数：100)

ペルナンブコがなぜ弓材に適しているのかを明らかにするため、筆者らはペルナンブコの様々な物性を測定した。その結果、ペルナンブコの $\tan \delta$ は 0.003~0.005 と極端に低く (図 6-3-4)、 $\tan \delta$ が低い部類に属するシトカスプルスやドイツトウヒよりもさらに低い $\tan \delta$ を持っていることがわかった^{8,9)}。もし、振動がすぐに減衰してしまうような弓材だったら、弦を擦ったときに生じた振動を弓材が吸収してしまい、弦に十分伝えることができない。奏者の感覚としても、必要以上

に強く力を加えないと楽器を鳴らすことができない、という印象を受けるかもしれない。一方、 $\tan\delta$ の極端に低いペルナンブコであれば、生じた振動が弓材に吸収されることなく、弦からバイオリン本体へと有効に伝えることができるため、奏者も *pp* (ピアニッシモ) から *ff* (フォルテッシモ) まで、思い通りの音量で演奏できるのではないかと推測される。ペルナンブコの幹は樹齢 100 年で直径 30cm 程度までしか成長しないが、もし大径木に育つような樹種であったらバイオリンの表板材としても使われていたのかもしれない。

上述の通り、木材の振動特性は微細な組織構造と深い関係があり、ミクロフィブリル傾角の小さい木材ほど $\tan\delta$ が小さく E/γ が大きくなる傾向がある。ところが、ペルナンブコのミクロフィブリル傾角は一般的な木材とそれほど変わらなかった。実は、ペルナンブコの $\tan\delta$ が極端に低い秘密は、多量に含まれる抽出物にあった。ペルナンブコは元々染料として使われていただけあ

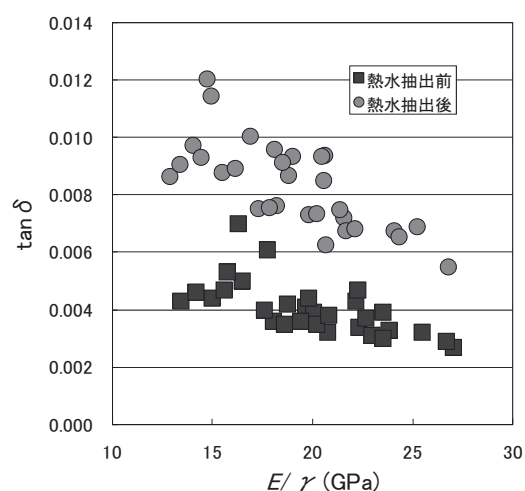


図 6-3-5 熱水抽出処理前後のペルナンブコの E/γ と $\tan\delta$ の関係

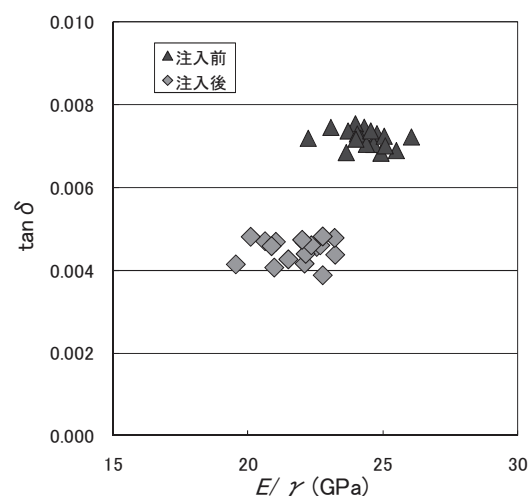


図 6-3-6 抽出成分の注入処理前後のシトカスプールの E/γ と $\tan\delta$ の関係

て、冷水や熱水で簡単に抽出される成分が多量に含まれており、ペルナンブコ材に占める抽出成分の割合は平均で約 15% である。そして、この抽出成分を水抽出で取り除いたところ、抽出量の多いペルナンブコほど $\tan\delta$ が増加することがわかった (図 6-3-5) ¹⁰⁾。さらに、取り除いた抽出成分を集めて他の木材 (シトカスプルース) に注入したところ、注入処理した木材の $\tan\delta$ が大幅に低下することがわかった (図 6-3-6) ¹¹⁾。

化合物を単に木材へ含浸させた場合、 $\tan\delta$ は増大するのが一般的であり、含浸するだけで $\tan\delta$ が大幅に低下するのは非常に珍しい。ペルナンブコの抽出成分が木材の $\tan\delta$ を大幅に低下させるメカニズムについては十分解明されていないが、成分分析の結果、ペルナンブコ抽出成分の主成分はプロトサップニン B とブラジリン (図 6-3-7) であることが判明し ¹²⁾、両成分とも多くの水酸基を持っていることから、抽出成分が木材中のミクロフィブリルあるいはセルロース分子鎖と強固な水素結合を形成して、フィブリル間・セルロース分子鎖間の滑りを拘束し、 $\tan\delta$ を低下させている可能性が今のところ考えられる。

ペルナンブコは 18 世紀末から弓材として使われ始めてから伐採され続け、その間特に植林もされていなかったため、現在枯渇の危機に瀕している。そのため、今ではワシントン条約の付属書 II (輸出入には、輸出国の政府が発行する許可書が必要) にリストされて輸出も制限されており、

入手が徐々に困難となっている。そこで近年、代替弓として、釣り竿やゴルフシャフトなどで使われているカーボンファイバーで作られたカーボン弓が普及しつつある。一定の品質を持った弓を大量に製造できるという点はカーボン弓の工業製品としての強みであるが、今のところ、性能的にはまだペルナンプコの高級材には及ばないようである。今ではブラジルでペルナンプコの植林活動も進んでおり、また 20～30 年後には輸出制限が解除され、ペルナンプコ製の弓が十分量供給されることを期待したい。

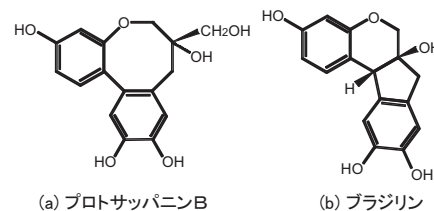


図 6-3-7 ペルナンプコの抽出成分

4. 引用文献

- 1) 松永正弘：“知的障害、精神障害及び発達障害者のための日常生活用具の利用調査”，松井宏昭編，特定非営利活動法人自閉症サポートセンター，千葉、2009，pp.131-134.
- 2) T. Ono : *J. Acoust. Soc. Jpn.* **17**, 183-193 (1996).
- 3) 則元 京：木材学会誌 **28**, 407-413 (1982)
- 4) T. Ono, M. Norimoto : *Jpn. J. Appl. Phys.* **22** (4), 611-614 (1983).
- 5) T. Ono, M. Norimoto : *Rheol. Acta* **23**, 652-656 (1984).
- 6) 矢野浩之，松岡一郎，椋代純輔：木材学会誌 **38**, 122-127 (1992).
- 7) 今泉清暉：“楽器の辞典 弓”，内藤克洋編，東京音楽社，東京，1992，pp.94-98.
- 8) M. Matsunaga, M. Sugiyama, K. Minato, M. Norimoto : *Holzforschung* **50**, 511-517 (1996).
- 9) M. Matsunaga, K. Minato : *J. Wood Sci.* **44**, 142-146 (1998).
- 10) 杉山真樹，松永正弘，湊 和也，則元 京：木材学会誌 **40**, 905-910 (1994).
- 11) M. Matsunaga, K. Minato, F. Nakatsubo : *J. Wood Sci.* **45**, 470-474 (1999).
- 12) M. Matsunaga, K. Sakai, H. Kamitakahara, K. Minato, F. Nakatsubo : *J. Wood Sci.* **46**, 253-257 (2000).

(森林総合研究所 松永正弘)

第7章 資料

7. 1 研究会記録

【第一回 生活環境支援研究会】

日 時	平成 21 年 8 月 1 日（土）14:00～16:50
場 所	NPO 法人自閉症サポートセンター being room
参加者	松井、八藤後、長谷川、杉山、松永、永倉、細田、富永
議事次第	1. 事業の申請理由及び主旨 2. 事業実施の事務的手続き及びスケジュール 3. 知的障害者及び発達障害者の福祉用具の利用実態調査 4. 知的障害者及び発達障害者の福祉用具を給付対象としている先進市町村調査 5. 知的障害者及び発達障害者の福祉用具関連企業及びユーザーの実態調査

【第二回 生活環境支援研究会】

日 時	平成 21 年 9 月 13 日（日）10:00～12:00
場 所	NPO 法人自閉症サポートセンター being room
参加者	松井、八藤後、長谷川、杉山、松永、永倉、富永
議事次第	1. 事業の交付協議について 2. 細部課題の検討（各課題発表、意見交換、実施計画、調査項目） 「知的障害者及び発達障害者の福祉用具の利用実態調査」 3. 総合討論、講評 4. 事務連絡、その他

【第三回 生活環境支援研究会】

日 時	平成 21 年 12 月 12 日（土）13:00～16:30
場 所	NPO 法人自閉症サポートセンター being room
参加者	松井、八藤後、増澤、長谷川、杉山、松永、永倉、富永（竹田）
議事次第	1. 細部課題の検討（各課題発表、意見交換、実施計画、調査項目） 「知的障害者及び発達障害者の福祉用具の利用実態調査」 2. 総合討論、講評 3. 事務連絡、その他

【第四回 生活環境支援研究会】

日 時 平成 22 年 2 月 14 日（日）13:00～17:30

場 所 NPO 法人自閉症サポートセンター being room

参加者 松井、八藤後、増澤、長谷川、杉山、松永、細田、富永（竹田、池田、納多）

議事次第

1. 厚生労働省報告書案の検討（各課題発表、質疑）
2. 配布用印刷物の編集方針
3. 事務連絡、その他

7. 2 知的障害者及び発達障害者のための福祉用具の開発及び活用に関するアンケート調査票

1. 生活支援機器（用具）の利用等に関するアンケート調査（千葉県保護者）
2. 生活支援用具の利用等に関するアンケート調査（埼玉県・京都府特別支援学校保護者）
3. コミュニケーション機器の外装材料に関するアンケート調査（千葉県・岡山県保護者）
4. 生活を支援する機器（用具）の利用にあたって（モニター調査）（千葉県保護者）
5. 「知的障害や発達障害のある方向けの機器」に関するアンケート調査（企業）

ご家族（保護者）の皆様

「生活を支援する機器（用具）の利用に関するアンケート」のお願い

皆様におかれましてはますますご健勝のこととお慶び申し上げます。突然にお願いの文書を差し上げますご無礼をお許しください。

昨年度の調査に引き続き、知的障害や自閉症など発達障害のある方のご家族（保護者）の皆様に、コミュニケーションの支援や日常生活・位置情報の支援、さらに環境調整の支援など学校や家庭、就労・生活現場で使用されている用具についてその利用の実態やニーズについて調査させていただきたく、このような文書を差し上げました。

この調査は、厚生労働省の障害者保健福祉推進事業によって実施しています。調査結果は報告書としてまとめ、調査にご協力いただいた団体や、厚生労働省、自治体等に配布させていただくとともに、学会発表の基礎資料とさせていただく予定です。知的障害者及び発達障害者のコミュニケーション支援や、音刺激・視覚刺激など環境調整のための支援などが円滑に提供されるよう、市町村が指定する日常生活用具の対象の拡充に向けてお役に立つことができればと考えています。

アンケートは無記名とし統計的処理を行います。調査結果は上記以外の目的で利用することはありません。ご多忙の折に調査へのご協力をお願い申し上げることはまことに恐縮ですが、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、恐縮ですが、ご記入の際には以下の点にご留意をお願い致します。

1. 調査対象とする機器（用具）は、①絵カードなどのシンボル、②携帯電話、③タイマーなど時間管理をするもの、④イヤーマフや耳栓など不快な音を遮断するもの、⑤パーテーション、⑥あのね・トークアシストなどのコミュニケーション支援電子機器の6種類です。

いずれの機器（用具）も利用したことがない方は、調査は結構です。

2. 学校や親の会などを通じてアンケート用紙が重複して届いた場合は、いずれか一つのアンケートにお答えください。
3. 調査にご協力していただける場合にも、個人の意思によって調査はいつでも中止することができます。
4. ご記入は、平成21年10月1日現在でお願いします。
5. 本調査は、勝手ながら、**平成21年11月30日まで**に下記あてにご送付頂きますようお願い致します。研究会が用意した封筒をご利用ください。

生活環境支援研究会 代表 松井 宏昭
(特定非営利活動法人 自閉症サポートセンター)

<お問合せ、送付先>

〒277-0812 柏市花野井720-124

特定非営利活動法人 自閉症サポートセンター内 生活環境支援研究会事務局

tel: 04-7169-2793 fax: 04-7169-2793

担当: 富永 文子 メールアドレス js-sien@jcom.home.ne.jp

生活支援機器（用具）の利用等に関するアンケート調査

この調査は、次の6種類の機器(用具)のいずれかを使ったことがある方を対象とします。
子どもさんがいずれの機器(用具)も利用したことがない方は、回答は不要です。

- 絵カードなどのシンボル
- 携帯電話
- タイマーなど、時間管理をするもの
- イヤー・マフや耳栓など、不快な音を遮断するもの
- パーテーション
- あのね・トークアシストなどのコミュニケーション支援電子機器

A. 絵カードなどのシンボル

問A1 これまで、コミュニケーションを支援する用具として子どもさんが利用されてきた絵カードなどに使われたシンボルについて教えてください。何をつかいましたか（〇はいくつでも）。

1. PIC 2. PCS 3. PECSの絵カード 4. Uシンボルシール
5. 手作り（手書き、パソコン、写真、広告の切り抜き等） 6. その他（ ）

問A2 最もよく使っている（使われた）シンボルを教えてください（○は一つ）。

1. PIC 2. PCS 3. PECSの絵カード 4. Uシンボルシール
5. 手作り（手書き、パソコン、写真、広告の切り抜き等） 6. その他（ ）

B. 携帶電話

問B 1 現在、子どもさんが携帯電話を利用されている方にお聞きします。利用している機能を教えてください（○はいくつでも）。

1. 電話機能 2. ゲーム機能 3. 位置機能 4. メール機能 5. カメラ機能
6. ムービー機能 7. 時計機能 8. アラーム機能 9. スケジュール機能 10. ウェブ機能
11. 計算機機能 12. 音楽機能 13. メモ機能 14. ボイスメモ機能
15. その他（ ）

問Ｂ２ 携帯電話に追加してほしい機能があれば教えてください。

C. タイマーなど、時間を管理するもの

子どもさんが利用されている（されていた）方にお聞きします。

問C1 よく使っていた（使っている）機器を教えてください（○は一つ）。

1. タイムタイマー 2. タイムログ 3. キッチンタイマー 4. クォーターアワーウォッチ
5. その他（ ）

■ 以下の設問からは全て、前問で答えた「よく使っていた（いる）機器」についてお聞きします。

問C2 現在使っていますか（○は一つ）。

1. 使っていない 2. 使っている

■ 以前使っていたが、現在は使っていない人にお聞きします。

問C3 いつ頃使っていましたか。（ ）歳頃



タイムタイマー

問C4 どの程度使っていましたか（○は一つ）。

1. 一日に何度も 2. 一日に1回程度 3. 数日に1回程度 4. あまり使わなかった

問C5 どうして止めたのですか（○はいくつでも）。

1. 子どもの支援に適さなかった
2. 導入のきっかけとなった課題が解決し不要となった
3. 導入時のサポート、アフターフォロー、ケアが足らず、続けられなかった
4. 壊れた
5. 維持費がかかる
6. 使い続けることに根気がなくなった
7. 学校など、家庭以外で使えなかった
8. その他（ ）

■ 現在使っている人にお聞きします。

問C6 いつ頃から使っていますか。（ ）歳頃

問C7 どの程度使っていますか（○は一つ）。

1. 一日に何度も 2. 一日に1回程度 3. 数日に1回程度 5. あまり使わない。

■ 共通してお聞きします。

問C8 機器は購入したものですか（○は一つ）。

1. 借用している 2. 購入した 3. その他（ ）

問C9 購入した方にお聞きします。市町村の助成制度（日常生活支援用具）を利用しましたか（○は一つ）。

1. 利用していない 2. 利用した

問C10 価格についての感想を教えてください（○は一つ）。

1. 安い 2. やや安い 3. 適切 4. やや高い 5. 高い

問C11 機器の性能について教えてください（○は一つ）。

1. 全くよくない 2. あまりよくない 3. どちらともいえない 4. ややよい 5. 非常によい

問C12 どんなきっかけで使うようになりましたか（○はいくつでも）。

1. 使用経験者で直接の知人の使用状況 2. メーカーや営業担当者の情報
3. ネット（家族、当事者のホームページやブログ）の情報 4. テレビなどマスコミの情報
5. 関係情報誌、専門誌 6. 学校など日中通っているところからの情報
7. 専門機関からの情報 8. 放課後活動、児童デイサービスからの情報
9. 講演会や、機器展での情報 10. 親の会の情報 11. その他（ ）

問C13 継続して日々使えるようになる、もしくは使えないと判断をしたのは誰でしたか（○はいくつでも）。

1. 保護者 2. 本人 3. 学校や幼稚園など日中通っているところの先生 4. 相談機関の先生
5. お医者さん 6. 心理の先生 7. 放課後活動、児童デイサービスのスタッフ 8. その他（ ）

問C14 継続して日々使えるようになるまでにどのぐらいかかりましたか（○は一つ）。

1. 1か月未満 2. 1か月以上3か月未満 3. 3か月以上6か月未満
4. 6か月以上1年未満 5. 1年以上 6. 使えなかった

問C15 継続して日々使えるようになるまで、どのような支援が有効でしたか（○は一つ）。

1. 使用経験者で直接の知人の支援 2. メーカーや営業担当者の情報や支援
3. ネット（家族、当事者のホームページやブログ）の情報 4. テレビなどマスコミの情報
5. 関係情報誌、専門誌の情報 6. 学校など日中通っているところの支援
7. 専門機関の支援 8. 放課後活動、児童デイサービスの支援
9. 講演会や、機器展での情報 10. 親の会の情報
11. 根気よく繰り返して使うこと 12. その他（ ）

問C16 どこで使用していますか（使用していましたか）（○はいくつでも）。

1. 家庭 2. 学校など日中通っているところ 3. 専門機関 4. 放課後活動、児童デイサービス
5. その他（ ）

問C17 使って効果がありましたか（○は一つ）。

1. 全く効果がない 2. あまりない 3. どちらともいえない 4. ややある 5. 非常にある

問C18 前問で、「ややある」と「非常にある」と回答した方、どういう効果がありましたか。

[]

問C19 この機器は、子どもさんと同じ障害のある人にとって必要かどうか教えてください（○は一つ）。

1. 全く必要ない 2. あまり必要でない 3. どちらともいえない 4. やや必要 5. 非常に必要である

問C20 機器への要望（改善点）や、導入、使用にあたって必要な支援がありましたら教えてください。

[]

D : イヤー・マフや耳栓など、不快な音を遮断するもの

子どもさんが利用されている（されていた）方にお聞きします。

問D1 よく使っていた（使っている）機器を教えてください（○は一つ）。

1. イヤー・マフ 2. 耳栓 3. ヘッドホン 4. ノイズキャンセラー機能付きヘッドホン
5. 携帯用ヘッドホンステレオ (iPod 等) 6. その他 ()

■ 以下の設問からは全て、前問で答えた「よく使っていた（いる）機器」についてお聞きします

問D 2 現在使っていますか (○は一つ)。

1. 使っていない 2. 使っている

■ 以前使っていたが、現在は使っていない人にお聞きします。

問D3 いつ頃使っていましたか。 () 歳頃



イヤーマフ

問D 4 どの程度使っていましたか（○は一つ）。

1. 一日に何度も 2. 一日に1回程度 3. 数日に1回程度 4. あまり使わなかった

問D5 どうして止めたのですか（○はいくつでも）。

1. 子どもの支援に適さなかった 2. 導入のきっかけとなった課題が解決し不要となった
3. 導入時のサポート、アフターフォロー、ケアが足らず、続けられなかった
4. 壊れた 5. 維持費がかかる 6. 使い続けることに根気がなくなった
7. 学校など、家庭以外で使えなかった 8. その他（ ）

■ 現在使っている人にお聞きします。

問D6 いつ頃から使っていますか。 () 歳頃

問D 7 どの程度使っていますか（○は一つ）。

1. 一日に何度も 2. 一日に1回程度 3. 数日に1回程度 5. あまり使わない。

■ 共通してお聞きします。

問D 8 機器は購入したものですか（○は一つ）。

1. 借用している 2. 購入した 3. その他（ ）

問D9 購入した方にお聞きします。市町村の助成制度（日常生活支援用具）を利用しましたか（○は一つ）。

1. 利用していない 2. 利用した

問D10 価格についての感想を教えてください（○は一つ）。

1. 安い 2. やや安い 3. 適切 4. やや高い 5. 高い

問D11 機器の性能について教えてください（○は一つ）。

1. 全くよくない 2. あまりよくない 3. どちらともいえない 4. ややよい 5. 非常によい

問D12 どんなきっかけで使うようになりましたか（○はいくつでも）。

1. 使用経験者で直接の知人の使用状況 2. メーカーや営業担当者の情報
3. ネット（家族、当事者のホームページやブログ）の情報 4. テレビなどマスコミの情報
5. 関係情報誌、専門誌 6. 学校など日中通っているところからの情報
7. 専門機関からの情報 8. 放課後活動、児童デイサービスからの情報
9. 講演会や、機器展での情報 10. 親の会の情報 11. その他（ ）

問D13 継続して日々使えるようになる、もしくは使えないと判断をしたのは誰でしたか（○はいくつでも）。

1. 保護者 2. 本人 3. 学校や幼稚園など日中通っているところの先生 4. 相談機関の先生
5. お医者さん 6. 心理の先生 7. 放課後活動、児童デイサービスのスタッフ 8. その他（ ）

問D14 継続して日々使えるようになるまでにどのぐらいかかりましたか（○は一つ）。

1. 1か月未満 2. 1か月以上3か月未満 3. 3か月以上6か月未満
4. 6か月以上1年未満 5. 1年以上 6. 使えなかった

問D15 継続して日々使えるようになるまで、どのような支援が有効でしたか（○は一つ）。

1. 使用経験者で直接の知人の支援 2. メーカーや営業担当者の情報や支援
3. ネット（家族、当事者のホームページやブログ）の情報 4. テレビなどマスコミの情報
5. 関係情報誌、専門誌の情報 6. 学校など日中通っているところの支援
7. 専門機関の支援 8. 放課後活動、児童デイサービスの支援
9. 講演会や、機器展での情報 10. 親の会の情報
11. 根気よく繰り返して使うこと 12. その他（ ）

問D16 どこで使用していますか（使用していましたか）（○はいくつでも）。

1. 家庭 2. 学校など日中通っているところ 3. 専門機関 4. 放課後活動、児童デイサービス
5. その他（ ）

問D17 使って効果がありましたか（○は一つ）。

1. 全く効果がない 2. あまりない 3. どちらともいえない 4. ややある 5. 非常にある

問D18 前問で、「ややある」と「非常にある」と回答した方、どういう効果がありましたか。

[]

問D19 この機器は、子どもさんと同じ障害のある人にとって必要かどうか教えてください（○は一つ）。

1. 全く必要ない 2. あまり必要でない 3. どちらともいえない 4. やや必要 5. 非常に必要である

問D20 機器への要望（改善点）や、導入、使用にあたって必要な支援がありましたら教えてください。

[]

E : パーテーション

子どもさんが利用されている（されていた）方にお聞きします。

問E 1 よく使っていた（使っている）サイズを教えてください（○は一つ）。

1. 背の高さより高い 180cm 以上
2. 椅子に座ったら見えない程度 120cm 程度
3. 卓上タイプで 60cm 以下
4. その他（ ）

■ 以下の設問からは全て、前問で答えた「よく使っていた（いる）機器」についてお聞きします。

問E 2 現在使っていますか（○は一つ）。

1. 使っていない
2. 使っている

■ 以前使っていたが、現在は使っていない人にお聞きします。

問E 3 いつ頃使っていましたか。（ ）歳頃



問E 4 どの程度使っていましたか（○は一つ）。

1. 一日に何度も
2. 一日に 1 回程度
3. 数日に 1 回程度
4. あまり使わなかった

問E 5 どうして止めたのですか（○はいくつでも）。

1. 子どもの支援に適さなかった
2. 導入のきっかけとなった課題が解決し不要となった
3. 導入時のサポート、アフターフォロー、ケアが足らず、続けられなかった
4. 壊れた
5. 維持費がかかる
6. 使い続けることに根気がなくなった
7. 学校など、家庭以外で使えなかった
8. その他（ ）

■ 現在使っている人にお聞きします。

問E 6 いつ頃から使っていますか。（ ）歳頃

問E 7 どの程度使っていますか（○は一つ）。

1. 一日に何度も
2. 一日に 1 回程度
3. 数日に 1 回程度
5. あまり使わない。

■ 共通してお聞きします。

問E 8 機器は購入したものですか（○は一つ）。

1. 借用している
2. 購入した
3. その他（ ）

問E 9 購入した方にお聞きします。市町村の助成制度（日常生活支援用具）を利用しましたか（○は一つ）。

1. 利用していない
2. 利用した

問E 10 価格についての感想を教えてください（○は一つ）。

1. 安い
2. やや安い
3. 適切
4. やや高い
5. 高い

問E11 機器の性能について教えてください（○は一つ）。

1. 全くよくない 2. あまりよくない 3. どちらともいえない 4. ややよい 5. 非常によい

問E12 どんなきっかけで使うようになりましたか（○はいくつでも）。

1. 使用経験者で直接の知人の使用状況 2. メーカーや営業担当者の情報
3. ネット（家族、当事者のホームページやブログ）の情報 4. テレビなどマスコミの情報
5. 関係情報誌、専門誌 6. 学校など日中通っているところからの情報
7. 専門機関からの情報 8. 放課後活動、児童デイサービスからの情報
9. 講演会や、機器展での情報 10. 親の会の情報 11. その他（ ）

問E13 継続して日々使えるようになる、もしくは使えないと判断をしたのは誰でしたか（○はいくつでも）。

1. 保護者 2. 本人 3. 学校や幼稚園など日中通っているところの先生 4. 相談機関の先生
5. お医者さん 6. 心理の先生 7. 放課後活動、児童デイサービスのスタッフ 8. その他（ ）

問E14 継続して日々使えるようになるまでにどのぐらいかかりましたか（○は一つ）。

1. 1か月未満 2. 1か月以上3か月未満 3. 3か月以上6か月未満
4. 6か月以上1年未満 5. 1年以上 6. 使えなかった

問E15 継続して日々使えるようになるまで、どのような支援が有効でしたか（○は一つ）。

1. 使用経験者で直接の知人の支援 2. メーカーや営業担当者の情報や支援
3. ネット（家族、当事者のホームページやブログ）の情報 4. テレビなどマスコミの情報
5. 関係情報誌、専門誌の情報 6. 学校など日中通っているところの支援
7. 専門機関の支援 8. 放課後活動、児童デイサービスの支援
9. 講演会や、機器展での情報 10. 親の会の情報
11. 根気よく繰り返して使うこと 12. その他（ ）

問E16 どこで使用していますか（使用していましたか）（○はいくつでも）。

1. 家庭 2. 学校など日中通っているところ 3. 専門機関 4. 放課後活動、児童デイサービス
5. その他（ ）

問E17 使って効果がありましたか（○は一つ）。

1. 全く効果がない 2. あまりない 3. どちらともいえない 4. ややある 5. 非常にある

問E18 前問で、「ややある」と「非常にある」と回答した方、どういう効果がありましたか。

[]

問E19 この機器は、子どもさんと同じ障害のある人にとって必要かどうか教えてください（○は一つ）。

1. 全く必要ない 2. あまり必要でない 3. どちらともいえない 4. やや必要 5. 非常に必要である

問E20 機器への要望（改善点）や、導入、使用にあたって必要な支援がありましたら教えてください。

[]

F : あのね・トークアシストなどのコミュニケーション支援電子機器

子どもさんが利用されている（されていた）方にお聞きします。

問F 1 よく使っていた（使っている）機器を教えてください（○は一つ）。

1. あのね 2. トークアシスト 3. VOCA 4. トーキングエイド
5. その他（ ）



あのね

■ 以下の設問からは全て、前問で答えた「よく使っていた（いる）機器」についてお聞きします。

問F 2 現在使っていますか（○は一つ）。

1. 使っていない 2. 使っている

■ 以前使っていたが、現在は使っていない人にお聞きします。

問F 3 いつ頃使っていましたか。（ ）歳頃



トークアシスト

問F 4 どの程度使っていましたか（○は一つ）。

1. 一日に何度も 2. 一日に1回程度 3. 数日に1回程度 4. あまり使わなかった

問F 5 どうして止めたのですか（○はいくつでも）。

1. 子どもの支援に適さなかった 2. 導入のきっかけとなった課題が解決し不要となった
3. 導入時のサポート、アフターフォロー、ケアが足らず、続けられなかった
4. 壊れた 5. 維持費がかかる 6. 使い続けることに根気がなくなった
7. 学校など、家庭以外で使えなかった 8. その他（ ）

■ 現在使っている人にお聞きします。

問F 6 いつ頃から使っていますか。（ ）歳頃

問F 7 どの程度使っていますか（○は一つ）。

1. 一日に何度も 2. 一日に1回程度 3. 数日に1回程度 5. あまり使わない。

■ 共通してお聞きします。

問F 8 機器は購入したものですか（○は一つ）。

1. 借用している 2. 購入した 3. その他（ ）

問F 9 購入した方にお聞きします。市町村の助成制度（日常生活支援用具）を利用しましたか（○は一つ）。

1. 利用していない 2. 利用した

問F 10 価格についての感想を教えてください（○は一つ）。

1. 安い 2. やや安い 3. 適切 4. やや高い 5. 高い

問F11 機器の性能について教えてください（○は一つ）。

1. 全くよくない 2. あまりよくない 3. どちらともいえない 4. ややよい 5. 非常によい

問F12 どんなきっかけで使うようになりましたか（○はいくつでも）。

1. 使用経験者で直接の知人の使用状況 2. メーカーや営業担当者の情報
3. ネット（家族、当事者のホームページやブログ）の情報 4. テレビなどマスコミの情報
5. 関係情報誌、専門誌 6. 学校など日中通っているところからの情報
7. 専門機関からの情報 8. 放課後活動、児童デイサービスからの情報
9. 講演会や、機器展での情報 10. 親の会の情報 11. その他（ ）

問F13 継続して日々使えるようになる、もしくは使えないと判断をしたのは誰でしたか（○はいくつでも）。

1. 保護者 2. 本人 3. 学校や幼稚園など日中通っているところの先生 4. 相談機関の先生
5. お医者さん 6. 心理の先生 7. 放課後活動、児童デイサービスのスタッフ 8. その他（ ）

問F14 継続して日々使えるようになるまでにどのぐらいかかりましたか（○は一つ）。

1. 1か月未満 2. 1か月以上3か月未満 3. 3か月以上6か月未満
4. 6か月以上1年未満 5. 1年以上 6. 使えなかった

問F15 継続して日々使えるようになるまで、どのような支援が有効でしたか（○は一つ）。

1. 使用経験者で直接の知人の支援 2. メーカーや営業担当者の情報や支援
3. ネット（家族、当事者のホームページやブログ）の情報 4. テレビなどマスコミの情報
5. 関係情報誌、専門誌の情報 6. 学校など日中通っているところの支援
7. 専門機関の支援 8. 放課後活動、児童デイサービスの支援
9. 講演会や、機器展での情報 10. 親の会の情報
11. 根気よく繰り返して使うこと 12. その他（ ）

問F16 どこで使用していますか（使用していましたか）（○はいくつでも）。

1. 家庭 2. 学校など日中通っているところ 3. 専門機関 4. 放課後活動、児童デイサービス
5. その他（ ）

問F17 使って効果がありましたか（○は一つ）。

1. 全く効果がない 2. あまりない 3. どちらともいえない 4. ややある 5. 非常にある

問F18 前問で、「ややある」と「非常にある」と回答した方、どういう効果がありましたか。

[]

問F19 この機器は、子どもさんと同じ障害のある人にとって必要かどうか教えてください（○は一つ）。

1. 全く必要ない 2. あまり必要でない 3. どちらともいえない 4. やや必要 5. 非常に必要である

問F20 機器への要望（改善点）や、導入、使用にあたって必要な支援がありましたら教えてください。

[]

「生活支援用具の利用等に関するアンケート調査」のお願い

皆様におかれましてはますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

突然にお願いの文書を差し上げますご無礼をお許し下さい。

このアンケートの目的は、**知的障害や発達障害のある児童・生徒を持つ保護者の皆様を対象に、**
学校や家庭などの生活現場において生活支援用具がどのように利用されているのか、**に関してその**
実態をお聞きするものです。

誠に恐縮ですが、保護者の皆様にアンケートへの回答にご協力をお願い致します。

なお、この調査は厚生労働省の障害者保健福祉推進事業の研究助成のもとに実施しています。

得られたデータは全て統計処理をしますので、回答していただく皆様の個人情報が公表されることは絶対にありません。よろしくお願いします。

ご記入にあたっては、以下の点にご留意を御願い致します。

- 1 お聞きする生活支援用具は（以下「用具」）は以下の6品目A～Fです。

「 」内はそれらの代表的な用具名です。

- A 理解を助けるもの 「PECSの絵カード」
B 時間を管理するもの 「タイムタイマー」
C 不快な音を遮断するもの 「イヤーマフ」
D 空間を調整するもの 「パーテーション」
E コミュニケーションを助けるもの 「VOCA(コミュニケーションエイド)」
F いつでも誰からでも同じ支援を受けることができるためのもの 「サポートブックスターターキット」

- 2 ご記入は、平成 21 年 10 月の時点でお願いします。
- 3 本調査票の回収は平成 21 年 11 月上旬を予定しています。
用紙は大学が用意した封筒に入れてご返信下さい。

2009 年（平成 21 年）10 月 1 日

調査者：文教大学特別支援教育専修4年 永倉 充（ながくら みつる）

指導教員： 文教大学教育学部特別支援教育研究室

教授（調査責任者） 八藤後 忠夫（やとうご ただお）

＊ 問い合わせ先： 文教大学教育学部特別支援教育研究室
TEL：048-974-8811 内線2504（八藤後）
E-mail：yattoko@koshigaya.bunkyo.ac.jp

はじめに **A 絵カード・シンボルなど理解を助けるもの「PECSの絵カード」**についてお聞きします。
 各々の問いに1つだけ選んで○を付けてください。その他()は必要があれば自由に記述してください。



知らない 知っている
 問1 右の用具を知っていますか・・・(0 1)

(用具名がわからなくても結構です)

*知らない方は問6へお進みください

☐ **知っている方にお聞きします**

問2 図示されたようなものをどのくらい利用していますか

	利用してない	数日に1回程度	一日に1回程度	一日に数回	一日中
(	1	2	3	4	5)
	思わない	あまり思わない	どちらともいえない	やや思う	思う

問3 必要であると思いますか・・・(1 2 3 4 5)

☐ **これまで利用したことのある方にお聞きします**

	思わない	あまり思わない	どちらともいえない	やや思う	思う
問4 価格は適当だと思いますか・・・(	1	2	3	4	5)
	満足してない	あまり満足してない	どちらともいえない	やや満足	満足

問5 性能には満足されていますか・・・(1 2 3 4 5)

☐ **現在利用していない方にお聞きします**

問6-1 「PECSの絵カード」の代用として以下のものを利用していますか

	利用してない	数日に1回程度	一日に1回程度	一日に数回	一日中
1. 手作り(手書き、広告の切り取り等)(	1	2	3	4	5)
2. デジタルカメラ・・・・・・・・・・(	1	2	3	4	5)
3. その他()・・・・(	1	2	3	4	5)

☐ **代用している方にお聞きします**

問6-2 各々の代用品に満足されていますか

	満足してない	あまり満足してない	どちらともいえない	やや満足	満足
1. 手作り(手書き、広告の切り取り等)(	1	2	3	4	5)
2. デジタルカメラ・・・・・・・・・・(	1	2	3	4	5)
3. その他()・・・・(	1	2	3	4	5)

☐ **「PECSの絵カード」を知らない方にお聞きします**

問7 上に図示したような用具を今後利用したいと思いますか

	全く思わない	あまり思わない	どちらともいえない	やや思う	思う
(	1	2	3	4	5)

次に **B 時間を管理するもの「タイムタイマー」** についてお聞きします。

各々の問いに1つだけ選んで○を付けてください。その他()は必要があれば自由に記述してください。

知らない 知っている

問1 右の用具を知っていますか・・・(0 1)

(用具名がわからなくても結構です)

*知らない方は問6へお進みください



☐ **知っている方にお聞きします**

問2 図示されたようなものをどのくらい利用していますか

利用していない	数日に1回程度	一日に1回程度	一日に数回	一日中
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
思わない	あまり思わない	どちらともいえない	やや思う	思う

問3 必要であると思いますか・・・(1 2 3 4 5)

☐ **これまで利用したことのある方にお聞きします**

思わない	あまり思わない	どちらともいえない	やや思う	思う
------	---------	-----------	------	----

問4 価格は適当だと思いますか・・・(1 2 3 4 5)

満足してない	あまり満足してない	どちらともいえない	やや満足	満足
--------	-----------	-----------	------	----

問5 性能には満足されていますか・・・(1 2 3 4 5)

☐ **現在利用していない方にお聞きします**

問6-1 「タイムタイマー」の代用として以下のものを利用していますか

使っていない	数日に1回程度	一日に1回程度	一日に数回	一日中
--------	---------	---------	-------	-----

1. キッチンタイマー・・・(1 2 3 4 5)

2. 砂時計・・・(1 2 3 4 5)

3. その他()・・・(1 2 3 4 5)

☐ **代用している方にお聞きします**

問6-2 各々の代用品に満足されていますか

満足してない	あまり満足してない	どちらともいえない	やや満足	満足
--------	-----------	-----------	------	----

1. キッチンタイマー・・・(1 2 3 4 5)

2. 砂時計・・・(1 2 3 4 5)

3. その他()・・・(1 2 3 4 5)

☐ **「タイムタイマー」を知らない方にお聞きします**

問7 上に図示したような用具を今後利用したいと思いますか

全く思わない	あまり思わない	どちらともいえない	やや思う	思う
--------	---------	-----------	------	----

(1 2 3 4 5)

次に **C 不快な音を遮断するもの「イヤーマフ」** についてお聞きします。

各々の問いに1つだけ選んで○を付けてください。その他()は必要があれば自由に記述してください。

知らない 知っている

問1 右の用具を知っていますか・・・(0 1)

(用具名がわからなくても結構です)

*知らない方は問6へお進みください



☐ **知っている方にお聞きします**

問2 図示されたようなものをどのくらい利用していますか

利用していない	数日に1回程度	一日に1回程度	一日に数回	一日中
(1	2	3	4	5)
思わない	あまり思わない	どちらともいえない	やや思う	思う

問3 必要であると思いますか・・・(1 2 3 4 5)

☐ **これまで利用したことのある方にお聞きします**

思わない	あまり思わない	どちらともいえない	やや思う	思う
------	---------	-----------	------	----

問4 価格は適当だと思いますか・・・(1 2 3 4 5)

満足してない	あまり満足してない	どちらともいえない	やや満足	満足
--------	-----------	-----------	------	----

問5 性能には満足されていますか・・・(1 2 3 4 5)

☐ **現在利用していない方にお聞きします**

問6-1 「イヤーマフ」の代用として以下のものを利用していますか

利用していない	数日に1回程度	一日に1回程度	一日に数回	一日中
---------	---------	---------	-------	-----

1. 音楽プレイヤー・・・・・・・・・・(1 2 3 4 5)

2. 耳栓・・・・・・・・・・(1 2 3 4 5)

3. その他()・・・・(1 2 3 4 5)

☐ **代用している方にお聞きします**

問6-2 各々の代用品に満足されていますか

満足してない	あまり満足してない	どちらともいえない	やや満足	満足
--------	-----------	-----------	------	----

1. 音楽プレイヤー・・・・・・・・・・(1 2 3 4 5)

2. 耳栓・・・・・・・・・・(1 2 3 4 5)

3. その他()・・・・(1 2 3 4 5)

☐ **「イヤーマフ」を知らない方にお聞きします**

問7 上に図示したような用具を今後利用したいと思いますか

全く思わない	あまり思わない	どちらともいえない	やや思う	思う
--------	---------	-----------	------	----

(1 2 3 4 5)

次に **D 空間を調整するもの「パーテーション」** についてお聞きします。

各々の問いに1つだけ選んで○を付けてください。その他()は必要があれば自由に記述してください。

知らない 知っている

問1 右の用具を知っていますか・・・(0 1)

(用具名がわからなくても結構です)

*知らない方は問6へお進みください

☐ **知っている方にお聞きします**

問2 図示されたようなものをどのくらい利用していますか



利用していない 数日に1回程度 一日に1回程度 一日に数回 一日中

学校では (1 2 3 4 5)

家庭では (1 2 3 4 5)

問3 必要であると思いますか

思わない あまり思わない どちらともいえない やや思う 思う

学校では (1 2 3 4 5)

家庭では (1 2 3 4 5)

☐ **これまで利用したことのある方にお聞きします**

思わない あまり思わない どちらともいえない やや思う 思う

問4 価格は適当だと思いますか・・・(1 2 3 4 5)

満足していない あまり満足していない どちらともいえない やや満足 満足

問5 性能には満足されていますか・・・(1 2 3 4 5)

☐ **現在利用していない方にお聞きします**

問6-1 「パーテーション」の代用として学校や家庭において以下のものを利用していますか

利用していない 数日に1回程度 一日に1回程度 一日に数回 一日中

1. ダンボール・・・・・・・・・・(1 2 3 4 5)

2. カーテン・・・・・・・・・・(1 2 3 4 5)

3. 棚や家具・・・・・・・・・・(1 2 3 4 5)

4. その他 ()・・・・(1 2 3 4 5)

☐ **代用している方にお聞きします**

問6-2 各々の代用品に満足されていますか

満足していない あまり満足していない どちらともいえない やや満足 満足

1. ダンボール・・・・・・・・・・(1 2 3 4 5)

2. カーテン・・・・・・・・・・(1 2 3 4 5)

3. 棚や家具・・・・・・・・・・(1 2 3 4 5)

4. その他 ()・・・・(1 2 3 4 5)

☐ **「パーテーション」を知らない方にお聞きします**

問7 上に図示したような用具を今後利用したいと思いますか

全く思わない あまり思わない どちらともいえない やや思う 思う

(1 2 3 4 5)

次に **E コミュニケーションを助けるもの「VOCA(コミュニケーションエイド)」**についてお聞きします。
 各々の問いに1つだけ選んで○を付けてください。その他()は必要があれば自由に記述してください。

知らない 知っている

問1 右の用具を知っていますか・・・(0 1)

(用具名がわからなくても結構です)

*知らない方は問6へお進みください



☐ **知っている方にお聞きします**

問2 図示されたようなものをどのくらい利用していますか

利用してない 数日に1回程度 一日に1回程度 一日に数回 一日中

(1 2 3 4 5)

思わない あまり思わない どちらともいえない やや思う 思う

問3 必要であると思いますか・・・(1 2 3 4 5)

☐ **これまで利用したことのある方にお聞きします**

思わない あまり思わない どちらともいえない やや思う 思う

問4 価格は適当だと思いますか・・・(1 2 3 4 5)

満足してない あまり満足してない どちらともいえない やや満足 満足

問5 性能には満足されていますか・・・(1 2 3 4 5)

☐ **現在利用していない方にお聞きします**

問6-1 「VOCA (コミュニケーションエイド)」の代用として以下のものを利用していますか

利用してない 数日に1回程度 一日に1回程度 一日に数回 一日中

1. 携帯電話(メール・テキスト機能)・・・(1 2 3 4 5)

2. デジタルカメラ・・・・・・・・・・(1 2 3 4 5)

3. その他 ()・・・(1 2 3 4 5)

☐ **代用している方にお聞きします**

問6-2 各々の代用品に満足されていますか

満足してない あまり満足してない どちらともいえない やや満足 満足

1. 携帯電話(メール・テキスト機能)(1 2 3 4 5)

2. デジタルカメラ・・・・・・・・・・(1 2 3 4 5)

3. その他 ()・・・(1 2 3 4 5)

☐ **「VOCA(コミュニケーションエイド)」を知らない方にお聞きします**

問7 上に図示したような用具を今後利用したいと思いますか

全く思わない あまり思わない どちらともいえない やや思う 思う

(1 2 3 4 5)

次に F いつでも誰からでも同じ支援を受けることができるためのもの

「サポートブックスターターキット」についてお聞きします。

各々の問いに 1 つだけ選んで○を付けてください。その他()は必要があれば自由に記述してください。

知らない 知っている

問 1 右の用具を知っていますか・・・(0 1)

(用具名がわからなくても結構です)

*知らない方は問 6 へお進みください

☐ 知っている方にお聞きします

問 2 図示されたようなものをどのくらい利用していますか



利用していない 数日に 1 回程度 一日に 1 回程度 一日に数回 一日中

(1 2 3 4 5)

思わない あまり思わない どちらともいえない やや思う 思う

問 3 必要であると思いますか・・・(1 2 3 4 5)

☐ これまで利用したことのある方にお聞きします

思わない あまり思わない どちらともいえない やや思う 思う

問 4 価格は適当だと思いますか・・・(1 2 3 4 5)

満足していない あまり満足していない どちらともいえない やや満足 満足

問 5 性能には満足されていますか・・・(1 2 3 4 5)

☐ 現在利用していない方にお聞きします

問 6-1 「サポートブックスターターキット」の代用として以下のものを利用していますか

利用していない 数日に 1 回程度 一日に 1 回程度 一日に数回 一日中

1. 手作り (手書き等)・・・(1 2 3 4 5)

2. ダウンロード・・・(1 2 3 4 5)

2. その他 ()・・・(1 2 3 4 5)

☐ 代用している方にお聞きします

問 6-2 各々の代用品に満足されていますか

満足していない あまり満足していない どちらともいえない やや満足 満足

1. 手作り (手書き等)・・・(1 2 3 4 5)

2. ダウンロード・・・(1 2 3 4 5)

2. その他 ()・・・(1 2 3 4 5)

☐ 「サポートブックスターターキット」を知らない方にお聞きします

問 7 上に図示したような用具を今後利用したいと思いますか

全く思わない あまり思わない どちらともいえない やや思う 思う

(1 2 3 4 5)

□ **すべての方にお聞きします**

問 A～Fの生活支援用具（6品目）に関して、十分な情報を得られていますか

A 理解を助けるもの「PECSの絵カード」

	全くない	やや少ない	どちらともいえない	やや多い	非常に多い
1 学校からの情報・・・・・・・・・・（	1	2	3	4	5 ）
2 自治体からの働きかけ・・・・・・・・（	1	2	3	4	5 ）
3 主治医などからの紹介・・・・・・・・（	1	2	3	4	5 ）
4 知人からの口コミ・・・・・・・・・・（	1	2	3	4	5 ）
5 新聞、雑誌、インターネット などのメディア・・・・・・・・・・（	1	2	3	4	5 ）
6 その他（ ）・・・（	1	2	3	4	5 ）

B 時間を管理するもの「タイムタイマー」

	全くない	やや少ない	どちらともいえない	やや多い	非常に多い
1 学校からの情報・・・・・・・・・・（	1	2	3	4	5 ）
2 自治体からの働きかけ・・・・・・・・（	1	2	3	4	5 ）
3 主治医などからの紹介・・・・・・・・（	1	2	3	4	5 ）
4 知人からの口コミ・・・・・・・・・・（	1	2	3	4	5 ）
5 新聞、雑誌、インターネット などのメディア・・・・・・・・・・（	1	2	3	4	5 ）
6 その他（ ）・・・（	1	2	3	4	5 ）

C 不快な音を遮断するもの「イヤーマフ」

	全くない	やや少ない	どちらともいえない	やや多い	非常に多い
1 学校からの情報・・・・・・・・・・（	1	2	3	4	5 ）
2 自治体からの働きかけ・・・・・・・・（	1	2	3	4	5 ）
3 主治医などからの紹介・・・・・・・・（	1	2	3	4	5 ）
4 知人からの口コミ・・・・・・・・・・（	1	2	3	4	5 ）
5 新聞、雑誌、インターネット などのメディア・・・・・・・・・・（	1	2	3	4	5 ）
6 その他（ ）・・・（	1	2	3	4	5 ）

D 空間を調整するもの「パーテーション」

	全くない	やや少ない	どちらともいえない	やや多い	非常に多い
1 学校からの情報・・・・・・・・・・(	1	2	3	4	5)
2 自治体からの働きかけ・・・・・・・・(	1	2	3	4	5)
3 主治医などからの紹介・・・・・・・・(	1	2	3	4	5)
4 知人からの口コミ・・・・・・・・・・(	1	2	3	4	5)
5 新聞、雑誌、インターネット などのメディア・・・・・・・・・・(	1	2	3	4	5)
6 その他()・・・(	1	2	3	4	5)

E コミュニケーションを助けるもの「VOCA(コミュニケーションエイド)」

	全くない	やや少ない	どちらともいえない	やや多い	非常に多い
1 学校からの情報・・・・・・・・・・(	1	2	3	4	5)
2 自治体からの働きかけ・・・・・・・・(	1	2	3	4	5)
3 主治医などからの紹介・・・・・・・・(	1	2	3	4	5)
4 知人からの口コミ・・・・・・・・・・(	1	2	3	4	5)
5 新聞、雑誌、インターネット などのメディア・・・・・・・・・・(	1	2	3	4	5)
6 その他()・・・(	1	2	3	4	5)

F いつでも誰からでも同じ支援を受けることができるためのもの「サポートブックスターキット」

	全くない	やや少ない	どちらともいえない	やや多い	非常に多い
1 学校からの情報・・・・・・・・・・(	1	2	3	4	5)
2 自治体からの働きかけ・・・・・・・・(	1	2	3	4	5)
3 主治医などからの紹介・・・・・・・・(	1	2	3	4	5)
4 知人からの口コミ・・・・・・・・・・(	1	2	3	4	5)
5 新聞、雑誌、インターネット などのメディア・・・・・・・・・・(	1	2	3	4	5)
6 その他()・・・(	1	2	3	4	5)

以上の用具利用への要望(改善点)や、導入・使用にあたって必要な支援がありましたら教えて下さい

最後に、プロフィールを教えてください

(1) 回答された方について

- 1) あなたは？ (○は1つ)
(1. 父親 2. 母親 3. その他[])
- 2) 年齢は？ (1. 20代 2. 30代 3. 40代 4. 50代 5. 60代 6. 70歳以上)
- 3) 性別は？ (1. 男性 2. 女性)

(2) 障害のある児童・生徒について

- 1) 年齢は？・・・・()才
- 2) 性別は？・・・・(1. 男性 2. 女性)
- 3) さしつかえなければ主な障害名について○を1つだけ付けてください。
(1. 自閉症などの発達障害 2. 知的障害 3. 精神障害 4. 身体障害 5. その他[])
- 4) 障害者手帳をお持ちの方は該当する手帳および障害の程度に○をつけてください。
- A. 療育手帳（緑の手帳）「 埼玉県の方 」・・・・(1. ㊤ 2. A 3. B 4. C)
療育手帳「京都府の方」・・・・・・・・・・・・(1. A 2. B)
- B. 身体障害者手帳・・・・(1. 1級 2. 2級 3. 3級 4. 4級 5. 5級 6. 6級)
- C. 精神障害者保健福祉手帳・・・・(1. 1級 2. 2級 3. 3級)
- D. 無し

質問は以上です。ご多忙のところ、貴重な時間をいただきまして、誠にありがとうございました。
ご協力、心より感謝いたします。

なお、このアンケート全体に関しまして、不明な点やご意見、ご感想等ございましたら、以下の欄にご記入下さい。

今後の研究の参考にさせていただきます。

「コミュニケーション機器の外装材料」 に関するアンケートのお願い

皆様におかれましてはますますご健勝のこととお慶び申し上げます。突然にお願いの文書を差し上げますご無礼をお許しください。

知的障害や自閉症など発達障害のある方のご家族（保護者）の皆様は、これらの障害のある方の生活を支援するコミュニケーション機器の望まれる姿について調査させていただきたく、このような文書を差し上げた次第です。

この調査は、厚生労働省の障害者保健福祉推進事業によって実施しています。調査結果は、報告書としてまとめ、調査にご協力いただいた団体や、厚生労働省、自治体等に配布させていただくとともに、学会発表の基礎資料とさせていただく予定です。知的障害者及び発達障害者のコミュニケーション支援や、音刺激・視覚刺激など環境調整のための支援などが円滑に提供されるよう、市町村が指定する日常生活用具の対象の拡充に向けてお役に立つことができればと考えています。

アンケートは無記名とし統計的処理を行います。調査結果は上記以外の目的で利用することはありません。ご多忙の折に調査へのご協力をお願い申し上げることはまことに恐縮ですが、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、恐縮ですが、ご記入の際には以下の点にご留意をお願い致します。

6. 回答は知的障害や自閉症など発達障害のある方のご家族（保護者）の方がご記入下さい。
7. 調査対象とするコミュニケーション機器は携帯電話とし、使用者としては①知的障害または発達障害のある方本人が持って使う場合（質問1～3）、②家族（保護者）の方ご自身が持って使う場合（質問4～6）の2種類、外装の材料としては(a)金属（アルミニウム）、(b)プラスチック、(c)木材の3種類の、計6種類すべてについて、質問を読まれてまず思われた感想をそのままお書き下さい。なお、質問の項目は6種類で全く同じ内容です。
8. 調査にご協力いただける場合にも、個人の意思によって調査はいつでも中止することができます。
9. 本調査は、勝手ながら、平成21年11月30日（月）までに下記あてにご送付頂きますようお願い致します。研究会が用意した封筒をご利用ください。

生活環境支援研究会 代表 松井 宏昭
(特定非営利活動法人 自閉症サポートセンター)

<研究担当>
独立行政法人森林総合研究所
木材改質研究領域 主任研究員 杉山 真樹

<お問合せ、送付先>

〒277-0812 柏市花野井720-124

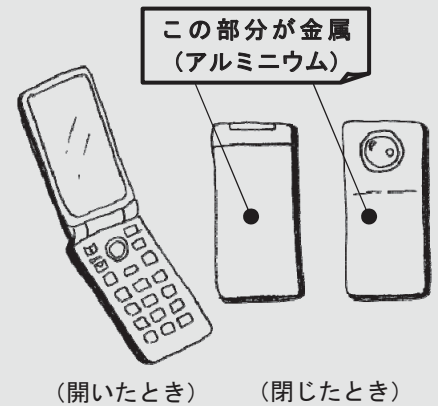
特定非営利活動法人 自閉症サポートセンター内 生活環境支援研究会事務局

tel: 04-7169-2793 fax: 04-7169-2793

担当: 富永 文子 メールアドレス js-sien@jcom.home.ne.jp

質問 1

右の図は折りたたみ式のカメラ付き携帯電話です。携帯電話を折りたたんだ時の表面は「金属（アルミニウム）」でできています。知的障害または自閉症など発達障害のある方が持つて使う携帯電話であると考えて、それぞれの項目に対して適当と思われる箇所に、下記の例にしたがって丸印を付けてください。（なお、質問の項目は質問 1～6 まですべて同じです。）



<例> 「ややおいしい」と思った場合

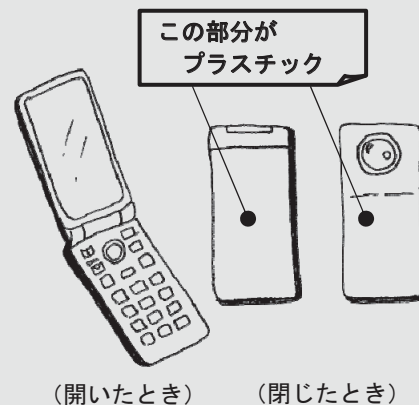
まずい | | | | ⊕ | | | | おいしい
<記入にあたって>

- ・ 回答される方が質問を読まれてまず思われた感想を、そのままお書き下さい。
- ・ 必ず目盛りの上に印を付けてください。
- ・ すべての項目に回答し、書き損じをしないようにしてください。
- ・ 書き損じをした場合は丸印の上から×印を付け、丸印を付け直してください。
- ・ 一つの項目に対して、複数の丸印を付けないようにしてください。

	非常に	かなり	やや	どちらでもない	やや	かなり	非常に	
やわらかい								かたい
つめたい								あたたかい
欲しくない								欲しい
人工的な								自然な
傷つきやすい								傷つきにくい
環境によくない								環境にやさしい
価格が安い								価格が高い
ざらざらした								つるつるした
緊張した								やすらいだ
見た目がわるい								見た目がよい
嫌い								好き
安っぽい								高級な
手入れが大変な								手入れが簡単な
壊れやすい								丈夫な
火・熱に弱い								火・熱に強い
派手な								落ち着いた
手触りがわるい								手触りがよい
軽い								重い
長持ちしない								長持ちする
汚れやすい								汚れにくい

質問 2

右の図は折りたたみ式のカメラ付き携帯電話です。携帯電話を折りたたんだ時の表面は「プラスチック」でできています。知的障害または自閉症など発達障害のある方が持つて使う携帯電話であると考えて、それぞれの項目に対して適当と思われる箇所に、下記の例にしたがって丸印を付けてください。（なお、質問の項目は質問 1 ～ 6 まですべて同じです。）

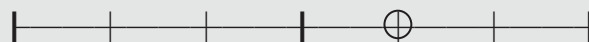


（開いたとき）

（閉じたとき）

<例> 「ややおいしい」と思った場合

まずい



おいしい

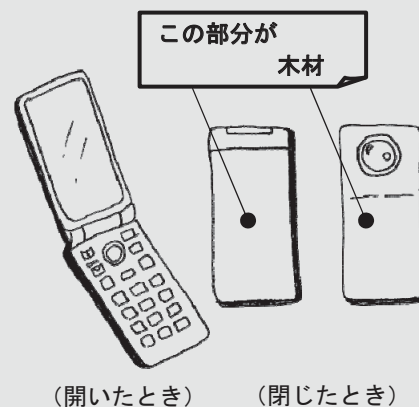
<記入にあたって>

- ・ 回答される方が質問を読まれてまず思われた感想を、そのままお書き下さい。
- ・ 必ず目盛りの上に印を付けてください。
- ・ すべての項目に回答し、書き損じをしないようにしてください。
- ・ 書き損じをした場合は丸印の上から×印を付け、丸印を付け直してください。
- ・ 一つの項目に対して、複数の丸印を付けないようにしてください。

	非常に	かなり	やや	どちらでもない	やや	かなり	非常に
やわらかい							かたい
つめたい							あたたかい
欲しくない							欲しい
人工的な							自然な
傷つきやすい							傷つきにくい
環境によくない							環境にやさしい
価格が安い							価格が高い
ざらざらした							つるつるした
緊張した							やすらいだ
見た目がわるい							見た目がよい
嫌い							好き
安っぽい							高級な
手入れが大変な							手入れが簡単な
壊れやすい							丈夫な
火・熱に弱い							火・熱に強い
派手な							落ち着いた
手触りがわるい							手触りがよい
軽い							重い
長持ちしない							長持ちする
汚れやすい							汚れにくい

質問 3

右の図は折りたたみ式のカメラ付き携帯電話です。携帯電話を折りたたんだ時の表面は「木材」でできています。知的障害または自閉症など発達障害のある方が持って使う携帯電話であると考えて、それぞれの項目に対して適当と思われる箇所に、下記の例にしたがって丸印を付けてください。（なお、質問の項目は質問 1～6 まですべて同じです。）



<例> 「ややおいしい」と思った場合

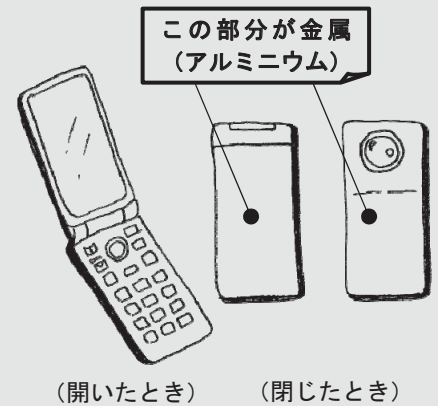
まずい | | | | ⊕ | | | | おいしい
<記入にあたって>

- ・ 回答される方が質問を読まれてまず思われた感想を、そのままお書き下さい。
- ・ 必ず目盛りの上に印を付けてください。
- ・ すべての項目に回答し、書き損じをしないようにしてください。
- ・ 書き損じをした場合は丸印の上から×印を付け、丸印を付け直してください。
- ・ 一つの項目に対して、複数の丸印を付けないようにしてください。

	非常に	かなり	やや	どちらでもない	やや	かなり	非常に	
やわらかい								かたい
つめたい								あたたかい
欲しくない								欲しい
人工的な								自然な
傷つきやすい								傷つきにくい
環境によくない								環境にやさしい
価格が安い								価格が高い
ざらざらした								つるつるした
緊張した								やすらいだ
見た目がわるい								見た目がよい
嫌い								好き
安っぽい								高級な
手入れが大変な								手入れが簡単な
壊れやすい								丈夫な
火・熱に弱い								火・熱に強い
派手な								落ち着いた
手触りがわるい								手触りがよい
軽い								重い
長持ちしない								長持ちする
汚れやすい								汚れにくい

質問 4

右の図は折りたたみ式のカメラ付き携帯電話です。携帯電話を折りたたんだ時の表面は「金属（アルミニウム）」でできています。ご家族（保護者）の方ご自身が持って使う携帯電話であると考えて、それぞれの項目に対して適当と思われる箇所に、下記の例にしたがって丸印を付けてください。（なお、質問の項目は質問 1～6 まですべて同じです。）



<例> 「ややおいしい」と思った場合

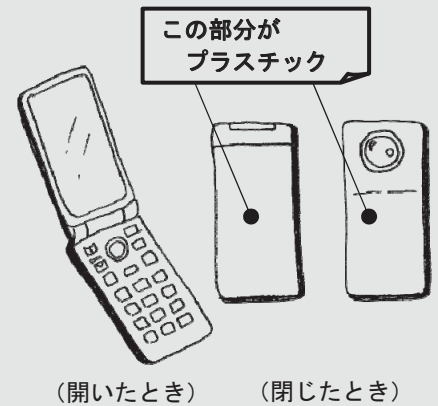
まずい | | | | | ⊕ | | | | | おいしい
<記入にあたって>

- ・ 回答される方が質問を読まれてまず思われた感想を、そのままお書き下さい。
- ・ 必ず目盛りの上に印を付けてください。
- ・ すべての項目に回答し、書き損じをしないようにしてください。
- ・ 書き損じをした場合は丸印の上から×印を付け、丸印を付け直してください。
- ・ 一つの項目に対して、複数の丸印を付けないようにしてください。

	非常に	かなり	やや	どちらでもない	やや	かなり	非常に	
やわらかい								かたい
つめたい								あたたかい
欲しくない								欲しい
人工的な								自然な
傷つきやすい								傷つきにくい
環境によくない								環境にやさしい
価格が安い								価格が高い
ざらざらした								つるつるした
緊張した								やすらいだ
見た目がわるい								見た目がよい
嫌い								好き
安っぽい								高級な
手入れが大変な								手入れが簡単な
壊れやすい								丈夫な
火・熱に弱い								火・熱に強い
派手な								落ち着いた
手触りがわるい								手触りがよい
軽い								重い
長持ちしない								長持ちする
汚れやすい								汚れにくい

質問5

右の図は折りたたみ式のカメラ付き携帯電話です。携帯電話を折りたたんだ時の表面は「プラスチック」でできています。ご家族（保護者）の方ご自身が持って使う携帯電話であると考えて、それぞれの項目に対して適当と思われる箇所に、下記の例にしたがって丸印を付けてください。（なお、質問の項目は質問1～6まですべて同じです。）



（開いたとき）

（閉じたとき）

<例> 「ややおいしい」と思った場合

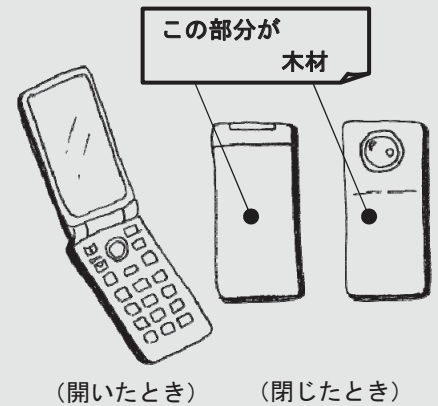
まずい | | | | | ⊕ | | | | | おいしい
<記入にあたって>

- ・ 回答される方が質問を読まれてまず思われた感想を、そのままお書き下さい。
- ・ 必ず目盛りの上に印を付けてください。
- ・ すべての項目に回答し、書き損じをしないようにしてください。
- ・ 書き損じをした場合は丸印の上から×印を付け、丸印を付け直してください。
- ・ 一つの項目に対して、複数の丸印を付けないようにしてください。

	非常に	かなり	やや	どちらでもない	やや	かなり	非常に	
やわらかい								かたい
つめたい								あたたかい
欲しくない								欲しい
人工的な								自然な
傷つきやすい								傷つきにくい
環境によくない								環境にやさしい
価格が安い								価格が高い
ざらざらした								つるつるした
緊張した								やすらいだ
見た目がわるい								見た目がよい
嫌い								好き
安っぽい								高級な
手入れが大変な								手入れが簡単な
壊れやすい								丈夫な
火・熱に弱い								火・熱に強い
派手な								落ち着いた
手触りがわるい								手触りがよい
軽い								重い
長持ちしない								長持ちする
汚れやすい								汚れにくい

質問 6

右の図は折りたたみ式のカメラ付き携帯電話です。携帯電話を折りたたんだ時の表面は「木材」でできています。ご家族（保護者）の方ご自身が持って使う携帯電話であると考えて、それぞれの項目に対して適当と思われる箇所に、下記の例にしたがって丸印を付けてください。（なお、質問の項目は質問 1～6 まですべて同じです。）



<例> 「ややおいしい」と思った場合

まずい | | | | ⊕ | | | | おいしい
<記入にあたって>

- ・ 回答される方が質問を読まれてまず思われた感想を、そのままお書き下さい。
- ・ 必ず目盛りの上に印を付けてください。
- ・ すべての項目に回答し、書き損じをしないようにしてください。
- ・ 書き損じをした場合は丸印の上から×印を付け、丸印を付け直してください。
- ・ 一つの項目に対して、複数の丸印を付けないようにしてください。

	非常に	かなり	やや	どちらでもない	やや	かなり	非常に	
やわらかい								かたい
つめたい								あたたかい
欲しくない								欲しい
人工的な								自然な
傷つきやすい								傷つきにくい
環境によくない								環境にやさしい
価格が安い								価格が高い
ざらざらした								つるつるした
緊張した								やすらいだ
見た目がわるい								見た目がよい
嫌い								好き
安っぽい								高級な
手入れが大変な								手入れが簡単な
壊れやすい								丈夫な
火・熱に弱い								火・熱に強い
派手な								落ち着いた
手触りがわるい								手触りがよい
軽い								重い
長持ちしない								長持ちする
汚れやすい								汚れにくい

質問 7 最後に、プロフィールを教えてください。

1. 回答された方について

1) あなたは？（○は1つ）

1. 父 2. 母 3. その他（ ）

2) 年齢は？（○は1つ）

1. 19歳以下 2. 20代 3. 30代 4. 40代 5. 50代 6. 60代 7. 70歳以上

3) 性別は？（○は1つ）

1. 男性 2. 女性

4) お住まいの建物の構造について教えてください（○は1つ）。

1. RC（鉄筋コンクリート）造 2. 鉄骨造 3. 木造 4. その他（ ）

5) お住まいの居住形態について教えてください（○は1つ）。

1. 集合住宅 2. 一戸建て 3. その他（ ）

6) 回答された方は携帯電話を持っていますか？（○は1つ）

1. 持っている 2. 持っていない

2. 障害のある方について

1) 年齢は？（ ）才

2) 性別は？（○は1つ）

1. 男性 2. 女性

3) 住所は？（○は1つ）

1. 柏市 2. 松戸市 3. その他の千葉県（ ）市・町 4. 千葉県外の（ ）市・町

4) さしつかえなければ障害名について教えてください（○はいくつでも）。

1. 自閉症などの発達障害 2. 知的障害 3. 精神障害 4. 身体障害 5. その他（ ）

5) 障害者手帳を持っていますか？当該する手帳及び障害の程度に○をつけてください。

A. 療育手帳 【 1. ㊶の1 2. ㊶の2 3. ㊶ 4. A1 5. A2 6. B1 7. B2 】

B. 身体障害者手帳 【 1. 1級 2. 2級 3. 3級 4. 4級 5. 5級 6. 6級 】

C. 精神障害者保健福祉手帳 【 1. 1級 2. 2級 3. 3級 】

D. 無し

6) 障害のある方は携帯電話を持っていますか？（○は1つ）

1. 持っている 2. 持っていない

お忙しいところご協力ありがとうございました。今後ともよろしくお願い致します。

※このアンケートに関して、ご意見・ご感想などがあれば、以下にご記入下さい。

各 位

生活を支援する機器（用具）の利用にあたって（モニター調査）

生活環境支援研究会

このたびは、生活を支援する機器（用具）のモニター調査にご協力いただきありがとうございます。下記のとおり、利用にあたっての留意事項をまとめましたので宜しくお願いします。

利用にあたって、「ねらい」から「手立て」、「短期目標」、「最終目標」まで設定していただくことになりますが、モニター調査の目的は、機器（用具）を利用して子どもさんが楽しく活動することを基本としています。調査期間中に一つでも「できるようになる」ことが増えれば、その時点で当初の目的を達します。大いに褒めてあげてください。

では、子どもさんと一緒に楽しく取り組んでください。ご多忙の折に調査へのご協力をお願い申し上げます。とはまことに恐縮ですが、ご協力のほど宜しくお願い申し上げます。

調査結果は報告書としてまとめ、厚生労働省、自治体等に配布させていただくとともに、学会発表の基礎資料とさせていただく予定ですが、モニター調査の結果は匿名で処理し、調査結果は上記以外の目的で利用することはございません。

1. 機器（用具）を利用する前に、次の2件のアンケート調査を行い、下記あてにご送付頂きますようお願い致します。 研究会が用意した封筒をご利用ください

- （1）生活を支援する機器（用具）の利用に関するアンケート
- （2）事前アセスメント

2. 調査期間は、利用を開始してから3ヶ月間とします。この間は根気よくあきらめずに、①保護者の場合は毎日、②事業所の場合は毎回、利用してください。どうしても子どもさんが嫌がって使えなくなったときは、その時点を終了といたします。

3. 利用にあたって、まず最初に、「ねらい」から「手立て」、「短期目標」、「最終目標」までを具体的に定めてください。「ねらい」及び「短期目標」は、3カ月で達成可能な内容としてください。その内容は、「介助者が指示（介助）しなくても、自分から機器を活用するようになる」こととします。ねらい、手立て等が決まりましたら、担当の富永まで（ぐるぐるめろん島は、 ）ご連絡ください。 ご提案いただいた内容によっては、調整やご相談させていただくこともありますのでご了解ください。

4. 利用中は、添付の記録用紙に記録を付けてください。最後にまとめてご提出ください。

- （1）最初に使用したとき（記録1）
- （2）その後は、（記録2）

①保護者は毎日曜日、及び変化のあった日

②事業所は約一週間ごと、及び変化のあった日

(3) 調査が終了したとき(記録3)

「生活を支援する機器(用具)の利用に関するアンケート」にも再度お答えください。

(4) 事業所のみ、利用した日を記録してください(様式は任意)。

5. 来年に入りましたら、利用者の皆様にお集まりいただき、利用体験を聞かせていただきます。ご協力ください。

〒277-0812 千葉県柏市花野井720-124

特定非営利活動法人 自閉症サポートセンター内

生活環境支援研究会事務局

tel: 04-7169-2793 fax: 04-7169-2793

担当: 富永 文子 メールアドレス js-sien@jcom.home.ne.jp

参考まで、ねらい、手立て、短期目標、最終目標を例示します。

1. 「タイムタイマー」

【ねらい】「10分～30分程度の短時間の導入例」を設定する。たとえば、「おやつ（食事）までの待ち時間（15分）」とか「宿題の時間（終わるとうれしい）」、「ハミガキ（終わるとうれしい）」など。

【手だて】親が促して、活動をするときは必ずタイムタイマーで時間を設定し、約束する。楽しいこと、好きなことをしているとき、終わったらさらにいいことが待っているような設定もしてあげると、理解が進みます。

【短期目標】タイムタイマーで設定した時間を守ることができる。

【最終目標】「ねらい」以外の活動でも、タイムタイマーで時間を設定すると守ることができる。

2. 「イヤ・マフ」

【ねらい】「電車に乗るときイヤ・マフを使用する」

【手だて】親が促して、電車に乗るときは必ずイヤ・マフを付けさせる。

【短期目標】電車に乗るときは、自分からイヤ・マフを付けるようになる。

【最終目標】周りが騒々しいときは自分からイヤ・マフを付けて、自ら調整できる。

3. 「どこでもパーティーション」

【ねらい】「児童デイサービスでおやつを食べるときにパーティーションを使用する」

【手だて】児童デイサービスで同じテーブルで多数の子どもと一緒におやつを食べるときに、職員が促せば、パーティーションを使う。

【短期目標】児童デイサービスで、同じテーブルで多数の子どもと一緒におやつを食べるときに、自分からパーティーションを使うようになる。

【最終目標】遊びなどその他の活動においても、自分からパーティーションを出して使うことができる。

※ 「生活工房だより」を参考にしてください。

4. 「Uシンボルシール集」

【ねらい】「シンボルシールを使って食事のお代りを要求できる」

【手だて】親がシンボルシールを用いて食事における要求シートを作る。その要求シートを用いて、ご飯を食べる。

【短期目標】お茶やご飯をお代りするときに、自分からシンボルシールを指さして（持って）親に要求するようになる。

【最終目標】食事以外の場面でも、シンボルシールが使ったコミュニケーションができるようになる。

5. 「DS「あのね♪」

DSあのねにはいくつかの機能がありますが、基本的には「おしゃべり」の機能の利用のみとします。ただし、ご本人が積極的に他の機能を利用される場合はその限りではありません。

【ねらい】「おやつを食べる時に、自分の好みの飲み物（お茶、ジュース、牛乳）を要求できる」

【手だて】おやつの時、介助者が選択肢を示せば、飲み物を選べる。

【短期目標】おやつの時に、自ら入力し介助者に好みののみ物を要求できる。

【最終目標】外食や買い物、余暇の過ごし方などで、自分の好みの要求を、自ら入力し、介助者や周囲の人（店員など）に知らせられる

※ 参考

「DSあのね」は、あくまでも、親御さんも含めた支援者が「させたいこと」をさせるための道具ではなく、ご本人の思いを相手に伝えるため、ご本人が周りの支援者に、ご本人にとって、必要な支援をしてもらうために使うものです。

この「DSあのね」は、知的障害と自閉症を併せ持った人を対象としています。ひらがながある程度わかれば、使うことができる可能性があります。

ゲームなどでDSを使っておられるのなら、「おしゃべり」の画面にして、渡してみてください。使い方で困っているようでしたら、そのことのみ支援をしてみてください。

もし、DSを使うことも始めてでしたら、保護者の方が、一度ゆっくりと、見本を見せてください。

例えば、お父さんが「牛乳が飲みたい」と入力して、しゃべらせた（発声させた）としたら、その時に、お母さんがちゃんと、牛乳を持ってきて、お父さんが牛乳を飲んでください。（自分の要求を伝え、それを相手に理解してもらい、自分のしてほしいことを返してもらう・・・という関係。もちろん、してほしいことだけではなく、してほしくないことも伝える。）

また、うまく使い始められる様でしたら、そこででてきた要求は可能な限り、実施してください。

何文字か打ったところでの先読みはしないように気を付けてください。打ち終わるまで待ってください。（オプションで、入力中は音声をオフにできます。お子さんの平仮名の習熟度や、きょうだいの反応によって調節してあげてください。）

<あるブログから引用します。>

背景としては、A君は、重度の知的障害と自閉症を併せ持ったお子さんです。当時は小学校に通っていましたが、トーキングエイドという「あのね」のようにキーボードから文字を入力して会話をする道具をある程度使うことができていたのですが、それがちょうど壊れてしまったときでした。「DSあのね」の前身のPDA版の講習会の会場でのことです。

A君は「お」「か」って打った

おかあさんは「おかあさんだよ」って感慨深げに言った・・・

A君は続けて打った・・・「い」「も」「の」 と・・・

お母さんにとっては、言ってほしい言葉を先読みしたわけですが、A君にとっては、講習会は退屈でしかなく、自分の要求を伝える手立てとしての「あのね」を手にして、早速自分の要求をお母さんに伝え、講習会終了後お買い物に出かけたわけです。

使用時に切れることがないように、充電にお気を付け下さい。

事前アセスメント

使用する機器	
ねらい	
1. 最初の手だて	
2. 短期目標	
3. 最終目標	

A. 使用者・記入者プロフィール

記入者氏名		使用者との続柄	
使用者（子ども）氏名		性別	（ 男・女 ）
使用者生年月日	年 月 日生まれ	使用者の診断名	
使用者の所属			
使用者の手帳の有無	（ 有・無 ）	手帳が有る場合の種類	

B. 共通の質問

問1. 本研究会からご紹介する以前に、この機器（用具）について知っていましたか。

1. 全く知らなかった 2. あまり知らなかった 3. どちらともいえない
4. やや知っていた 5. よく知っていた

問2.「知っていた」と答えた方（「全く知らなかった」以外の方）に、お聞きします。知っていたのに使用に至らなかった理由を教えてください。

1. 知った時には必要を感じなかった
2. 必要だったが入手先がわからなかった
3. 高価で買えなかった
4. 子どもが使用を拒んだ
5. その他 ()

問3 子どもさんとのコミュニケーションについて教えてください。

★**本人**からの表現について

○発語状態 （発語なし ・ なんご ・ （ ） 語文程度 ・ 日常の応答可 ）

○文字 （ ひらがなは読める ・ 漢字混じりでも読める ・ 読めない ）

○時計 （ 分単位まで理解できる ・ 1時間単位を理解できる ・ 理解できない ）

○数 （ （ ） までの数を理解できる ・ 数は理解できない ）

○要求の仕方はどのようにしますか

○拒否の仕方はどのようにしますか

○注意を向けてほしいときに、どんなことをしていますか

★**家庭（お母さん）**からの指示について

○家庭からはどのような方法で指示していますか

（ 実物を見せる ・ ジェスチャー ・ カードや写真を見せて ・ 紙に書いて ・ 言葉で
・ その他 （ ） ）

○「してほしいこと」を、お母さんはどのように伝えていますか

○「してはいけないこと」を、お母さんはどのように伝えていますか

○注意を向けてほしいときに、お母さんはどんなことをしていますか

問4 日常生活で最も困っていることは何ですか。

ここからは、利用される機器のみ教えてください。

C. **タイムタイマー**

問1. お子さんは時計の理解度を教えてください。

- (1) アナログ時計の時刻が理解できる 1. できる 2. できない
(2) デジタル時計の時刻が理解できる 1. できる 2. できない

問2. 数字をどこまで読めますか

1. 5まで 2. 6～10 3. 11～20 4. それ以上

問3. 次の行動（活動）に移る時、ことばの指示だけで理解・納得して、スムーズに実行できますか。

1. 全く切り替えられない 2. あまり切り替えられない 3. どちらともいえない
4. やや切り替えられる 5. よく切り替えられる

問4. 生活の中で何度も声をかけたり、支援しないとできない行動は何ですか。

ここでの「できない行動」とは、能力的にできないのではなく、こだわったり、気持の切り替えができずにできない行動を指します。

- | | |
|--------------------------------|---------------|
| 1. 身の回りのこと | 2. 食事 |
| 3. 学習 | 4. 余暇的なこと（遊び） |
| 5. 手伝い | 6. 外出 |
| 7. その他（ ） | 8. ない |

問5. タイムタイマーはお子さんのどんな場面に有効だと期待しますか。

- | | |
|--------------------------------|---------------|
| 1. 身の回りのこと | 2. 食事 |
| 3. 学習 | 4. 余暇的なこと（遊び） |
| 5. 手伝い | 6. 外出 |
| 7. その他（ ） | |

D. イヤ・マフ

問1. お子さんに聴覚過敏や耳ふさはありますか。

- | | | |
|---------|----------|--------------|
| 1. 全くない | 2. あまりない | 3. どちらともいえない |
| 4. ややある | 5. よくある | |

問2. お子さんの嫌いな音源、状況を把握していますか。

- | | | |
|--------------|---------------|--------------|
| 1. 全く把握していない | 2. あまり把握していない | 3. どちらともいえない |
| 4. やや把握している | 5. よく把握している | |

問3. 前問で「全く把握していない」以外の方に、お聞きします。お子さんの嫌いな音源、状況を教えてください。

問4. イヤ・マフはお子さんのどんな場面で有効だと期待しますか。

- | | |
|------------|---------------|
| 1. 身の回りのこと | 2. 食事 |
| 3. 学習 | 4. 余暇的なこと（遊び） |
| 5. 手伝い | 6. 外出 |
| 7. その他（ | ） |

E. パーテーション・どこでもパーテーション

問1. お子さんは、自分の持ち物、居場所（席）などにこだわりますか。

- | | | |
|-------------|--------------|--------------|
| 1. 全くこだわらない | 2. あまりこだわらない | 3. どちらともいえない |
| 4. ややこだわる | 5. 非常にこだわる | |

問2. 好きな活動でも集中できない（集中がそれる）ことがありますか。

- | | | |
|----------------|----------------|--------------|
| 1. いつも集中できない | 2. 集中できないことが多い | 3. どちらともいえない |
| 4. 集中できないことがある | 5. よく集中できる | |

問3. 自宅での日常の活動の中で、特に苦手な活動は何ですか。

- | | |
|------------|---------------|
| 1. 身の回りのこと | 2. 食事 |
| 3. 学習 | 4. 余暇的なこと（遊び） |
| 5. 手伝い | 6. 外出 |
| 7. その他（ | ） 8. ない |

問4. パーテーション・どこでもパーテーションはお子さんのどんな場面で有効だと期待できますか。

- | | |
|------------|---------------|
| 1. 身の回りのこと | 2. 食事 |
| 3. 学習 | 4. 余暇的なこと（遊び） |
| 5. 手伝い | 6. 外出 |
| 7. その他（ | ） |

F. Uシンボルシール集

問1. お子さんとは言葉だけでの互いの意思の疎通が成立しますか。

- | | | |
|-----------|------------|--------------|
| 1. 全くできない | 2. あまりできない | 3. どちらともいえない |
| 4. ややできる | 5. よくできる | |

問2. 問1で「よくできる」以外の方にお聞きします。お子さんの意思を理解していますか。

- | | | |
|--------------|---------------|--------------|
| 1. 全く理解していない | 2. あまり理解していない | 3. どちらともいえない |
| 4. やや理解している | 5. よく理解している | |

問3. 問1で「よくできる」以外の方にお聞きします。こちらの言っている事を理解していると思いますか。

- | | | |
|--------------|---------------|--------------|
| 1. 全く理解していない | 2. あまり理解していない | 3. どちらともいえない |
| 4. やや理解している | 5. よく理解している | |

問4. 次の行動(活動)に移る時、ことばの指示だけでスムーズに気持ちを切り替えますか。

- | | | |
|---------------|----------------|--------------|
| 1. 全く切り替えられない | 2. あまり切り替えられない | 3. どちらともいえない |
| 4. やや切り替えられる | 5. よく切り替えられる | |

問5. 生活の中で何度も声をかけたり、支援しないとできない行動は何ですか。

ここでの「できない行動」とは、能力的にできないのではなく、こだわったり、気持の切り替えができずにできない行動を指します。

- | | |
|------------|---------------|
| 1. 身の回りのこと | 2. 食事 |
| 3. 学習 | 4. 余暇的なこと(遊び) |
| 5. 手伝い | 6. 外出 |
| 7. その他() | 8. ない |

問6. Uシンボルシール集はお子さんのどんな場面で有効だと予想できますか。

- | | |
|------------|---------------|
| 1. 身の回りのこと | 2. 食事 |
| 3. 学習 | 4. 余暇的なこと(遊び) |
| 5. 手伝い | 6. 外出 |
| 7. その他() | |

G. **DS「あのね♪」**

問1. お子さんは、DSで遊んだ事がありますか。

1. ある 2. ない

問2. お子さんは、携帯ゲーム機で遊ぶのが好きですか。

1. 全く好きでない 2. あまり好きでない 3. どちらともいえない
4. やや好きである 5. 非常に好きである

問3. お子さんは平仮名が読めますか。

1. 全く読めない 2. あまり読めない 3. どちらともいえない
4. やや読める 5. よく読める

問4. DS「あのね♪」のどの機能がお子さんにとって有効だと期待されますか。

1. VOCA 2. スケジュール 3. タイマー
4. アラーム 5. シンボル（写真） 6. その他（ ）

記録 1（最初に使用したとき）

記入者氏名： (使用者氏名： 使用日時： 月 日)
(使用した内容と時間：)

A. 設定したねらいに対して（ねらい：_____）

問1. 機器（道具）を使ったとき、お子さんは興味を示しましたか。

1. 全く興味を示さなかった 2. あまり興味を示さなかった 3. どちらともいえない
4. やや興味を示した 5. 非常に興味を示した

問2. 機器（道具）を使ったとき、お子さんは嫌がりましたか。

1. 大変嫌がった 2. やや嫌がった 3. どちらともいえない
4. あまり嫌がらなかった 5. 全く嫌がらなかった

問3. 親が促すと使えましたか。

1. 全く使えなかった 2. あまり使えなかった 3. どちらともいえない
4. やや使えた 5. よく使えた

問4. 自分から（自主的に）使いましたか。

1. 自分からは使わなかった 2. 自分からはあまり使わなかった 3. どちらともいえない
4. 自分からやや使えた 5. 自分からよく使えた

B：目的外

問5. 決めたねらい以外に自分から（自主的に）使いましたか。

1. 自分からは使わなかった 2. 自分からはあまり使わなかった 3. どちらともいえない
4. 自分からやや使えた 5. 自分からよく使えた

問6. 前問で「自分から使えた」と答えた方、それはどういう活動のときでしょう。具体的に記載してください。

問7. その他に、機器（道具）を使って子どもさんの変化がありましたら記載してください。

--

用紙はコピーして使ってください。
(保護者は毎日曜日と、変化があった日に記録を録ってください)

記録 2

記入者氏名： (使用者氏名： 使用日時： 月 日)
(使用した内容と時間：)

A. 設定したねらいに対して (ねらい：)

問 1. 機器 (道具) を使ったとき、お子さんは興味を示しましたか。

1. 全く興味を示さなかった 2. あまり興味を示さなかった 3. どちらともいえない
4. やや興味を示した 5. 非常に興味を示した

問 2. 機器 (道具) を使ったとき、お子さんは嫌がりましたか。

1. 大変嫌がった 2. やや嫌がった 3. どちらともいえない
4. あまり嫌がらなかった 5. 全く嫌がらなかった

問 3. 親が促すと使えましたか。

1. 全く使えなかった 2. あまり使えなかった 3. どちらともいえない
4. やや使えた 5. よく使えた

問 4. 自分から (自主的に) 使いましたか。

1. 自分からは使わなかった 2. 自分からはあまり使わなかった 3. どちらともいえない
4. 自分からやや使えた 5. 自分からよく使えた

B : 目的外

問 5. 決めたねらい以外に自分から (自主的に) 使いましたか。

1. 自分からは使わなかった 2. 自分からはあまり使わなかった 3. どちらともいえない
4. 自分からやや使えた 5. 自分からよく使えた

問 6. 前問で「自分から使えた」と答えた方、それはどういう活動のときでしょう。

--

問 7. その他に、機器 (道具) を使って子どもさんの変化がありましたら記載してください。

--

問 8. 子どもさんのことで新しい発見がありましたら記載してください。

--

記録3（調査終了時点）

記入者氏名： (使用者氏名： 使用日時： 月 日)

A. 設定したねらいに対して（ねらい：_____）

問1. 機器（道具）を使ったとき、お子さんは興味を示しましたか。

1. 全く興味を示さなかった 2. あまり興味を示さなかった 3. どちらともいえない
4. やや興味を示した 5. 非常に興味を示した

問2. 機器（道具）を使ったとき、お子さんは嫌がりましたか。

1. 大変嫌がった 2. やや嫌がった 3. どちらともいえない
4. あまり嫌がらなかった 5. 全く嫌がらなかった

問3. 親が促すと使えましたか。

1. 全く使えなかった 2. あまり使えなかった 3. どちらともいえない
4. やや使えた 5. よく使えた

問4. 自分から（自主的に）使いましたか。

1. 自分からは使わなかった 2. 自分からはあまり使わなかった 3. どちらともいえない
4. 自分からやや使えた 5. 自分からよく使えた

B：目的外

問5. 決めたねらい以外に自分から（自主的に）使いましたか。

1. 自分からは使わなかった 2. 自分からはあまり使わなかった 3. どちらともいえない
4. 自分からやや使えた 5. 自分からよく使えた

問6. 前問で「自分から使えた」と答えた方、それはどういう活動のときでしょう。

問7. その他に、機器（道具）を使って子どもさんの変化がありましたら記載してください。

--

問8. 子どもさんのことで新しい発見がありましたら記載してください。

--

問9. 機器（道具）を使い始めてから入手してから、お子さんが短期目標を達するまでの期間はどれくらいでしたか。

1. 使用開始直後 2. 数日後 3. 2週間以上 4. 1ヶ月以上 5. 2ヶ月以上
6. 使えなかった 7. その他（ ）

問10. どういう取組みをいたしましたか。

問11-1. 問9で「使えなかった」と答えた方、いつ頃あきらめましたか。

1. 使用開始直後 2. 数日後 3. 2週間以上 4. 1ヶ月以上 5. 2ヶ月以上
6. 使えなかった 7. その他（ ）

問1 1-2. 「あきらめた」理由を教えてください。

--

問 1 2-1. 問 9 で「使えた」と答えた方（「使えなかった」以外の方）、いつ頃から効果を実感できましたか。
（または、変化を感じましたか。）

1. 使用開始直後 2. 数日後 3. 2週間以上 4. 1ヶ月以上 5. 2ヶ月以上
6. 使えなかった 7. その他（ ）

問12-2. どういう「効果」を実感しましたか。具体的に教えてください。

問 1 3 - 1. 「目的で設定した」こと以外に、自分から自主的に機器（道具）使うようになった方は、それはどういふときか具体的に教えてください。

問13-2. そこまで達するまでの期間はどれくらいでしたか。

1. 使用開始直後 2. 数日後 3. 2週間以上 4. 1ヶ月以上 5. 2ヶ月以上
6. 使えなかった 7. その他（ ）

問 1 4. 貸出し期間終了後、購入して使いたいですか。

1. 全く購入したくない 2. あまり購入したくない 3. どちらともいえない
4. やや購入したい 5. 是非購入したい

問 1 5 継続して日々使えるようになるには、どのような支援や情報が必要だと思われますか（○はいくつでも）。

1. 使用経験者で直接の知人の支援 2. メーカーや営業担当者の情報や支援
3. ネット（家族、当事者のホームページやブログ）の情報
4. テレビなどマスコミの情報 5. 関係情報誌、専門誌の情報 6. 学校など日中通っているところの支援 7. 専門機関の支援 8. 放課後活動、児童
デイサービスの支援 9. 講演会や、機器展での情報
10. 親の会の情報 11. 根気よく繰り返して使うこと 12. その他（ ）

問 1 6. その他、貸し出し機器（道具）に関するご意見・ご要望をお聞かせください。

★最後にもう一度、「生活を支援する機器（用具）の利用に関するアンケート」に
答えてください。

ご協力ありがとうございました。

知的障害や発達障害のある方向けの
福祉機器を扱っておられる企業の皆様

「知的障害や発達障害のある方向けの機器」に関するアンケートのお願い

皆様におかれましてはますますご健勝のこととお慶び申し上げます。突然にお願いの文書を差し上げますご無礼をお許しください。

私共は、昨年度から厚生労働省の「障害者保健福祉推進事業」により、知的障害や発達障害のある方が使用されている福祉機器の現状や、あり方の調査研究を行ってきました。今年度も、「知的障害者及び発達障害者のための福祉用具の開発及び活用に関する調査研究」により引き続き助成を受けて、知的障害や自閉症など発達障害のある方のご家族（保護者）の方々に対しての調査、学校・施設に対しての調査など、関連する機器の使用者に対して調査を行ってきております。さらに、今年度は、機器に関してもう一方の当事者とも言える、その機器を開発・製造・販売されている企業の皆様のご協力を是非たまり、該当する機器の開発・製造・販売にあたっての可能性やご苦勞を伺うことで、使う側のニーズだけではなく、それを開発・製造・販売する側の実態やご意見を厚生労働省への報告に反映させたいと考えています。

大変お手数をお掛けいたしますが、上記ご理解頂き、何とぞ、知的障害や発達障害のある方のための福祉機器の普及、発展のためにご協力よろしくお願い致します。なお、恐縮ですが、ご記入の際には下記の点にご留意をお願い致します。

記

1. ご記入は、平成21年10月1日現在でお願いします。
2. 本調査は、勝手ながら、**平成21年12月10日まで**に下記あてにご送付頂きますようお願い致します。研究会が用意した封筒をご利用ください。
3. 調査報告書は、厚生労働省への提出並びに関係機関・組織に配布いたします。また、学会等において発表する資料としても使用させていただくことがございます。そのため、個人情報として扱われる内容等についてはご配慮下さい。
4. 基本的には統計処理をして全ての情報を匿名化いたしますが、ご許可をいただける企業におかれましては上記目的のため、調査票の情報の一部についてそのまま調査報告書に掲載させて頂くことがありますのでご了解ください。
5. 尚、本調査につきまして、**電子ファイルの調査票をご利用の場合**は、下記問い合わせ先のメールアドレスまで、企業調査票の電子ファイル利用の旨、ご連絡頂きましたら、折り返しメール添付にてお送り致します。

生活環境支援研究会 代表 松井 宏昭
(特定非営利活動法人 自閉症サポートセンター)

＜送付先＞

〒277-8790 千葉県柏市花野井720-124

特定非営利活動法人 自閉症サポートセンター内 生活環境支援研究会事務局

tel: 04-7169-2793 fax: 04-7169-2793

担当: 富永 文子 e-mail: js-sien@jcom.home.ne.jp

問合せ先: 増澤 高志 tel: 072-444-8814 e-mail: JZA00265@nifty.ne.jp

(京都工芸繊維大学総合プロセス研究センター特任准教授)

「知的障害や発達障害のある方向けの機器に関するアンケート」

下記についてお答えください。

共通1 本調査では、知的障害や発達障害のある方に関わる機器について、大きく下記のように分類をいたしました。御社で取り扱いをしておられる機器のうち、該当する機器がございましたら教えてください(〇はいくつでも)。

1. 絵カードなどのシンボル関連機器
2. タイマーなど、時間管理をする機器
3. スケジュールに関わる機器
4. イヤー・マフや耳栓など、不快な音を遮断する機器
5. パーテーションなど、環境作りに関わる機器
6. VOCA などのコミュニケーション支援電子機器
7. その他（ ）
8. 該当する機器を扱っていない。

共通2 今後、知的障害や発達障害のある方が使用することを目的とした機器はどうかとお考えですか（○は一つ）。

1. 減る 2. やや減る 3. どちらともいえない
4. やや増える 5. 増える 6. わからない

共通3 その理由は何ですか

共通 4 開発・製造・販売を積極的に展開するためには、どのような仕組みが必要ですか（○は三つまで）。

1. エンドユーザーに対しての情報提供、教示の推進
2. 中間ユーザー（学校教員、施設職員、医療関係者等）に対しての情報提供、教示の推進
3. おためし期間と、それに対応する費用負担や見極めのシステムの整備
4. 中間ユーザー（学校教員、施設職員、医療関係者等）自身による使用の推進
5. この分野の用具開発に関わる助成の充実
6. エンドユーザーの購入に対する助成制度や給付制度の充実
7. フィッティング、用具の給付、アフターフォローに至るまでのトータルな給付のシステムの構築
8. その他（ ）
9. 特別な制度、仕組みは不要。良いものは売れる。

共通5 その他、今後も当該品の開発・製造・販売を続けて行くにあたっての要望等（国等に対する要望を含む。）があればお聞かせください。

続いて、次のページから、該当する機器で最も力を入れている商品について記入をお願いします。

I 絵カードなどのシンボル関連機器		
1	商 品 名 (1 種類)	①商品名 ②通称 ----- ③取扱い 1. 製造 2. 販売 3. その他 ()
2	商 品 の 特 徴	当該商品の特徴をアピールしてください。
3	活 用 事 例	特徴的な活用事例があれば教えてください。
4	取 扱 い 時 期	年 月より製造・販売開始
5	対 象 者	当該商品の対象者を教えてください (〇はいくつでも)。 1. 知的障害者 2. 自閉症を含む発達障害者 3. 肢体障害者 4. 聴覚障害者 5. 視覚障害者 6. 健常者 7. 高齢者 8. 健常幼児 9. 不明
6	価 格	定価 円 (税込み)
7	普 及 数	差し支えなければ、教えてください。概数で結構です。 ① 昨年 (度) 販売・取扱い数 個、台、セット ② 累計販売・取扱い数 個、台、セット
8	販 売 地 域	販売地域に〇をつけてください (〇はいくつでも)。 1. 全国 2. 地方 (北海道、東北、関東、中部、北陸、東海、近畿、中国、四国、九州・沖縄) 3. () 県
9	き つ か け	開発・製造・販売に至る主たるきっかけを教えてください (〇はいくつでも)。 1. 当該商品にかかわる要望が直接ユーザ (ご本人、もしくはご家族) からあった 2. 当該商品にかかわる要望が中間ユーザ (学校、施設、病院等) からあった 3. 社内より必要性の声が上がった 4. その他 ()
10	購 入 者	当該商品の主な購入者を教えてください (〇は三つまで) 1. 障害のあるご本人 2. 家族 3. 学校 4. 施設 5. 病院 6. 関連事業者 7. その他 ()
11	購 入 者 の 声	①当該商品の効果について購入者の声や反応を教えてください (〇は一つ)。 1. 効果がない 2. あまり効果がない 3. どちらともいえない 4. やや効果がある 5. 効果がある 6. わからない
		②当該商品の価格について購入者の声や反応を教えてください (〇は一つ)。 1. 安い 2. やや安い 3. どちらともいえない 4. やや高い 5. 高い 6. わからない

Ⅱ タイマーなど、時間管理をする機器

[illegible]

Ⅲ スケジュールに関わる機器

1	商 品 名 (1種類)	①商品名 ②通称 ----- ③取扱い 1. 製造 2. 販売 3. その他 ()
2	商品の特徴	当該商品の特徴をアピールしてください。
3	活 用 事 例	特徴的な活用事例があれば教えてください。
4	取り扱い時期	年 月より製造・販売開始
5	対 象 者	当該商品の対象者を教えてください (○はいくつでも)。 1. 知的障害者 2. 自閉症を含む発達障害者 3. 肢体障害者 4. 聴覚障害者 5. 視覚障害者 6. 健常者 7. 高齢者 8. 健常幼児 9. 不明
6	価 格	定価 円 (税込み)
7	普 及 数	差し支えなければ、教えてください。概数で結構です。 ① 昨年 (度) 販売・取扱い数 個、台、セット ② 累計販売・取扱い数 個、台、セット
8	販 売 地 域	販売地域に○をつけてください (○はいくつでも)。 1. 全国 2. 地方 (北海道、東北、関東、中部、北陸、東海、近畿、中国、四国、九州・沖縄) 3. () 県
9	き つ か け	開発・製造・販売に至る主たるきっかけを教えてください (○はいくつでも)。 1. 当該商品にかかわる要望が直接ユーザ (ご本人、もしくはご家族) からあった 2. 当該商品にかかわる要望が中間ユーザ (学校、施設、病院等) からあった 3. 社内より必要性の声が上がった 4. その他 ()
10	購 入 者	当該商品の主な購入者を教えてください (○は三つまで) 1. 障害のあるご本人 2. 家族 3. 学校 4. 施設 5. 病院 6. 関連事業者 7. その他 ()
11	購 入 者 の 声	①当該商品の効果について購入者の声や反応を教えてください (○は一つ)。 1. 効果がない 2. あまり効果がない 3. どちらともいえない 4. やや効果がある 5. 効果がある 6. わからない ②当該商品の価格について購入者の声や反応を教えてください (○は一つ)。 1. 安い 2. やや安い 3. どちらともいえない 4. やや高い 5. 高い 6. わからない

Ⅳ イヤー・マフや耳栓など、不快な音を遮断する機器		
1	商 品 名 (1種類)	①商品名 ②通称 ----- ③取扱い 1. 製造 2. 販売 3. その他 ()
2	商品の特徴	当該商品の特徴をアピールしてください。
3	活 用 事 例	特徴的な活用事例があれば教えてください。
4	取り扱い時期	年 月より製造・販売開始
5	対 象 者	当該商品の対象者を教えてください (○はいくつでも)。 1. 知的障害者 2. 自閉症を含む発達障害者 3. 肢体障害者 4. 聴覚障害者 5. 視覚障害者 6. 健常者 7. 高齢者 8. 健常幼児 9. 不明
6	価 格	定価 円 (税込み)
7	普 及 数	差し支えなければ、教えてください。概数で結構です。 ① 昨年 (度) 販売・取扱い数 個、台、セット ② 累計販売・取扱い数 個、台、セット
8	販 売 地 域	販売地域に○をつけてください (○はいくつでも)。 1. 全国 2. 地方 (北海道、東北、関東、中部、北陸、東海、近畿、中国、四国、九州・沖縄) 3. () 県
9	き つ け	開発・製造・販売に至る主たるきっかけを教えてください (○はいくつでも)。 1. 当該商品にかかわる要望が直接ユーザ (ご本人、もしくはご家族) からあった 2. 当該商品にかかわる要望が中間ユーザ (学校、施設、病院等) からあった 3. 社内より必要性の声が上がった 4. その他 ()
10	購 入 者	当該商品の主な購入者を教えてください (○は三つまで) 1. 障害のあるご本人 2. 家族 3. 学校 4. 施設 5. 病院 6. 関連事業者 7. その他 ()
11	購 入 者 の 声	①当該商品の効果について購入者の声や反応を教えてください (○は一つ)。 1. 効果がない 2. あまり効果がない 3. どちらともいえない 4. やや効果がある 5. 効果がある 6. わからない ②当該商品の価格について購入者の声や反応を教えてください (○は一つ)。 1. 安い 2. やや安い 3. どちらともいえない 4. やや高い 5. 高い 6. わからない

V パーテーションなど、環境作りに関わる機器		
1	商 品 名 (1種類)	①商品名 ②通称 ----- ③取扱い 1. 製造 2. 販売 3. その他 ()
2	商品の特徴	当該商品の特徴をアピールしてください。
3	活 用 事 例	特徴的な活用事例があれば教えてください。
4	取り扱い時期	年 月より製造・販売開始
5	対 象 者	当該商品の対象者を教えてください（〇はいくつでも）。 1. 知的障害者 2. 自閉症を含む発達障害者 3. 肢体障害者 4. 聴覚障害者 5. 視覚障害者 6. 健常者 7. 高齢者 8. 健常幼児 9. 不明
6	価 格	定価 円（税込み）
7	普 及 数	差し支えなければ、教えてください。概数で結構です。 ① 昨年（度）販売・取扱い数 個、台、セット ② 累計販売・取扱い数 個、台、セット
8	販 売 地 域	販売地域に〇をつけてください（〇はいくつでも）。 1. 全国 2. 地方（北海道、東北、関東、中部、北陸、東海、近畿、中国、四国、九州・沖縄） 3. () 県
9	き つ か け	開発・製造・販売に至る主たるきっかけを教えてください（〇はいくつでも）。 1. 当該商品にかかわる要望が直接ユーザ（ご本人、もしくはご家族）からあった 2. 当該商品にかかわる要望が中間ユーザ（学校、施設、病院等）からあった 3. 社内より必要性の声が上がった 4. その他 ()
10	購 入 者	当該商品の主な購入者を教えてください（〇は三つまで） 1. 障害のあるご本人 2. 家族 3. 学校 4. 施設 5. 病院 6. 関連事業者 7. その他 ()
11	購 入 者 の 声	①当該商品の効果について購入者の声や反応を教えてください（〇は一つ）。 1. 効果がない 2. あまり効果がない 3. どちらともいえない 4. やや効果がある 5. 効果がある 6. わからない ②当該商品の価格について購入者の声や反応を教えてください（〇は一つ）。 1. 安い 2. やや安い 3. どちらともいえない 4. やや高い 5. 高い 6. わからない

御社について教えてください。

- | | | |
|-----------------------------------|-------|--------|
| 1. 報告書に、調査協力企業として御社の名前を記載して宜しいか？ | 1. はい | 2. いいえ |
| 2. アンケート調査の一部をそのまま報告書に掲載してもよろしいか？ | 1. はい | 2. いいえ |
| 3. その際に、御社の名前を記載しても宜しいか？ | 1. はい | 2. いいえ |
| 4. その際に、御社の商品名を記載しても宜しいか？ | 1. はい | 2. いいえ |

企 業 規 模	資本金：
事業内容等	①知的障害や発達障害のある方向けの機器を扱っておられますか（○は一つ）。 ----- 1． 扱っている 2． 扱っていない 3． その他（ ）
	②当該機器を扱う部門以外の事業はありますか（○は一つ）。 ----- 1． ある 2． ない
	他の事業： ----- ----- -----
	③従業員数 ③－１全体： 人 ③－２その内当該事業（もしくは、当該事業を含めた関連事業）の人数： 人
	④③－２の人数の内訳を教えてください。 1． 製造や開発に関わる方： 人 2． 営業に関わる方： 人 3． 事務、管理に関わる方： 人 4． その他（ ）： 人
	⑤御社の事業全体の売り上げに対して、その中に占める当該事業（もしくは、当該事業を含めた関連事業）の売り上げの割合を教えてください（○は一つ）。 1． 100% 2． ～80% 3． ～60% 4． ～40% 5． ～20% 6． 20%未満 7． わからない
	⑥当該事業（もしくは、当該事業を含めた関連事業）のみで事業内従業員の人件費、諸経費、開発費をまかなうことができますか（○は一つ）。 1． 全くできない 2． ややできない 3． どちらともいえない 4． ややできている 5． できている

	⑦今後御社が当該事業を継続・発展させるために重要であると思われる課題、改善がありましたら教えてください。
--	--

以下は、差し支えなければ、教えてください。

1	会社名	形態：(株)・(有)・その他 ()	
2	ご住所	〒 —	
3	ご連絡先	電話 () —	FAX () —
		e-mail @	
4	ホームページ	http://	
5	お問い合わせ先(ご担当者)	お名前	ご担当部署・役職
		電 話	e-mail @

* 質問は以上です。

* なお、この調査に関してご意見・ご感想等がありましたら、以下にご記入をお願い致します。

お忙しいところ、ご協力ありがとうございました。

平成21年度障害者保健福祉推進事業報告書

知的障害者及び発達障害者のための福祉用具の開発及び活用に関する調査研究

発行年月 2010年3月31日

編集者 生活環境支援研究会 代表 松井 宏昭

発行者 特定非営利活動法人 自閉症サポートセンター

〒277-0827 千葉県柏市松葉町6-11-8

電話 04-7105-7299 メールアドレス js-center@jcom.home.ne.jp

印刷所 (株) イセブ

〒305-0005 茨城県つくば市天久保2-11-20

電話 029-851-2515